

令和元年度

年 次 報 告

原子力規制委員会

本報告書は、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）第 24 条の規定に基づき、原子力規制委員会の所掌事務の処理状況を国会に報告するものである。

令和元年度の主な取組

(1) 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施と規制制度の継続的改善

東北電力女川原子力発電所 2 号炉の新規制基準適合に係る設置変更許可、関西電力美浜発電所の新規制基準適合に係る保安規定変更認可、九州電力玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉並びに関西電力大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉の特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）の設置に係る設置変更許可を行った。また、原子力施設に係る審査全般の改善として、申請・審査漏れの防止対策や、審査の進捗の全体像を把握する仕組み作りなどを行った。

規制制度の継続的改善として、ピット処分及びトレンチ処分に係る施設及び放射性廃棄物に関する要求性能の明確化に関する規則等の改正、クリアランスに係る合理的な確認方法に関する審査基準の制定、輸送・貯蔵兼用キャスクを用いた発電所サイト内貯蔵の基準の合理化を図るための関連する規則等の改正等を行った。また、特定放射性同位元素の防護に関する規制を令和元年 9 月に施行した。

（詳細は、第 2 章第 1 節、第 2 節、第 5 節、第 4 章第 1 節に記載）

(2) 新たな検査制度の本格運用に向けた法令類の整備や試運用の実施

令和 2 年度からの新たな検査制度の施行に向けて、法令類の整備として、政令、関係規則及び内規等の改正・策定を行った。また、平成 30 年 10 月から開始した試運用について、令和元年 10 月からはあらゆる原子力施設において、検査の実施に加え、検査の指摘事項に対する重要度評価や、プラントの総合的な評定等を含め、リスク重視で行う考え方を規制側と事業者側との双方で共有しながら、制度の全体的な運用の精査を行うなど、新たな検査制度の本格運用に向けた最終的な準備を進めた。

（詳細は、第 2 章第 3 節に記載）

(3) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

東京電力福島第一原子力発電所の早期かつ安全な廃炉や汚染水対策の実施に向け、規制当局としての立場から積極的な監視・指導を行っている。

令和元年度は、現場環境の改善や廃炉作業の進捗等により、東京電力福島第一原子力発電所事故についての継続的な分析（以下「事故分析」という。）に必要な現場調査等が可能となったこと等を踏まえ、事故分析の実施方針及び体制について改めて整備するとともに、3号機原子炉建屋内部調査等の現場調査等の実施、事故分析検討会の開催等を行った。

（詳細は、第3章第2節に記載）

(4) 原子力災害対策の充実

安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者や事前配布方法など、原子力災害時の防護対策を円滑に実施するため、令和元年7月3日に原子力災害対策指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」を改正した。また、原子力事業者防災訓練の結果見いだされた緊急時活動レベル（EAL¹）に関する課題に対応するため及び核燃料物質等の輸送時の災害対策の円滑な実施を確保するための国の役割を明確にするため、令和2年2月5日に同指針を改正した。

（詳細は、第6章第1節に記載）

(5) IRRS フォローアップミッションの受入れ

令和2年1月14日から21日まで、平成28年に受け入れた国際原子力機関（IAEA）による総合規制評価サービス（IRRS²）のフォローアップミッションを受入れ、平成28年のIRRSミッションでの勧告・提言に対する取組状況の確認と、放射性物質の陸上輸送規制に対する評価が行われた。

その結果、平成28年のIRRSミッションで受けた13の勧告と13の提言のうち、新検査制度の導入などにより10の勧告と12の提言について対応が完了するなど、大きな進展があったことが確認された。統合マネジメントシステムなどについては、今後も取組を継続することとされた。原子力規制委員会では、引き続き取り組むべき課題や、フォローアップミッションの実施を経て明らかとなった課題について、対応策を検討し、その実行に取り組むこととしている。

（詳細は、第1章第2節に記載）

¹ Emergency Action Level

² Integrated Regulatory Review Service

目 次

第1章	原子力規制行政に対する信頼の確保	1
第1節	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組	3
1.	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組	3
2.	外部とのコミュニケーションの充実	5
第2節	組織体制及び運営等の継続的改善	7
1.	マネジメントシステムの運用と改善	7
2.	IRRS ミッションにおいて明らかになった課題への対応	8
3.	その他の組織体制及び運営の改善	8
4.	原子力規制委員会における新型コロナウイルス感染症に関する取組	9
第3節	国際社会との連携	9
1.	国際機関との連携及び国際社会への貢献	9
2.	国際人材の確保及び育成に係る取組	12
第4節	法令事務、訴訟事務の実施	13
1.	訟務事務、不服申立て事務についての着実な対応	13
2.	法令等の不断の見直し及び改善	13
第5節	原子力施設安全情報に係る申告制度	13
第2章	原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施	15
第1節	原子炉等規制法に係る審査の厳正かつ適切な実施	18
1.	実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査の実施等	18
2.	核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査等の実施	22
3.	実用発電用原子炉の高経年化対策制度に係る審査の実施	25
4.	高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に係る対応	25
5.	東海再処理施設の廃止措置に係る対応	25
6.	安全性向上評価に関する制度の適切な実施	26
7.	原子力施設に係る審査全般の改善について	27
第2節	原子炉等規制法に係る検査等の厳正かつ適切な実施	27
1.	実用発電用原子炉に係る保安検査等の実施	27
2.	核燃料施設等に係る保安検査等の実施	27
3.	原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認	28

第3節	最新知見に基づく規制制度の策定、見直し	31
1.	新たな検査制度の本格運用に向けた準備等	31
2.	地震、津波、火山等の自然現象の情報収集及び分析の強化	32
3.	その他規制制度の継続的改善	35
第4節	原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和	37
第5節	放射性同位元素等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施	37
1.	放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護に係る制度の整備 ..	37
2.	放射性同位元素等規制法に基づく規制の厳正かつ適切な実施 ..	39
第3章	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等 ..	43
第1節	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視	46
1.	東京電力福島第一原子力発電所に係る実施計画の認可・検査等 ..	46
2.	建屋内の滞留水処理の監視	46
3.	3号機使用済燃料プールからの燃料取出作業の監視	46
4.	1/2号機共用排気筒の上部解体作業の監視	47
5.	東京電力福島第一原子力発電所における東京電力の放射性物質の分析能力の監視 ..	47
6.	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に係る東京電力の体制の監視 ..	48
7.	中期的リスクの低減目標マップの改定	48
8.	東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し	54
9.	東京電力福島第一原子力発電所で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認 ..	54
第2節	東京電力福島第一原子力発電所事故の分析	56
1.	継続的な事故分析	56
2.	事故の分析に係る情報発信等の取組	56
第3節	東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における環境放射線モニタリングの実施 ..	57
1.	東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングの実施 ..	57
第4章	原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築	61
第1節	最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善	64
1.	最新の知見等を踏まえた規制基準等の見直しの要否の検討	64
2.	民間規格の技術評価の計画の見直し及び実施	65
3.	低レベル放射性廃棄物の処分に係る規制基準の整備	66

第2節	国内外の最新知見情報に関する収集・分析と規制活動への反映 ...	68
1.	規制基準等への最新知見の反映.....	68
2.	安全研究から得られる科学的・技術的知見の規制業務への活用 ..	68
3.	デジタル安全保護系の共通要因故障対策に関する規制動向等の情報収集 ..	68
4.	重要性・緊急性を勘案した基準等の見直し.....	69
5.	国内外のトラブル情報の収集・分析	70
6.	国内外で発生した自然現象に関する情報の収集・分析.....	70
7.	国際会議への参加.....	71
第3節	安全研究の推進	71
1.	安全研究の積極的な実施	71
2.	安全研究の評価及び方針の策定.....	72
3.	共同研究プロジェクト活動への参画	72
第4節	原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進 ...	73
1.	人材の確保・育成.....	73
2.	研究系職員の人材育成.....	74
第5章	核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施.....	75
第1節	核セキュリティ対策の強化	77
1.	核物質防護検査等の実施	77
2.	核セキュリティ上の課題への対応.....	78
3.	国際会議への参加.....	79
第2節	保障措置の着実な実施	80
1.	我が国の保障措置活動の着実な実施	80
2.	東京電力福島第一原子力発電所における保障措置	84
3.	新たな保障措置検査に係る検討.....	84
4.	我が国の保障措置活動に係る情報発信及び人材育成	85
5.	原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督 ..	86

第6章	放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化.....	87
第1節	最新知見に基づく放射線防護に係る技術的基準等の改善.....	89
1.	放射線審議会の調査審議.....	89
2.	原子力災害対策指針の継続的改善.....	89
3.	放射線防護に関する安全研究の推進.....	91
4.	国際会議への参加.....	91
第2節	放射線モニタリングの実施・技術的検討.....	91
1.	原子力施設立地地域における緊急時モニタリング体制の充実..	91
2.	原子力艦寄港地の緊急時モニタリング体制の強化.....	92
3.	訓練等を通じた緊急時対応能力の強化.....	92
4.	全国的环境中の放射線等の測定.....	92
5.	原子力艦寄港地的环境中の放射線等の測定.....	93
6.	モニタリングの技術的事項の検討.....	94
第3節	危機管理体制の充実・強化.....	94
1.	原子力規制委員会の緊急時対応能力の強化.....	94
2.	原子力事業者防災の強化.....	95
3.	通信ネットワーク設備・システムの強化.....	98

第 1 章 原子力規制行政に対する信頼の確保

第 1 章の総括

(原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保)

原子力規制委員会は、引き続き、組織理念に基づいて、公開議論の徹底など透明性の確保に努めつつ、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ、独立して意思決定を行った。

透明性の一層の向上を図るため、被規制者との会議、面談等の公開に関する基本的な考え方についての平成 30 年度の原子力規制委員会における議論を踏まえて、平成 31 年 4 月からは被規制者等との面談の自動文字起こし結果公開の試運用を行い、令和 2 年 2 月から公開の対象となる面談等の規模を拡大し、本格的な運用を開始した。

さらに、外部とのコミュニケーションの充実を図るため、令和元年度は 3 回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会（CNO との意見交換会）を実施した。また、原子力規制委員会と原子力エネルギー協議会（ATENA³）との対話の在り方について議論を行い、経年劣化管理について実務レベルの技術的な意見交換を行う方針を決定した。令和 2 年 3 月、ATENA との当該意見交換を開始した。

(組織体制及び運営の継続的改善)

原子力規制委員会のマネジメントシステムについて、平成 28 年に受け入れた国際原子力機関（IAEA）による総合規制評価サービス（IRRS）の指摘等に対応し、原子力規制委員会マネジメント規程を改正した。また、原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、原子力規制委員会第 2 期中期目標（令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月まで）を決定した。

IRRS フォローアップミッションを令和 2 年 1 月 14 日から 21 日まで受入れ、平成 28 年の IRRS ミッションでの勧告・提言に対する取組状況の確認と、放射性物質の陸上輸送規制に対する評価が行われた。その結果、平成 28 年の IRRS ミッションで受けた 13 の勧告と 13 の提言のうち、新検査制度の導入などにより 10 の勧告と 12 の提言について対応が完了するなど、大きな進展があったことが確認された。統合マネジメントシステムなどについては、今後も取組を継続することとされた。

(国際社会との連携)

原子力規制委員会は、引き続き、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見や教訓などを国際社会と共有するとともに、国際的な原子力安全等の向上のための情報収集や意見交換を行うなど、国際機関や諸外国の原子力規制機関との連携を図った。

³ Atomic Energy Association

第1節 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組

1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組

(1) 独立性の確保

原子力規制における独立した意思決定は、適切な規制のために重要なものであり、各国の原子力規制機関においても、組織理念の重要な要素として掲げられている。原子力規制委員会は、独立性の高いいわゆる「三条委員会」として設置されており、組織理念において、「何のものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」ことを活動原則として掲げている。こうした原則の下、原子力規制委員会は、公開議論の徹底など透明性の確保に努めつつ、科学的・技術の見地から、公正・中立に、かつ、独立して意思決定を行うこととしている。令和元年度も年間を通じて75回行った原子力規制委員会会合(計292件の議題)において、科学的・技術の見地からの議論と意思決定を徹底することにより、原子力規制行政の独立性を確保した。

(2) 中立性の確保

原子力規制委員会は、平成24年度第1回原子力規制委員会(平成24年9月19日)において定めた「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」によって、原子力規制委員会委員長及び委員の在任期間中における原子力事業者等からの寄附の受取を禁止するとともに、就任前3年間の寄附及び指導学生の原子力事業者等への就職の状況について公開することとした。令和元年度末時点で就任している5人の委員についても、全て原子力規制委員会ホームページ上で公開している。

また、平成24年度第4回原子力規制委員会(平成24年10月10日)において決定した「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」によって、原子力規制委員会が電気事業者等に対する原子力規制について外部有識者の意見を聴く場合には、当該外部有識者と事業者との関係に関する情報の公開を徹底することとした。さらに、外部有識者を活用して電気事業者等の個別施設の安全性を新たに審査する場合や、個別施設の過去の審査結果そのものについて再度審査する場合には、当該外部有識者の選定に当たり、直近3年間に当該電気事業者等の役職員であった経歴、個人として1年度当たり50万円以上の報酬等の受領及び当該個別施設の過去の審査への関与の有無を確認することとした。原子炉安全専門審査会(以下「炉安審」という。)、核燃料安全専門審査会(以下「燃安審」という。)及び放射線審議会委員の任命についても、同等の要件等を定めた。

令和元年度においてもこの要件等に基づき、各種検討会等に属する外部有識者から自己申告のあった内容について、原子力規制委員会ホームページに掲載

し、公開した。

(3) 透明性の確保

原子力規制委員会では、平成 24 年度第 1 回原子力規制委員会（平成 24 年 9 月 19 日）において定めた「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、①開示請求不要の情報公開体制の構築、②公開議論の徹底、③文書による行政の徹底を基本方針とし、原子力規制委員会、審議会、審査会合及び検討チーム等の会合を公開で開催するとともに、これらの議事録及び資料の公開、インターネット動画サイト⁴による生中継をすることとしている。

また、同方針では、委員 3 人以上が参加する規制に関わる打合せ及び原子力規制委員会委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談については、議事要旨を作成し、これを参加者氏名や使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告することとしている。令和元年度もこれらの透明性の確保に関する取組を着実に実施するとともに、インターネット動画サイトの視聴者の利便を図るため、会議資料を会議の開始と同時に原子力規制委員会ホームページで入手できるよう掲載した。

前年度に引き続き、原則、原子力規制委員会委員長定例記者会見を週 1 回、原子力規制庁定例ブリーフィングを週 2 回、それぞれ実施した（令和元年度中に延べ 143 回の記者会見を実施）。記者会見についても、委員会及び各種検討会合等と同様に生中継、録画の公開を行い、議事録については可能な限り、翌日中に原子力規制委員会ホームページに掲載した。委員長及び委員が現地調査、現地視察及び現地訪問を行う際にも取材対応を行っており、令和元年度は 24 件対応した。

さらに、前年度に引き続き審査の透明性向上にも取り組んでおり、平成 30 年度第 38 回原子力規制委員会（平成 30 年 10 月 31 日）及び第 45 回原子力規制委員会（平成 30 年 12 月 5 日）での、被規制者との会議等の公開に関する基本的な考え方についての議論を踏まえて、平成 31 年 4 月から被規制者等との面談の自動文字起こし結果公開の試運用を行い、令和 2 年 2 月から公開の対象となる面談等の規模を拡大し、本格的な運用を開始した。令和元年度は自動文字起こしによる議事録を、486 件原子力規制委員会ホームページに掲載した。

その他、東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る作業と廃炉作業の適正な実施に必要な調整等を行い廃炉作業に係る東京電力への指示の決定における透明性の向上を図るため、資源エネルギー庁、原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び東京電力ホールディングス（以下単に「東京電力」という。）をはじめとした関係機関との連絡・調整会議を随時開催することとし、令和元年度

⁴ 「YouTube」及び「ニコニコチャンネル」

は、東京電力福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議を3回開催した。

2. 外部とのコミュニケーションの充実

(1) 国内外の多様なコミュニケーションに関する取組の充実

原子力規制委員会は、平成29年度第49回原子力規制委員会（平成29年11月15日）において示された「委員による現場視察及び地元関係者との意見交換について」の基本方針に基づき、委員が原子力施設を訪問し、地元関係者と意見交換を行う取組を実施しており、この取組の一環として、平成31年4月に更田原子力規制委員会委員長及び伴委員が愛媛県オフサイトセンターにおいて、愛媛県知事、伊方町長、八幡浜市長等の地元関係者と意見交換を行い、四国電力伊方発電所を視察した。また、令和2年2月には更田原子力規制委員会委員長及び石渡委員が鹿児島県原子力防災センターにおいて、鹿児島県知事、薩摩川内市長、阿久根市長、日置市長等の地元関係者と意見交換を行い、九州電力川内原子力発電所を視察した。

平成26年10月から、我が国全体としての原子力安全文化の浸透と安全性向上の促進を図るとともに、原子力事業者の安全性向上に関する活動に対する基本的考え方及び継続的な安全性の向上に向けた現行の規制制度の改善案等に関する意見を聴取するため、原子力規制委員会において、主要な原子力施設を保有する事業者等の経営責任者（CEO）と意見交換を行う場を設けてきた。令和元年度は、安全性向上に係る取組や改善事項等を主な論点として、11事業者と意見交換を行った。

また、円滑な規制の導入や予見可能性を高めるための規制基準や審査の充実・明確化等に資するべく、平成29年1月からCNOとの意見交換会を実施している。令和元年度は3回開催し、安全な長期運転に向けた経年劣化管理の取組など原子力を取り巻く課題について被規制者と意見交換した。平成31年4月に開催した第8回CNOとの意見交換会において、ATENAの概要と今後の役割について事業者から説明があり、これを受けて、令和元年度第5回原子力規制委員会（平成31年4月24日）で、原子力規制委員会とATENAとの対話の在り方について議論が行われた。その後、令和元年7月に開催された第9回CNOとの意見交換会に事業者に加えATENAも参加し、CNOとの意見交換会の場を利用して試行的にATENAとの意見交換を開始した。さらに、令和元年12月に開催された第10回CNOとの意見交換会において、ATENAから規制当局との技術的な議論を行いたいとの要望があった。これを受けて、令和元年度第46回原子力規制委員会（令和元年12月4日）で、今後ATENAと経年劣化管理について実務レベルの技術的な意見交換を行う方針を決定した。その後、令和元年度第57回原子力規制委員会（令和2年1月29日）において、経年劣化管理に係る

ATENA との実務レベルの技術的意見交換会の開催を決定し、3月6日に第1回会合を開催した。これらの取組を通して被規制者とのコミュニケーションの充実に努めている。

このほか、法令類の整備等の際し、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく意見公募手続（法定パブリックコメント）に加え、原子力規制委員会の任意による同法の規定に準じた意見公募手続（任意パブリックコメント）を実施しており、令和元年度は、法定と任意を合わせて計45件実施し、積極的に国民の意見を募集し、寄せられた意見に対して丁寧に対応した。

表 1-1 令和元年度に実施した主なパブリックコメント

法定パブリックコメント	任意パブリックコメント
<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制検査の実施に向けた法令類の整備案（第二段階）（基準規則及びその解釈のうち実用発電用原子炉施設関係） 眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正案 <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">（意見公募手続件数：26件） （結果公示件数：27件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所の火山影響評価ガイドの改正案 東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案 <p style="text-align: right;">等</p> <p style="text-align: center;">（意見公募手続件数：19件） （結果公示件数：19件）</p>

（2） 情報管理システムの整備に向けた取組

情報管理システムは、原子力規制委員会で行われる会議の記録、事業者との間で行われる審査の過程及び規制に関連する内容の議論に係る記録など、現在原子力規制委員会ホームページで公開している情報資源のうち重要なものを、今後数十年にわたってアーカイブするとともに、広く国民の閲覧に供することを目的として整備するものである。

令和元年度は、情報管理システムの構築事業者を決定の上、次年度の運用開始に向けてシステム構築及び運用・保守体制の整備を行った。

（3） 原子力規制委員会の取組についての情報発信の強化

原子力規制に対する社会的な関心の高さを踏まえ、国民への迅速かつ丁寧な情報発信の一層の強化に努めた。

原子力規制委員会会合における議論のうち、社会的な関心が高いと思われるものについてその概要を twitter で配信する取組や、インターネット上でのウラ

ン等の譲渡などの法令違反の注意喚起を行う啓発活動、原子力規制委員会ホームページ上にて各議題の結果概要を掲載する取組等を継続した。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会（以下「事故分析検討会」という。）において、東京電力福島第一原子力発電所 3 号炉原子炉建屋 3 階の映像を公開した。

また、原子力規制委員会ホームページを検索性が高く、利用しやすいページとすべく、次年度以降のリニューアルに向けて計画策定を進めた。

第2節 組織体制及び運営等の継続的改善

1. マネジメントシステムの運用と改善

平成 28 年に受け入れた IRRS の指摘を踏まえて策定した、「原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ」（平成 28 年度第 45 回原子力規制委員会（平成 28 年 11 月 22 日）決定）に基づき、原子力規制委員会自身のマネジメントシステムの継続的改善を進め、第 69 回原子力規制委員会（令和 2 年 3 月 11 日）において原子力規制庁より達成状況の報告を受けた。

令和元年度の新たな取組として、原子力規制委員会マネジメント規程について、IRRS の指摘を踏まえ、規則及びガイドを定期的に見直す旨の規定を追加するとともに、最新の IAEA 基準の要素の取り入れ、マネジメントと行政通則法令等との関係の明示等も含めた全部改正を行った（令和元年度第 49 回原子力規制委員会（令和元年 12 月 18 日）決定）。また、原子力規制委員会マネジメント規程に基づき策定する中期目標について、原子力規制委員会第 1 期中期目標（平成 27 年 4 月から令和 2 年 3 月まで）の取組を踏まえた上で、確実かつ継続的に実施する活動に関する目標に加えて、新たな取組や 10～20 年後も見据え、原子力規制委員会がミッションを果たし続けるために次年度からの 5 年間で備えるべきことに関する目標を盛り込んだ原子力規制委員会第 2 期中期目標（令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月まで）を、令和元年度第 61 回原子力規制委員会（令和 2 年 2 月 5 日）で決定した。

マネジメントシステムの運用として、原子力規制委員会マネジメント規程、「原子力安全文化に関する宣言」及び「核セキュリティ文化に関する行動指針」に基づき、原子力規制委員会第 1 期中期目標、原子力規制委員会令和元年度重点計画等に沿って各業務を実施した。マネジメントシステム内部監査については、部署別監査及びテーマ別監査を実施し、業務量が多い部署等に対し、管理的な業務等の改善に資する勧告・提言を行った。これらについて第 69 回原子力規制委員会（令和 2 年 3 月 11 日）及び第 72 回原子力規制委員会（令和 2 年 3 月 18 日）において、令和元年度重点計画の施策の進捗状況の評価及び次年度の取組の方向性の審議を行った。この審議を踏まえ、第 75 回原子力規制委員会（令和 2 年 3 月 30 日）において「原子力規制委員会令和 2 年度重点計画」を決定し

た。

さらに、内部監査機能の強化に資するため、原子力規制委員会職員等からの通報があった場合には、第三者からなる「原子力規制委員会職員等からの通報等に係る有識者会合」を開催することとしている。なお、令和元年度において、原子力規制委員会職員等からの通報は0件であった。

また、根拠に基づく政策立案（EBPM⁵）に関する取組として、行政事業レビューにおいて、ロジックモデルの活用拡大を図った。

2. IRRS ミッションにおいて明らかになった課題への対応

IAEA では、加盟国の要請に基づき、原子力、放射線、放射性廃棄物及び輸送の安全性に関する規制基盤の実効性の強化、向上を目的として、IAEA が招聘した各国規制機関の専門家等が、IAEA の安全基準に基づき評価を行う総合規制評価サービス（IRRS）を提供している。

原子力規制委員会は、平成 28 年 1 月に IRRS ミッションを受け入れ、その後、同ミッションからの勧告・提言等に対する取組を継続的に実施してきたが、この取組状況について改めて評価を受けるため IAEA に要請し、令和 2 年 1 月、IRRS フォローアップミッションを受け入れた。

フォローアップミッションでは、追加的に放射性物質の陸上輸送規制に関しても評価を受けることとし、当初ミッションの勧告・提言等に対する原子力規制委員会の取組や、放射性物質の陸上輸送に係る IAEA 安全基準への適合状況を自ら評価し、累次にわたる原子力規制委員会での審議を経て、自己評価書を取りまとめ、フォローアップミッション前に IAEA 事務局に提出した。なお、原子力規制委員会は、炉安審及び燃安審に対し、当初ミッションで明らかになった課題に対する原子力規制委員会の取組状況の評価や助言を行うよう指示しており、自己評価書の取りまとめに際しては、両審査会においても審議が行われた。

その結果、平成 28 年の IRRS ミッションで受けた 13 の勧告と 13 の提言のうち、新検査制度の導入などにより 10 の勧告と 12 の提言について対応が完了するなど、大きな進展があったことが確認された。統合マネジメントシステムなどについては、今後も取組を継続することとされた。

3. その他の組織体制及び運営の改善

上記 1. 及び 2. のほか、府省横断的な取組として①「「デジタル・ガバメント」実行計画」（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）に基づき策定した環境省デジタル・ガバメント中長期計画（平成 30 年 6 月 18 日環境省情報管理委員会決定）の推進、②「行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの

⁵ Evidence Based Policy Making

視点」(平成 25 年 8 月 6 日行政改革推進会議決定、平成 30 年 4 月 5 日一部改正 内閣官房行政本部事務局)に基づく、新たに EBPM の観点を取り入れた行政事業レビューの実施による予算要求・執行の適正化、③「働き方改革実行計画」(平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定)に基づく長時間労働の是正(原則として月 45 時間以下かつ年 360 時間以下)及びワークライフバランスの推進、④公文書監理官及び公文書監理・情報化推進室の設置による体制強化(平成 31 年 4 月)等、「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成 30 年 7 月閣僚会議決定)等に対応した文書管理の取組を行った。

4. 原子力規制委員会における新型コロナウイルス感染症に関する取組

原子力規制委員会では、令和 2 年 3 月 2 日に原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染症対策を実施している。

本庁では、令和 2 年 3 月 30 日から 4 月 12 日までの間、全員在宅勤務を原則とし、予算の執行業務や検査・審査業務等の必要不可欠なものに限定するなど業務の精査を行うとともに、登庁が不可避な業務に従事する職員についても、A 班と B 班の 2 班に分け、原則交互に在宅勤務と出勤を行う体制の構築や、登庁する場合でも時差出勤を実施する方針を決定したほか、情勢に応じて 4 月 12 日以降に対策を延長かつ強化することとした。このような取組により、令和 2 年 3 月 31 日における職員の出勤割合は 41.5%となった。

また、地方事務所の職員は本庁へ出張せず Web 会議システムを用いた会合等への参加に変更する等の対策を実施した。

さらに、「三つの密」を避けるために、審査会合や検討チーム会合等では Web 会議システムを用いて実施することや、原子力規制委員会会合における一般傍聴を中止し、動画による視聴に変更するなど感染拡大防止を図った。

第3節 国際社会との連携

1. 国際機関との連携及び国際社会への貢献

(1) 国際機関との連携

原子力規制委員会は、国際機関との連携として、IAEA や OECD/NEA⁶等の各種会合への出席や専門家等の派遣を通じて、引き続き、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見や教訓などを国際社会と共有するとともに、国際的な原子力安全の向上のための情報発信や意見交換を行った。

特に、東京電力福島第一原子力発電所における規制活動及び当該発電所の現状についての情報発信を目的とする情報交換会合及び東京電力福島第一原子力発電所の視察を、IAEA との共催で令和元年 10 月(8ヶ国参加)に、OECD/NEA

⁶ Organisation for Economic Co-operation and Development / Nuclear Energy Agency

との共催で令和 2 年 2 月（7 ヶ国参加）に開催した。

国際的な情報発信の一環として、引き続き東京電力福島第一原子力発電所近傍を始めとした海洋モニタリングの結果を定期的に公表するとともに、IAEA と協力して、我が国の海洋モニタリングに関し、複数の分析機関が参加する分析結果の相互比較や分析機関の力量評価を実施した。

さらに、IAEA が各国の環境放射線モニタリング情報を収集し、共有する枠組みとして整備している国際放射線モニタリング情報システム（IRMIS⁷）について、令和元年 8 月に、IAEA との間で放射線モニタリングデータの交換等の協力に係る取決めを締結するとともに、令和 2 年 2 月に、IRMIS へのデータの伝送を開始した。

（2）原子力安全に関する各種国際条約の下での取組への参画等

原子力規制委員会は、関係府省とともに、原子力の安全に関する条約、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（廃棄物等合同条約）、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力の事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、核物質の防護に関する条約（核物質防護条約）及び核物質の防護に関する条約の改正（改正核物質防護条約）並びに、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の枠組みの下での国際的な取組に参画している。

（3）多国間枠組みにおける諸外国原子力規制機関との協力

原子力規制委員会は、原子力安全等の向上の観点から、以下のような諸外国の原子力規制機関との情報交換等を進めた。

国際原子力規制者会議（INRA⁸）は、主要な原子力発電所保有国の原子力規制当局の責任者から構成され、毎年 2 回、原子力安全規制上の広範な課題について意見交換を行う枠組みであり、日本、アメリカ、フランス、イギリス、ドイツ、カナダ、スウェーデン、スペイン、大韓民国の 9 か国が参加している。令和元年 5 月には、同年の議長国であるイギリスの原子力規制機関（ONR⁹）の主催で第 44 回会合がバース（イギリス）で開催され、我が国からは原子力規制委員会委員長の代理として安井原子力規制庁長官（当時）が出席し、新規制基準適合性審査の状況、特重施設に関する最近の状況、東京電力福島第一原子力発電所の現状等について報告した。同じく ONR の主催で、令和元年 9 月の IAEA 総会の開催期間中に、第 45 回会合がウィーン（オーストリア）で開催され、更田原子力規制委員会委員長が出席し、原子力規制に関わる幅広い議論を交わした。

⁷ International Radiation Monitoring Information Systems

⁸ The International Nuclear Regulators Association

⁹ Office for Nuclear Regulation

欧州各国を主体とする原子力規制当局の責任者により構成される会議体である WENRA¹⁰については、毎年 2 回総会が開催されている。原子力規制委員会はオブザーバーとして加盟しており、平成 31 年 4 月にブダペスト(ハンガリー)で開催された春の総会と、令和元年 10 月にバーゼル(スイス)で開催された秋の総会に出席した。

日中韓原子力安全上級規制者会合(TRM¹¹)は、原子力安全に関する地域協力として、日中韓の 3 か国が定期的に規制上の課題や原子力安全に関する技術向上のための情報交換等を推進する枠組みとして、平成 20 年から毎年 1 回開催しているものである。

令和元年は中国が議長国となり、11 月に北京で第 12 回会合を開催した。本会合には伴原子力規制委員会委員が出席し、日中韓の各原子力規制機関の取り組みや、傘下の 2 つの作業部会(人材育成に関する作業部会及び緊急時対応に関する作業部会)の活動の総括、中国で開催された 3 か国合同の緊急時訓練についての報告がなされた。また、緊急時対応に関する協力の必要性が認識され、緊急時対応に関する作業部会が作成中の緊急時対応マニュアルを早急に取りまとめるよう、作業部会へ指示が出された。

さらに、TRM に併せて開催した、同じく日中韓が参加し、より技術的な内容を議論する場である第 7 回 TRM プラスでは、原子力発電所の運転経験のフィードバック、IAEA 安全基準への適合、規制における民間規格の活用、緊急時のモニタリング等について、担当者間で実務的な情報交換を行った。

(4) 二国間枠組みにおける諸外国原子力規制機関との協力

原子力規制委員会は、9 か国(10 原子力規制機関等)と各種協力に関する覚書等を交わしており、令和元年度も、こうした二国間の枠組みを通じて、諸外国の原子力規制機関等と原子力規制に関する情報・意見交換を行った。

アメリカとの間で、原子力規制委員会(NRC¹²)との協力実施取決めに基づき、令和元年 11 月に東京にて日米ステアリング・コミッティを開催した。当該会合では、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。)における検査制度の見直し状況や、新規制基準適合性審査の状況、東京電力福島第一原子力発電所の最新状況等について意見交換を行った。

フランスとの間で、令和元年 9 月には、モンルージュ(フランス)にて第 7 回日仏規制当局間会合を開催し、原子力規制委員会から田中委員他が、フランス原子力安全局(ASN¹³)からはドロズック委員長及び委員が出席した。本会合で

¹⁰ Western European Nuclear Regulators Association

¹¹ Top Regulators' Meeting on Nuclear Safety among China, Japan, and Korea

¹² Nuclear Regulatory Commission

¹³ Autorité de Sûreté de Nucléaire

は、双方の規制当局の最新動向等の議題について意見交換を行った。また、同年 9 月には、更田原子力規制委員会委員長がカダラッシュ研究所を視察し、安全研究分野で協力しているフランス放射線防護・原子力安全研究所（IRSN¹⁴）等と国際的な研究協力のあり方について意見交換をした。

このほか、実務レベルでの技術専門家による二国間会合として、令和元年 6 月にフィンランド放射線・原子力安全庁（STUK¹⁵）にて、放射性廃棄物を主要テーマとした最新の規制状況について意見交換するなどの規制情報交換会合を行った。また、同年 11 月にはドイツ環境・自然保護・原子炉安全省（BMUM¹⁶）にて、クリアランス制度、低レベル放射性廃棄物埋設処分の規制制度、事業者の安全文化に係る検査、日本の原子力規制検査等を主要テーマとする規制情報交換会合を行った。

また、令和元年 10 月にはアルメニア大統領が更田原子力規制委員会委員長を訪問し、日本・アルメニア両国の原子力規制の現状及び関心事項を情報共有するとともに、今後の両国の協力可能性について意見交換を行った。

（５） 原子力規制国際アドバイザーとの意見交換

原子力規制委員会は、原子力利用における安全の確保に係る最新の海外の知見を積極的に取り入れることを目的とし、原子力規制についての豊富な経験と高度な学識を有する有識者を、原子力規制国際アドバイザーとして委嘱し、原子力規制委員会の組織の在り方、原子力規制の制度の在り方などの課題について意見交換等を行っている。令和元年度は、4 月及び 11 月に意見交換を行った。

さらに令和元年 10 月に、原子力利用における安全の確保に係る研究及び調査における専門的事項への助言を得ることを目的として、東京電力福島第一原子力発電所事故について MELCOR（原子力規制委員会が規制に活用している、シビアアクシデントの進展を解析するコード）を用いて分析に取り組んでいる専門家であるランダル・ガント氏を原子力規制国際アドバイザーに委嘱した。

2. 国際人材の確保及び育成に係る取組

原子力規制委員会では、国際経験豊富な人材の獲得、教育・訓練・研究・国際協力を通じた職員の国際活動に係る力量向上、若手職員の国際活動の経験の獲得促進、国際活動への参画を促進する環境の充実及び国際協力に関する職員への研修内容の向上に取り組んでいる。IAEA や OECD/NEA などの国際機関には、令和元年度末時点において 8 名が在籍し、NRC には、安全研究分野の人材交流を促進する目的で平成 30 年 7 月から約 1 年間に 1 名の職員を派遣し、ま

¹⁴ Institute for Radiological Protection and Nuclear Safety

¹⁵ Säteilyturvakeskus

¹⁶ Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und nukleare Sicherheit

た、スイス原子力安全検査局（ENSI¹⁷）からの研修員を受け入れるなど、国際機関との連携や諸外国規制機関との協力を進めた。また、原子力安全条約における第8回レビュープロセスへの役員及びレビューワーとしての参加など、中堅・若手職員の国際経験の醸成、長期的・継続的な国際人材としての活躍の機会の確保に努めた。

第4節 法令事務、訴訟事務の実施

1. 訟務事務、不服申立て事務についての着実な対応

原子力規制委員会の業務に係る法令事務・訴訟事務について、関係機関と連携しつつ対応を行った。具体的には、現在係争中の47件及び令和元年度中に判決があった6件の訴訟について、法務省等と協力して、迅速かつ適切に準備書面の作成、証人尋問への対応を行った。

また、発電用原子炉設置変更許可処分等に係る不服申立て5件について審査した上で、1件を却下し、4件を棄却した。

2. 法令等の不断の見直し及び改善

最新の科学的・技術的知見を規制要求に反映させるなど、原子力規制委員会が所管する法令等の不断の見直し及び改善を実施した。

また、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「平成29年改正法」という。）による改正後の原子炉等規制法の規定を実施するため、原子炉等規制法施行令を改正し、原子力規制検査の手数料の設定及び現行の検査官の原子力検査官への統合を行ったほか、既存の検査等の手数料について見直しを行うなど、同令その他の関係政令の所要の改正を実施した。

第5節 原子力施設安全情報に係る申告制度

原子炉等規制法では、事業者による法令違反行為等を早期に発見することにより、原子力災害を未然に防止するため、事業者の違法行為に関する従業者等からの申告を受け付け、事実関係を精査し、必要に応じて事業者に対する指示等の是正措置を講じる「原子力施設安全情報に係る申告制度」が設けられている。

本制度の運用に際しては、原子力規制委員会が行う調査等の中立性、透明性等の確保の観点から、外部の有識者で構成される「原子力施設安全情報申告調査委員会」を設置し、その監督の下、申告者の個人情報保護に注意を払いつつ、できるだけ早期に処理し、運用状況を公表することとしている。令和元年度の運用状況は、処理中案件0件、処理済案件5件であった。

¹⁷ Swiss Federal Nuclear Safety Inspectorate

第 2 章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

第 2 章の総括

(原子炉等規制法に係る審査の厳正かつ適切な実施)

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて策定した新規制基準に照らし、事業者からの設置変更許可申請等について、科学的・技術的に厳格な審査を行っている。

令和元年度、実用発電用原子炉については、東北電力女川原子力発電所 2 号炉に係る新規制基準に適合するための設置変更を許可した。関西電力美浜発電所に係る新規制基準に適合するための保安規定変更を認可した。九州電力玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉並びに関西電力大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉の特重施設の設置に係る設置変更を許可した。関西電力高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉等の特重施設の設置に係る工事計画を認可した。九州電力川内原子力発電所の特重施設の設置に係る保安規定の変更を認可した。地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能に係る設置変更については、申請のあった全ての発電所について設置変更を許可した。内部溢水による管理区域外への漏えいの防止対策に係る設置変更の許可については、申請のあった全ての発電所について許可した。廃止措置計画の認可については、東北電力女川原子力発電所 1 号炉、関西電力大飯発電所 1 号炉及び 2 号炉並びに九州電力玄海原子力発電所 2 号炉に対して、認可を行った。

核燃料施設等¹⁸については、令和元年 8 月 21 日の原子力規制委員会において報告された原子力機構原子力科学研究所原子炉安全性研究炉 (NSRR¹⁹) についての新規制基準適合性に係る設計及び工事の方法の認可 (以下「設工認」という。) における消火設備の申請・審査漏れを受け、試験研究用等原子炉施設の設工認等の申請・審査漏れの再発防止策及び試験研究用等原子炉施設の設工認等の審査の合理化について検討し、令和 2 年 2 月 19 日の原子力規制委員会において、原子力施設に係る審査全般の改善策について了承した。

このほか、原子力機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に係る対応、東海再処理施設の廃止措置に係る対応等を行った。

¹⁸ ここでは実用発電用原子炉施設以外の試験研究用等原子炉施設や核燃料物質加工施設などをいう。

¹⁹ Nuclear Safety Research Reactor

(原子炉等規制法に係る検査等の厳正かつ適切な実施)

使用前検査、施設定期検査、保安検査の着実な実施、原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認等を行っている。

令和元年度に実施した使用前検査及び施設定期検査の件数は、それぞれ 20 件及び 15 件であった。実用発電用原子炉、核燃料施設等を対象として、四半期ごとに保安検査を実施した。令和元年度の法令報告事象は実用発電用原子炉において 3 件、核燃料施設等において 1 件だった。

この他、令和 2 年 4 月からの新たな検査制度の施行に向けて、平成 30 年度に引き続き新たな検査制度の試運用を実施するなど、新たな検査制度の本格運用に向けた最終的な準備を進めた。

(最新知見に基づく規制の見直し)

新たな検査制度の施行に向け、政令、関係規則及び内規等の改正・策定を行った。また、規制の継続的改善を図るため火山活動のモニタリングに係る検討、震源を特定せず策定する地震動に関する検討、大山火山の大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う対応の整理、津波警報が発表されない可能性のある津波への対応の整理、特重施設が法定の期限内に完成しない場合の手続の整理、火山影響評価ガイドの改定、原子力施設の状況に応じた運転上の制限(LCO²⁰)等の継続的改善に関する検討、建物・構築物の免震構造に関する検討を行った。

(放射性同位元素等規制法に係る規制制度の継続的改善)

平成 29 年改正法のうち、特定放射性同位元素の防護の規制強化を含む同法第 5 条による改正後の放射性同位元素等の規制に関する法律(以下「放射性同位元素等規制法」という。)の関係政令を平成 30 年 11 月 21 日、関係規則及び告示を平成 30 年 11 月 26 日に公布し、令和元年 9 月に施行した。

(放射性同位元素等に係る規制の厳正かつ適切な実施)

原子力規制委員会は、放射性同位元素等規制法に基づき、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をしようとする者等からの許可申請の審査及び届出の受理、許可届出使用者等及び登録認証機関等への立入検査等を実施している。平成 30 年度放射線管理状況報告書によると、全ての許可届出使用者等において、放射線業務従事者の受けた線量は法令に定める年間線量限度を下回っていた。また、令和元年度の法令報告事象は令和元年度末時点で 5 件であった。

²⁰ Limiting Conditions for Operation

第1節 原子炉等規制法に係る審査の厳正かつ適切な実施

1. 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査の実施等

(1) 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査の実施

実用発電用原子炉については、平成25年7月8日に新規制基準を施行した後、これまでに11事業者から16原子力発電所27プラントの新規制基準への適合に係る設置変更許可申請等が提出された。これらの申請については、原子力規制委員会が了承した方針に基づき厳正かつ適切に審査を行っているところであり、令和元年度においては審査会合を計158回開催した。審査会合においては、基準地震動及び基準津波の設定、竜巻、内部溢水及び内部火災等に対する防護設計、炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策等の重大事故等対策の有効性評価、重大事故等発生時における手順の整備等について、多くの議論が行われた。

東北電力女川原子力発電所2号炉については、新規制基準に適合するための設置変更許可申請に対する審査を行った上で、事業者の技術的能力、原子炉の構造及び設備に関する審査書案に対する科学的・技術的意見を募集して参酌するとともに、原子炉等規制法の規定に基づき、原子力委員会及び経済産業大臣から意見を聴取した。これらを踏まえ、令和元年度第67回原子力規制委員会（令和2年2月26日）において、設置変更を許可した。

また、関西電力美浜発電所については、新規制基準に適合するための保安規定変更認可申請に対する審査を行い、令和2年2月27日に保安規定の変更を認可した。

(2) 特重施設に係る審査の状況

特重施設の設置に係る設置変更の許可に関しては、これまでに8事業者11原子力発電所18プラントについて、申請書が提出された。同申請の審査においては、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと等を確認している。九州電力玄海原子力発電所3号炉及び4号炉、並びに関西電力大飯発電所3号炉及び4号炉については、特重施設に係る設置変更許可申請書に対する審査結果の案を取りまとめ、原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取を行い、その回答を踏まえて審議した結果、玄海原子力発電所3号炉及び4号炉について令和元年度第1回原子力規制委員会（平成31年4月3日）、大飯発電所3号炉及び4号炉について令和元年度第67回原子力規制委員会（令和2年2月26日）において、設置変更を許可した。

特重施設の設置に係る工事計画に関しては、これまでに3事業者5原子力発電所11プラントについて申請書が提出された。九州電力川内原子力発電所2号炉の第3回申請については平成31年4月12日に、関西電力高浜発電所1号炉及び2号炉の第1回申請、第2回申請、第3回申請及び第4回申請については、

それぞれ平成 31 年 4 月 25 日、令和元年 9 月 13 日、同年 10 月 24 日及び令和 2 年 2 月 20 日に、同発電所 3 号炉及び 4 号炉については令和元年 8 月 7 日に、四国電力伊方発電所 3 号炉の第 4 回申請及び第 2 回申請については、それぞれ令和元年 10 月 10 日及び同年 12 月 24 日に、第 3 回申請及び第 5 回申請については令和 2 年 3 月 27 日に、玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の第 1 回申請及び第 2 回申請については、それぞれ令和元年 11 月 28 日及び令和 2 年 3 月 4 日にそれぞれを認可した。

(3) バックフィットに係る設置変更許可申請の審査状況

バックフィットに係る設置変更許可申請のうち、有毒ガス防護に係る設置変更許可に関しては、これまでに 4 事業者 7 原子力発電所について申請書が提出され、令和元年度において 3 事業者 6 原子力発電所について許可し、1 事業者 1 原子力発電所については現在審査中である。

地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能に係る設置変更許可については、これまでに 5 事業者 8 原子力発電所について申請書が提出され、令和元年度において 3 事業者 3 原子力発電所に対して許可し、平成 30 年度までに許可したものを含め、申請されたものについては全て審査し処分を行った。

内部溢水による管理区域外への漏えいの防止対策に係る設置変更許可については、これまでに 4 事業者 7 原子力発電所について申請書が提出され、令和元年度において 1 事業者 1 原子力発電所に対して設置変更を許可し、平成 30 年度までに許可したものを含め、申請されたものについては全て審査し処分を行った。(地震・津波・火山関係のバックフィットについては第 2 章第 3 節 2. で後述。)

(4) 廃止措置計画の認可に係る審査の状況

廃止措置計画の認可については、平成 23 年の原子力規制委員会発足からこれまでに 6 事業者 7 原子力発電所 11 プラントについて申請書が提出され、令和元年度において 3 事業者 3 原子力発電所 4 プラントに対して認可を行った。これにより、6 事業者 7 原子力発電所 10 プラントについて廃止措置計画を認可したこととなる。

表 2-1 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の状況

○ 発電用原子炉

No.	申請者	対象発電炉		新規制基準適合性審査			使用前 検査等	
				設置変更 許可	工事計画 認可	保安規定 認可		
1	日本原子力発電(株)	東海第二発電所	BWR	了	了	審査中		
2		敦賀発電所 2号	PWR	審査中	未申請	審査中		
3	電源開発(株)	大間原子力発電所	建設中	審査中	審査中	未申請		
4	北海道電力(株)	泊発電所	1号	PWR	審査中	審査中	審査中	
5			2号	PWR	審査中	審査中	審査中	
6			3号	PWR	審査中	審査中	審査中	
7	東北電力(株)	東通原子力発電所	BWR	審査中	審査中	審査中		
8		女川原子力発電所 2号	BWR	了	審査中	審査中		
9		3号	BWR	未申請	未申請	未申請		
10	東京電力HD(株)	東通原子力発電所	建設中	未申請	未申請	未申請		
11		柏崎刈羽原子力発電所	1号	BWR	未申請	未申請	未申請	
12			2号	BWR	未申請	未申請	未申請	
13			3号	BWR	未申請	未申請	未申請	
14			4号	BWR	未申請	未申請	未申請	
15			5号	BWR	未申請	未申請	未申請	
16			6号	BWR	了	審査中	審査中	
17	7号		BWR	了	審査中	審査中		
18	中部電力(株)	浜岡原子力発電所	3号	BWR	審査中	未申請	未申請	
19			4号	BWR	審査中	審査中	審査中	
20			5号	BWR	未申請	未申請	未申請	
21	北陸電力(株)	志賀原子力発電所 1号	BWR	未申請	未申請	未申請		
22		2号	BWR	審査中	審査中	審査中		
23	関西電力(株)	美浜発電所 3号	PWR	了	了	了	検査中	
24		大飯発電所	3号	PWR	了	了	了	了
25			4号	PWR	了	了	了	了
26		高浜発電所	1号	PWR	了	了	審査中	検査中
27			2号	PWR	了	了	審査中	検査中
28			3号	PWR	了	了	了	了
29			4号	PWR	了	了	了	了
30	中国電力(株)	島根原子力発電所 2号	BWR	審査中	審査中	審査中		
31		3号	建設中	審査中	未申請	未申請		
32	四国電力(株)	伊方発電所 3号	PWR	了	了	了	了	
33	九州電力(株)	玄海原子力発電所	3号	PWR	了	了	了	了
34			4号	PWR	了	了	了	了
35		川内原子力発電所	1号	PWR	了	了	了	了
36			2号	PWR	了	了	了	了

(注)廃止措置計画の認可済、事業者が廃炉とする旨を公表済の発電炉は除く。

■ 令和元年度に変更のあったもの

表 2-2 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の状
(特定重大事故等対処施設)

○ 発電用原子炉【特定重大事故等対処施設】

No.	申請者	対象発電炉		新規制基準適合性審査			使用前検査等
				設置変更許可	工事計画認可	保安規定認可	
1	電源開発(株)	大間原子力発電所	特重	審査中			
2	日本原子力発電(株)	東海第二発電所	特重	審査中			
3	北海道電力(株)	泊発電所	3号 特重	審査中			
4	東京電力HD(株)	柏崎刈羽原子力発電所	6号 特重	審査中			
5			7号 特重	審査中			
6	関西電力(株)	美浜発電所	3号 特重	審査中			
7			大飯発電所	3号 特重	了	審査中	
8		4号 特重		了	審査中		
9		高浜発電所	1号 特重	了	了		検査中
10			2号 特重	了	了		検査中
11			3号 特重	了	了		検査中
12			4号 特重	了	了		検査中
13		中国電力(株)	島根原子力発電所	2号 特重	審査中		
14	四国電力(株)	伊方発電所	3号 特重	了	了		検査中
15	九州電力(株)	玄海原子力発電所	3号 特重	了	1回目:了 2回目:了 3回目:審査中		
16			4号 特重	了	1回目:了 2回目:了 3回目:審査中		
17		川内原子力発電所	1号 特重	了	了	了	検査中
18			2号 特重	了	了	了	検査中

(注) 廃止措置計画の認可済、事業者が廃炉とする旨を公表済の発電炉は除く。

■:令和元年度に変更のあったもの

2. 核燃料施設等に係る新規規制基準適合性審査等の実施

核燃料施設等については、原子力規制委員会が平成 25 年 12 月に新規規制基準を施行した後、これまでに 9 事業者等から 21 施設について事業変更許可申請等が提出された。これらの申請について、「核燃料施設等の新規規制基準施行後の適合確認のための審査の進め方について」（平成 25 年 12 月 25 日原子力規制委員会決定、平成 28 年 6 月 1 日一部改正、平成 30 年 4 月 25 日一部改正）に基づき審査を行っており、令和元年度は原子力規制委員会委員が原則として出席する審査会合を 79 回開催した。

試験研究用等原子炉施設については、原子力機構大洗研究所（北地区）高温工学試験研究炉（HTTR）について、これまでに 65 回の審査会合を行った。令和元年度第 74 回原子力規制委員会（令和 2 年 3 月 25 日）において、審査書案のとりまとめを行い、令和 2 年 3 月 26 日から 4 月 24 日の間で任意パブリックコメントを実施している。

また、令和元年度第 23 回原子力規制委員会（令和元年 8 月 21 日）において、原子力機構原子力科学研究所原子炉安全性研究炉（NSRR）についての新規規制基準適合性に係る設工認における消火設備の申請・審査漏れについて原子力規制庁より報告を受け、令和元年度第 31 回原子力規制委員会（令和元年 9 月 25 日）において、NSRR に係るその他の設工認申請・審査漏れのほか、新規性基準適合性確認済みの京都大学研究用原子炉（KUR）、京都大学臨界集合体実験装置（KUCA）及び近畿大学原子炉における設工認等申請・審査漏れについて報告を受けた。その後原子力機構、京都大学及び近畿大学は申請漏れについての指摘を踏まえ必要な申請を行い、原子力規制委員会はこれらの認可を行った。また、令和元年度第 31 回原子力規制委員会会合において併せて原子力規制庁より報告を受けた、試験研究用等原子炉施設の設工認等申請・審査漏れの再発防止策及び設工認等の審査の合理化については、令和元年度第 50 回原子力規制委員会（令和元年 12 月 25 日）において、詳細な報告を受けた。前者に関しては、設置変更許可申請書記載事項の後段規制への確実な反映と原子力規制庁の審査担当者及び申請者に対して審査の進め方に係る原子力規制委員会決定及び報告文書の周知徹底を行うこととし、後者に関しては、耐震 C クラスの構築物、系統及び機器に係る設工認申請の合理化等を行うこととした。

廃止措置に関し、原子力機構原子力科学研究所の軽水臨界実験装置（TCA）については平成 31 年 4 月 26 日に、同機構大洗研究所の材料試験炉（JMTR）については令和元年 9 月 18 日に、同機構人形峠環境技術センターの加工の事業については平成 30 年 9 月 28 日に、東芝エネルギーシステムズ（株）原子力技術研究所の東芝臨界実験装置（NCA）施設については令和元年 12 月 23 日にそれぞれ廃止措置計画の認可申請があり、いずれも現在審査中である。

日本原燃の再処理施設について、平成 30 年度第 67 回原子力規制委員会（平

成 31 年 3 月 20 日) での討議を踏まえて、令和元年度は原子力規制委員会会合において再処理施設に係る審査方針の議論等を 3 回行い、新規制基準適合性の審査を進めた。

輸送容器の設計承認及び容器承認並びに使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器の型式証明及び型式指定については、平成 30 年度第 38 回原子力規制委員会(平成 30 年 10 月 31 日)での「被規制者との会議、面談等の公開に関する基本的な考え方」を踏まえ、令和元年 7 月 4 日に、審査中の申請案件について、輸送容器及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器に関する審査会合を開催した。令和元年度は、使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明変更承認 2 件、核燃料輸送物の設計変更承認 2 件、輸送容器の容器承認 3 件、設計承認及び容器承認の期間更新それぞれ 4 件の処分を行った。

表 2-3 核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査等の状況

○ 核燃料施設等

No.	申請者	施設	新規制基準適合性審査※1			使用前 検査等
			設置変更 許可又は 事業変更 許可	設計及び工 事の方法 の認可	保安規定 認可	
1	日本原燃(株)	再処理施設	審査中	審査中	審査中	
2		MOX燃料加工施設	審査中	審査中	未申請	
3		ウラン濃縮施設	了	審査中	審査中	検査中
4		廃棄物管理施設	審査中	審査中	未申請	
5		第二種廃棄物埋設施設 (ピット処分)	審査中		未申請	
6	リサイクル燃料貯蔵 (株)	使用済燃料貯蔵施設	審査中	審査中	審査中	
7	三菱原子燃料(株)	ウラン燃料加工施設	了	審査中	審査中	検査中
8	日本原子力研究開発 機構	廃棄物管理施設	了	審査中	審査中	
9		試験研究用等原子炉施設 (JRR-3)	了	審査中	審査中	検査中
10		試験研究用等原子炉施設 (HTTR)	審査中	審査中	審査中	
11		試験研究用等原子炉施設 (共通施設としての放射性 廃棄物の廃棄施設)	了	審査中	審査中	検査中
12		試験研究用等原子炉施設 (NSRR)	了	了 ※3、4	了	了 ※3、4
13		試験研究用等原子炉施設 (STACY)	了	審査中	一部了※2	検査中
14		試験研究用等原子炉施設 (常陽)	審査中	未申請	審査中	
15	原子燃料工業(株)	ウラン燃料加工施設(東海 事業所)	了	審査中	審査中	検査中
16		ウラン燃料加工施設(熊取 事業所)	了	審査中	審査中	検査中
17	(株)グローバル・ ニュークリア・フュー エル・ジャパン	ウラン燃料加工施設	了	審査中	審査中	検査中
18	京都大学	試験研究用等原子炉施設 (KUR)	了	了※4	了※4	検査中※4
19		試験研究用等原子炉施設 (KUCA)	了	了※4	了※4	検査中※4
20	近畿大学	試験研究用等原子炉施設 (近畿大学原子炉)	了	了※4	了	了※4
21	日本原子力発電(株)	第二種廃棄物埋設施設(ト レンチ処分)	審査中		未申請	

(注) 廃止措置計画の認可済、事業者が廃止とする旨を公表済の施設は除く。

※1 「施設のリスクを大幅に増加させる活動又は施設のリスクを低減させる活動」以外の活動については、新規制基準施行から5年に限り実施を妨げない。(原子力規制庁 平成25年11月6日核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方参照)

※2 新規制基準適合性確認と合わせて行う炉心の型式変更のうち解体工事期間中に係る規定を認可。

(その他については後日申請予定)

※3 「核燃料施設等における新規制基準適用の考え方」(平成28年12月21日改正部分)により、耐震Sクラス施設を有しない試験炉として、耐震Bクラス施設に係る全ての要件及び耐震Cクラス施設の耐震以外に係る要件への適合性を確認し、認可、検査合格したので運転することを妨げない経過措置を適用(設置変更許可を受けてから2年を経過するまでを上限)。

※4 設工認等申請漏れ(原子力規制庁 令和元年9月25日 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子力施設(NSRR)その他試験研究用等原子炉施設における設計及び工事の方法等に関する申請漏れに係る調査結果等について参照)を受け、追加で申請、認可及び検査を行うもの。

■ : 令和元年度に変更のあったもの

3. 実用発電用原子炉の高経年化対策制度に係る審査の実施

高経年化対策制度は、運転開始後 30 年を経過する発電用原子炉施設について、以降 10 年ごとに機器・構造物の劣化評価及び長期保守管理方針の策定を義務付け、これらを保安規定に反映することを求める制度である。

令和元年度は、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っているプラントとして、東京電力柏崎刈羽原子力発電所 2 号炉及び 5 号炉、並びに北海道電力泊発電所 2 号炉について高経年化対策制度に係る保安規定変更認可申請があり、原子力規制委員会は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所 5 号炉について、令和 2 年 2 月 27 日に変更を認可した。

4. 高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に係る対応

原子力機構高速増殖原型炉もんじゅの現況や廃止措置に向けた安全確保に係る同機構の取組状況を継続的に確認するため、平成 29 年 1 月に「もんじゅ廃止措置安全監視チーム」を設け、令和元年度は計 8 回の監視チーム会合を開催するとともに、現地調査を計 1 回実施した。

監視チーム会合においては、高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置における課題の検討状況等の聴取及び平成 29 年 12 月 6 日に申請された廃止措置計画認可申請の審査を実施し、平成 29 年度第 75 回原子力規制委員会（平成 30 年 3 月 28 日）において廃止措置計画の認可を行った。

また、廃止措置計画に定められている炉心等からの燃料体取出し作業が平成 30 年 8 月から開始されたことから、同作業の実施状況等を監視チーム会合等で聴取している。令和 2 年 3 月 30 日までに、炉心から炉外燃料貯蔵槽へ 100 体の燃料体を取り出されるとともに、炉外燃料貯蔵槽から燃料池へ 179 体の燃料体を取り出された。

令和元年 11 月 13 日付けで申請のあった性能維持施設の変更に係る廃止措置計画の変更認可申請については、令和元年 12 月 13 日に認可した。

5. 東海再処理施設の廃止措置に係る対応

原子力規制委員会は、原子力機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設（以下「東海再処理施設」という。）におけるリスク低減のためのガラス固化処理等の実施状況、同施設の安全性や廃止措置に向けた安全確保の在り方等を定期的に確認するため、平成 28 年 1 月から「東海再処理施設等安全監視チーム」を設け、監視を行ってきた。令和元年度第 4 回原子力規制委員会（平成 31 年 4 月 17 日）において、同監視チームから「原子力機構バックエンド対策監視チーム²¹」を分離し、東海再処理施設の廃止措置に係る課題については、再編した「東海再処理

²¹ 原子力機構のバックエンド対策に係る包括的な課題を取り扱う会合。

施設安全監視チーム」において引き続き監視を行っている。令和元年度は計 10 回の監視チーム会合を開催した。

監視チーム会合においては、平成 29 年 6 月 30 日に申請された廃止措置計画認可申請の審査を実施し、平成 30 年度第 14 回原子力規制委員会（平成 30 年 6 月 13 日）において認可を行った。

令和元年 7 月 8 日から開始された令和元年度のガラス固化処理作業については、ガラス流下停止事象の発生により、同年 7 月 29 日以降作業が一時停止した。これを受け、作業の再開に向けた対応状況等を監視チーム会合等で聴取し、監視チームから、原子力機構に対し、高放射性廃液に係る早期のリスク低減に向け、高放射性廃液に関する施設に係る安全対策について、速やかに廃止措置計画の変更認可を申請するよう求めた。

また、監視チーム会合においては、審査チームから、令和元年 12 月 19 日に申請のあった安全対策の変更認可申請書に必要な技術的情報が不足している旨指摘し、原子力機構からは、令和 2 年 1 月の補正申請によりその内容を示すとしていたところ、その後、追加の検討が必要となったことから、令和 2 年 5 月頃に補正する旨の説明があった。

これを受け、第 65 回原子力規制委員会（令和 2 年 2 月 19 日）において、原子力規制委員会委員長から原子力機構の理事長に対し、安全対策の補正申請の内容については、これまでの監視チーム会合における経緯から、津波の遡上解析や建屋の応答解析など、議論に必要な技術的根拠を速やかに示し、安全対策に係る議論を一つずつ前進させるよう求めた。

その後、同年 3 月 11 日の監視チーム会合において、高放射性廃液貯蔵場の建家の津波に対する安全対策の方針が示されたことから、その妥当性等について今後の監視チーム会合において確認していくこととした。このほか、平成 31 年 1 月 31 日及び同年 3 月 20 日付けで申請のあった放射線管理設備の更新等の変更に係る廃止措置計画の変更認可申請については、令和元年 9 月 10 日にいずれも認可した。また、平成 30 年 11 月 9 日付けで申請のあった安全対策の検討に用いる地震動等の策定に係る廃止措置計画の変更認可申請については、令和 2 年 2 月 10 日に認可した。

6. 安全性向上評価に関する制度の適切な実施

令和元年度は、四国電力伊方発電所 3 号炉（令和元年 5 月 24 日）、関西電力高浜発電所 3 号炉（令和元年 6 月 10 日）、関西電力大飯発電所 3 号炉（令和 2 年 1 月 24 日）及び九州電力玄海原子力発電所 3 号炉（令和 2 年 2 月 20 日）について、安全性向上評価の届出があり、実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイドに従ってその届出内容の確認を行った。

7. 原子力施設に係る審査全般の改善について

原子力施設の厳正な審査を進める上で、新規制基準適合性審査やバックフィットを含めた多くの審査案件を処理するために、これまでの審査実績・経験を今後の審査へ適切に反映させ、確実かつ効率的な審査を行う必要がある。このため、令和元年度第31回原子力規制委員会（令和元年9月25日）において、原子力機構原子力科学研究所の原子力施設（NSRR）の設工認の申請漏れ等に対する再発防止対策に加えて、これに併せ、他の原子力施設を含めた審査のあり方の改善策について報告するよう原子力規制庁に指示した。令和元年度第64回原子力規制委員会（令和2年2月19日）において、原子力施設に係る審査全般の改善策として、設置許可申請書記載事項の後段規制への確実な反映のための仕組み、審査の漏れの防止等、規制基準の条文毎に審査の進捗状況を整理した「審査進捗状況表」の作成、審査会合に先立つヒアリングのあり方、審査業務マニュアルの継続的な改善及び周知、耐震Cクラスの構築物、系統及び機器に係る設工認申請等の合理化等について、原子力規制庁の報告を了承した。

第2節 原子炉等規制法に係る検査等の厳正かつ適切な実施

1. 実用発電用原子炉に係る保安検査等の実施

実用発電用原子炉の安全を確保するため、原子炉施設の近傍に設置された原子力規制事務所に駐在している原子力運転検査官を中心に、実用発電用原子炉を対象として、四半期ごとの保安検査を定期的の実施したほか、施設の特徴を踏まえて、日々の原子炉施設の巡視、運転管理状況の確認、定例試験への立会い等を行った。

このほか運転中の原子炉施設において安全確保上重要な行為等に係る保安検査を実施した。

令和元年度に行った実用発電用原子炉に係る保安検査等の結果、保安規定違反に該当する事象は2件であった。（検査結果取りまとめ中のものを除く。）

実用発電用原子炉に係るその他の検査については、機器の更新等に伴う使用前検査、定められた時期毎に行う施設定期検査等を実施した。令和元年度に使用前検査に合格したと認めた件数は14件、施設定期検査を終了したと認めた件数は12件であった。

また、平成29年度以降、原子炉施設に納入実績のあるメーカーによる品質管理等に係る不適切行為が断続的に確認されている。原子力規制委員会は原子力事業者等から安全性への影響調査結果について聴取を行うなど、引き続き不適切行為への原子力事業者等による対応状況を注視している。

2. 核燃料施設等に係る保安検査等の実施

核燃料施設等の安全を確保するため、原子力施設の近傍に設置された原子力

規制事務所に駐在している原子力運転検査官を中心に、核燃料施設等を対象として、四半期ごとの保安検査を定期的実施したほか、施設の特徴を踏まえて、日々の原子力施設の巡視、運転状況の聴取及び定例試験への立会い等を行った。

令和元年度に行った核燃料施設等に係る保安検査等の結果、保安規定違反に該当する事象は、4件であった。(検査結果取りまとめ中のものを除く。)

核燃料施設等に係るその他の検査については、年1回の施設定期検査を行うとともに、機器の更新等に伴う使用前検査又は施設検査を実施した。令和元年度に使用前検査に合格したと認めた件数は6件、施設検査に合格したと認めた件数は3件であった。

原子炉等規制法施行令第41条非該当使用者等²²に対する計画的な立入検査について、令和元年度は17事業所において実施した。

3. 原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

原子炉等規制法第62条の3は、原子力事業者等に対し、原子力施設等において原子力規制委員会規則で定める事故、故障等(以下、本項及び第3章第1節9.において「法令報告事象」という。)が生じたときは、原子力規制委員会への報告を義務付けている。

令和元年度は、実用発電用原子炉において3件、核燃料施設等において1件の合計4件の法令報告事象が発生した。原子力規制委員会は、これらの事象について事業者から報告を受け、事業者が行う原因究明及び再発防止策について、厳正に確認を行っている(特定原子力施設の法令報告事象については、第3章第1節9.で記載)。

また、令和元年度においては、原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合(以下、本項において単に「公開会合」という。)を計7回開催した。

加えて、法令報告事象については国際原子力・放射線事象評価尺度(INES²³)による評価を行っており、令和元年度に発生した4件のうち、10月17日に関西電力高浜発電所で発生した1件はレベル0(安全上重要でない事象)と評価し、他3件については令和元年度末時点で評価中である。平成30年度に東京電力柏崎刈羽原子力発電所において発生し評価中であった1件及び原子力機構核燃料サイクル工学研究所において発生し評価中であった1件は、いずれもレベル0(安全上重要でない事象)と評価した。

²² 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条各号に該当しない核燃料物質を使用する核燃料物質使用者及び核原料物質使用者

²³ The International Nuclear and Radiological Event Scale

(1) 令和元年度に発生した事故・トラブルへの対応

① 高浜発電所4号機蒸気発生器伝熱管の損傷

令和元年10月17日、関西電力から、定期検査のため停止中の高浜発電所4号機において、3台ある蒸気発生器の伝熱管(既施栓管を除く3台合計:9,752本)について、健全性を確認するため渦流探傷試験(ECT²⁴)を実施した結果、A-蒸気発生器伝熱管(既施栓管を除く3,245本)のうち1本、B-蒸気発生器伝熱管(既施栓管を除く3,248本)のうち1本及びC-蒸気発生器伝熱管(既施栓管を除く3,259本)のうち3本に外面からの減肉とみられる有意な信号指示が確認されたことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

令和元年11月28日付けで事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、令和元年12月6日及び12月19日の公開会合にて事業者から原因及び対策を聴取したのち、原因調査及び再発防止策については、令和元年度第50回原子力規制委員会(令和元年12月25日)において、妥当と判断する評価を行った。

② 大洗研究所材料試験炉における二次冷却系統冷却塔の倒壊

令和元年9月9日、原子力機構から、廃止措置に向け準備中の大洗研究所材料試験炉(JMTR)において、原子炉施設保安規定に規定された施設定期自主検査の対象である二次冷却系統冷却塔が台風の強風により倒壊したことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

令和元年12月20日付けで事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、令和元年度末時点において、事業者における原因調査及び再発防止策の妥当性について評価中である。

③ 伊方発電所3号機における原子炉容器上部炉心構造物吊り上げ時の制御棒引き上がり

令和2年1月15日、四国電力から、定期検査のため停止中の伊方発電所3号機において、1月12日に制御棒クラスタ²⁵1体が、吊り上げ作業をしていた原子炉容器の上部炉心構造物²⁶とともに意図せず引き上げられていたことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

令和2年3月17日付けで事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、令和2年3月26日の公開会合にて事業者から原因及び対策を聴取した。令和元年度末時点において、事業者における原因調査及び再発防止策の妥当性に

²⁴ Eddy Current Test

²⁵ 24本の制御棒をまとめたもの。伊方発電所3号機には全48体。

²⁶ 原子炉容器内の構造物のうち上部を構成する一体化構造物であり、上部炉心支持板、上部炉心板、上部炉心支持柱、制御棒クラスタ案内管等から構成される。

ついて評価中である。

④ 高浜発電所3号機蒸気発生器伝熱管の損傷

令和2年2月18日、関西電力から、定期検査のため停止中の高浜発電所3号機において、3台ある蒸気発生器の伝熱管（既施栓管を除く3台合計:9,782本）について、健全性を確認するためECTを実施した結果、B-蒸気発生器伝熱管（既施栓管を除く3,248本）のうち1本及びC-蒸気発生器伝熱管（既施栓管を除く3,262本）のうち1本に外面からの減肉とみられる有意な信号指示が確認されたことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

令和元年度末時点において、事業者において原因について調査中である。

(2) 平成30年度に発生した事故・トラブルへの対応

① 柏崎刈羽原子力発電所1号機非常用ディーゼル発電機（B）過給機軸固着

平成30年9月6日、東京電力から、定期検査停止中の柏崎刈羽原子力発電所1号機において、非常用ディーゼル発電機（以下「非常用D/G」という。）（B）の過給機に軸固着が確認され、工場への持ち出し調査が必要で速やかな復旧が難しいことから、当該非常用D/Gに要求される安全機能を有していないと認められるとして、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

平成30年10月29日及び12月12日の公開会合にて事業者から原因究明等の進捗状況を聴取したのち、平成31年3月5日に事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があった。評価及び今後の対応方針について、令和元年度第13回原子力規制委員会（令和元年6月19日）において、東京電力及び同様の過給機を備えた非常用D/Gを設置している他事業者に対してタービンブレード等の交換等の対策を求め、3回の公開会合等においてその後の取組状況を確認するとともに、原子力運転検査官がその実施状況を現場にて確認することを決定した。

令和元年度末時点において、各事業者において過給機点検や再発防止策等を実施中である。

② 核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質の漏えいに伴う立入制限区域の設定

平成31年1月30日、原子力機構から、核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室において、管理区域内で核燃料物質が漏えいしたことを示す警報が発報し、立入制限区域を設定したことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

同機構から、平成31年3月13日に当該事象の原因と対策に係る報告書の提出があり、同年2月26日、3月14日、3月28日及び4月18日の東海再処理

施設等安全監視チーム会合並びに令和元年 6 月 18 日の公開会合にて、その妥当性等について検討した。当該事象の評価及び今後の対応方針について、令和元年度第 14 回原子力規制委員会（令和元年 6 月 26 日）において、同機構に対して教訓を手順書へ反映し、教育・訓練を行う等の対策を求め、同機構各拠点に対する保安検査においてこれらの対策の確認を行うことを決定した。

第3節 最新知見に基づく規制制度の策定、見直し

1. 新たな検査制度の本格運用に向けた準備等

原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び専門家から構成する「検査制度の見直しに関する検討チーム」は平成 28 年 5 月から継続して開催し、事業者の参加を得て公開の場で新たな検査制度の基本設計について議論を進めてきた。また、当該検討チームの下でワーキンググループを開催し、新たな検査制度の具体的な運用の姿やそれに必要となる規則等の文書類の整備等、詳細検討を行い、各種文書類の試運用版を策定した。

こうした検討を踏まえ、令和 2 年 4 月 1 日の新たな検査制度の施行に向けて試運用を 3 段階（フェーズ 1～3）で実施することとし、平成 30 年 10 月よりフェーズ 1 を開始した。フェーズ 1 は、①検査の実施及び制度全体の運用に係る手法や必要な文書類の精査、②検査結果の評価に係る精度の向上、③各種の手続きや会合等のプロセスの確立等を目的として実施した。この間、炉安審及び燃安審からの助言を受け、学協会との対話を進めるなど、幅広い関係者との意見交換も行った。また、検討・準備を進めるに当たっては、NRC の協力を得て、原子力規制庁の職員の派遣によるトレーニングに加え、検査関連業務の経験豊富な NRC の専門家を随時受け入れて、制度見直しの検討状況や現場の検査の状況などを踏まえた今後の課題についての助言を受けるなど、効果的・効率的な実務となるよう取組を進めた。さらに、事業者が主体的に新たな検査制度に即した活動ができるよう、試運用の開始前に原子力事業者等向けの説明会を実施するなどの取組を行った。

平成 31 年 4 月からは、フェーズ 2 を開始し、代表プラントを中心に試運用の対象を拡大し、検査の実施に加え、検査の指摘事項に対する重要度評価やプラントの総合的な評定等をリスク重視で行う考え方を規制側と事業者側との双方で共有しながら、制度の全体的な運用の精査を図った。令和元年 10 月からは、フェーズ 3 を開始し、代表プラントのみならず、あらゆる原子力施設において、フェーズ 2 の内容を更に習熟させるよう実施した。この間、法令類の整備として、政令、関係規則及び内規等の改正・策定作業や原子力事業者と検査の指摘事項の暫定的な重要度評価結果に係る模擬「意見聴取会」の実施など、本格運用に向けた最終的な準備を進めた。



写真 2-1 新検査制度の試運用の確認
(泊原子力発電所、令和元年 1 月 21 日実施)

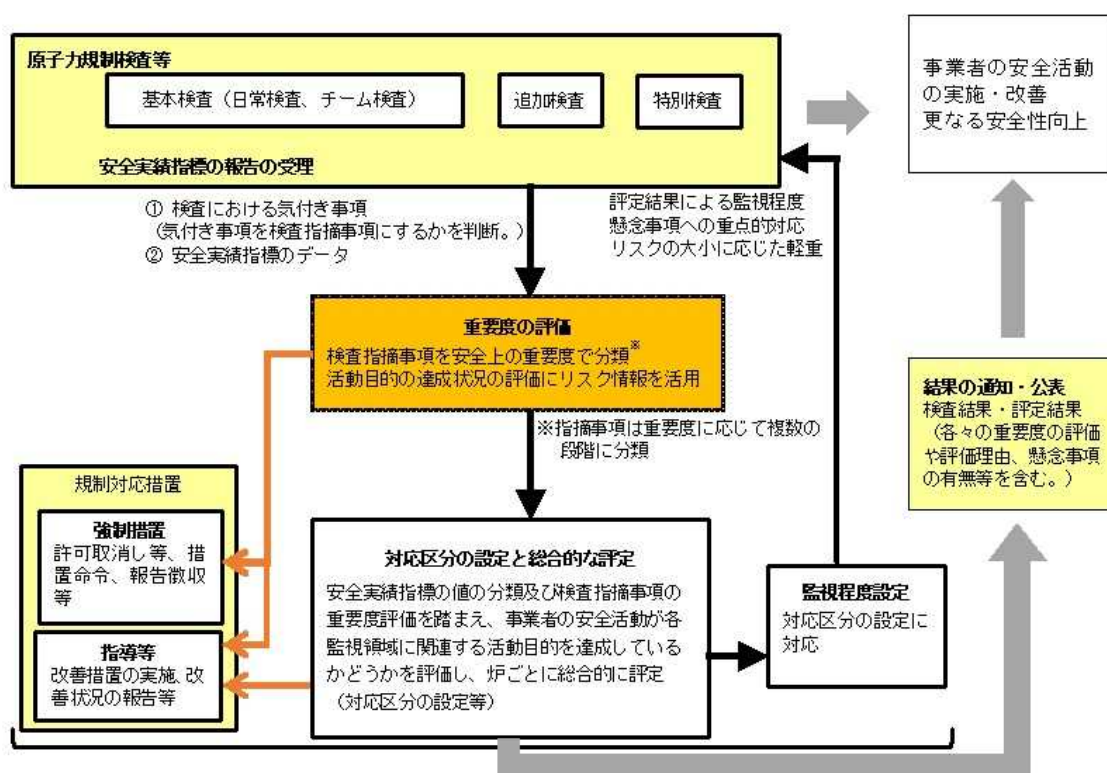


図 2-1 原子力規制検査に基づく監督のプロセス（例：実用発電用原子炉）

2. 地震、津波、火山等の自然現象の情報収集及び分析の強化

(1) 火山活動のモニタリングに係る検討

平成 28 年 3 月 25 日に炉安審に設置した原子炉火山部会において、令和元年度は令和元年 11 月 27 日、令和 2 年 2 月 6 日及び令和 2 年 3 月 6 日の計 3 回の会合が開催され、観測データに有意な変化があったと判断する目安の検討及び原子炉設置者によるモニタリング結果に関する評価の 2 つの事項について審議

された。

観測データに有意な変化があったと判断する目安の検討については、継続的に審議が進められ、令和2年3月6日の会合で報告書が取りまとめられた。令和元年度第72回原子力規制委員会（令和2年3月18日）において当該報告書の内容が報告され、報告書において取りまとめられた内容を発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に係る評価に活用することを了承した。

原子炉設置者によるモニタリング結果に関する評価については、令和元年11月27日の会合において、九州電力が実施した川内原子力発電所及び玄海原子力発電所の火山モニタリング結果に関する評価結果について審議され、評価結果がとりまとめられた。

（２） 震源を特定せず策定する地震動に関する検討

平成29年度第52回原子力規制委員会（平成29年11月29日）において、「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の開催を決定した。

同検討チームは、令和元年度は5月10日、7月8日、8月7日の計3回の会合が開催され、8月7日の会合において、検討結果が取りまとめられた。

令和元年度第24回原子力規制委員会（令和元年8月28日）において、同検討チームの検討結果が報告され、「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルを規制へ取り入れることを決定した。

令和元年度第28回原子力規制委員会（令和元年9月11日）において、標準応答スペクトルによる評価に加えて、2004年北海道留萌支庁南部地震の地震動による評価を併せて求めること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」及び「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」等を改正すること、並びに事業者が対応するために必要な期間等について、事業者から公開の会合で意見を聴取することを決定した。

事業者からの意見を聴取するため、「震源を特定せず策定する地震動（スペクトル）の規制導入の経過措置に係る意見聴取会」を令和元年10月18日、12月24日の計2回開催した。

令和元年度第68回原子力規制委員会（令和2年3月4日）及び第73回原子力規制委員会（令和2年3月23日）において、事業者からの意見聴取結果を踏まえた基準の改正方針を審議した。標準応答スペクトルの見直し方法、対象とする原子力施設、経過措置期間等の基本的な方針を決定し、設置許可基準規則解釈及び審査ガイド改正案の作成を指示した。

（３） 大山火山の大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う規制上の対応

平成30年度第47回原子力規制委員会（平成30年12月12日）において、大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模及びその評価結果を踏まえ関西電力に対し

同社の原子力発電所ごとの敷地における降下火砕物の最大層厚について報告徴収命令を行うことを決定した。その後、平成 31 年 3 月 29 日に関西電力から当該報告徴収命令に対する報告書を受領した。

令和元年度第 4 回原子力規制委員会（平成 31 年 4 月 17 日）において、当該報告書の内容を確認するために開催された「大山火山の大山生竹テフラの噴出規模に係る報告徴収結果に関する会合」（平成 31 年 4 月 5 日）における当該報告書に関する評価結果が報告され、規制上の対応を検討することを決定した。

令和元年度第 10 回原子力規制委員会（令和元年 5 月 29 日）において、関西電力の既許可の原子力発電所ごとの敷地における降下火砕物の最大層厚の設定が不相当であるとして、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 23 第 1 項の規定に基づき設置変更許可申請を命令する方針及び弁明の機会を付与することを決定した。これに対し、令和元年 6 月 11 日に関西電力から設置変更許可申請を命ずることについて弁明しない旨の回答があった。

令和元年度第 13 回原子力規制委員会（令和元年 6 月 19 日）において、関西電力に対して平成 31 年度第 4 回原子力規制委員会（平成 31 年 4 月 17 日）において新たに認定した事実（①DNP の噴出規模は 11km³ 程度と見込まれること、②DKP（大山倉吉テフラ）と DNP が一連の巨大噴火であるとは認められず、①の噴出規模の DNP は火山影響評価において想定すべき自然現象であること）を前提として原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 条 1 項第 4 号の基準に適合すべく設置変更許可申請を行うよう、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 23 第 1 項の規定に基づく命令を行うことを決定した。

令和元年 9 月 26 日に関西電力から、大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉、高浜発電所 1～4 号炉及び美浜発電所 3 号炉の設置変更許可申請書を受領し、原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において審査を実施している。

（４）津波警報が発表されない可能性のある津波への対応

平成 30 年度第 53 回原子力規制委員会（平成 31 年 1 月 16 日）において、関西電力高浜発電所 1～4 号炉について、津波警報が発表されない可能性がある「隠岐トラフ海底地すべり」による取水路防潮ゲート開状態での津波高さ、遡上域及び津波防護の評価は行われていないことから、取水路防潮ゲートが開いた状態での遡上評価、海水ポンプ等の重要な設備への影響等を確認するため、関西電力から評価内容等を聴取することを決定し、令和元年 5 月 29 日に関西電力から高浜発電所における津波警報が発表されない可能性のある津波に関する報告書を受領した。

令和元年度第 16 回原子力規制委員会（令和元年 7 月 3 日）において、当該報告書の内容を確認するために開催された「警報が発表されない可能性のある津波への対応の現状聴取に係る会合」（令和元年 6 月 13 日）における当該報告書

の評価結果が報告され、津波警報が発表されない可能性がある「隠岐トラフ海底地すべり」による取水路防潮ゲート開状態での津波は、基準津波として選定される必要があり、適切な期間内に設置変更許可申請が行われる必要があることを決定し、関西電力に対して意向確認をすることを決定した。

令和元年度第 20 回原子力規制委員会（令和元年 7 月 31 日）において、同会合（令和元年 7 月 16 日）で、関西電力から 9 月 30 日までに設置変更許可申請を行うこと、必要な対策を講じるまでは高浜発電所 1～4 号炉を同時に運転しないこととする方針を確認した旨が報告された。

令和元年 9 月 26 日に関西電力から、高浜発電所 1～4 号炉の設置変更許可申請書を受領し、原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において審査を実施している。

（５） 建物・構築物の免震構造に関する検討

令和元年第 46 回原子力規制委員会（令和元年 12 月 4 日）において、「建物・構築物の免震構造に関する検討チーム」の開催を決定した。

令和 2 年 2 月 5 日に同検討チームの第 1 回会合を開催し、原子力規制庁より検討チーム設立の目的、検討チームで議論する主な検討事項等の説明が行われた。

3. その他規制制度の継続的改善

（１） 特重施設が法定の期限内に完成しない場合の手続について

第 8 回 CNO との意見交換会（平成 31 年 4 月 17 日）において、事業者から、特重施設について、「各事業者で経過措置期間内の完成が間に合わなくなりつつある」旨及び「事業者の対応の状況、更なる安全向上のために要する期間を総合的に考慮し、対応を検討いただきたい」旨の説明があった。これを受け、令和元年度第 5 回原子力規制委員会（平成 31 年 4 月 24 日）において特重施設が法定の期限内に完成しない場合の取扱いを審議し、特重施設が法定の期限内に完成していない発電用原子炉施設については、その設置者に対して当該発電用原子炉施設の使用の停止を求める方針を確認した。

また、令和元年度第 12 回原子力規制委員会（令和元年 6 月 12 日）において、特重施設が法定の期限内に完成しない場合の具体的な手続を確認した。

その後、原子力規制委員会と九州電力経営層による意見交換会（令和元年度第 35 回原子力規制委員会（令和元年 10 月 15 日））において、九州電力から、特重施設設置期限前に事業者が自らプラントを停止し、定期検査を開始した場合の原子力規制委員会の対応について確認を求められたことを受け、令和元年度第 36 回原子力規制委員会（令和元年 10 月 16 日）において審議した結果、経過措置期間の満了日には定期検査により使用を停止していることが確実な証拠に

よって明らかである発電用原子炉施設には、重ねて使用の停止を命ずることはしない方針等を了承した。

これを踏まえ、令和元年度第 39 回原子力規制委員会（令和元年 10 月 30 日）において、川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉について、満了日には定期検査により使用を停止していることが九州電力から提出された資料により明らかであるといえることから、川内原子力発電所 1, 2 号炉に対して重ねて使用の停止を命ずることはしない方針を確認した。また、今後、同様の案件については、原子力規制庁から速やかに原子力規制委員会に報告させる方針とした。

令和元年度第 61 回原子力規制委員会（令和 2 年 2 月 5 日）において、関西電力から提出された高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉の特重施設が法定期限内に完成しないことに対する同社の対応について報告がなされた。

（2）原子力発電所の火山影響評価ガイドの一部改正

令和元年度第 16 回原子力規制委員会（令和元年 7 月 3 日）において、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」の記載をより分かりやすくするための見直しを行うこととした。同ガイドの各規定の趣旨及び同ガイドに基づく審査実務の考え方を正確に表現し、かつ文章としてより分かりやすいものとなるよう、改正案を作成し、意見公募を経て、令和元年度第 49 回原子力規制委員会（令和元年 12 月 18 日）において意見公募の結果等を踏まえた同ガイドを決定し、施行した。

（3）原子力施設の状況に応じた運転上の制限（LCO）等の継続的改善に関する検討

令和元年度第 23 回原子力規制委員会（令和元年 8 月 21 日）において、四国電力伊方発電所 3 号機で定例試験に用いる弁の不具合事象が発生したことに関連し、新規制基準適合により重大事故等対処施設などが整備されてきている状況下における運転上の制限(LCO)や LCO 逸脱時の措置について、施設全体の状況を勘案した妥当性の高いものとすべきとの問題意識を示した。令和元年度第 27 回原子力規制委員会（令和元年 9 月 4 日）において、委員、原子力規制庁職員及び事業者が参加する公開の会合において検討を行う方針とした。その後、同年 12 月に開催された第 10 回 CNO との意見交換会において ATENA から、まずは代表サンプルを抽出し、運用改善案を検討・整理して、見直し案を検討したい旨の提案があり、今後 ATENA からの具体的な提案を得て議論を進めていくこととした。

第4節 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和

原子力規制委員会は、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置（3S²⁷）の調和をより高いレベルで実現することを目指して課題を整理の上、平成30年度第5回原子力規制委員会（平成30年4月25日）で対応方針を議論し、継続的に検討することとしている。

これまで、審査等に関して、平成30年7月から事業者からの安全や核セキュリティに係る許認可申請がなされた場合等には、当該担当部署は、他の措置に悪影響がないかを確認して、その結果を他の措置の担当部署に共有し、相互の悪影響等を可能な限り排除すべく取り組んでいる。

検査等に関しては、平成30年10月から開始した原子力規制検査の試運用の中で現地検査官が核セキュリティ及び保障措置に関する気付き事項があった場合には担当部署に共有し、核セキュリティに係る検査官又は保障措置の査察官が、他の措置に関し気付き事項があった場合には、必要に応じ、当該措置の担当部署に情報共有等を行う運用を本格的に開始した。

上記の審査、検査等に関する共有があった場合、共有された情報を確認し、悪影響等が懸念される場合には、必要に応じて関係者と協議等を行い、相互の悪影響等を可能な限り排除すべく取り組んでいる。

3Sに関して、原子力規制庁の担当部署間の連携を深めるため、3Sの調和に関する内部文書を策定し、新規制基準適合性に係る審査・検査の流れに組み込んだ。

原子力安全に係る審査・検査等、3Sの調和が必要な業務に従事する者については、核物質防護秘密に係る文書に適切にアクセスできるようにするため、「原子力規制委員会における職員の信頼性確認に関する訓令」に基づき、核物質防護秘密等を取り扱う職員の信頼性確認を順次実施している。

これらを踏まえた調和に係る取組として令和元年度は、原子力規制委員会第2期中期目標において、3Sのインターフェースの強化について、業務上のルール策定等に継続的に取り組むことを明記した。また、令和元年12月18日に原子力規制委員会マネジメント規程を改正し、原子力規制委員会の組織運営管理は3Sの相互の影響を確認し及び考慮することとしている。

第5節 放射性同位元素等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施

1. 放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護に係る制度の整備

(1) 放射線障害の防止に係る制度の整備

① 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る審査ガイド等の整備

平成29年改正法が順次施行されたことを受け、原子力規制委員会が放射性同

²⁷ Safety, Security, Safeguards

位元素等規制法に規定する規制基準適合性を判断するに当たり参考とする事項をまとめた審査ガイド及び検査ガイドの整備を進めている。審査ガイド等を構成する項目のうち、案を作成したものから順次、放射性同位元素等規制法の被規制者に提示し、公開の意見聴取を行うとの方針を令和元年度第30回原子力規制委員会（令和元年9月18日）にて決定し、意見聴取を1回実施した。

② 眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の整備

国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告を踏まえ、平成30年3月2日に放射線審議会から「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」の意見具申がなされた。その内容を規制に取り入れ、眼の水晶体の線量限度の変更を行うため、原子力規制委員会は関係規則及び告示の改正案を作成し、令和元年12月6日に放射線審議会に諮問し、同審議会の答申を受け令和2年2月12日に関係規則及び告示を決定し、令和2年3月18日に公布した。

③ 獣医療における陽電子断層撮影診療に係る告示の改正

獣医療で用いる診療施設で調剤された陽電子断層撮影診療（PET診療）用放射性同位元素を、放射性同位元素等規制法の規制から除外し、獣医療法（平成4年法律第46号）で規制することとなったことから、令和元年度第19回原子力規制委員会（令和元年7月24日）にて、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第四号の薬物を指定する告示の改正を決定し、令和元年8月5日に施行した。

（2） 特定放射性同位元素の防護に係る制度の整備

令和元年9月より、危険性の高い放射性同位元素（以下「特定放射性同位元素」という。）を取り扱う事業者に対し、盗取を防止するための防護措置を新たに義務付けた。

具体的には、平成29年改正法第5条の規定に基づく改正により、特定放射性同位元素を取り扱う事業者に対して盗取を防止するための防護措置を義務付けること等とされ、同条の施行に向けて、原子力規制委員会は以下を行った。

- ・平成30年度第38回原子力規制委員会（平成30年10月31日）にて、特定放射性同位元素の防護措置の導入に係る政令、主な規則及び告示改正の決定（関係政令は平成30年11月21日に、規則及び告示は平成30年11月26日に公布）
- ・平成30年度第43回原子力規制委員会（平成30年11月22日）にて、特定放射性同位元素の防護措置の導入に係る規則の解釈の決定
- ・平成29年改正法第5条の施行に必要な規則等のうち、残る規則、告示及び内規については、2回に分けて改正及び廃止

- ・令和元年度第8回原子力規制委員会（令和元年5月22日）にて、一定の周知期間が必要な規則、告示及び一部の内規改正及び廃止の決定（令和元年6月10日及び令和元年6月28日に公布）
- ・令和元年度第19回原子力規制委員会（令和元年7月24日）にて残る内規改正の決定

これらの平成29年改正法第5条の施行に係る法律、政令、規則、告示及び内規については令和元年9月1日に施行した。

また、原子力規制委員会は、こうした新たな規制要求である特定放射性同位元素の防護措置を円滑に導入することができるよう、平成30年12月から令和元年8月までに全国で計10回の特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムを実施し、特定放射性同位元素防護管理者等の育成を行うとともに、関連学協会等からの講演等の依頼については講師の派遣を行い、放射性同位元素等規制法施行規則改正等について周知を行った。

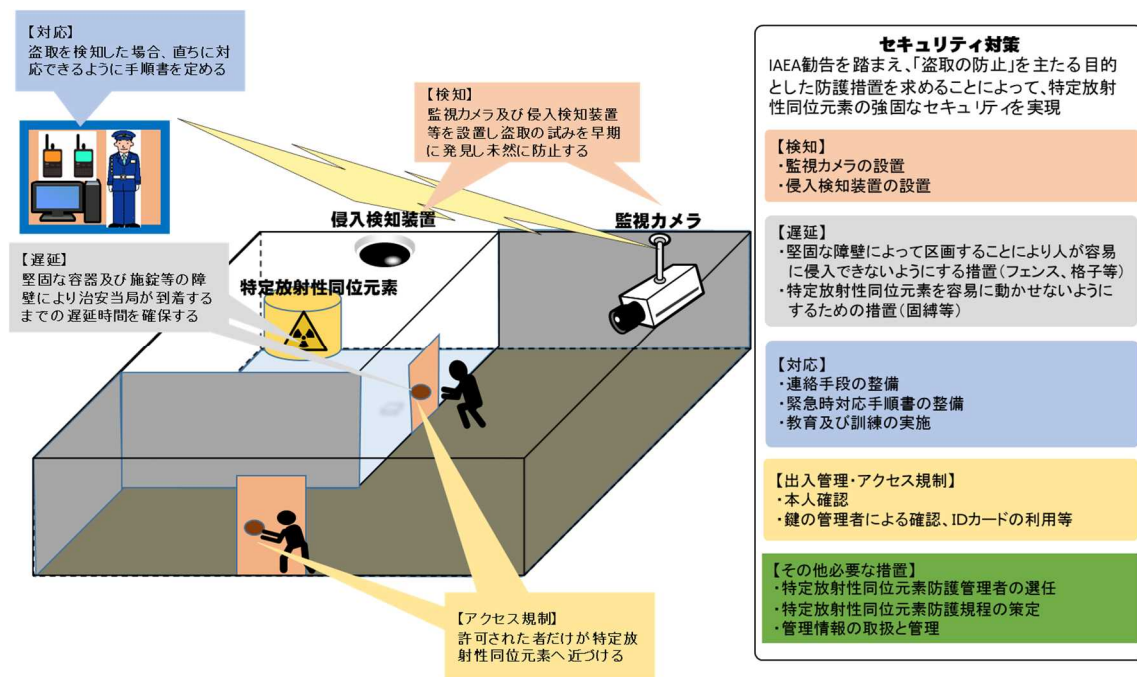


図 2-2 特定放射性同位元素に対する防護措置について

2. 放射性同位元素等規制法に基づく規制の厳正かつ適切な実施

原子力規制委員会は、放射性同位元素等の放射線利用に伴う放射線障害を防止するため、放射性同位元素等規制法に基づき、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性汚染物の廃棄その他の取扱いに関する規制を行っている。規制の実施状況は以下のとおり。

(1) 立入検査

令和元年9月1日に平成29年改正法第5条が施行され、事業者の防護措置の実施状況について、立入検査による確認を開始した（令和元年度末時点で125件）。

また、IRRSの指摘事項等を踏まえ、放射性同位元素等規制法に基づく規制業務を実施している登録認証機関等の業務の実施状況に対する監視を強化するとともに、登録認証機関等の業務品質と審査の信頼性を維持向上させるため、平成28年度から、登録認証機関等への立入検査を実施しており、令和元年度には13件実施した。

(2) 放射線管理状況

原子力規制委員会は、放射性同位元素等規制法第42条第1項等の規定に基づき被規制者に対し、放射性同位元素等の保管廃棄の状況及び放射線業務従事者の被ばく管理状況等に関する年度報告を、当該期間経過後3月以内に提出することを義務付けている。平成30年度放射線管理状況報告書（対象期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日）によると、平成30年度の報告対象事業所における放射性同位元素等の保管廃棄の状況は、過去の状況と比較して、特に大きな変動はなく、各事業所における放射線業務従事者個人の受けた実効線量は、全ての事業所において法令に定める年間の実効線量限度を下回っていた。

(3) 放射性同位元素等取扱事業所で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

被規制者は放射性同位元素等規制法第31条の2に該当する事象（以下、本項において「法令報告事象」という。）が生じたときは、原子力規制委員会への報告を義務付けられている。

令和元年度の法令報告事象は令和元年度末時点で5件であったが、いずれも従業員及び公衆に対し放射線障害が発生するおそれのあるものではなかった。

なお、従業員や公衆への影響が無い程度の放射性同位元素等取扱事業所のトラブルについては、年度ごとにINES評価を実施している。令和元年度第6回原子力委員会（令和元年5月8日）で報告した平成30年度の報告事象5件については、いずれもレベル0（安全上重要でない事象）と評価した。

令和元年度の報告事象の概要は次のとおり。

① 成田国際空港株式会社における放射性同位元素の所在不明

平成31年4月10日、成田国際空港株式会社において、密封線源（ニッケル63）を内蔵した爆発物検出装置の部品が所在不明となったことから、法令報告事象に該当するとの報告があった。想定できる場所は全て搜索したが発見され

なかったとしている。

所在不明となった原因は、当該放射性同位元素に関する取扱いの重要性が認識されていなかったことに加え、当該機器が故障したため、そのまま放置してしまい、管理がなされていなかったためであり、同社は再発防止策として、従業員への再教育の徹底、点検及びその結果の記録、監視カメラによる保管庫の管理を図っていくこととしている。

② 株式会社ウィズソルにおける放射線業務従事者の計画外被ばく

平成 31 年 4 月 24 日に、株式会社ウィズソルから、同社の化学工場内において、同年 4 月 23 日に密封線源（イリジウム 192（ガンマ線源））を内蔵したガンマ線透過試験装置により配管腐食の有無の検査を行っていた際、作業を行っていた放射線業務従事者 2 名のうち 1 名が 5 ミリシーベルトを超える計画外の被ばく（9.09 ミリシーベルト）があった旨の連絡があった。

令和元年度末時点で、同社において原因について調査中である。

③ 群馬大学における放射性同位元素の所在不明

令和元年 8 月 14 日、群馬大学医学部附属病院において、放射線検出器の校正用の密封線源（表示付認証機器、コバルト 57）が所在不明となった旨の連絡があった。

最後に当該線源を使用したのは平成 26 年 3 月 8 日であり、保管場所及び使用場所並びにそれらの周辺において所在の確認を行ったが、発見には至らなかった。以上の状況を踏まえ、令和元年 8 月 21 日に法令報告事象に該当するとの報告があった。

令和元年度末時点で、同大学において、原因について調査し、当該線源の搜索を継続し、早期発見に努めている。

④ 大日本除蟲菊株式会社における放射性同位元素の管理区域外への漏えい

令和元年 9 月 3 日に、大日本除蟲菊株式会社中央研究所から、当該敷地内において同年 9 月 2 日に建物火災が発生し、当該場所にあった密封線源（ニッケル 63）を内蔵した表示付認証機器が焼損して、放射性同位元素の管理区域への漏えいの可能性があり、法令報告事象に該当するとして報告があった。

火災鎮火後、現場を確認し、直接法及び間接法により測定を実施したところ、同年 9 月 4 日までに、密封線源の耐火性容器に異常はなく、放射性同位元素の漏えいは無かったことが確認された。

⑤ 古河機械金属株式会社における放射性同位元素の所在不明

令和元年 12 月 16 日に、古河機械金属株式会社から、同社技術統括本部新材料開発部において放射線測定器の動作確認及び校正に使用していた密封線源（表示付認証機器、セシウム 137）が所在不明となったことから、法令報告事象に該当するものとして報告があった。

令和元年度末時点で、同社において、原因について調査し、当該線源の搜索を継続し、早期発見に努めている。

第 3 章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

第3章の総括

(東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視)

原子力規制委員会は、東京電力から提出された「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」(以下、単に「実施計画」という。)の変更認可申請について厳正な審査を行い、令和元年度は21件を認可した。

認可した実施計画の遵守状況について、保安検査、使用前検査、溶接検査及び施設定期検査並びに現地に駐在する原子力運転検査官による日常的な巡視活動等により、東京電力の取組を監視している。

3号機使用済燃料プールからの燃料等取出作業については、特定原子力施設監視・評価検討会(以下、単に「監視・評価検討会」という。)において、東京電力から作業の進捗状況及びトラブルへの対応状況について説明を聴取するとともに、東京電力における調達及び品質管理に係る改善を図るよう求めた。また、その取組状況については、保安検査等により監視している。

1/2号機共用排気筒の上部解体作業については、現地の原子力運転検査官による巡視等により作業状況を監視するとともに、進捗状況及びトラブルへの対応状況について、監視・評価検討会等において東京電力より説明を聴取した。

(中期的リスクの低減目標マップ)

原子力規制委員会は、平成27年2月に「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」を策定し、廃炉作業の進捗等に応じて見直しを行っている。令和元年度は、東京電力による1号機及び2号機使用済燃料プールからの使用済燃料等の取り出し方針の決定等を確認した。また、廃炉作業の進捗等により、東京電力福島第一原子力発電所におけるリスク低減目標が長期化してきていること等を踏まえ、コンセプトの見直しも含め、「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2020年3月版)」に改定した。

(東京電力福島第一原子力発電所の事故分析)

事故分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、技術的な側面からの調査・分析を進めている。原子力規制委員会は、平成 25 年 5 月から、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」において事故分析に係る議論等を行っており、平成 26 年 10 月には、「東京電力福島第一原子力発電所事故の分析中間報告書」を取りまとめた。

令和元年度は、現場環境の改善や廃炉作業の進捗等により、事故分析に必要な現場調査等が可能となったこと等を踏まえ、事故分析の実施方針及び体制について改めて整備するとともに、3 号機原子炉建屋内部調査等の現場調査等の実施、事故分析検討会等を行った。あわせて、事故分析に係る作業と廃炉作業の整合を図るため、それぞれの実施主体が参画する「福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議」を開催し、必要な調整等を行っている。

また、平成 31 年 1 月に活動が開始された OECD/NEA/CSNI の調査研究活動 (ARC-F) について、令和元年度も引き続き参加した。

(東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリング)

原子力規制委員会は、「総合モニタリング計画」(平成 23 年 8 月 2 日モニタリング調整会議決定、平成 31 年 2 月 1 日改正) に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリングとして、福島県全域の環境一般のモニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を引き続き実施した。

第1節 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視

1. 東京電力福島第一原子力発電所に係る実施計画の認可・検査等

原子力規制委員会は、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため、平成24年11月に東京電力福島第一原子力発電所を「特定原子力施設」に指定するとともに、東京電力に当該発電用原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項を示した。その後、これを踏まえて東京電力が策定した「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の認可申請を受理し、留意事項を示した上で平成25年8月に認可した。

令和元年度は、計21件の実施計画の変更を認可するとともに、その遵守状況について確認を行っている。具体的には、現地に駐在する原子力運転検査官による日常的な巡視活動のほか、保安検査は5回、使用前検査及び溶接検査を終了したと認めた件数は、それぞれ25件、17件であった。さらに、施設定期検査については、特定原子力施設における性能維持が重要と考えられる設備に重点を置き、東京電力の取組を監視している。

2. 建屋内の滞留水処理の監視

建屋内の滞留水処理について、東京電力は令和2年末までに1～3号機原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却炉建屋以外の建屋の最下階床面を露出させる計画としている。

令和元年度において、原子力規制委員会は、1号機廃棄物処理建屋の残水処理及び4号機タービン建屋等の滞留水の優先処理が概ね完了したことを確認するとともに、サンプルット等への常設ポンプの設置により建屋の床面露出状態の維持を達成するよう東京電力に対し求めた。

一方で、プロセス主建屋及び高温焼却炉建屋の地下階において、高線量のゼオライトの存在が確認された。原子力規制委員会は、東京電力に対し水位低下による高線量ゼオライトの露出によるリスクを適切に評価した上で、建屋内の滞留水処理の計画及び対策について検討することを求めた。

3. 3号機使用済燃料プールからの燃料取出作業の監視

原子力規制委員会は、3号機使用済燃料プールからの燃料取出作業について、準備段階からトラブルが頻発したこと等を踏まえ、監視・評価検討会において、東京電力に対し作業の進捗状況及びトラブルへの対応状況について継続的に説明を求めている。さらに、燃料取扱設備等の調達において不適合が多く発生していることから、東京電力に対し調達及び品質管理の改善を求め、その具体的な取組等について、監視・評価検討会において説明を求めた。

また、原子力規制委員会は、平成31年2月から令和元年度末まで実施した3号機使用済燃料プールからの燃料取出作業に係る特別な保安検査等において、

調達及び品質管理に係る東京電力の取組状況を監視した。

令和 2 年度以降も、実施計画の遵守状況の検査等により、当該作業に係る東京電力の取組について監視していく。

4. 1/2 号機共用排気筒の上部解体作業の監視

原子力規制委員会は、1/2 号機共用排気筒の上部解体作業について、現地の原子力運転検査官による巡視等により作業状況を監視するとともに、東京電力に対し、監視・評価検討会における定期的な説明を求めている。作業に使用する予定であったクレーンの高さ調整に係るトラブルや作業中の解体装置の不具合等が複数発生していることから、原子力規制委員会は、監視・評価検討会において、不具合等に関する東京電力の対応状況について確認している。

5. 東京電力福島第一原子力発電所における東京電力の放射性物質の分析能力の監視

原子力規制委員会は、東京電力に対して、東京電力福島第一原子力発電所における放射性物質の分析に関して、廃炉作業を進める上で必要な能力や体制を整備するよう求めている。

安全な燃料デブリの取出作業の推進等のための分析を行う放射性物質分析・研究施設第 2 棟については、東京電力において、必要な分析が実施出来るよう、適切な仕様の検討やリソースの投入が計画されているか等について、監視・評価検討会において確認を行っている。

タンクに貯留されている多核種除去設備（ALPS）等による処理後の水（以下「処理済水」という。）に対する東京電力の測定については、一部のタンクにおいて処理済水に含まれる主要 7 核種²⁸の濃度と全ベータ濃度にかい離が存在することを指摘し、原因の究明等を求めた（第 67 回監視・評価検討会（平成 31 年 1 月 21 日）等）。その結果、第 72 回監視・評価検討会（令和元年 6 月 17 日）等において、一部のタンクにおいて主要 7 核種以外の核種（C-14、Tc-99）が有意に検出されたことについて、東京電力から報告があった。これを受けて、原子力規制委員会は、東京電力に対し、他のタンクについても詳細な測定を行うこと、適切な測定・分析が実施出来るよう、必要なリソースの投入等対策を検討することを求め、第 79 回監視・評価検討会（令和 2 年 3 月 16 日）において、測定結果等の報告を受けた。原子力規制委員会は、処理済水の分析について、主要 7 核種に加え C-14 及び Tc-99 も含めた分析を今後も適切に実施すること、また、今回の測定結果を踏まえた安全上の影響について説明すること並びに今後新たな不明核種が存在する可能性が顕在化した場合には、適切な措置を講じることが

²⁸ ALPS による処理の過程で有意に検出される核種（Cs-134、Cs-137、Co-60、Sb-125、Ru-106、Sr-90、I-129）

出来るよう、体制の整備等を行うことを求めた。

6. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に係る東京電力の体制の監視

原子力規制委員会は、令和元年度第 40 回原子力規制委員会（令和元年 11 月 6 日）において、福島第一原子力規制事務所から、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に係る東京電力の取組を現地で監視・指導する中で、東京電力の体制、特に人員等のリソースが不十分であるおそれがある旨の報告を受けた。

これを踏まえ、原子力規制委員会は、令和元年度第 53 回原子力規制委員会（令和 2 年 1 月 16 日）における東京電力経営層との意見交換の中で、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に係る東京電力の体制について、必要な強化を行うよう求めた。

原子力規制庁は、当該指摘に対する東京電力の取組について、第 78 回監視・評価検討会（令和 2 年 2 月 17 日）等の場において確認するとともに、令和元年度第 64 回原子力規制委員会（令和 2 年 2 月 19 日）において、その内容を原子力規制委員会に報告した。

7. 中期的リスクの低減目標マップの改定

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に関する目標を示すことを目的として、平成 27 年 2 月に「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」を策定し、以降、廃炉作業の進捗等に応じて、見直しを行ってきている。

令和元年度は、東京電力による 1 号機及び 2 号機使用済燃料プールからの使用済燃料等の取り出し方針の決定、1 号機廃棄物処理建屋の残水処理及び 4 号機タービン建屋等の滞留水の優先処理の完了等を確認した。また、廃炉作業の進捗等により、東京電力福島第一原子力発電所におけるリスク低減目標が長期化してきていること等を踏まえ、政府の「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を参照しつつ、約 10 年後に目指すべき姿を掲げ、その達成のために必要な約 3 年間の主要なリスク低減の目標を示す等、コンセプトの見直しも含め、「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2020 年 3 月版）」に改定した。具体的には、リスクの低減に向けた分野と約 10 年後に向けて目指すべき姿を掲げ、そのために達成すべきリスク低減目標を、特に直近 3 年間について具体的に示した（図 3-1 及び図 3-2）。また、リスク低減目標を示すに当たって、東京電力福島第一原子力発電所内における放射性物質の所在状況を表した資料を参考として加えた（図 3-3 及び図 3-4）。さらに、令和 2 年 3 月時点のリスク低減目標の達成状況についても、参考資料として示している（図 3-5）。

海外広報の観点から、本マップの英語版を作成し、原子力規制委員会ホームページ

ページへの掲載等を通じて情報発信を行っている。

リスクの低減に向けた分野と目指すべき姿	
分野	
液状の放射性物質	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋内滞留水(α核種を含む)の処理を進め、原子炉建屋を除き排水完了エリアとして維持する ・雨水・地下水流入抑制策を進め、建屋内滞留水の増加を抑えつつ、原子炉建屋内滞留水の全量処理を行う。 ・1/3号機のサブレッションチェンバの内包水は漏えい時に建屋外に流出しないレベルまで減らす
使用済燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・1・2・3・5・6号機の使用済燃料プールから全ての燃料の取り出しを完了させる ・乾式貯蔵キャスク置き場を増設し、必要な使用済燃料貯蔵容量を確保する ・共用プール内の燃料についても可能な限り乾式貯蔵キャスクにて保管する
固形状の放射性物質	<ul style="list-style-type: none"> ・プロセス主建屋等に残っている高線量のゼオライト入り土壌の取り出し・安定保管 ・使用済セシウム吸着塔等の建屋内安定保管及びALPSスラリーの安定化処理・保管を行う ・瓦礫等の減容・焼却を進め、その総量を減らし、屋外での一時保管状態を解消させる ・その他の固形状の放射性物質のより安全な状態での保管・管理 ・燃料デブリ性状の把握やその他の固形状の放射性物質の処理に必要な分析施設を設置し、作業に必要な人員・能力を確保する ・燃料デブリ取り出しに伴う安全対策及び燃料デブリの安定な状態での保管を行う
外部事象等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋外壁の止水を行い、建屋への地下水流入を大幅に抑制する ・建屋内への雨水流入防止のための建屋屋上部等を修繕する ・津波による滞留水流出・増加防止のため建屋開口部の閉止・流入抑制等の措置を講じる ・建屋構築物等の劣化や損傷状況に応じた対策を講じる
廃炉作業を進める上で重要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク低減活動の迅速な実施のために必要な体制を強化するとともに、品質管理を向上させる ・1/2号機排気筒下部などの高線量線源の除去又は遮へいによる被ばく低減対策及び原子炉建屋内作業時のダスト飛散対策を講じる ・多核種除去設備等処理水の海洋放出等を行う

以上を踏まえて個別の目標を設定



東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(主要な目標)

分野	液状の放射性物質	使用済燃料	固形状の放射性物質	外部事象等への対応	廃炉作業を進める上で重要なもの	
(年度)	11	21	31	41	42	
2020	タービン建屋ドライアップ 12 原子炉注水停止に向けた取り組み	3号機燃料取り出し 22 2号機燃料取り出し遅へい設計等	増設焼却設備設置 32 プロセス主建屋等ゼオライト等安定化策検討	1号機の格納容器内部調査	建屋屋根修繕【雨水】 1,2号機排気筒の上部解体【耐震】	廃炉プロジェクト・品質管理体制の強化 事業者による施設検査開始(長期保守管理) 労働安全衛生環境の継続的改善
2021	13 建屋内滞留水のα核種除去方法の確立	23 5又は6号機燃料取り出し開始(時期未定)	33 大型廃棄物保管庫(Cs吸着材入り吸着塔)設置	2号機燃料デブリ試験的取り出し・格納容器内部調査・性状把握	43 建屋開口部閉塞等【津波】	高線量下での被ばく低減 建物等からのダスト飛散対策
2022	14 1・3号機S/C水位低下の先行的な取り組み	24 乾式貯蔵キャスク増設開始	34 ALPSスラリー(HIC)安定化処理設備設置	分析施設本格稼働分析体制確立	44 除染装置スラッジの移送【津波】	1,2号機排気筒下部の高線量SGTS配管等の撤去
2023	15 タンク内未処理水の処理	25 2号機原子炉建屋オペフロ遮へいダスト抑制	35 減容処理設備・廃棄物保管庫(10棟)設置	燃料デブリ取り出しの安全対策(時期未定)	45 建屋周辺のフェーシング範囲の拡大【雨水】	多核種除去設備処理水の海洋放出等(時期未定)
今後の更なる目標	16 原子炉建屋内滞留水の可能な限りの移送・処理	26 1号機原子炉建屋カバー設置	32 プロセス主建屋等ゼオライト等の安全な状態での管理	分析第2棟等の燃料デブリ分析施設の設置	46 建物構築物・劣化対策・健全性維持	
2031	17 プロセス主建屋等ドライアップ	24 乾式貯蔵キャスク増設エリア拡張	36 瓦礫等の屋外保管の解消	取り出し燃料デブリの安定な状態での保管	建屋外壁の止水【地下水】	
2031	16 原子炉建屋内滞留水の全量処理	23 全号機使用済燃料プールからの燃料取り出し	37 廃棄物のより安全・安定な状態での管理			

※主要な目標の数字は、(図3-3、図3-4)放射性物質の所在状況との関連を示したものと

図3-1 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2020年3月版) リスクの低減に向けた分野と目指すべき姿及び主要な目標

東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(その他のもの)1/2

○液状の放射性物質		完了時期
実施予定	Sr未処理水の処理	2020年内
実施時期未定	構内溜まり水等の除去 地下貯水槽の撤去	
○使用済燃料		
実施時期未定	1号機原子炉建屋オペフロウエルプラグ処置、瓦礫撤去 使用済制御棒の取り出し	
○固形状の放射性物質		
実施予定	汚染土一時保管施設の設置	2020年度内
	増設焼却設備の設置	2020年度内
	放射性物質分析・研究施設(第1棟)の設置	2021年度内
実施時期未定	除染装置スラッジの安定化処理設備設置	

東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(その他のもの) 2/2

○外部事象等への対応		実施時期
実施予定	メガフロートの対策	2020年度内
	千島海溝津波防潮堤の設置	2020年度内
	建屋内雨水流入の抑制 3号機タービン建屋への流入抑制	2020年度内
	建屋内雨水流入の抑制 1,2号機廃棄物処理建屋への流入抑制	2021年度内
○廃炉作業を進める上で重要なもの		
実施予定	原子炉建屋内等の汚染状況把握(核種分析等)	2020年度以降
	原子炉冷却後の冷却水の性状把握(核種分析)	2020年度以降
	原子炉建屋内等での汚染水の流れ等の状況把握	2020年度以降
	格納容器内及び圧力容器内の直接的な状況把握	2020年度以降
実施時期未定	建屋周辺瓦礫の撤去 排水路の水の放射性物質の濃度低下	
要否検討	T.P.2.5m 盤の環境改善	

図 3-2 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ
(2020年3月版) 主要な目標以外の目標

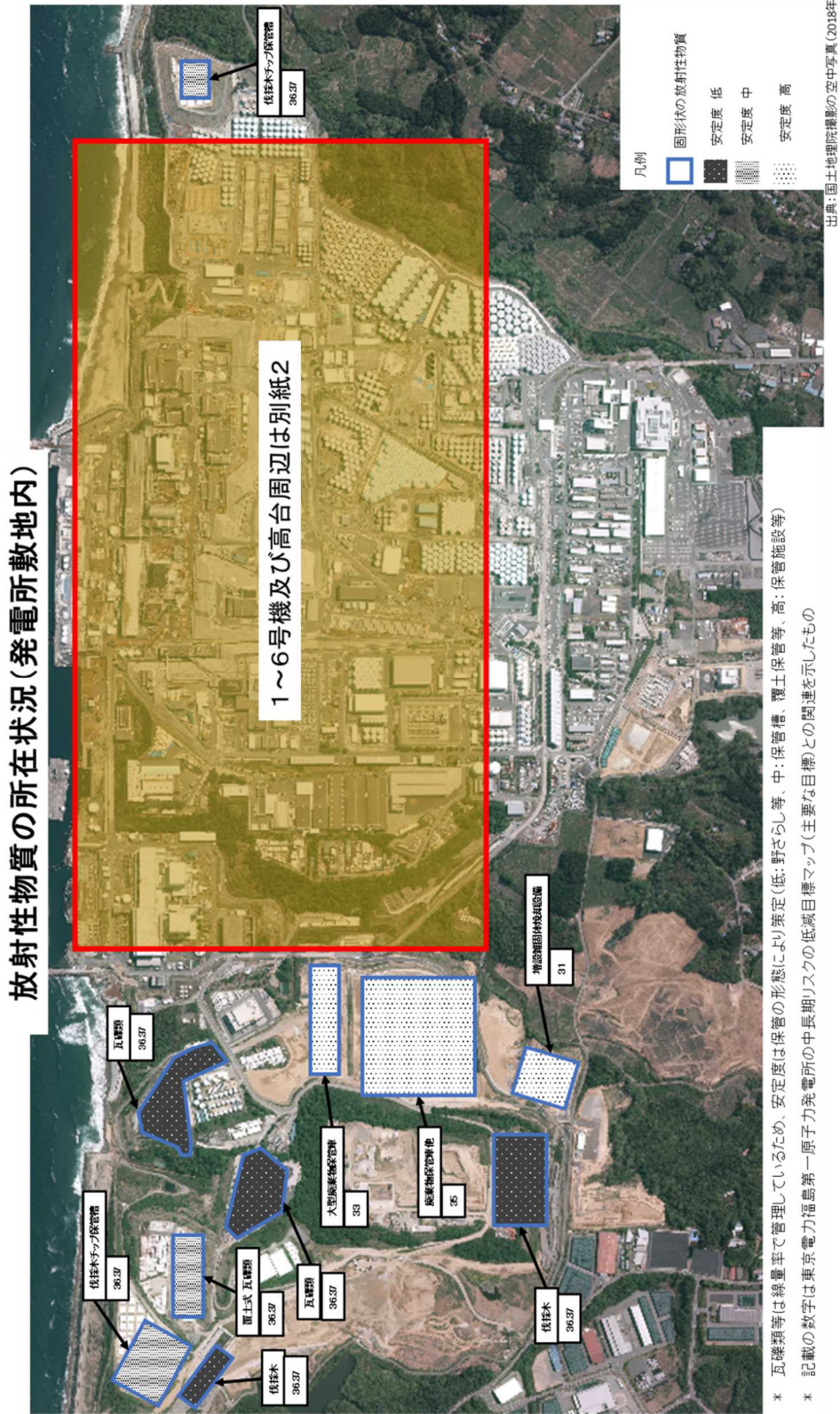
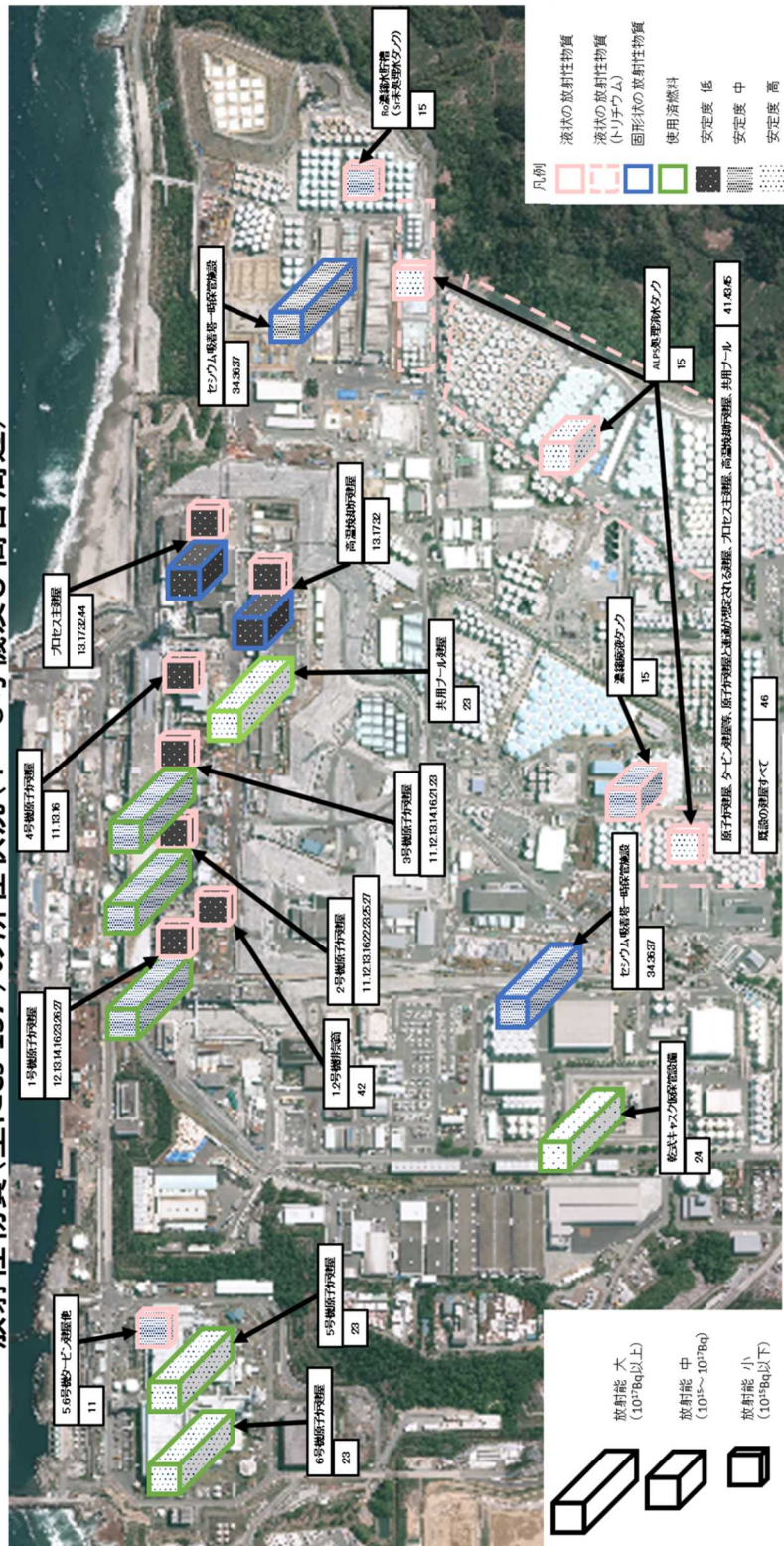


図 3-3 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ
(2020年3月版) 放射性物質の所在状況(発電所敷地内)

放射性物質（主にCs-137）の所在状況（1～6号機及び高台周辺）



＊ 記載の数字は東京電力福島第一原子力発電所の中期リスクの低減目標マップ(主要な目標との関連を示したもの)
 ＊ 具体的な対策が求められる燃料デブリ及び高純度高濃縮燃料は記載していない
 ＊ 名称の放射能はCs-137の放射能を代表とした。ただし、ALPS処理済水タンクについては、トリチウム(H-3)の放射能を代表とした
 ＊ 1～4号機原子炉建屋は原子炉建屋、廃棄物処理建屋、タービン建屋(号機を除く)の滞留水中のCs-137の放射能を記載
 ＊ 構内溜まり水については2.5m圏等広範囲に点在する放射能放射線が少ないことから、1,2号機気筒を代表とした

図 3-4 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ (2020年3月版) 放射性物質(主にCs-137)の所在状況(1～6号機及び高台周辺)

東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2019年3月版)

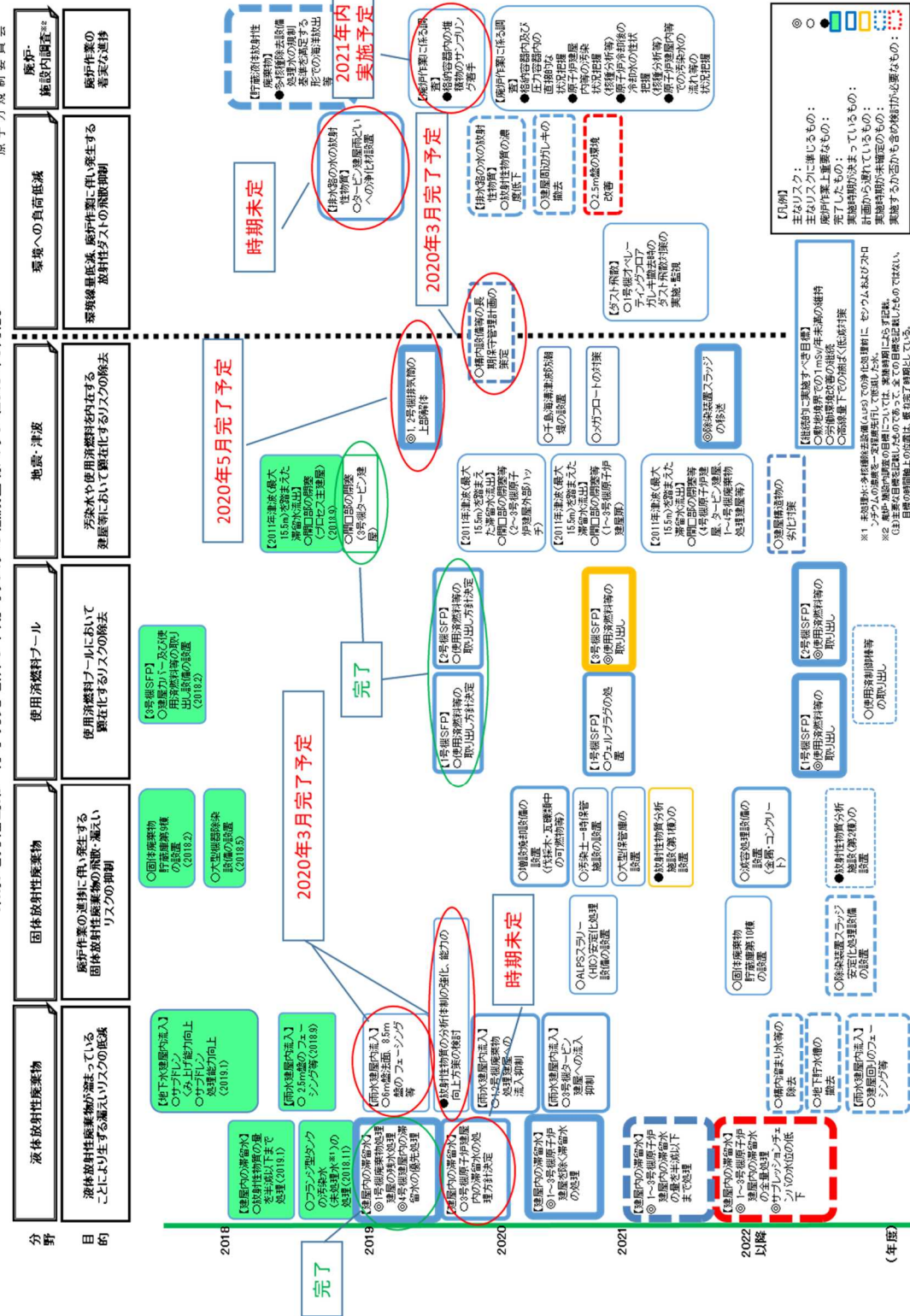


図3-5 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ (2020年3月版) リスク低減目標マップの進捗状況

8. 東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の進捗や令和2年度より他の原子力施設において新しい検査制度(原子力規制検査)が導入されること等を踏まえ、令和元年度第10回原子力規制委員会(令和元年5月29日)において、5号機及び6号機も含めた東京電力福島第一原子力発電所全体を実施計画を中心として一体的に規制する、東京電力福島第一原子力発電所については原子力規制検査を適用せず従来の検査を実施するなど、東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直しについて決定した。この中で、東京電力福島第一原子力発電所における検査についても、東京電力自身による検査の義務を明確にする、原子力規制委員会による検査を、廃炉作業等の進捗に応じてより柔軟かつ適切に実施するなどの見直しを行った。また、当該見直しに伴い必要な関係法令等の整備を行うなど、準備作業を推進した。

見直し後の東京電力福島第一原子力発電所における規制については、令和2年度から運用を開始することとしている。

9. 東京電力福島第一原子力発電所で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

(1) 東京電力福島第一原子力発電所に係る法令報告事象

令和元年度の東京電力福島第一原子力発電所に係る法令報告事象は、令和元年度末時点において、以下の2件であった。

① 6号機残留熱除去系(B系)圧力抑制室吸込弁の手動操作用ハンドル軸の折損

令和元年11月26日、東京電力から、6号機において、残留熱除去系(B系)圧力抑制室吸込弁の手動操作用のハンドルの軸に折損が確認されたため、発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められるとして、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

原子力規制委員会は、第77回監視・評価検討会(令和元年12月16日)において、東京電力から当該事象に係る詳細、原因及び対策等を聴取した。令和2年2月3日に東京電力から当該事象の原因と対策に係る報告があり、第78回監視・評価検討会(令和2年2月17日)にて東京電力に追加説明等を求めた。

令和元年度末時点において、東京電力において追加説明等について対応中である。

② 1/2号機排気筒ドレンサンプピットにおける核燃料物質等の管理区域内での漏えい

令和元年 11 月 28 日、東京電力から、1/2 号機排気筒ドレンサンプピットにおいて、当該ピット内の水の移送を実施していないにもかかわらず水位低下が確認されたため、核燃料物質等によって汚染された水が管理区域内で漏えいした可能性を否定できないことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

原子力規制委員会は、第 77 回監視・評価検討会（令和元年 12 月 16 日）において、東京電力から当該事象に係る詳細、原因及び対策等を聴取した。令和 2 年 2 月 3 日に東京電力から当該事象の原因と対策に係る報告があり、第 78 回監視・評価検討会（令和 2 年 2 月 17 日）にて東京電力に追加説明等を求めた。

令和元年度末時点において、東京電力において追加説明等について対応中である。

（２）東京電力福島第一原子力発電所に係る運転上の制限の逸脱の宣言に係る報告

原子力規制委員会は、東京電力から、表 3-1 に示すとおり実施計画で定める運転上の制限の逸脱の宣言に係る報告を受けた。各報告を受け、原子力規制委員会は、原子炉等規制法第 68 条第 1 項の規定に基づく立入検査等を行い、必要な措置が講じられていること等を確認した。

表 3-1 令和元年度運転上の制限の逸脱の宣言に係る報告

報告受領日時	概要
5 月 20 日	2 号機原子炉格納容器内窒素封入設備に設置している窒素封入流量計の測定範囲の下限値に誤りがあったため、一定期間、必要な窒素封入量が確保されていることの毎日 1 回の確認ができていなかった。
7 月 16 日	5 号機非常用ディーゼル発電機（B 系）動弁注油タンク内の潤滑油に燃料の軽油が混入した可能性があることから、当該非常用ディーゼル発電機を非待機状態としたため、必要な非常用発電設備が動作可能な状態を維持できなくなった。
8 月 6 日	2 号機原子炉格納容器内窒素封入設備系統構成操作弁の現場標記札に誤りがあったため、弁操作時に誤った系統構成となり、一時的に原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への窒素封入量がゼロになった。
10 月 28 日	1 号機建屋周辺のサブドレンピットにおいて、当該ピットの水位と建屋内の滞留水水位との差が制限値（400mm）を下回った。

10月29日	1号機及び2号機建屋周辺の複数のサブドレンピットにおいて、当該ピットの水位と建屋内の滞留水水位との差が制限値(400mm)を下回った。
1月29日	2号機建屋周辺のサブドレンピットにおいて、当該ピットの水位が建屋内の滞留水水位を下回った。

東京電力福島第一原子力発電所における運転上の制限等の継続的改善については、施設の状況等も踏まえ、より適切な整理及び運用に向けた見直しについて、監視・評価検討会等において議論を行っている。

第2節 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析

1. 継続的な事故分析

事故分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、技術的な側面から調査・分析を進めている。

原子力規制委員会は、平成25年5月から、事故分析検討会において事故分析に係る議論等を行っており、平成26年10月には、東京電力福島第一原子力発電所事故調査委員会の報告書で未解明の問題として規制機関に対し実証的な調査が求められている7つの事項について、「東京電力福島第一原子力発電所 事故の分析 中間報告書」として見解を取りまとめた。また、当該報告書では、廃炉作業の進捗等を踏まえつつ、今後も継続的に事故分析を進めることとした。

原子力規制委員会は、令和元年度第27回及び第28回原子力規制委員会（令和元年9月4日及び11日）において、現場環境の改善や廃炉作業の進捗等により、事故分析に必要な現場調査等が可能となったこと等を踏まえ、事故分析の実施方針及び体制について改めて整備及び決定し、令和2年内を目途に、中間的な報告書を取りまとめることとした。

令和元年度においては、プレスオープンのもも含め、計18回の現場調査を実施するとともに、5回の事故分析検討会を開催し、当該調査で得られた情報等を基に、原子炉格納容器耐圧強化ベントラインを通じた放射性物質等の放出経路などについて検討を行った。なお、事故分析を進めるに当たっては、ATENAに対して、事故分析検討会への参画や事故分析に必要な情報の提供など、積極的な協力を求めた。

さらに、事故分析に係る作業と廃炉作業の整合を図るため、原子力規制庁、資源エネルギー庁、原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び東京電力等が参画する「福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議」を開催した。

令和元年度は、当該会議を3回実施し、必要な調整等を行った。

2. 事故の分析に係る情報発信等の取組

原子力規制委員会は、国内外に対し事故分析について情報発信を行っている。

「東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 中間報告書」については英語版を作成し IAEA や OECD/NEA 等に送付するなど、国際社会への発信を行った。

令和元年度は、令和元年 12 月 12 日に実施した 3 号機原子炉建屋の内部調査の映像を YouTube 上で公開し、多くの視聴回数を記録するなど、大きな関心を集めた。第 9 回事故分析検討会（令和元年 12 月 26 日）においては、当該映像を用いた議論を行った。また、令和 2 年 1 月 30 日には、東京電力福島第一原子力発電所における現場調査を、プレスオープン形で実施し、調査の実際の様子を報道各社に対して公開した。

さらに、事故の分析に係る国際的な調査研究活動等に参加した。特に、原子炉建屋等の内部調査や事故進展解析の結果を基にさらに詳細に事故を分析することを目的に平成 31 年 1 月に活動が開始された OECD/NEA/CSNI の調査研究活動（ARC-F）に参加し、事故シナリオ及び核分裂生成物の移行・拡散に係る解析の現状と課題について、参加者（12 か国 22 機関）と認識を共有した。

第3節 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における環境放射線モニタリングの実施

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングの実施

原子力規制委員会は、「総合モニタリング計画」（平成 23 年 8 月 2 日モニタリング調整会議決定、平成 31 年 2 月 1 日改正）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリングとして、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を四半期ごとに公表している。

令和元年度においても帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施し、その結果を公表した。

（1）福島県及びその近隣県における放射性物質の分布の長期的な把握

福島県及びその近隣県における航空機モニタリングを実施し、令和 2 年 2 月に、令和元年 9 月 18 日時点の東京電力福島第一原子力発電所から 80km 圏内における空間線量率の分布マップ並びに令和元年 11 月 2 日時点の福島県及びその近隣県における空間線量率の分布マップを公表した。また、令和元年 12 月に「平成 30 年度放射性物質測定調査委託費（東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約）事業」の成果報告書を公表し、この中で走行サーベイによる空間線量率の分布状況や土壌への放射性セシウムの沈着量等の測定結果を示した。

※事故1か月後のマップは
現在と異なる手法により
マッピングされたもの

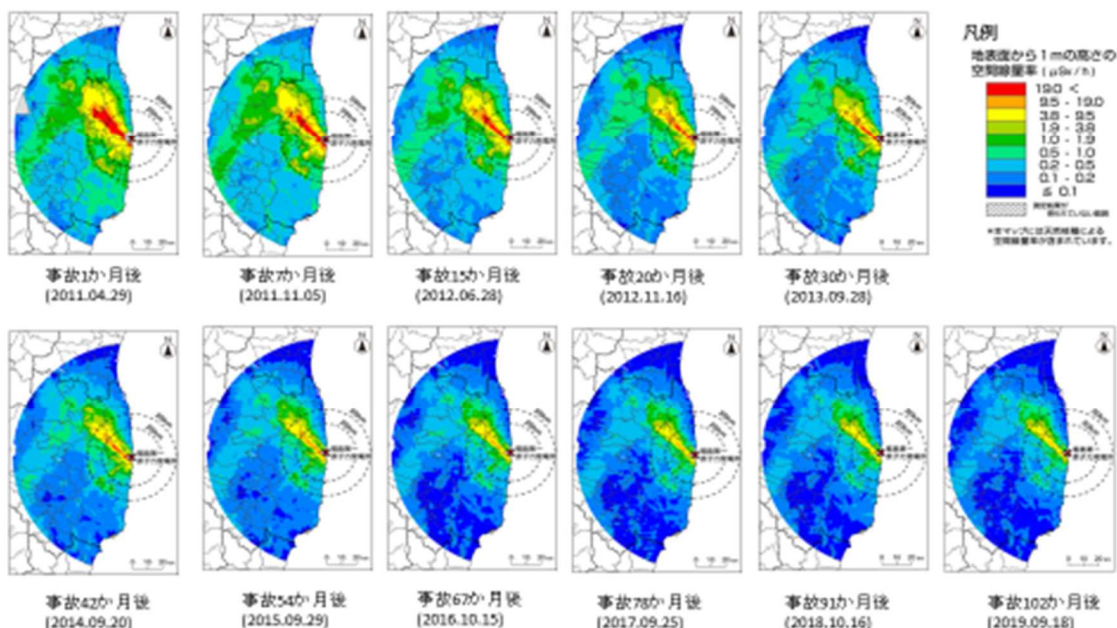


図 3-6 80km 圏内における空間線量率の分布マップの推移

(2) モニタリングポストによる福島県及びその近隣県の空間線量率の把握

福島県及びその近隣県の学校等の公共性の高い場所に、地方公共団体の要望を受けて設置している可搬型モニタリングポスト約 700 台及びリアルタイム線量測定システム約 3,000 台によって、空間線量率を連続測定し、その測定結果をリアルタイムで原子力規制委員会ホームページに公表している。また、令和元年度第 10 回原子力規制委員会（令和元年 5 月 29 日）において、リアルタイム線量測定システムの配置の見直しに係る今後の方針として、福島県内の避難指示・解除区域市町村以外の地域に配置しているリアルタイム線量測定システムについては、当面、存続させることを基本とし、狭いエリアに集中的に配置されているものについては、関係市町村の理解を得ながら配置の適正化を図ることを決定した。

(3) 海域のモニタリング

平成 30 年度に引き続き、「総合モニタリング計画」の一部である「海域モニタリングの進め方」に沿って、関係機関が連携して実施した。原子力規制委員会では、東京電力福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾における海水・海底土の採取及びそれら試料の放射能分析を行い、その結果を原子力

規制委員会ホームページで公表した。

また、令和元年6月にIAEA環境研究所及びALMERA（環境放射能分析研究所の国際ネットワーク）の専門家が来日し、分析結果の相互比較を行うため、原子力規制委員会と共同で東京電力福島第一原子力発電所近傍にて海水及び海底土を採取した。

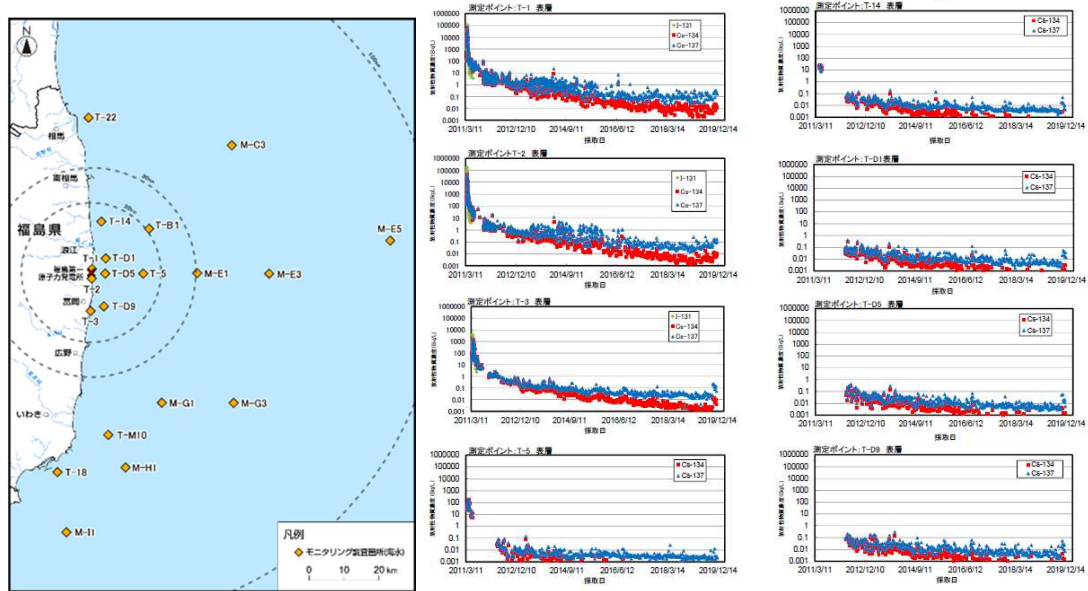


図 3-7 モニタリング調査箇所における放射能濃度の推移

第 4 章 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

第4章の総括

(最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善)

原子力規制委員会は、安全上重要な知見・情報が得られた際には、その重要性や緊急性を踏まえて、適時、規制基準に反映している。令和元年度は以下の取組を行った。

- ・輸送・貯蔵兼用キャスクを用いた発電所サイト内貯蔵に関連する規則等を改正
- ・健全な安全文化の育成と維持に係るガイド及び原因分析に関するガイドを制定
- ・日本電気協会「原子炉圧力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法」2016年版等について技術評価を実施中
- ・低レベル放射性廃棄物の処分に係る規制基準の整備等を実施中。ピット処分及びトレンチ処分に係る施設及び放射性廃棄物に関する要求性能の明確化に関する規則等を改正
- ・中深度処分の規制基準の整備について、次年度以降に関連する規則等を改正予定。クリアランスに係る合理的な確認方法に関し、審査基準を制定
- ・規制基準の継続的な改善に係る取組方針を策定し、原子力規制庁内の意見・提案を収集

(国内外の最新知見情報に関する収集・分析と規制活動への反映)

原子力規制委員会は、我が国の規制や原子力施設の安全に係る可能性から検討を要する情報を抽出する活動（**GENERIC ISSUES** タスクフォース）を行い、技術情報検討会を開催した。また、それ以外にも得られた知見の重要性・緊急性を踏まえて、令和元年度は以下の基準等の見直し等を行った。

- ・意図的な大型航空機の衝突その他のテロリズムによるもの以外の重大事故等時においても特重施設を用いて事故対処を行うことなどについて、実用炉保安規定審査基準を改正
- ・試験炉保安規定審査基準の改正及び試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイドを制定
- ・ICRPの「眼の水晶体の等価線量限度の引き下げ」に関するソウル声明を根拠として、線量告示等を改正
- ・発電用原子炉施設のデジタル安全保護回路に係る共通要因故障対策の強化のための要求事項をとりまとめ、規制への具体的な取り入れ方法について検討中

このほか、国内外の事故・トラブル情報等を収集・分析し、スクリーニングを実施するとともに、技術情報検討会を開催し、スクリーニング結果について検討した。当該スクリーニング結果等は、外部の専門家で構成される炉安審及び燃安

審に報告し、助言を求めた。また、インドネシア地震津波を対象に、インドネシア原子力規制機関（BAPETEN）と令和元年9月に二国間会合を行うとともに、インドネシアで開催された国際シンポジウム等に参加し、原子力規制庁において学識者による講演会を開催した。

（安全研究の推進）

令和元年度は、13研究分野24件の安全研究プロジェクトを実施した。また、それらの安全研究の成果として、令和元年度は原子力規制委員会職員により2件のNRA技術報告の公表、1件のNRA技術ノート公表、23件の論文誌への掲載、4件の国際会議論文発表及び38件の学会発表を行うとともに、学会賞を4件受けた。

安全研究の評価については、平成30年度で終了した5件の安全研究プロジェクトの事後評価、実施中の5件の安全研究プロジェクトの中間評価及び令和2年度から開始する5件の安全研究プロジェクトの事前評価を実施した。

安全研究の方針については、「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（令和2年度以降の安全研究に向けて）」を策定した。

国際活動として、二国間の情報交換を実施するとともに、17件のOECD/NEAにおける国際共同研究プロジェクト、11件のOECD/NEA CSNI傘下の会合に参画し、各研究分野の最新動向を含む技術的知見を収集した。

共同研究の実施については、令和元年度において13件の共同研究を実施している。

（原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進）

令和元年度は実務経験者を33名採用するとともに、新人職員を22名採用した。

原子力規制委員会職員の人材育成については、これまでに引き続き、プラントシミュレータ等を活用した実践的な研修等の各種研修を整備し、計画的に実施するとともに、強化・充実に努めた。

また、任用資格（基本資格）を取得するための教育訓練課程を平成30年4月から開始しており、令和元年度には当該教育訓練課程から初めて修了者を輩出した。加えて、令和2年4月から開始される原子力規制検査の本格的運用に対応するために原子力検査資格を付与し、原子力規制検査の本格的運用に対応できる職員を確保した。

さらに、37名の研究系職員（重複含む）を共同研究に従事させるとともに、3名の研究系職員を原子力機構へ派遣し、試験研究に専従させた。また、同機構から2名の研究関係業務に従事する職員を受け入れている。

第1節 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善

1. 最新の知見等を踏まえた規制基準等の見直しの要否の検討

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、事故の教訓や最新の科学的・技術的知見、IAEA等の国際機関が定める安全基準を含む海外の規制動向等を踏まえて、平成25年7月に発電用原子炉施設、同年12月に核燃料施設等の新規制基準を施行した。また、平成28年度第45回原子力規制委員会（平成28年11月22日）において了承された最新知見を規制に反映するためのプロセスに基づき、国内外の最新知見や安全情報の収集・分析、スクリーニング等を継続的に実施している。そして、これらの活動を通じて安全上重要な知見・情報が得られた際には、その重要性や緊急性を踏まえて、随時、規制基準（解釈・ガイド等を含む。）に反映する等の取組を進めている。

一方、同プロセスでは、こうした随時の見直しの対象とならなかった事項についても定期的な整理等を行うこととしている。このため、従来の取組において重要性や緊急性の観点から随時の見直しの対象とならなかった審査経験や実績についても分かりやすさの観点から規制基準に的確に反映し、規制基準の更なる具体化・明確化を図ることとした。

（1）使用済燃料輸送・貯蔵兼用乾式キャスク貯蔵の基準策定に関する検討

原子力規制委員会は、発電所内における使用済燃料の貯蔵に関して、輸送上の厳しい要件を満たしている輸送・貯蔵兼用キャスクを用いる場合に耐震性等の基準を見直すこととし、平成29年度に開催した「使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスク貯蔵に関する検討チーム」における検討の後、平成29年度第43回原子力規制委員会（平成29年10月11日）及び平成30年度第22回原子力規制委員会（平成30年8月1日）において規制の考え方を示した。これらを踏まえ、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則並びにこれらの解釈等の改正について、平成30年度第45回原子力規制委員会（平成30年12月5日）において規則等の改正案を審議し、意見公募手続を行った後、平成31年4月2日に改正された規則等を公布・施行した。

IRRSフォローアップミッション（令和2年1月）を受け入れるに当たり、放射性物質輸送の規制に係る自己評価書に盛り込んだ行動計画に従い、核燃料物質等の運搬の承認に係る一部の申請手続の見直し及び特定兼用キャスクによる輸送に係る審査の合理化を行うこととした。令和元年度第46回原子力規制委員会（令和元年12月4日）において外運搬告示改正案及び申請手続ガイド案を審議し、意見公募手続を行った後、令和元年度第67回原子力規制委員会（令和2年2月26日）において意見公募の結果等を踏まえた改正等を決定した。

(2) 人的組織的要因に係るガイドの策定に関する検討

原子力規制委員会は、平成 27 年度に受け入れた IRRS ミッションによる人的組織的要因の考慮に関する指摘を踏まえ、人的組織的要因を考慮した原子炉制御室等に関する評価ガイド、安全文化に係るガイド及び原因分析に係るガイドの策定を行うこととした。令和元年度第 31 回原子力規制委員会（令和元年 9 月 25 日）において安全文化に係るガイド及び原因分析に係るガイドについて審議し、意見公募手続を行った後、令和元年度第 50 回原子力規制委員会（令和元年 12 月 25 日）において意見公募の結果等を踏まえ制定した。

(3) 審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善について

原子力規制委員会は、従来のプロセスにおいて重要性や緊急性の観点から随時の見直しの対象とならなかった原子力規制委員会における審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善について、令和元年度第 38 回原子力規制委員会（令和元年 10 月 23 日）において、その具体的な検討の進め方を了承した。これに基づき、検討すべき課題について原子力規制庁内の意見・提案を収集した。

2. 民間規格の技術評価の計画の見直し及び実施

(1) 民間規格の技術評価の実施に係る計画の策定

原子力規制委員会は、令和元年度の民間規格の技術評価の計画案を策定するに当たって、新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合（平成 31 年 3 月 29 日及び 4 月 18 日）において、事業者から技術評価を希望する民間規格を聴取した。これを踏まえ、令和元年度第 11 回原子力規制委員会（令和元年 6 月 5 日）において令和元年度の「民間規格の技術評価の実施に係る計画」を策定した。また、令和 2 年度の民間規格の技術評価の実施に係る計画を策定するために、新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合（令和 2 年 2 月 7 日）において、事業者から技術評価を希望する規格を聴取した。これを踏まえ、令和 2 年度の民間規格の技術評価の実施に係る計画案を策定する予定である。

(2) 民間規格の技術評価の実施

令和元年度第 11 回原子力規制委員会（令和元年 6 月 5 日）において決定した令和元年度の民間規格の技術評価の実施に係る計画に基づき、日本電気協会「原子炉圧力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法」2016 年版及び同規格に関連する「フェライト鋼の破壊靱性参照温度 T_0 決定のための試験方法」2015 年版について、技術評価及びこれに基づく実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正を行うため、令和元年度第 17 回原子力規制委員会（令和元年 7 月 10 日）において「原子炉圧力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法等の技術評価に関する検討チーム」の開催を決定し、

これまでに、5回の検討チーム会合を開催し、技術評価を行っている。

日本機械学会及び日本電気協会が平成28年2月17日から令和元年7月12日にかけて審査基準等に引用された規格に係る正誤表を発行したことを受け、当該正誤表に係る技術評価書案を策定することとし、また、引用規格の適用に当たっての条件として、訂正後の規定を適用することを明確にするため、これらを引用する実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈等も一部改正することとした。これらの案について、令和元年度第43回原子力規制委員会（令和元年11月20日）において審議し、意見公募手続きを行った後、令和元年度第52回原子力規制委員会（令和2年1月15日）において意見公募の結果等を踏まえ改正を決定した。

3. 低レベル放射性廃棄物の処分に係る規制基準の整備

(1) ウラン廃棄物を含む低レベル放射性廃棄物の浅地中処分に係る規制基準の拡充・整備

原子力規制委員会は、令和元年の重点課題の一つとしてウラン廃棄物を含む低レベル放射性廃棄物の浅地中処分に係る規制基準の拡充・整備を掲げている（平成30年度第53回原子力規制委員会（平成31年1月16日））。ウラン廃棄物に係る規制基準を整備するに当たり、IAEA安全基準GSR Part3「放射線防護及び放射線源の安全：国際基本安全基準」における天然核種及び人工核種の取扱いの考え方、欧州委員会（EC）の理事会指令（Council Directive）における考え方等の調査を行い、平成30年度第63回原子力規制委員会（平成31年2月27日）において天然に存在する放射性物質に対するクリアランスレベルの設定に係る論点について議論した。また、各国の実状の調査を行うこととした。

平成31年4月1日に開催した原子力規制委員会と原子力規制国際アドバイザーとの意見交換会合では、議題の一つとして、天然核種を含む廃棄物の廃棄及びクリアランスについて議論した。原子力規制国際アドバイザーからは、IAEAの安全基準文書の作成を注視し議論に参加すること、安全上の重要性に応じたプロセス（グレーデッドアプローチ）の必要性や放射平衡に達していないウランの子孫核種の生成（ビルドアップ）による影響等について考慮すること等の指摘があった。

令和元年度第40回原子力規制委員会（令和元年11月6日）において、我が国のウラン廃棄物の埋設処分等に関する規制の考え方について議論を進めるため、原子力規制委員会は、原子力規制庁に海外情報を整理するとともに論点について報告するよう求めており、原子力規制庁において引き続き検討している。

(2) 第二種廃棄物に係る規制基準等の整備

原子力規制委員会は、平成30年度までに、廃炉等に伴い発生する放射性廃棄

物に関する検討チームにおいて、第二種廃棄物埋設（中深度処分、ピット処分及びトレンチ処分）に係る規制基準の骨子について議論を行ってきた。同骨子のうち、施設及び放射性廃棄物に関する要求性能の明確化等に係るピット処分及びトレンチ処分の規制基準について、平成 30 年度第 61 回原子力規制委員会（平成 31 年 2 月 20 日）にて先行して改正することとした。

令和元年 7 月 18 日から 8 月 16 日まで意見公募を実施した後、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」、「第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及びその解釈並びに「第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準」を改正し、並びに「核燃料物質等の第二種廃棄物埋設に関する措置等に係る技術的細目を定める告示」を廃止することを決定した（令和元年度第 33 回原子力規制委員会（令和元年 10 月 2 日）、令和元年度第 38 回原子力規制委員会（令和元年 10 月 23 日））。改正した規則等は、同年 12 月 5 日に施行した。

中深度処分の規制基準の整備については、令和元年度第 40 回原子力規制委員会（令和元年 11 月 6 日）において、中深度処分を検討している事業者等から対象廃棄物の発生時期や事業計画に関する情報を聴取し、その結果を踏まえて設計や確認・評価方法及び監視・モニタリング方法に係る規制基準を整備することとした。

中深度処分に係る事業者ニーズに関しては、廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する事業者との意見交換（第 2 回意見交換、同年 12 月 17 日）において事業者等から聴取を行った。聴取の結果、中深度処分に係る事業実施主体は設立されておらず、中深度処分対象廃棄物の発生時期及び事業申請時期も未定であることが判明した。これらについては、令和元年度第 52 回原子力規制委員会（令和 2 年 1 月 15 日）において報告を受けるとともに、令和元年度第 64 回原子力規制委員会（同年 2 月 19 日）において、電気事業連合会理事らから、今後の規制基準の策定方針案に対する事業者等の見解を聴取した。

（3）クリアランスレベルの設定対象の拡大及び同レベルの合理的な確認方法の構築

クリアランスに係る合理的な確認方法の構築に関して、原子力規制委員会は、これまでの審査経験を踏まえ、旧原子力安全・保安院が定めた放射能濃度の測定及び評価の方法の認可についての内規を見直し、放射化や汚染の履歴等を踏まえて評価対象核種を選定することや、放射能濃度確認の際の不確かさを考慮すること等を定めた新たな審査基準を整備することとし、意見公募手続きを行った後、令和元年度第 28 回原子力規制委員会（令和元年 9 月 11 日）において新たな審査基準を制定した。また、クリアランスの対象の拡大に関して、現行のク

リアランス規則を見直し、国際基準に規定されている 257 種類の放射性物質及びそのクリアランスレベルを追加規定することによって、対象施設及び対象物を拡大した新たな規則を整備することとしている。

第2節 国内外の最新知見情報に関する収集・分析と規制活動への反映

1. 規制基準等への最新知見の反映

最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善に係る活動のうち、国内外の最新知見情報については、平成 28 年度第 45 回原子力規制委員会（平成 28 年 11 月 22 日）において了承された最新知見を規制に反映するためのプロセスに基づき、諸外国の規制動向、安全研究、国際基準、学会等の情報を整理した上で、我が国の規制や原子力施設の安全との関係で検討を要する情報を抽出する活動（GENERIC ISSUES タスクフォース）を実施している。令和元年度は、50 件のスクリーニングを実施し、6 件の何らかの規制対応が必要と判断される技術情報を抽出した。これら 6 件については、技術情報検討会において情報共有するとともに規制対応の要否を検討した。

2. 安全研究から得られる科学的・技術的知見の規制業務への活用

原子力規制委員会では、安全研究より得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を審査検査等の規制業務に活用することを目的として、原子力規制庁の研究部門から原子力規制部へ情報提供等の技術支援を実施させている。令和元年度においては、新規制基準適合性に係る審査支援、同チーム会合への参加等 38 件の技術支援が実施された。

3. デジタル安全保護系の共通要因故障対策に関する規制動向等の情報収集

令和元年の原子力規制委員会の重要課題として、平成 30 年度第 53 回原子力規制委員会（平成 31 年 1 月 16 日）において、発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策の規制への取り込みを挙げた。令和元年度第 29 回原子力規制委員会（令和元年 9 月 13 日）において、本件課題に係る検討チームを開催して令和元年度内を目途に具体的な検討を進めることとした。

令和元年度第 33 回原子力規制委員会（令和元年 10 月 2 日）において、「発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チーム」を開催することとし、以降、計 4 回の検討チーム会合を開催し、当該共通要因故障対策の強化のための要求事項を取りまとめた。また、令和元年度第 69 回原子力規制委員会（令和 2 年 3 月 11 日）及び令和元年度第 73 回原子力規制委員会（令和 2 年 3 月 23 日）において、同検討チームにおける検討結果等を報告した。要求事項の規制への具体的な取り入れ方法については、継続して検討

中である。

また、第 39 回技術情報検討会（令和元年 11 月 20 日）において、デジタル安全保護回路等を導入している諸外国の規制や国際規格・標準、デジタル安全保護回路等における電磁両立性を考慮した設計として達成すべき具体的な水準等について調査を開始することとした。

4. 重要性・緊急性を勘案した基準等の見直し

(1) 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正

原子力規制委員会は、令和元年度第 14 回原子力規制委員会（令和元年 6 月 26 日）において、意図的な大型航空機の衝突その他のテロリズムによるもの以外の重大事故等時においても特重施設を用いて事故対処を行うこと、重大事故等時に必ずしも手順書に縛られることなく的確かつ柔軟な対応を行うことなどについて、保安規定への反映を求めることとした。その上で、事業者への意見聴取の結果も踏まえて、要求事項の根拠を明確化するため、令和元年度第 20 回原子力規制委員会（令和元年 7 月 31 日）において「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」の一部改正案を示し、意見公募手続を行った後、令和元年度第 33 回原子力規制委員会（令和元年 10 月 2 日）において決定し、施行した。

(2) 定期安全レビューの実施ガイドの整備及び関連する保安規定の審査基準の改正

平成 30 年度第 65 回原子力規制委員会（平成 31 年 3 月 6 日）において、試験研究用等原子炉施設の定期的な評価について、同評価の実施ガイドの整備を行うとともに、関連する保安規定の審査基準の改正を行うこととした。これを受け、令和元年度第 27 回原子力規制委員会（令和元年 9 月 4 日）において、保安規定の審査基準の改正案及び試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド案を示し、保安規定の審査基準の改正案については行政手続法に基づく意見募集、運用ガイド案については任意の意見募集を実施し、令和元年度第 42 回原子力規制委員会（令和元年 11 月 13 日）において、これらを決定した。（令和 2 年 4 月 1 日施行）

(3) 眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する告示の整備

令和元年度第 36 回原子力規制委員会（令和元年 10 月 16 日）において、2011 年の ICRP の「眼の水晶体の等価線量限度の引き下げ」に関するソウル声明を踏まえた放射線審議会の意見具申について、原子炉等規制法令における線量告示等の規制に取り入れることとした。その後、令和元年度第 46 回原子力規制委

員会（令和元年12月4日）において、原子炉等規制法関係告示の改正案に係る意見公募結果について審議し、眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規定内容を放射線審議会へ諮問することとした。第147回放射線審議会総会（令和元年12月23日）において、放射線審議会から諮問内容は妥当である旨答申された。これを受け、令和元年度第63回原子力規制委員会（令和2年2月12日）において、告示の改正を決定した。眼の水晶体の線量限度の変更（5年間につき100mSv及び1年間につき50mSv）については、5年間の合計線量の起算点を現状の実効線量の管理と合わせるため、令和3年4月1日から施行することとした。

5. 国内外のトラブル情報の収集・分析

原子力規制委員会は、最新の科学的・技術的知見を取り込むべく、国内外の事故・トラブル情報等を収集・分析し、規制対応の要否の観点から二段階のスクリーニングを実施している。国内外の事故・トラブルに係る公開情報はもとより、国際機関や諸外国との連携を通じて収集した事故・トラブル情報についても、令和元年度は1次スクリーニングを189件、2次スクリーニングを4件実施した。

結果は、1次スクリーニングアウト報告したものが182件、継続検討が7件、2次スクリーニングアウト報告したものが4件、2次スクリーニング継続中のものが1件である。その他、要対応技術検討（何らかの規制対応が必要と判断される技術情報）を継続しているものが1件、規制対応する準備を進めているものが2件である。

スクリーニング結果案につき、令和元年度は技術情報検討会を5回開催した。また、海外事象である「第一サイクル燃料におけるドライアウトの痕跡」に係る情報が、令和元年9月に更新されたため、再スクリーニングを行った。さらに、「サーマルスリーブフランジ摩耗による制御棒固着」については、2次スクリーニングを継続中である。このような国内外の事故・トラブルに係る情報のスクリーニング結果等は、外部の専門家で構成される炉安審及び燃安審に報告し、助言を求めた（令和元年7月5日、12月23日）。

6. 国内外で発生した自然現象に関する情報の収集・分析

原子力規制委員会は平成30年度第53回原子力規制委員会（平成31年1月16日）において、令和元年の重点課題として「原子力施設の安全性に影響を与える、内外の自然現象の情報収集及び分析の強化」を取り上げた。これを踏まえ、国外で発生した自然事象に関する情報収集の仕組みの構築に向けて、インドネシア地震津波を対象に、インドネシア原子力規制機関（BAPETEN）等との協力及び現地調査の可能性を検討した。BAPETENと令和元年9月に二国間会合を行い、現地調査及び情報交換会合の開催への協力が得られ、開催実現に向けて

日程調整を進めている。

また、インドネシア地震津波に関する情報収集の一環で、インドネシアで開催された国際シンポジウム等に参加するとともに、3回の現地調査を実施した学識者・有識者へのヒアリング及び6回の学識者による原子力規制庁での講演会を開催し、知見の共有・蓄積を図った。また、インドネシア地震津波に関する文献調査を行い、海底地すべりに伴う津波に係る知見を技術連絡会にて検討した。さらに、国内の自然事象に関する情報については、政府機関及び研究機関の委員会、学会等に参加し、収集した情報について分析を行い、その結果、地震調査研究推進本部による「日本海溝沿いの地震活動の長期評価の改訂について」及び福島県による「津波浸水想定について」を技術情報検討会において情報共有した。

7. 国際会議への参加

原子力施設、放射性廃棄物及び輸送の安全に関して、最新の調査・研究結果を踏まえて IAEA 等の国際的な場で議論が行われ、その成果を各国が法令に反映させるという枠組みとなっている。

国際機関の開催する会議において、これらの安全に関連する最新の知見等を情報収集するとともに、我が国の経験や意見を議論に反映させるため、IAEA の原子力安全基準委員会 (NUSSC)、廃棄物安全基準委員会 (WASSC)、輸送安全基準委員会 (TRANSSC) 等の会合に参加した。

第3節 安全研究の推進

1. 安全研究²⁹の積極的な実施

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」(平成28年7月6日原子力規制委員会決定)及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(平成31年度以降の安全研究に向けて)」(平成30年7月18日原子力規制委員会決定)に基づき、安全研究プロジェクトを実施している。また、技術的基礎・実験データ等によって、規制への活用の観点から考察し、規制基準、各種ガイド類並びに審査及び検査における判断の根拠となるよう纏めた報告書「NRA 技術報告」や学術論文、学会発表等により安全研究の成果を公表している。令和元年度は、安全研究の成果の公表を促進するため、安全研究等で得られたデータや情報を整理し、規制基準及び各種ガイド類に加えて、審査及び検査における判断の参考となり得る新たな報告書区分として「NRA 技術ノート」を新設した。

令和元年度は13研究分野24件の安全研究プロジェクトを実施した。それらの安全研究の成果として、原子力規制委員会職員により2件のNRA 技術報告の

²⁹ ここでは、原子力規制等における課題に対応するための自らの研究活動を指す。

公表、1件のNRA技術ノートの公表、23件の論文誌への掲載、4件の国際会議における論文発表及び38件の学会発表を行った。また、安全研究により優れた学術的な成果を創出したことが評価され、学会賞を4件受けた（腐食防食学会論文賞1件、日本原子力学会熱流動部会優秀講演賞1件、日本原子力学会炉物理部会奨励賞1件、日本原子力学会熱流動部会奨励賞1件）。

2. 安全研究の評価及び方針の策定

令和元年度第12回原子力規制委員会（令和元年6月12日）において、平成30年度で終了した5件の安全研究プロジェクトの事後評価及び令和元年度実施中の3件の中間評価を実施した。また、令和元年度第57回原子力規制委員会（令和2年1月29日）及び令和元年度第64回原子力規制委員会（令和2年2月19日）において、令和元年度実施中の安全研究プロジェクト2件の中間評価、令和2年度から新たに始める安全研究プロジェクト5件を対象とした事前評価を実施した。原子力規制委員会は、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」に基づき、令和2年度以降の安全研究の見直しを行い、令和元年度第16回原子力規制委員会（令和元年7月3日）において「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（令和2年度以降の安全研究に向けて）」を策定した。

3. 共同研究プロジェクト活動への参画

原子力規制委員会は、原子力機構安全研究センターと協力し、国際共同研究プロジェクト等へ参画している。令和元年度は、二国間の国際活動として、NRC、IRSN及びGRS³⁰との情報交換を実施するとともに、17件のOECD/NEAにおける国際共同研究プロジェクト、11件のOECD/NEA CSNI傘下のワーキンググループ及び上級専門家会合に参画し、各研究分野の最新動向を含む技術的知見を収集した。

東京電力福島第一原子力発電所の事故分析に関しては、OECD/NEA/CSNIの調査研究活動（ARC-F）に参加し、事故シナリオ及び核分裂生成物の移行・拡散に係る解析の現状と課題について、12か国（22機関）と認識を共有した。

一方、研究職の技術力向上にも資する共同研究の実施に関しては、平成29年4月に策定した共同研究実施規程に基づき、研究計画や研究の進捗状況の確認方法等を具体的に定めた共同研究の確認に関する実施要領を令和2年1月に策定した。令和元年度は、前年度を上回る13件の共同研究を実施（内訳：原子力機構等9件、大学11件（重複含む））している。

³⁰ Gesellschaft für Anlagen- und Reaktorsicherheit

第4節 原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進

1. 人材の確保・育成

(1) 実務経験者に関する人材の確保

民間等からの実務経験者の採用については、安全審査・検査、原子力防災、放射線障害防止等の業務を中心に、公募を行い、令和元年度は 33 人を採用した。

(2) 新規採用者に関する人材の確保

有為な人材を多数確保するため、原子力規制行政の重要性の理解が深まるよう原子力規制庁の業務紹介等採用活動を積極的に実施した。

また、新人職員については、引き続き、原子力工学等を専攻した学生を積極的に採用するための原子力規制庁独自の採用試験「原子力工学系職員採用試験」（一般職試験相当）を有効活用するとともに、技術研究・技術調査業務を担当する研究職員の公募を実施した。こうした取組により、将来の原子力規制行政を担う若手を令和 2 年度採用予定者として 22 名（総合職 4 名、一般職 12 名、原子力工学系試験 2 名、研究職選考採用試験 4 名）を内定した。

これらの結果として、職員数は 1,008 人、定員充足率 95.4%となった。

表 4-1 平成 26 年度から令和元年度までの人材確保状況（単位：人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	合計
実務経験者 ※1	51	59	39	44	23	33	249
新人職員※2	22	19	19	25	29	22	136
合計	73	78	58	69	52	55	385

※1 当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までに採用した人数

※2 当該年度の採用内定から翌年度の 4 月 1 日までに採用した人数

(3) 原子力規制人材育成事業に関する取組

将来の原子力規制を着実に進めていくことを目的として、広く原子力安全及び原子力規制に係る人材を確保・育成するために、大学等と連携した原子力規制人材育成事業を平成 28 年度から実施している。令和元年度は、平成 28 年度採択の 13 件に平成 29 年度採択の 4 件を加えた計 17 件の、大学、研究機関等が実施機関となっている案件について実施した。

(4) 原子力規制検査の本格的運用に向けた規制人材の確保・育成

IRRS ミッションにおいて明らかになった課題の一つである検査官の研修の充実や、「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」（平成 26 年 6 月 25 日

委員会決定)等に的確に対応するため、平成 29 年度から導入された任用資格制度の下、令和元年度は「原子力検査」、「原子力安全審査」、「保障措置査察」、「危機管理対策」、「放射線規制」の 5 分野からなる任用資格について、242 名に対して研修や OJT を行い付与した。特に令和 2 年 4 月から開始される原子力規制検査の本格的運用に対応するため、原子力検査資格については、このうち 198 名に付与し、原子力規制検査に対応できる専門知識を有した職員を確保した。

また、平成 30 年度に引き続き、5 分野の任用資格（基本資格）を取得するための教育訓練課程を実施した。令和元年度は、業務を離れて研修に専念する「集中型コース」に 7 名、業務をしながら研修を受講する「分散型コース」に 6 名を選抜した。なお、平成 30 年度から「集中型コース」を受講していた教育訓練課程訓練生については、令和元年度に計画どおり任用資格を付与した。

さらに、教育訓練課程の中の技術習熟カリキュラム内の研修を充実・強化した。また、技術的な専門知識を学ぶ機会の少ない職員を対象に、原子炉施設の概要を説明した上で研修用プラントシミュレータを活用し、原子炉の挙動を可視化して学ぶ研修を新設し、実施した。

令和元年度も引き続き 5 分野の任用資格により職員の力量を管理し、職員の配置や処遇に反映した。知識管理活動も、行政経験や技術的知見を伝承することを目的としたセミナー等を開催するなど、引き続き実施した。

2. 研究系職員の人材育成

共同研究を活用した人材育成、人材交流を促進するため、令和元年度は前年度を上回る延べ 37 名の職員を共同研究に従事させるとともに、原子力規制委員会から 3 名の職員を原子力機構へ派遣し、試験研究に専従させた。また、原子力規制委員会は、同機構からも職員の派遣を受け入れており、そのうち 2 名が研究関係業務に従事した。さらに、安全研究の結果に基づく学会発表等の公表活動を積極的に行い、学会等の場での専門家との議論を通じた研究系職員の研究能力の向上に努めた。

第5章 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

第 5 章の総括

(核セキュリティ対策の強化)

核物質防護に係る規制については、個人の信頼性確認制度の運用状況等について重点的に核物質防護検査を行うとともに、核物質防護規定の変更認可申請の審査を厳正かつ適切に行った。また、令和 2 年 4 月からの運用開始に向け、令和元年 6 月から開始した核物質防護に係る原子力規制検査の試運用の状況等を踏まえ、「核物質防護に係る重要度評価に関するガイド」等を策定した。

核セキュリティ対策の強化に資する制度整備については、実用発電用原子炉施設等以外の原子力施設に対する内部脅威対策の強化等に係る原子力規制委員会規則の改正（平成 31 年 3 月施行）、原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威等を踏まえて核物質防護に係る審査基準を改正（平成 31 年 4 月施行）したほか、上記試運用の結果等を踏まえつつ、関係法令や原子力規制検査関連文書の整備を進めた。

また、国際核物質防護諮問サービス（IPPAS³¹）フォローアップミッション報告書を受領した。同フォローアップミッションからは「前回のミッション以降、日本の核セキュリティ体制には顕著な改善がみられる。その体制は、強固で十分に確立されており、改正核物質防護条約の基本原則に従ったものである。」との見解が示された。

(保障措置の着実な実施)

IAEA が実施した平成 30 年の我が国における保障措置活動に関する報告において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論（拡大結論）を得た。

通常の査察が実施できない東京電力福島第一原子力発電所 1～3 号機については、前年度までの追加的措置に加え、3 号機の使用済燃料プールから使用済燃料共用プールに移動した新燃料集合体の検認活動を実施するなど、IAEA との継続的な協議を通して必要な措置を講じた。

IAEA の限られた資源の中で効率的、効果的な保障措置を維持しようとする国レベル保障措置の取組を受けて、国内の各原子力施設等に適用される施設タイプ別保障措置手法について、IAEA と必要な検討・協議を実施した。また、保障措置に係る各種国際会議への参加や、保障措置人材の教育、保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国際的な保障措置の強化・効率化に貢献した。

国内保障措置制度の一翼を成す、指定情報処理及び保障措置検査等実施機関の業務の適確な遂行を確保するため、必要な指導・監督を行った。

³¹ International Physical Protection Advisory Service

第1節 核セキュリティ対策の強化

1. 核物質防護検査等の実施

(1) 核物質防護検査等の厳格な実施

原子力規制委員会は、原子炉等規制法に基づき、特定核燃料物質を取り扱う事業者が特定核燃料物質の防護のために守らなければならない核物質防護規定の認可、当該規定の遵守状況の検査（以下「核物質防護検査」という。）を行っている。核物質防護規定の変更の認可を149件実施したほか、令和元年5月に定めた令和元年度核物質防護検査の方針を踏まえ、個人の信頼性確認制度の運用、核物質防護訓練における初動対応、情報システムセキュリティ対策の状況確認を含めた核物質防護検査を56件厳正かつ適切に実施した。

また、令和2年4月からの運用開始に向け、令和元年6月から2施設、同年10月から全施設で開始した原子力規制検査の試運用の状況等を踏まえ、「核物質防護に係る重要度評価に関するガイド」等の策定を行った。

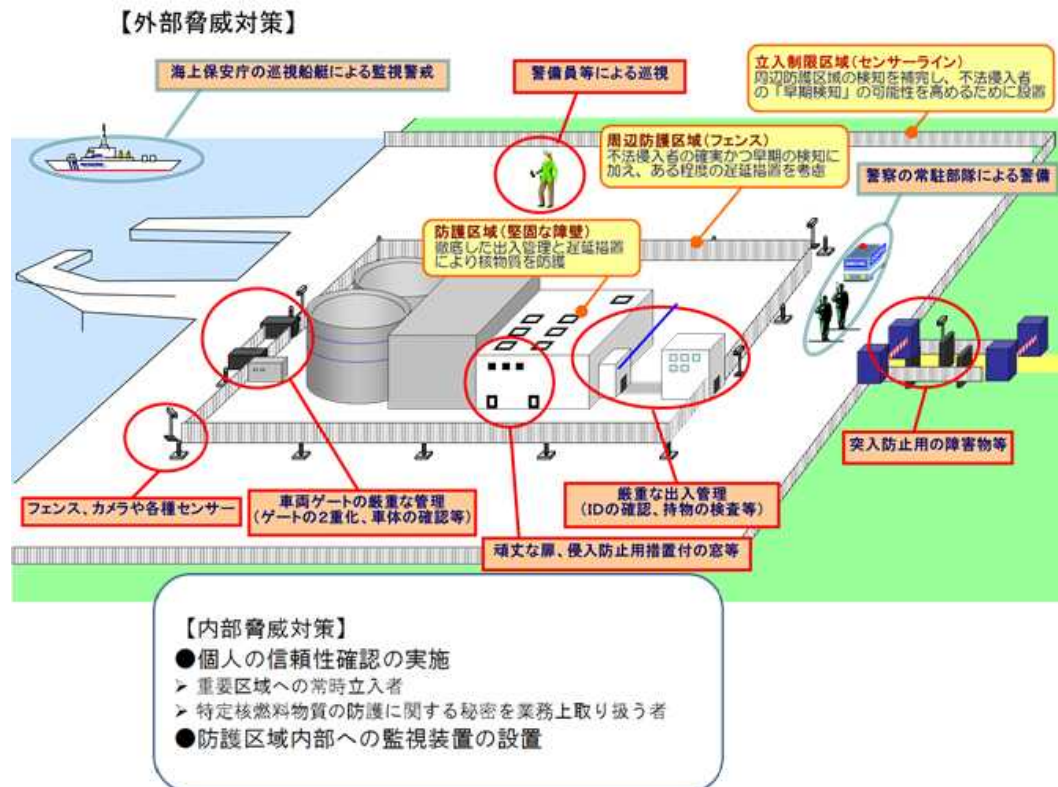


図 5-1 防護措置の概要

(2) 核物質防護訓練の充実に向けた取組

事業者の核物質防護事案発生時の初動対応について、情報収集事態及び警戒事態相当の判断、避難指示等の措置、原子力規制庁及び治安機関との情報共有等

に関する練度向上の状況を核物質防護検査において重点的に確認することにより、核物質防護体制の更なる充実強化を図った。

2. 核セキュリティ上の課題への対応

(1) 職員の核セキュリティ文化醸成に向けた研修の着実な実施

原子力規制委員会における核セキュリティ文化を醸成するため、「原子力規制委員会の組織理念」（平成 25 年 1 月策定）に基づいて策定した「核セキュリティ文化に関する行動指針」（平成 27 年 1 月策定）を踏まえ、継続的に、新規採用職員及び検査官への着任が見込まれる職員を対象として、核セキュリティ文化に関する研修等を実施した。

(2) 内部脅威対策等に係る核物質防護規定の審査

IAEA の核物質及び原子力施設の防護措置に関する核セキュリティ勧告（INFCIRC/225/Rev.5、平成 23 年 1 月）では、原子力施設における内部脅威対策の一つとして、原子力施設内部で働く従業員の経歴その他の個人に関する情報等を確認し、その結果を踏まえて重要区域等へのアクセス等を認める個人の信頼性確認制度の導入が求められている。同勧告を踏まえ、実用発電用原子炉施設等において個人の信頼性確認制度を含めた内部脅威対策を強化するため、原子力規制委員会規則の改正等を行った（平成 28 年 9 月施行）。同対策は、対象となる実用発電用原子炉施設等から申請された核物質防護規定の変更について原子力規制委員会が認可した後、平成 29 年 11 月に運用を開始した。実用発電用原子炉施設等以外の原子力施設（試験研究用等原子炉施設等）における内部脅威対策については、関係規則等の改正（平成 31 年 3 月）、核物質防護に係る審査基準の改正（平成 31 年 4 月）を経て、運用開始に向けた核物質防護規定の変更認可申請の審査を進めている。

(3) サイバーセキュリティ対策の強化

核物質防護検査において、事業者自身によるサイバーセキュリティ対策の継続的な改善を実施する上で参考となる資料として策定した「原子力施設情報システムセキュリティ対策ガイドライン」（平成 30 年 3 月制定）を考慮した情報システムセキュリティ計画の充実等の推進状況を重点的に確認した。

また、原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威（平成 30 年 10 月策定）等を踏まえて核物質防護に係る審査基準を改正し（平成 31 年 4 月）、核物質防護規定の変更認可申請の審査を進めている。また、サイバーセキュリティ対策を一層強化するため、核物質防護訓練等において事業者に対し技術的助言を行った。

(4) 輸送時の核セキュリティ対策の検討

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則では、特定核燃料物質を収納する輸送容器に施錠及び封印の防護措置を要求している。また、特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則では、運搬が開始される前に運搬について責任を有する者を明らかにするとともに、関係者間で取決めを締結し、原子力規制委員会の確認を受けることを要求している。

令和元年度は、これらの関係規則等に基づき確認を行ったほか、アメリカ大統領の提唱を踏まえて平成 22 年 4 月に開催された第 1 回核セキュリティ・サミット（同サミットは平成 28 年 4 月まで 4 回開催）の後に設置された日米核セキュリティ作業グループに係る会議（令和元年 7 月）及び輸送セキュリティに関する国際シンポジウム（令和元年 11 月）に職員を派遣したほか、関係省庁と輸送時の核セキュリティ対策に係る意見交換等を行った。

(5) IAEA の IPPAS ミッション及び同フォローアップミッションの結果への対応

我が国は、IAEA が加盟各国の核セキュリティ体制の強化のために、核物質防護条約、IAEA のガイダンスの実施状況に関して勧告や助言を行う IPPAS ミッションを平成 27 年 2 月に受け入れ、同年 6 月に報告書を受領した。また、同報告書の勧告事項及び助言事項への対応状況等について、平成 30 年 11 月から 12 月にかけて IPPAS フォローアップミッションを受け入れ、平成 31 年 4 月に報告書を受領した。同フォローアップミッションからは「前回のミッション以降、日本の核セキュリティ体制には顕著な改善がみられる。その体制は、強固で十分に確立されており、改正核物質防護条約の基本原則に従ったものである。」との見解が示された。IAEA は同報告書の公開について、受入国の判断に委ねていることから、令和元年 12 月に他国の例を参考としつつ、原文（英語）の報告書から、核物質防護措置の具体的内容や個別施設のレビューを除いて公開した。

3. 国際会議への参加

核セキュリティに関連する最新知見等を踏まえて、IAEA 等の国際的な場で議論が行われ、その成果を各国が法令に反映させるという枠組みとなっている。

国際機関の開催する会議において、これらの核物質防護に関連する最新の知見等を情報収集するとともに、我が国の経験や意見を議論に反映させるため、第 3 回核セキュリティ国際規制者会議や IAEA 核セキュリティ国際会議の会合に参加した。

第2節 保障措置の着実な実施

1. 我が国の保障措置活動の着実な実施

原子力基本法において、原子力利用を平和の目的に限ることを基本方針としている我が国は、核兵器の不拡散に関する条約に加盟し、同条約に基づき IAEA との間で保障措置協定（日 IAEA 保障措置協定）³²及びその追加議定書を締結している。また、原子力の平和利用に関する協力のために 14 の国及び 1 の国際機関と二国間原子力協定を締結し、これらの国際約束を誠実に遵守することにより、我が国において原子力利用が平和の目的に限り行われていることを国際社会に対し証明している。

原子力規制委員会は、我が国がこれらの国際約束に基づく義務を履行し、原子力の平和利用に係る国際社会からの信頼を維持するため、国内における所要の規制を行うとともに、IAEA をはじめとする国内外の関係機関との調整等の業務を実施している。

（1）日 IAEA 保障措置協定の履行

① 国際規制物資の使用許可及び計量管理規定の認可

日 IAEA 保障措置協定では、我が国が保有する全ての核物質を同協定の適用対象とすることを原則としている。このため、安全規制の対象とはされていない核燃料物質を使用する場合でも、国際規制物資としての使用の許可又は承認の対象としている。令和元年度における国際規制物資使用許可又は承認件数は 49 件、変更の届出の件数は 368 件であった。また、我が国内にある国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため、国際規制物資使用者を含む原子力事業者等（以下「国際規制物資使用者等」という。）に対し、計量管理規定を定めることを義務付けている。令和元年度における計量管理規定の認可又は承認件数は 49 件、変更認可又は変更承認は 156 件であった。

② 計量管理報告、施設設計等の情報提供及び追加議定書に基づく申告

保障措置において、核物質の計量は基本的で重要な手段であり、国際規制物資使用者等は原子炉等規制法に基づき、核物質の在庫及びその変動等に関する情報を原子力規制委員会に報告する義務がある。原子力規制委員会は、提出されたこれらの計量情報を、原子炉等規制法に基づく情報処理機関として指定した公益財団法人核物質管理センター（以下、単に「核物質管理センター」という。）による処理を経て計量管理報告として取りまとめ、外務省を通じて適時に IAEA に提出している。令和元年度の計量管理報告の対象者数は 2,095 者であり、各報告件数は、表 5-1 のとおりである。

原子力規制委員会は、上記のほか、保障措置協定の対象となる施設に関する設

³² 核兵器の不拡散に関する条約第 3 条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と IAEA との間の協定

計情報その他の保障措置の実施に必要な情報の提供及び追加議定書に基づく申告を、外務省を通じて IAEA に対して行っている。

表 5-1 令和元年度の計量管理報告の件数
(平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

種類	件数
在庫変動報告	830 件
物質収支報告	401 件
実在庫明細表	4,314 件
核燃料物質管理報告書	3,504 件

③ 検認活動

IAEA は、我が国から提出された情報等を基に、施設等に対して査察等の現場検認活動を行っている。これらの現場検認活動のうち査察は、原子力規制委員会による連絡・調整を経て、国の職員や原子力規制委員会が指定する機関の職員の立会いの下、我が国の保障措置検査等と同時に実施されている。保障措置検査の大部分は、原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施機関である核物質管理センターが、原子力規制委員会が交付する実施指示書に基づいて行っている。ただし、施設に関する設計情報の IAEA による検認は、原子力規制委員会の立会いの下、原子力規制委員会が自ら行う立入検査と同時に実施され、追加議定書に基づく IAEA の補完立入への立会いは原子力規制委員会と外務省が実施している。令和元年度の現場検認活動の実績は表 5-2 のとおりである。

表 5-2 令和元年度の現場検認活動の実績
(平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

種類	原子力規制委員会	核物質管理センター	外務省
保障措置検査	19 人日	1,657 人日	
設計情報検認	91 人日		
補完立入	33 人日		27 人日

④ 保障措置の実施に関する調整

保障措置の円滑な実施のため、施設の状況等に関する認識の共有や保障措置の実施に際して生じる問題の検討や調整等を目的として、原子力規制委員会は、国内関係機関の同席の下、IAEA との各種会合を開催している。令和元年度は、特定の施設群に特化した施設別作業部会を計 20 回開催し、保障措置上の問題の検討・調整を図った上で、作業部会の全体会合を令和元年 12 月 2 日に開催し、それまでの活動を総括した。

⑤ 保障措置機器の安全規制上の取扱い

日 IAEA 保障措置協定の履行に伴い原子力施設内に設置する監視カメラ等保障措置機器に起因する安全上の問題が生じないように、IAEA、事業者、原子力規制庁関係部署等の中で緊密な連携を図った。

⑥ IAEA による保障措置結論

令和元年 5 月 15 日に我が国における平成 30 年の保障措置活動の実施結果について原子力規制庁より報告を受け、IAEA による我が国の保障措置活動についての評価に資するため、その結果を IAEA に情報提供した。IAEA は保障措置協定締約国で毎年実施した保障措置活動等で得られた全ての情報の評価に基づき保障措置結論を導出し、翌年 6 月に開催される IAEA 理事会で報告している。我が国については、上記のような保障措置活動の結果、申告された核物質が平和的原子力活動から転用されている兆候が認められず、未申告の核物質及び活動の兆候も認められないことから、全ての核物質が平和的活動にとどまっている旨の結論（拡大結論）を、平成 30 年についても受けた。これにより平成 15 年の実施結果以降、16 年間継続して拡大結論が導出されている。

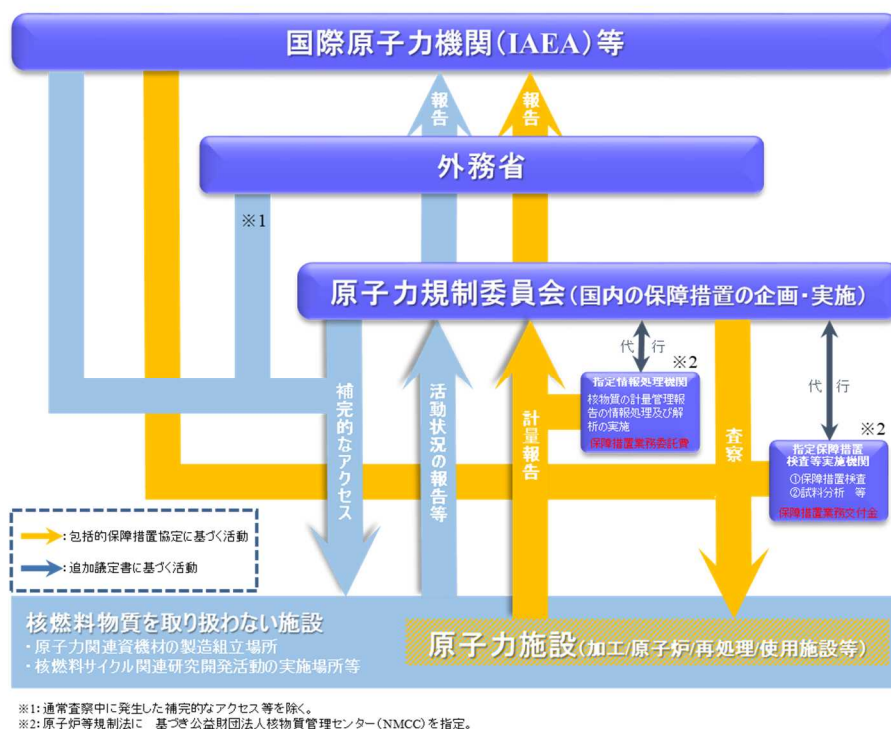


図 5-2 保障措置実施体制

査察活動の様子



封印の例



監視装置の保守管理



図 5-3 保障措置に関する活動の様子等

我が国の核燃料物質質量一覧

①主要な核燃料物質移動量(2018年)
(各施設において計量管理が行われた結果をまとめた図)

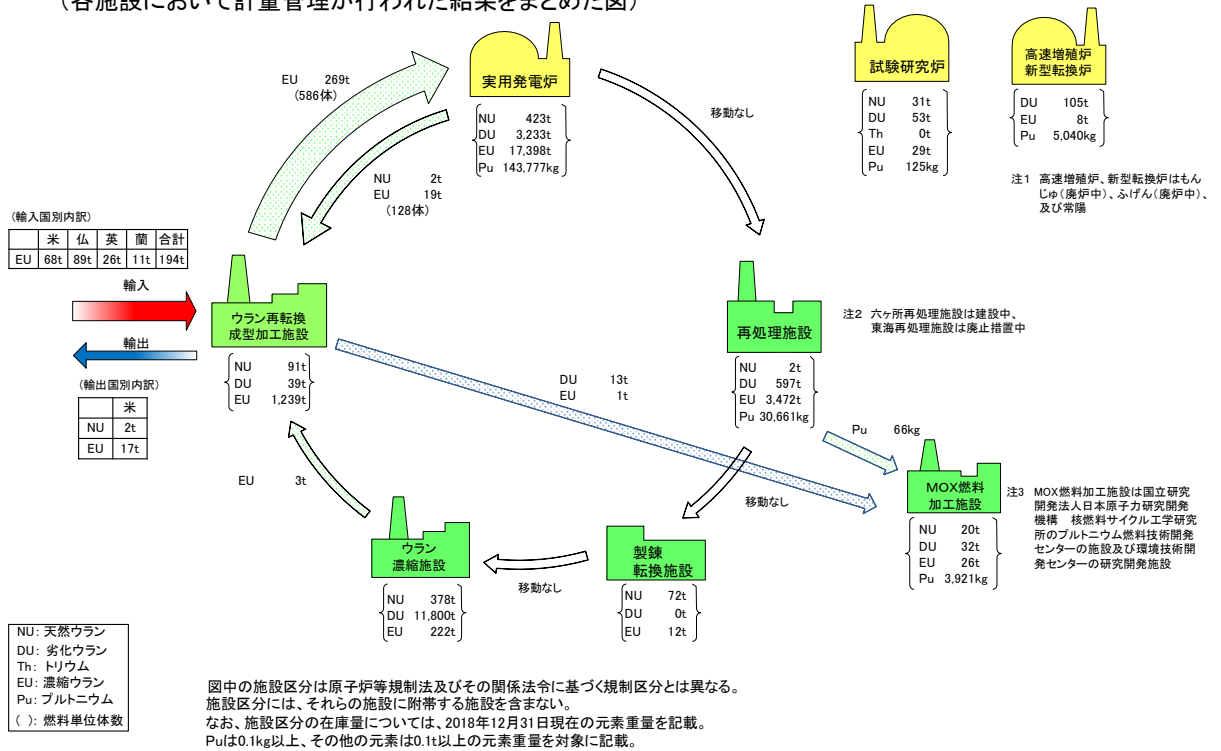


図 5-4 我が国の核燃料物質質量一覧

(2) 二国間原子力協定に基づく国際規制物資関連手続の履行

我が国は、14の国及び1の国際機関との間で二国間原子力協定を締結しており、これらの協定に基づき移転された核原料物質、核燃料物質、減速材物質等及びこれら移転物質の使用等の結果生産された核燃料物質等について、互いに平和の目的に限り利用するとともに、これらの協定の対象物に対する各種の手続きを行うことを約束している。これらの協定に基づき、令和元年度に原子力規制委員会は、締約国からの移転核物質等の国籍管理に係る確認を1件、締約国に対する移転核物質の国籍管理に係る確認を2件処理するとともに、核物質管理センターの支援を受け、在庫目録を14件報告するなどの対応を行った。

2. 東京電力福島第一原子力発電所における保障措置

東京電力福島第一原子力発電所の1～3号機以外にある全ての核物質については通常の現場検認活動が行われている。1～3号機については立入りが困難で通常の査察が実施できない状況にあるため、IAEA及び国内関係機関との協議により、監視カメラと放射線モニターによる常時監視システムや、同発電所のサイト内のみに適用される特別な追加的検認活動を導入し、1～3号機においても未申告の核物質の移動がないことをIAEAが確認できる仕組みを構築している。令和元年度には、3号機の使用済燃料プールから使用済燃料共用プールへの新燃料集合体の移動に伴う検認活動を実施した。

また、平成31年4月及び令和元年9月のIAEAとの福島タスクフォース会合において、サイト全体の保障措置活動の検討を行うとともに、令和元年7月及び令和2年1月の損傷炉心サブグループ会合において計量管理の技術的な検討及び分析施設に関する情報提供を行った。

3. 新たな保障措置検査に係る検討

IAEAは、保障措置実施の経験と新規技術を活用しつつ、限られた資源の中で効率的・効果的な保障措置を維持するため、加盟国の原子力活動や技術能力等を考慮して国別に「国レベル保障措置手法」を策定することとしている。我が国に対しても同手法が策定されたことを受けて、国内の各原子力施設等に適用される施設タイプ別保障措置手法に基づく査察実施手順について、令和2年1月よりIAEAとの作業部会等において平成30年度に引き続き検討・協議を行い、ウラン加工施設において新しい査察実施手順の適用を開始した。

IAEAは、我が国に191ヶ所存在する（平成31年4月1日時点）「施設外の場所（Location Outside Facilities）」³³の査察を今後強化する意向を示すととも

³³ IAEA 保障措置における「施設（原子炉、臨界施設、転換工場、加工工場、再処理工場、同位体分離工場又は独立の貯蔵施設）」に当たらないものであって、1実効キログラム以下の量の核物質が通常使用される構造物又は場所。原子炉等規制法関係法令上の規制区分では、主に「使用施設」が該当する。

に、これを補完する我が国が単独で実施する保障措置検査の実施を推奨している。このため、「施設外の場所」における計量管理の質を向上させ我が国の保障措置活動の信頼性を向上させることを目的として、令和元年度は試行的に IAEA の査察とは別に 3 ヶ所の「施設外の場所」において保障措置検査に相当する活動を試行し、令和 2 年度以降本格的に実施することについて検討した。

4. 我が国の保障措置活動に係る情報発信及び人材育成

(1) アジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) 等による情報発信

アジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN³⁴) の年次会合が令和元年 8 月 26 日から 8 月 29 日まで、バリ島 (インドネシア) において開催され、メンバーのうち 16 の国、IAEA 及び ESARDA³⁵が参加した。アジア・太平洋地域における保障措置体制強化に資するため、東京電力福島第一原子力発電所、日本原燃六ヶ所再処理施設等における我が国特有の保障措置の経験について紹介した。

APSN のメンバー国を対象とした保障措置に関する地域セミナーが令和元年 10 月にベトナム及び令和 2 年 1 月にシンガポールにおいて開催された。ベトナムにおいては「施設外の場所に対する保障措置」、シンガポールにおいては「保障措置実施のための効果的な規制機関の構築」について議論が行われ、それぞれにおいて我が国の知見を紹介した。

国際保障措置と核セキュリティの強化のために令和元年 10 月に東京で開催された核物質管理学会 (INMM³⁶) /ESARDA/日本核物質管理学会 (INMMJ³⁷) 合同ワークショップ及び国際的な保障措置・核不拡散関係者の能力向上に資するために平成 31 年 4 月にイスプラ (イタリア) で開催された ESARDA トレーニングコースにおいて、我が国における保障措置の実施状況と課題について紹介した。

(2) IAEA 及び諸外国における保障措置実施への支援

主要な IAEA 加盟国により IAEA が保障措置を実施する上で必要となる技術開発の支援が行われている。我が国は、「対 IAEA 保障措置技術開発支援計画 (JASPAS³⁸)」等の枠組みを通じて、IAEA 及び他の加盟国の保障措置の技術的能力の向上に貢献し、国際的な保障措置の強化に積極的に寄与している。同計画における具体的な支援内容は、IAEA 査察官が採取した環境試料の分析を代行する IAEA ネットワーク分析所への参画、IAEA 査察官や加盟国の保障措置関係者等に対する訓練機会の提供等多岐にわたっており、原子力規制委員会は支援

³⁴ Asia-Pacific Safeguards Network

³⁵ European Safeguards Research and Development Association

³⁶ Institute of Nuclear Materials Management

³⁷ Institute of Nuclear Materials Management Japan Chapter

³⁸ Japan Support Programme for Agency Safeguards

計画の全体調整を行うとともに、必要な資金の提供を行った。令和元年度末時点で、29件の案件が進行中である。また、原子力機構及びIAEAが茨城県東海村で共同開催した国の計量管理に関する地域トレーニングコースにおいて我が国の知見の提供を行った。

5. 原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督

核物質管理センターは、原子炉等規制法に基づく指定情報処理及び保障措置検査等実施機関として、その業務を適確に遂行することが求められている。原子力規制委員会は、核物質管理センターの業務の適確な遂行の確保に資するため、原子炉等規制法に基づく立入検査を定期的を実施し、原子炉等規制法関連規定の遵守状況や情報セキュリティ強化対策の実施状況等を確認している。

第6章 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化

第6章の総括

(最新知見に基づく放射線防護に係る技術的基準等の改善)

放射線審議会は、「女性の放射線業務従事者に対する線量限度・測定頻度（「妊婦である放射線業務従事者に対する線量限度」を含む）に関する今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめ」及び「『実効線量係数・排気中または空気中の濃度限度・廃液中または排水中の濃度限度等、実効線量の使い方』に関する今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめ」を取りまとめた。

平成30年度に開催した「安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム」がまとめた報告書を踏まえて、令和元年7月3日に「原子力災害対策指針」及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」を改正した。また、原子力事業者が緊急事態であるかを判断する緊急時活動レベル（EAL）を見直すとともに、核燃料物質等の輸送時の災害対策の円滑な実施を確保するための国の役割を明確にするため、令和2年2月5日に同指針を改正した。

安全研究事業では、平成29年度に開始した「放射線安全規制研究戦略的推進事業」を着実に実施した。得られた成果の一部が放射線審議会総会に報告され、ICRP2007年勧告の国内制度等への取り入れの検討等に活用された。

(放射線モニタリングの実施・技術的検討)

放射線モニタリングについては、緊急時モニタリングセンターに係る訓練等を行うとともに、実効性のある緊急時モニタリングの体制整備等、測定体制の更なる充実強化を図った。

(危機管理体制の充実・強化)

原子力規制委員会の緊急時対応能力の強化のため、放射性同位元素等の規制に関する法律の対象施設で事故・トラブルが発生した場合の対処マニュアルを策定するとともに、IRRSの指摘を踏まえ、放射性物質の陸上輸送に伴い災害等が発生した場合の初動対応を明確化するためのマニュアルを整備した。また、緊急時応急対策システム（ERSS³⁹）の障害発生時の対応手順の明確化等のため、「緊急時対策支援システム（ERSS）の運用マニュアル」を策定した。このほか、訓練の実施及び評価、訓練を通じて得られた課題の抽出及び改善並びに通信ネットワーク設備・システムの強化に努めた。

事業者の緊急時対応能力の強化のため、実用発電用原子炉のみならず、核燃料施設等についても原子力事業者防災訓練の評価を開始した。訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて、令和元年度訓練実施方針に基づき、事業者の判断能力及び現場対応能力向上のための訓練を引き続き実施した。

³⁹ Emergency Response Support System

第1節 最新知見に基づく放射線防護に係る技術的基準等の改善

1. 放射線審議会の調査審議

原子力規制委員会には、放射線障害防止の技術的基準に関する法律に基づき、放射線障害防止の技術的基準の斉一を図ることを目的とする放射線審議会が設置されている。

令和元年度においては、総会を4回開催した。その中で、ICRP2007年勧告の国内制度等への取り入れの進め方について審議を行い、「女性の放射線業務従事者に対する線量限度・測定頻度（「妊婦である放射線業務従事者に対する線量限度」を含む）に関する今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめ」及び『実効線量係数・排気中または空気中の濃度限度・廃液中または排水中の濃度限度等、実効線量の使い方』に関する今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめ」を取りまとめた。

また、「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」（平成30年3月意見具申）を踏まえて関係省庁から諮問された放射線障害防止の技術的基準に対して、いずれも妥当である旨の答申を行った（令和元年12月23日第147回放射線審議会総会及び令和2年1月24日第148回放射線審議会総会）。

2. 原子力災害対策指針の継続的改善

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）において、原子力規制委員会は、原子力事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされている。同指針については、最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう充実を図っている。

同指針に示されている原子力災害時における医療体制の整備については、基幹高度被ばく医療支援センターの指定を受けた量子科学技術研究開発機構のほか、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの指定を受けた弘前大学、福島県立医科大学、広島大学及び長崎大学と緊密に連携を図るとともに、全国原子力災害医療連携推進協議会、地域原子力災害医療連携推進協議会等を通じて原子力災害医療関係機関のネットワークの構築を進めた。また、上記5施設における施設設備の整備を支援し、被ばく傷病者の受入れ及び教育・研修のための環境の整備を図った。

さらに、同指針に示されている安定ヨウ素剤の配布及び服用に係る運用については、平成30年度に開催した「安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム」における医学的見地からの検討結果を踏まえ、令和元年7月3日に同指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」を改正した。本改正では、安定ヨウ素剤の効能又は効果、副作用、適切な服用のタイミング及び服用を優先すべき者へ

の配慮に関する内容とともに、住民への説明会を定期的を開催することを前提として、地方公共団体が指定した薬剤師会会員が所属する薬局又は対応可能な医療機関でも配布を可能とすることなどを記載した。

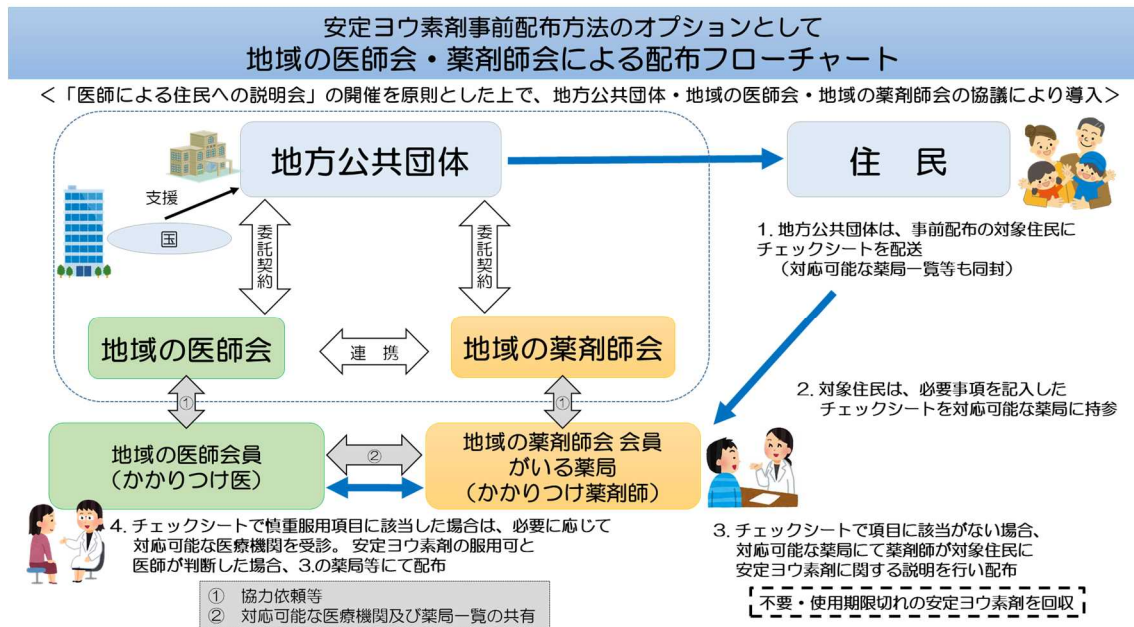


図 6-1 地域の医師会・薬剤師会による配布フローチャート

平成 30 年度に実施された原子力事業者防災訓練の結果見出された事項等の課題を整理した上で、同指針の改善を図ることとした。原子力事業者が緊急事態区分に該当する状況にあるか否かを判断する緊急時活動レベル（EAL）について、令和元年 9 月 11 日に開催した「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」における検討を踏まえ、令和 2 年 2 月 5 日に同指針、関係規則等の改正を決定した。加えて、令和元年度第 75 回原子力規制委員会（令和 2 年 3 月 30 日）において、EAL の見直しの今後の進め方について議論を行い、新たな検討チームの下で原則公開会合（特定重大事故等対処施設を取り扱う場合は非公開会合）を開催し、特定重大事故等対処施設や多様性拡張施設を考慮した EAL の見直しを進めることとした。

また、核燃料物質等の陸上輸送時の災害対策に係る課題について、緊急時における初動対応手順の明確化を考慮して記載を充実させるとの方針に基づき、放射性物質輸送規制を所管する関係省庁間で取り決められている役割分担等を踏まえて、核燃料物質等の輸送時の災害等に対して国が実施すべき措置の明確化等を図るための同指針の改正を令和 2 年 2 月 5 日に決定した。

3. 放射線防護に関する安全研究の推進

平成 29 年度より、放射線源規制・放射線防護による安全確保のための調査・研究を体系的・効率的に推進するための「放射線安全規制研究戦略的推進事業」を実施している。本事業は「放射線安全規制研究推進事業」と「放射線防護研究ネットワーク形成推進事業」で構成され、令和元年度の「放射線安全規制研究推進事業」については、原子力規制委員会が設定した「放射性物質による多数の汚染・傷病者の初期対応に係る技術的課題の検討」、「RI・放射線利用の実態を踏まえた安全管理の合理化・体系化」及び「放射線規制関係法令の運用に係る共通の課題の調査研究」の 3 つの重点テーマに基づき公募を行い、重点テーマに関する 4 件の研究プロジェクトを新規採択した。また、10 件のプロジェクトを継続実施した。

上記の課題の選定及び進捗管理に当たっては、外部有識者を含む研究推進委員会を開催し、確認を行った。また、令和 2 年 2 月に研究評価委員会を開催し、令和元年度事業の成果について外部有識者による評価を行った。

本事業の成果については、放射線業務従事者に対する健康診断実施のあり方に関する検討プロジェクト及び内部被ばく線量評価コードの開発に関する検討プロジェクトの成果の一部が、第 145 回及び第 146 回放射線審議会総会に報告され、ICRP2007 年勧告の国内制度等への取り入れの検討に活用された。

さらに、令和 2 年度の重点テーマとして「原子力・放射線緊急事態における被ばく評価手法に関する研究」、「原子力災害に対する防護措置のリスク・ベネフィット評価」及び「国際動向を踏まえた放射線安全規制の技術的課題に関する検討」の 3 つを設定し、公募及び採択を行うなど、令和 2 年度事業の準備を進めた。

4. 国際会議への参加

放射線防護や原子力災害対策に関して、最新の調査・研究結果を踏まえて ICRP や IAEA 等の国際的な場で議論が行われ、その成果を各国が法令に反映させるという枠組みとなっている。

国際機関の開催する会議において、これらの放射線防護に関連する最新の知見等を情報収集するとともに、我が国の経験や意見を議論に反映させるため、IAEA 等の会合に参加した。

第 2 節 放射線モニタリングの実施・技術的検討

1. 原子力施設立地地域における緊急時モニタリング体制の充実

原子力災害対策指針では、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、放射性物質の放出後の緊急時における避難、一時移転等の緊急又は早期の防護措置の判断は、緊急時モニタリングの実測値等に基づき行うこととしている。この方針に基づき、原子力規制委員会では、緊急

時に原子力施設周辺等のモニタリングを指揮するため、上席放射線防災専門官の現地への常駐化をはじめとした実効性のある緊急時モニタリングの体制を整備するとともに、測定体制の更なる充実強化を図ってきた。

令和元年度原子力総合防災訓練等の各種訓練においては、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有及び公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を活用するなど、その運用の向上を図った。

また、「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」で集約された緊急時モニタリング結果については、これまで原災法第10条第1項に基づく通報の段階で原子力規制委員会ホームページに公表することとしていたが、令和元年度第10回原子力規制委員会（令和元年5月29日）において、緊急時における国民への情報伝達の円滑化に資するよう、令和2年10月を目途に運用を開始する予定の次期システムで平常時から測定値を公表する方針とした。

2. 原子力艦寄港地の緊急時モニタリング体制の強化

モニタリングに係る局舎老朽化対応のため、神奈川県横須賀港及び長崎県の佐世保港でそれぞれ1局舎の更新工事を完工した。引き続き、佐世保港及び沖縄県の金武中城（きんなかぐすく）港において、それぞれ1局舎の更新工事を着工した。

3. 訓練等を通じた緊急時対応能力の強化

地方公共団体職員等を対象に、地方公共団体における緊急時モニタリングの実効性向上のため、令和元年度は「モニタリング実務研修」を26回、「緊急時モニタリングセンターに係る訓練」を10回実施した。

4. 全国の中環境中の放射線等の測定

（1）環境放射能水準調査（昭和32年度から実施）

平成30年度に引き続き、全国47都道府県において、大気浮遊じん、降下物、土壌等の環境試料を採取し、放射能分析を実施した。平成30年度までの測定結果についても、順次データベース化し公表した。さらに、全国297箇所のモニタリングポストにおいて空間線量率を連続測定し、その結果をリアルタイムで原子力規制委員会ホームページにおいて公表した。

（2）海洋環境放射能総合評価（昭和58年度から実施）

原子力発電所等及び核燃料再処理施設の周辺地域における放射線の影響及び全国の中環境放射能水準を調査するため、周辺海域（全16海域）における海水等の放射能分析を引き続き行った。平成30年度に実施した結果については、デー

データベース化し原子力規制委員会ホームページにおいて公表した。

(3) 原子力発電施設等周辺の放射線監視（昭和 49 年度から交付金を交付）

平成 30 年度に引き続き、原子力発電施設等の立地・隣接道府県（24 道府県）による放射線監視に必要な施設整備及び放射能調査の実施に対する財政的支援を行った。また、各地方公共団体から報告のあった測定結果を順次データベース化し公表した。

(4) 国外の原子力事象による影響の監視（平成 30 年度より運用を開始）

原子力規制委員会は、国外において原子力関係事象が発生した場合の我が国への放射性物質の影響について、空間放射線量率の状況をより一層きめ細かく把握できるよう、対馬及び与那国島にモニタリングポストを設置している。令和元年度も引き続き、原子力規制委員会ホームページでその測定値を公表した。

(5) 地方公共団体のモニタリング従事者向け研修（平成 2 年度から実施）

環境放射線モニタリングを行っている各都道府県の実務担当者を対象に「環境放射能分析研修」を 18 回実施した。



図 6-2 平常時における環境放射線モニタリング等について

5. 原子力艦寄港地の環境中の放射線等の測定

原子力規制委員会は、アメリカの原子力艦が寄港する横須賀港、佐世保港、金武中城港の 3 港において、原子力艦寄港の有無にかかわらず、海上保安庁等関係機関と連携し、定期的に放射能調査を実施した。特に、原子力艦寄港時には現

地にて放射能調査班を編成し、放射線測定及び海水試料等の分析を実施することで、測定結果が入港前調査の測定値と同一レベルであることを確認した。なお、原子力艦の入出港時及び寄港時の結果は原子力規制委員会ホームページで毎日公表するとともに、過去に実施した結果についてはデータベース化し公表した。

6. モニタリングの技術的事項の検討

原子力規制委員会は、モニタリングの技術的事項に関する検討を継続的に行う「環境放射線モニタリング技術検討チーム」会合を開催し（令和元年12月）、放射能測定法シリーズ No.7「ゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトロメトリー」の改訂案の検討を行った。

また、平成30年度に当該検討チームにおいて、旧原子力安全委員会が取りまとめた「環境放射線モニタリング指針」の解説の章のうち緊急時に係るものの見直しについて検討を行ったことを踏まえ、令和元年7月に「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」を改訂した。

第3節 危機管理体制の充実・強化

1. 原子力規制委員会の緊急時対応能力の強化

原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ることを任務としている。この任務を達成するため、原子力規制委員会は、万が一原子力災害が生じた場合にも、それぞれの専門的知見をもって組織的かつ即座に対応し、人と環境を守ることを使命としている。

令和元年度は、大規模自然災害等の発生に伴い計2回にわたり対応要員を募集させ、情報収集のための連絡体制を強化し、原子力施設等の異常の有無について迅速に確認を行い、情報発信を行った。

（1）平時における危機管理体制の明確化・体系化

緊急時対応を実施する原子力規制委員会職員の緊急時対応能力をさらに強化するため、その基盤となる年間の訓練・研修計画を力量管理の視点から改善するとともに、機能班等ごとの能力向上シートの作成、同シートの人事評価への反映を体系化して推進した。これにより各職員の力量管理体制の強化を図った。

（2）危機管理対応に関するマニュアルの整備

原子力規制委員会としての危機管理に係る取組として、令和元年11月8日、9日及び10日に、中国電力島根原子力発電所を対象として実施された令和元年度原子力総合防災訓練に参加した。訓練から得られた課題、教訓等を踏まえて、原子力災害対策マニュアルの改訂に向けた検討を行った。

原子力規制委員会では、原子力災害のみならず、大規模自然災害も含めた様々な事象に対応できるよう危機管理対応に関するマニュアルを整備している。平成31年4月1日には、放射性同位元素等の規制に関する法律対象施設において放射線源に関連する緊急事態を含めた事故・トラブルが発生した場合の対処マニュアルを策定するとともに、事案発生時の対応体制を整備した。また、IRRSフォローアップミッションの指摘を踏まえ、令和2年3月30日に、核燃料物質等のみならず、核原料物質、放射性同位元素を含め、これらの陸上輸送に伴い災害等が発生した場合の初動対応を明確化するためのマニュアルを整備した。なお、このマニュアルの実効性については、今後訓練で確認していくこととしている。加えて、令和元年6月12日には、緊急時応急対策システム（ERSS）の機能向上の反映及びシステムの取扱いの観点から、「緊急時対策支援システム（ERSS）の運用マニュアル」を新たに制定し、運用を開始した。

このほか、首都直下地震や新型インフルエンザ等に対応した業務継続計画の実効性を高めるべく、徒歩参集訓練や本部設置訓練を通じ、資機材や計画の見直し又はその検討を行った。

（3）防災訓練における機能強化

原子力規制委員会では、緊急時対応能力向上のため、原子力規制委員会委員や原子力規制庁幹部といった緊急時に意思決定を担う者を中心に緊急時対応の机上訓練等を実施した。令和元年度は、オフサイト及びオンサイトの対応に関する内容を含む、計4回の机上訓練を実施した。

また、原子力事業者防災訓練に接続して訓練を実施し、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC⁴⁰）プラント班と原子力事業者の原子力施設事態即応センターの間のより円滑な情報共有の在り方を追求するなど、緊急時対応能力の向上を図った。さらに、ERCプラント班以外の各機能班等も原子力事業者防災訓練と連携して訓練を実施したほか、平成30年度に引き続き、原子力施設等所在地域の地方公共団体との緊急時通信訓練も実施し、各種訓練を通じて各機能班の担当職員の能力向上や課題の抽出・改善等を行った。

2. 原子力事業者防災の強化

（1）原子力事業者防災訓練に関する評価の充実

原子力規制委員会は、原災法に基づき実施される原子力事業者防災訓練について、平成25年度から原子力事業者防災訓練報告会を開催し、当該訓練の評価を行っている。

⁴⁰ Emergency Response Center

同報告会を令和元年 6 月 28 日に開催し、実用発電用原子炉施設については、発電所ごとに実施された原子力事業者防災訓練に対する評価結果について原子力規制庁より報告を受けた。報告によれば、評価指標のうち「ERC プラント班との情報共有」、「確実な通報・連絡の実施」については一層の改善が必要であると評価された発電所もあるものの、その他の指標については改善の取組により危機対応能力の向上が図られている。過去 4 年間（平成 27～30 年度）の評価を踏まえ、全ての事業者で改善の取組が定着していくよう、今後も継続して改善の定着状況を確認することとした。

核燃料施設等については、平成 29 年度の試行評価を踏まえて平成 30 年度から本運用としており、令和元年度には第 1 回目の評価を実施した。その結果として、原子力機構及び日本原燃については、各拠点、各事業部間で対応能力を揃えるため、拠点や事業部ごとの評価だけでなく、組織全体の改善の状況について傾向を確認していくこととした。また、その他の核燃料施設等の事業者については、ERC と常時接続して情報共有する新たな訓練を確実なものとするべく、抽出された問題、課題について対策を講じ、その対策が有効であるかについて確認することとした。

さらに、平成 29 年度から同報告会の下に開催した訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて、発電所の緊急時対策所や中央制御室の指揮者の判断能力向上のための訓練及び現場の対応力向上のための訓練を実施している。平成 30 年度に実施した訓練成果を踏まえ、令和元年度訓練実施方針を検討し、これに基づく訓練シナリオの作成、訓練の実施、評価を行った。令和元年度においては、5 原子力事業者で指揮者の判断能力向上のための訓練、9 原子力事業者で現場の対応能力向上のための訓練を実施した。

○実用発電用原子炉における令和元年度原子力事業者防災訓練の実績

No.	実施日	事業所
1	平成31年4月25日※	関西電力㈱ 大飯発電所 高浜発電所
2	令和元年5月17日※	四国電力㈱ 伊方発電所
3	令和元年10月4日	九州電力㈱ 川内原子力発電所
4	令和元年10月18日	関西電力㈱ 美浜発電所
5	令和元年10月25日	日本原子力発電㈱ 敦賀発電所
6	令和元年11月1日	東京電力ホールディングス㈱ 柏崎刈羽原子力発電所
7	令和元年11月18日	四国電力㈱ 伊方発電所
8	令和元年11月22日	東北電力㈱ 東通原子力発電所
9	令和元年11月29日	北海道電力㈱ 泊発電所
10	令和元年12月6日	九州電力㈱ 玄海原子力発電所
11	令和元年12月13日	関西電力㈱ 大飯発電所
12	令和2年1月24日	東京電力ホールディングス㈱ 福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所
13	令和2年1月27日	北陸電力㈱ 志賀原子力発電所
14	令和2年1月31日	中国電力㈱ 島根原子力発電所
15	令和2年2月7日	関西電力㈱ 高浜発電所
16	令和2年2月14日	日本原子力発電㈱ 東海発電所 東海第二発電所
17	令和2年2月21日	東北電力㈱ 女川原子力発電所
18	令和2年2月28日	中部電力㈱ 浜岡原子力発電所

※平成30年度指標に基づいて実施された再訓練(要素訓練)

○実用発電用原子炉における令和元年度原子力事業者防災訓練の評価指標

区分	No.	指標
情報共有・通報	1	情報共有のための情報フロー
	2	ERCプラント班との情報共有 ①事故・プラントの状況、②進展予測と事故収束対応戦略、③戦略の進捗状況
	3	情報共有のためのツール等の活用 ①プラント情報表示システムの使用(ERSS又はSPDS等を使用した訓練の実施)、②リエゾンの活動、③COPの活用、④ERC備付け資料の活用
	4	確実な通報・連絡の実施 ①通報文の正確性、②EAL判断根拠の説明、③10条確認会議等の対応、④第25条報告
原子力事業者 防災訓練の 改善への取組	5	前回までの訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定
	6	シナリオの多様化・難度
	7	現場実動訓練の実施
	8	広報活動 ①ERC広報班と連動したプレス対応、②記者等の社外プレーヤーの参加、③他原子力事業者広報担当等の社外プレーヤーの参加、④模擬記者会見の実施、⑤情報発信ツールを使った外部への情報発信
	9	後方支援活動 ①原子力事業者間の支援活動、②原子力事業者災害対策支援拠点との連動、③原子力緊急事態支援組織との連動
	10	訓練への視察など ①他原子力事業者への視察、②自社訓練の視察受入れ、③ピアレビュー等の受入れ、④他原子力事業者の現場実動訓練への視察
	11	訓練結果の自己評価・分析 ①問題点から課題の抽出、②原因分析、③原因分析結果を踏まえた対策

表 6-1 実用発電用原子炉における令和元年度原子力事業者防災訓練の実績等

○核燃料施設等(日本原子力研究開発機構・日本原燃株式会社)における令和元年度原子力事業者防災訓練の実績

No.	実施日	事業所
1	令和元年9月24日	日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふじげん
2	令和元年10月15日	日本原子力研究開発機構 大洗研究所
3	令和元年10月29日	日本原燃㈱ 濃縮・埋設事業所 埋設事業部
4	令和元年11月14日	日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター
5	令和元年11月26日	日本原燃㈱ 濃縮・埋設事業所 濃縮事業部
6	令和元年12月10日	日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
7	令和2年1月14日	日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
8	令和2年2月18日	日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ
9	令和2年3月6日	日本原燃㈱ 再処理事業所

○核燃料施設等(日本原子力研究開発機構・日本原燃株式会社)における令和元年度原子力事業者防災訓練の評価指標

区分	No.	指標
情報共有・通報	1	情報共有のための情報フロー
	2	ERCプラント班との情報共有 ①事故・プラントの状況、②進展予測と事故収束対応戦略、③戦略の進捗状況
	3	情報共有のためのツール等の活用 ①プラント情報表示システムの使用(ERSS等を使用した訓練の実施)、②リエゾンの活動、③COPの活用、④ERC備付け資料の活用
	4	確実な通報・連絡の実施 ①通報文の正確性、②EAL判断根拠の説明、③10条確認会議等の対応、④第25条報告
原子力事業者 防災訓練の 改善への取組	5	中期計画の見直し
	6	前回までの訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定
	7	シナリオ非提示型訓練の実施状況
	8	シナリオの多様化・難度
	9	広報活動 ①ERC広報班と連動したプレス対応、②記者等の社外プレーヤーの参加、③模擬記者会見の実施、④情報発信ツールを使った外部への情報発信
	10	後方支援活動 ①原子力事業者間の支援活動、②原子力事業者災害対策支援拠点との連動、③原子力緊急事態支援組織との連動
	11	訓練への視察など ①他原子力事業者への視察、②自社訓練の視察受入れ、③ピアレビュー等の受入れ
原子力事業者 防災訓練の 実績	12	訓練課題の自己評価・分析 ①問題点から課題の抽出、②原因分析、③原因分析結果を踏まえた対策
	13	緊急時対応要員の訓練参加率(事業所)
	14	緊急時対応要員の訓練参加率(即応センター)

表 6-2 核燃料施設等(日本原子力研究開発機構・日本原燃株式会社)における令和元年度原子力事業者防災訓練の実績等

○核燃料施設等(日本原子力研究開発機構・日本原燃株式会社を除く。)における令和元年度原子力事業者防災訓練の実績

○核燃料施設等(日本原子力研究開発機構・日本原燃株式会社を除く。)における令和元年度原子力事業者防災訓練の評価指標

No.	実施日	事業所	区分	No.	指標
1	令和元年10月1日	ニュークリア・デベロップメント㈱	情報共有・通報	1	緊急時対策所とERCプラント 班との情報共有
2	令和元年10月8日	東芝エネルギーシステムズ㈱ 原子力技術研究所		2	確実な通報・連絡の実施 ①FAX等の通報が15分以内、②通報文の正確性、③EAL 半断根拠の説明、④第25条報告
3	令和元年11月5日	(国)京都大学 複合原子力科学研究所		3	通信機器の操作(緊急時対策所とERCプラント 班を接続する通信機器の操作)
4	令和元年11月19日	(学)近畿大学		4	中期計画の見直し
5	令和元年12月3日	日本核燃料開発㈱		5	前回までの訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定
6	令和元年12月20日	(国)東京大学 大学院工学研究科 原子力専攻		6	シナリオ非提示型訓練の実施状況
7	令和元年12月24日	㈱グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン		7	シナリオの多様化・難度
8	令和2年1月17日	(公財)核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター	原子力事業者 防災訓練の 改善への取組	8	広報活動 ①ERC広報班と連動したプレス対応、②記者等の社外ブ レーヤーの参加(他原子力事業広報担当等を含む)、③模 擬記者会見の実施、④情報発信ツールを使った外部への情 報発信
9	令和2年1月21日	(公財)核物質管理センター 東海保障措置センター		9	後方支援活動 ①原子力事業者間の支援活動、②原子力事業所災害対策 支援拠点との連動
10	令和2年1月28日	原子燃料工業㈱ 熊取事業所		10	訓練への視察など ①他原子力事業者への視察、②自社訓練の視察受入れ、 ③ピアレビュー等の受入れ、④ERCへの訓練視察
11	令和2年2月4日	三菱原子燃料㈱		11	訓練課題の自己評価・分析 ①問題点から課題の抽出、②原因分析、③原因分析結果を 踏まえた対策
12	令和2年2月25日	原子燃料工業㈱ 東海事業所		12	緊急時対応要員の訓練参加率(事業所)
			原子力事業者 防災訓練の 実績		

※ 原子力規制庁からは各訓練において、官邸・規制庁ERC・OFCにおけるプラント班要員、事業者即応センターにおける規制庁ERCからの派遣要員、緊急時対策所への派遣要員として規制庁職員が参加し、一部要員が事業者訓練の状況の評価している。
(4/25大飯・高浜、5/17伊方、1/31島根の訓練においては、規制庁ERCプラント班要員に加え、他の機能班要員も参加。)

表 6-3 核燃料施設等(日本原子力研究開発機構・日本原燃株式会社を除く。)における令和元年度原子力事業者防災訓練の実績

(2) 原子力災害対策に関する関係省庁等との連携

原子力規制委員会は、防災基本計画の規定に基づき、原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図るため関係省庁、原子力事業者及び ATENA を構成機関とする原子力災害対策中央連絡会議を開催することとしている。令和元年度は、関係機関と連携した訓練等の実施状況や原子力事業者の取り組み等を議題として原子力災害対策中央連絡会議を 2 回開催した。また、原子力発電所の立地地域においても、当該地域に所在する原子力災害対策中央連絡会議構成省庁の地方支分部局、当該地域を管轄する道県警察本部(必要に応じて当該地域の広域避難の避難先となる都府県警察本部)、消防、管区海上保安本部(必要に応じて当該地域を管轄する海上保安部)、自衛隊及び原子力事業者を構成員とする原子力災害対策地域連絡会議を開催することとしており、令和元年度は合計 4 回開催し関係機関の連携強化を図った。

3. 通信ネットワーク設備・システムの強化

平成 30 年度末に統合原子力防災ネットワークシステムの賃借の期限を迎えたことから平成 30 年度から令和元年度にかけてシステム更新を実施した。更新に当たっては、利用者からの意見を踏まえ TV 会議操作卓等の追加や高度サイバ

一攻撃に対応するためのセキュリティ対策など、利便性とセキュリティ対策の向上を図った。

緊急時対策支援システム（ERSS）については、令和元年度からシステム更新を実施している。更新に当たっては、システムの利便性、頑健性とセキュリティ対策の向上を目的とし、新規制基準適合炉を重点対象とした機能強化、セキュリティ対策の強化、システム技術の更新等を行った。

また、「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、マスターデータの整備及び外部システムである IRMIS⁴¹とのデータ連携を目的とした整備を実施した。さらに、令和2年10月を目途に運用を開始する予定の次期システムの構築を実施している。

⁴¹ The International Radiation Monitoring Information System

資料編

資料編目次

第1 原子力規制行政に対する信頼の確保関係資料（第1章関係）	103
第2 原子力安全に関する各種国際条約の実施等（第1章第3節関係）	146
第3 原子炉施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施関係資料（第2章関係）	154
第4 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等関係資料（第3章関係）	182
第5 安全研究関係資料（第4章、第6章関係）	182
第6 核セキュリティ対策の強化関係資料（第5章関係）	184
第7 各種検討会合等の実績	185

第1 原子力規制行政に対する信頼の確保関係資料（第1章関係）

1. 原子力規制委員会の構成

	平成24年9月19日 ～ 平成26年9月18日	平成26年9月19日 ～ 平成27年9月18日	平成27年9月19日 ～ 平成29年9月21日	平成29年9月22日 ～
委員長	田中 俊一	田中 俊一	田中 俊一	更田 豊志
委員（委員長代理）	島崎 邦彦	更田 豊志	更田 豊志	田中 知
委員（委員長代理第二位）	更田 豊志	田中 知	田中 知	山中 伸介
委員（委員長代理第三位）	中村 佳代子	中村 佳代子	石渡 明	伴 信彦
委員（委員長代理第四位）	大島 賢三	石渡 明	伴 信彦	石渡 明

（令和2年3月31日現在）

2. 原子力規制委員会の発足と組織の変遷

- 平成24年9月19日：原子力規制委員会発足
- 平成26年3月1日：（独）原子力安全基盤機構（JNES）の廃止・統合
- 平成26年10月14日：内閣府に政策統括官（原子力防災担当）を設置
内閣府原子力災害対策担当室の職員を規制庁職員が主に併任していたところ、内閣府に専任の職員を配置し原子力防災体制を強化。

3. 原子力規制委員会の予算（令和元年度補正後）の内訳

	項	令和元年度予算額 （補正後）（百万円）
一般会計	原子力規制委員会共通費	4,454
	原子力安全確保費	4,944
	放射能調査研究費	1,473
エネルギー対策特別会計	電源利用対策費	783
	原子力安全規制対策費	33,276
	事務取扱費	25,471
	諸支出金	0.27
	予備費	100
東日本大震災復興特別会計	環境保全復興政策費	3,264
合計		73,765

4. 原子力規制委員会の組織



図 i 原子力規制委員会の組織 (平成 31 年 4 月~令和 2 年 3 月)

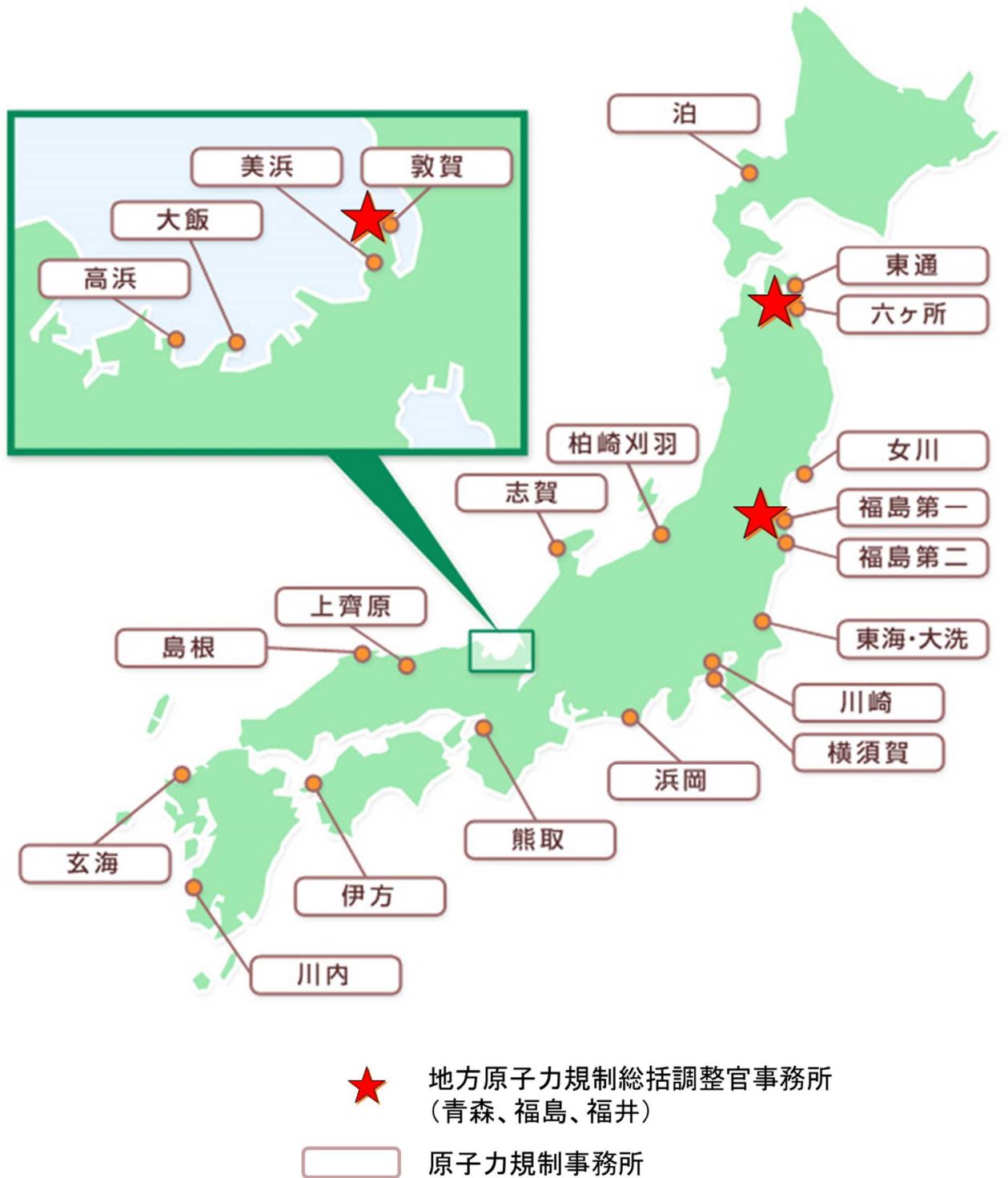


図 ii 地方原子力規制総括調整官事務所及び原子力規制事務所

5. 原子力規制委員会の組織理念

(平成 25 年 1 月 9 日原子力規制委員会決定)

原子力規制委員会は、2011 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。

原子力にかかわる者はすべからく高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。

我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。

使命

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会の使命である。

活動原則

原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁とともに、その使命を果たすため、以下の原則に沿って、職務を遂行する。

- (1) 独立した意思決定
何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。
- (2) 実効ある行動
形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する。
- (3) 透明で開かれた組織
意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。
- (4) 向上心と責任感
常に最新の知見に学び、自らを磨くことに努め、倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行する。
- (5) 緊急時即応
いかなる事態にも、組織的かつ即座に対応する。また、そのための体制を平時から整える。

6. 核セキュリティ文化に関する行動指針

(平成 27 年 1 月 14 日原子力規制委員会決定)

核セキュリティ文化の醸成及び維持は、原子力に携わる者全ての務めである。

原子力規制委員会としては、自らの核セキュリティ文化に醸成のための活動に関する行動指針を明らかにし、その更なる向上に努めることとした。

また、原子力規制委員会は、本指針に基づき行動することにより、我が国の核セキュリティ文化の醸成に寄与していく。

行動指針

1. 脅威に対する認識

核セキュリティ上の脅威は常に存在することを認識し、それに対する防護の重要性を忘れてはならない。

2. 安全との調和

核セキュリティと原子力安全は、それぞれ別個に存在するのではなく、互いに依存し、干渉するものであることを認識する必要がある。職員は、双方の措置の調和に努め、幹部職員は責任をもって最適な方法を選択しなければならない。

3. 幹部職員の務め

幹部職員は、核セキュリティを重視する姿勢を率先して示し、核セキュリティ文化の浸透、醸成について検証する必要がある。また、目標設定やそれに伴う評価を通じて、組織の在り方を常に点検しなければならない。

4. 教育と自己研鑽

業務を牽引する有能な職員の育成は組織の義務であり、原子力規制委員会は、核セキュリティに関する教育を適切に実施する。一方、職員は、常に核セキュリティに関する問題意識を持って、自ら進んで研鑽に努めなければならない。

5. 情報の保護と意思疎通

核セキュリティに関する機微な情報の保護に努めつつ、あわせて、我が国の核セキュリティ文化の醸成のために必要な意思疎通は積極的に行うものとする。

7. 原子力安全文化に関する宣言

(平成 27 年 5 月 27 日原子力規制委員会決定)

原子力の利用に当たって最も優先されるべきは安全である。これを認識し、継続して実践することを安全文化といい、安全文化の醸成は原子力に携わる者全ての務めである。

原子力規制委員会は、このことを強く認識し、かつ、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、安全文化に関する行動指針を明らかにし、それに基づき率先して行動する。

これにより、原子力に携わる者全てに安全文化の重要性を意識付け、我が国の安全文化の醸成に寄与する。

行動指針

1. 安全の最優先

100%の安全はない、重大な事故は起こり得るとの透徹した認識のもと「人と環境を守る」ため、安全が常に最優先されなければならない。

2. リスクの程度を考慮した意思決定

意思決定は、リスクの程度を考慮し、何のものにもとられない独立かつ公平なものでなければならない。また、自らの役割及び権限を明確にし、その判断について確かな根拠のもと論理的に説明する責任を負う。

3. 安全文化の浸透と維持向上

幹部職員等は、安全を最優先する姿勢と行動を率先して示し、組織に浸透させなければならない。また、安全文化の維持向上のため、組織に安全を軽視する兆候がないか常に心を配り、職員が高い士気を持ち続ける環境を整備しなければならない。

4. 高度な専門性の保持と組織的な学習

安全を支えるものは高度な科学的・技術的専門性であるとの認識のもと、最新の国内外の規制動向、事故・故障事例や安全に係る知見の収集・分析を行い、得られた知見を自らの活動に反映させなければならない。幹部職員等は、こうした環境を作り、組織的な学習を促進しなければならない。

5. コミュニケーションの充実

安全の確保は、職場内の対話と忌たんのない活発な議論を基本としなければならない。幹部職員等は、こうした環境を作り、組織内の議論を活性化させなければならない。また、透明性を高め、信頼を確保するため、積極的な情報公開と幅広い意見交換を行うなど組織内外と十分なコミュニケーションを図らなければならない。

6. 常に問いかける姿勢

職員は、安全上の弱点はないか、更なる向上の余地はないか、慢心することなく、自らに対して「常に問いかける姿勢」を持ち、安全に関する課題を明らかにしなければならない。

7. 厳格かつ慎重な判断と迅速な行動

職員は、安全に関する課題については、生じ得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断を行い、迅速に行動を採らなければならない。

8. 核セキュリティとの調和

安全と核セキュリティは、それぞれ別個に存在するのではなく、互いに依存し、干渉するものであることを認識する必要がある。安全と核セキュリティに従事する職員は、相互の考え方を尊重し、双方の措置の調和に努め、幹部職員は責任をもって最適な方法を選択しなければならない。

8. 原子力規制委員会第2期中期目標

(令和2年2月5日原子力規制委員会決定)

前文

原子力規制委員会の中期目標は、組織内のマネジメントを効果的・効率的に行う観点から、委員会の多岐に渡る施策を体系化し、それらの方向性やプライオリティを示すために作成している。この中期目標に沿って毎年度策定する年度重点計画により施策の目標を具体化し、その実施結果を評価することで、いわゆるPDCAサイクル⁴²を回し、継続的な改善を図っている。そして、このような取組は、原子力規制行政への信頼の向上につながるものと考えられる。

第1期中期目標期間の取組を振り返ると、まず独立性・中立性・透明性の確保については、組織理念を定め、これに基づき公開議論を徹底し、科学的・技術的見地から意思決定する姿勢が定着した。原子力施設の安全規制に関しては、速やかに新規規制基準を策定し、適合性審査を進めるとともに、検査の実効性の向上を狙った制度改正を行った。核セキュリティ対策及び保障措置⁴³の分野では、国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）の受入れ、個人の信頼性確認制度の導入、IAEAによる保障措置拡大結論⁴⁴の維持などの確かな対応を行ってきた。東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に関する実施計画の審査や中期的リスクの低減目標マップの策定・改定を通じて、廃炉に向けた取組の監視を継続している。放射性同位元素等の規制に関しては、事業者からの許可申請の審査等を行うとともに、制度面では特定放射性同位元素の防護の規制を強化した。そして、全国各地における放射線の計測を確実に実施するとともに、防災訓練等を通じて原子力規制委員会の危機管理体制を充実させてきた。

組織及び体制についてみると、発足当初473人に過ぎなかった原子力規制庁の定員は、平成31年度当初定員では1056人に達している。この間、平成25年度には、文部科学省からの保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制についての業務の移管、独立行政法人原子力安全基盤機構の統合、原子力安全人材育成センターの設置が行われた。その後、平成26～27年度に原子力規制委員会設置法の附則に基づく組織の見直しがなされ、原子力防災を内閣府に移管し、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が創設された（平成26年度）。さらに、平成27年度及び令和元年度にIAEAの総合規制評価サービス（IRRS）による安全規制及び組織体制全般についての多角的な評価を受け、その結果を踏まえた改善を図ること等によって、規制基盤の継続的改善に繋げてきている。

第1期中期目標の期間を、原子力規制行政の礎を固めるための期間と捉えるならば、第2期中期目標期間は、原子力規制検査など着手して間もない取組を定着させたり、グレーデッドアプローチ⁴⁵の更なる適用やバックフィット制度⁴⁶の更なる体系化を図ったりするなど、規制の根幹にある考え

⁴² PDCAサイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のプロセスを循環させる継続的改善の仕組みのこと。

⁴³ 保障措置とは、核物質が平和目的だけに利用され、核兵器などに転用されないことを担保するために行われる検認制度のこと。

⁴⁴ IAEAによる保障措置活動についての評価は、拡大結論と拡大結論以外の結論に大別され、拡大結論以外の結論では申告された核物質が平和的活動に留まっていると評価されるのみであるのに対し、拡大結論では、申告された核物質について平和的な原子力活動からの軍事転用の兆候は見られず、また、未申告の核物質及び活動の兆候も見られないことから、すべての核物質が平和的活動に留まっていると評価される。日本は、初めて拡大結論が導出された2003年に行われた保障措置活動についての評価以降、2018年の活動まで毎年継続して拡大結論を得ている（2020年2月時点）。

⁴⁵ グレーデッドアプローチとは、安全上の重要度に応じた規制上の取扱いをいう。

⁴⁶ バックフィット制度とは、新たな知見等を基準に反映すること等により、既設の原子力施設に対して最新の基準への適合を求める仕組みをいう。

を規制活動に定着・浸透させる期間であるといえよう。加えて、組織面では、将来にわたって、様々な規制ニーズに的確に対応し、安全規制等を確実に実行し続けるために、新たな課題にしなやかに対応できる組織作りを進めることが肝要である。そのような組織作りの一環として、形式に拘泥し安易に前例を踏襲する弊に陥らず、原子力規制庁の個々の職員が主体的に考え、課題に取り組むような組織文化を育む期間とも捉えられる。

第2期中期目標は、第1期に引き続き規制等の主要な活動に対応した構成としているが、上述の問題意識から、各施策の内容には、確実かつ継続的に実施する活動に関する目標に加えて、新たな取組や、10～20年後をも見据え、原子力規制委員会がミッションを果たし続けるためにこの5年間で備えるべきことに関する目標も盛り込んだ。

原子力規制委員会は、この中期目標を起点とするPDCAサイクルにより継続的な改善を図るとともに、これらの目標を達成することを通じて、「人と環境を守る」という組織の任務を果たし続ける。

第1 中期目標期間

2020年4月1日から2025年3月31日までの5か年間とする。

第2 組織目標

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

第3 施策目標

1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

(基本的考え方)

- 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。
- 人材の確保・育成に努め、常に問いかけ続ける組織文化の育成・維持を図る。

(戦略)

(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践

- 独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた各種の行動規範を厳格に運用する。
- 透明性を確保するため、ホームページで発信する情報の整理や検索性の向上に取り組むとともに、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の適時・適切な開示を徹底し、説明責任を果たす。
- 国際アドバイザーとの意見交換などにより国内外の多様な意見に耳を傾けるとともに、事業者や地方公共団体等のステークホルダーとのコミュニケーションを継続的に改善する。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を、知識としてだけでなくその危機意識まで確実に次世代の職員に継承する。これにより前例主義に陥らず、常に問いかけ続ける組織文化を育成・維持する。
- 組織の各階層で安全のためのリーダーシップを発揮し、安全文化及び核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を進め、その現状を自己評価する。

(2) 規制業務を支える業務基盤の充実

- 原子力規制委員会がその責任を果たし、その職員及び組織の能力を維持・向上させ、その安全文化を育成・維持するため、マネジメントシステムを組織全体に定着させる。その際、

IRRS の指摘なども踏まえ、職員が活用しやすく実質的な業務の改善につながるよう、継続的改善を進める。

- 国際機関との協力、多国間の協力、二国間の協力を通じ、国内外における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上や保障措置の着実な実施に貢献する。
- 適切な公文書の作成及び整理等を行い、厳格な公文書管理と業務の効率性をともに実現する文書管理方法を構築し、定着させる。
- 各地の原子力規制事務所等を含めた原子力規制委員会全体として、組織の持つポテンシャルを最大限に発揮し、かつ、組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の資源配分を不断に見直す。
- 情報システムの利用による効率化等を通じ、管理的な業務に係る機能の充実を図る。
- 訟務対応を関係機関と連携しつつ適切に行うとともに、所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法的な判断を適切に行う。

(3) 職員の確保と育成

- 職員は、組織理念にのっとり、その使命を実現するため、国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守り、職務に専念するものとし、これを継続的に確保するため、組織を挙げて、職員の指導監督を厳正に行う。
- 新卒者、経験者を適切に採用し、組織運営の安定性を確保する。また、原子力規制を志す者の裾野を拡大するための取組を行う。
- 日々の OJT⁴⁷に加え、国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関への職員派遣、研修の体系的整備、知識管理等により職員を育成する。職員の育成に当たっては、行政事務能力（法令事務、国際業務等）と原子力規制に必要な専門技術的能力（技術知識、緊急事態対応等）とのバランスを念頭において進める。
- 職員に適切なキャリアパスを提供し、その専門性や職責に応じた処遇を行うことにより、その能力を最大限に発揮させるよう努める。
- 業務上の相談や助言が効果的に実施できるよう、技術的・専門的なアドバイスが実施できる部署・職員を明確にしつつ、柔軟で円滑な職員相互のコミュニケーションを実現するための環境の整備を進める。
- 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、外部の研究組織との人事交流や共同研究等を通じ、研究環境の整備を図るとともに、研究職員の人材育成を図る。

2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

(基本的考え方)

- 原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。
- 最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行う。
- 原子炉等規制法に係る規制について継続的に改善する。

(戦略)

(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施

- 法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(核セキュリティ及び保障措置に係る目標は 3. を参照)
- 事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。
- 原子力施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策の評価等の対応を厳正かつ適切に行う。

⁴⁷ OJT (On-the-Job Training) とは、業務を通じての教育訓練のこと。

- (2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善
 - 2. (4) に掲げる規制上の課題を踏まえた安全研究を行い、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。また、国際共同研究を積極的に活用する。
 - 国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。
 - 新規規制基準適合性審査により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。
- (3) 改正原子炉等規制法の着実な施行
 - 原子力規制検査について、円滑な立ち上げと早期の定着を図り、検査の効果及び効率を向上させる。
 - 事業者における品質管理体制等を強化するために改正した各種許認可制度を円滑に施行し、厳正かつ適切に運用する。
- (4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応
 - 原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。
 - バックフィット制度について、これまでの実績を踏まえ、円滑かつ効果的に制度が運用できるよう、改善点を抽出し、制度の体系化を図る。
 - 審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。
 - リスク情報を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、安全上の重要度に応じて規制要件などを見直す。
 - 廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。
 - 事業者において様々な放射能レベル・核種の廃棄物の処理・処分やクリアランスを円滑に進めることができるよう、規制上の対応を進める。特に、ウラン廃棄物の処分については、実効的な基準等を整備する。
 - IRRS で受けた勧告・提言について、規制の改善に取り組む。

3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

(基本的考え方)

- 核セキュリティ対策を推進するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制を行う。
- 核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。

(戦略)

- (1) 核セキュリティ対策の推進
 - 改正原子炉等規制法に基づく核物質防護に係る原子力規制検査について、円滑な立ち上げを図るとともに、核物質防護規定の審査及び当該検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。
 - 放射性同位元素等の防護規制について、着実な実施及び定着を図ることにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。
 - 国内外の動向等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。
- (2) 保障措置の着実な実施
 - 日・IAEA 保障措置協定等を誠実に履行することにより、保障措置拡大結論を維持する。
 - 我が国の保障措置に係る取組を発信することにより、国際社会の信頼を獲得し、国際的な原子力の平和利用の確保に貢献する。

- (3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化
- 安全対策、核セキュリティ対策、保障措置は、それぞれが相互に干渉する可能性があることから、業務上のルール策定等に継続的に取り組む。

4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(基本的考え方)

- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。

(戦略)

- (1) 廃炉に向けた取組の監視
- 実施計画の審査及び施設の検査を厳正かつ適切に行うとともに、規制当局として東京電力を指導して中期的・計画的にリスク低減を促進する。
- (2) 事故の分析
- 事故の分析を継続的に実施し、得られた知見を規制に反映させるとともに、海外にも積極的に発信し国際的な原子力の安全性向上に貢献する。
 - 関係機関と積極的に連絡・調整を行い、廃炉作業と事故分析のための調査の整合を図る。
- (3) 放射線モニタリングの実施
- 事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づく福島県を中心とする陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外に分かりやすく情報提供する。

5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

(基本的考え方)

- 最新知見に基づく放射線防護対策を推進する。
- 放射性同位元素等の利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。
- 放射性同位元素等規制法に係る規制を継続的に改善する。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針など緊急時対応のための制度を継続的に改善する。
- 原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するとともに、放射線モニタリング体制を整備・維持する。

(戦略)

- (1) 放射線防護対策の推進
- IAEA、国際放射線防護委員会 (ICRP) 等の最新の基準、安全研究の成果、放射線審議会の意見具申等を踏まえ、それらの知見の法令等への取り入れを進める。
 - 岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方について検討する。
- (2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善
- 法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(放射性同位元素等規制法に関する核セキュリティに係る目標は 3. を参照)
 - 国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。また、グレーデッドアプローチの積極的な適用などにより、規制体系とその運用を継続的に改善する。

- (3) 原子力災害対策指針の継続的改善
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、日頃の防災訓練における反省点、最新の知見等を踏まえ、原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、内閣府（原子力防災担当）等と連携して、それらのマニュアル類等への反映を図る。
- (4) 危機管理体制の整備・運用
- 原子力規制委員会の危機管理体制について、緊急時に対応する職員を適切に配置するなど即応態勢を維持するとともに、関連するマニュアル、通信ネットワーク等の設備を整備・運用する。複合災害、シビアアクシデントを含む様々なシナリオによる防災訓練を企画・立案・実施し、地方公共団体主催の訓練に積極的に参加することにより、緊急時対応能力の維持・向上に努める。また、IRRSの指摘を踏まえ、放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を関係省庁と連携して実施し、輸送に係る緊急時対応能力の向上に努める。
 - 原子力災害対策特別措置法に基づく事業者防災訓練の実施に加え、審査において想定していた事故シナリオにとらわれない多様な事故シナリオによる対応訓練の実施等により、事業者の緊急時対応能力の維持・向上を促す。
 - 原子力災害時の医療体制の一層の強化を図る。
- (5) 放射線モニタリングの実施
- 環境中の放射線及び放射性物質の水準を監視するとともに、関係者と連携して測定結果に関する情報提供を行う。
 - 緊急時モニタリングに係る訓練等を通じて、立地地域の緊急時モニタリング体制の強化を図る。

9. 原子力規制委員会の開催実績

(平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

回	月日	審議等事項
1	4.3	<ul style="list-style-type: none"> 九州電力株式会社玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の特定重大事故等対処施設の設置に係る発電用原子炉設置変更許可について (案) 放射線審議会委員の任命について (案) 緊急事態応急対策委員の任命について (案) 東京電力ホールディングス (株) 福島第二原子力発電所にて確認された本社予防処置活動の不備について 放射線安全規制研究戦略的推進事業の進捗状況について 原子力規制国際アドバイザーと原子力規制委員会との意見交換会合の実施について
2 ※1	4.8	<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護措置に係る審査基準の改正について
3	4.10	<ul style="list-style-type: none"> 実用発電用原子炉に係る工事計画の審査における解析結果の確認方法について －耐震評価の解析誤りを踏まえた今後の確認方法について－ 「安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム」会合の検討結果及び今後の予定について 平成 30 年度原子力規制委員会年次報告の作成方針について (案) 公文書監理・情報化推進室等の設置及び行政文書の電子的管理の推進について 国際原子力機関 (IAEA) 核セキュリティ諮問委員会 (AdSec) の結果概要について
4	4.17	<ul style="list-style-type: none"> 獣医療における PET 診療に関する農林水産大臣との協議について (案) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に係る監視チームの再編について (案) 大山火山の大山生竹テフラの噴出規模に係る報告徴収結果について 平成 30 年度核燃料物質使用者等に対する立入検査結果について
5	4.24	<ul style="list-style-type: none"> 第 8 回主要原子力施設設置者 (被規制者) の原子力部門の責任者との意見交換会を受けて－原子力エネルギー協議会 (ATENA) について－ 第 8 回主要原子力施設設置者 (被規制者) の原子力部門の責任者との意見交換会を受けて－特定重大事故等対処施設について－ 「原子力災害対策指針」及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改正案に対する意見募集の実施について 京都大学に対する補助金交付決定取消の経緯と今後の対応について 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討状況について
6	5.8	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度核物質防護検査の結果及び令和元年度核物質防護検査の方針並びに平成 30 年度核燃料物質輸送における防護措置の確認結果について (案) 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命について (案) 「原子力災害対策指針」及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改正案に対する意見募集の実施について 工業標準化法 (JIS 法) の改正に伴う規則等の改正及びこれらに対する意見募集手続の実施について 原子力規制委員会が受け取る報告書等における印影及び個人情報の省略に係る規則等の改正並びにこれらに対する意見募集手続の実施について 平成 30 年度放射性同位元素等取扱事業者における事故・故障等に係る評価について 平成 30 年度指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関に対する立入検査結果について
7	5.15	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について 核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況について

		<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染に係る報告に対する評価及び今後の対応について ・平成 30 年度第 4 四半期の保安検査の実施状況等について ・関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3 号及び 4 号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書の修正について ・我が国における 2018 年の保障措置活動の実施結果について ・国際原子力機関による総合規制評価サービスフォローアップミッション準備会合の結果について ・経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）原子力規制活動委員会（CNRA）安全文化ワーキンググループ（WGSC）第 4 回会合の結果概要について
8	5.22	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案） <ul style="list-style-type: none"> －規則等の改正を踏まえた変更、浸水防止設備の変更等－ ・特定放射性同位元素に対する防護措置の義務化等に伴う規則等の改正案に対する意見募集結果のとりまとめ及び規則の制定等について（第 1 弾の改正） ・特定放射性同位元素に対する防護措置の義務化等に伴う内規の改正案に対する意見募集の実施について（第 2 弾の改正） ・獣医療における PET 診療に係る告示の改正案に対する意見募集の実施について ・平成 30 年度登録認証機関等に対する立入検査の結果について ・九州電力株式会社玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請に係る審査状況について－使用済燃料プールの貯蔵能力の変更、使用済燃料乾式貯蔵施設の設置－ ・国際原子力機関（IAEA）・国際原子力安全グループ（INSAG）会合の結果概要について
9	5.23	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会と北海道電力株式会社経営層による意見交換
10	5.29	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度核燃料物質輸送における防護措置の確認結果について（令和元年 5 月 8 日の委員会での指摘に対する追加説明） ・大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直しに係る今後の規制上のアプローチについて ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染に係る報告に対する評価及び今後の対応について（案） ・東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直しの方向性（案）について ・安全研究プロジェクトの毎年度の実施状況の評価の進め方について ・リアルタイム線量測定システムの配置の見直しに係る今後の方針について（案） ・「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」のデータの平常時からの公表について ・平成 30 年度原子力規制委員会年次報告について（案） ・国際原子力規制者会議（INRA）会合の結果概要について
11	6.5	<ul style="list-style-type: none"> ・維持規格の技術評価に係る関係規則の解釈等の整備及びこれらに対する意見募集の結果について（案） ・民間規格の技術評価の実施に係る計画について ・クリアランスの測定及び評価の方法に係る審査基準の制定案及び制定案に対する意見募集の実施について ・実用発電用原子炉施設における警報装置の故障時への対応について（報告） ・国立研究開発法人審議会の委員の任命について

12	6.12	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社高浜発電所 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案のとりまとめについて（案） —敷地の面積及び形状の変更、廃樹脂処理装置他の共用— ・特定重大事故等対処施設が法定の期限内に完成しない場合の具体的な手続について ・次期中期目標の策定に向けて ・工業標準化法（J I S 法）の改正に伴う規則等の改正及びこれに対する意見募集の結果等について ・原子力規制委員会が受け取る報告書等における印影及び個人情報の省略に係る規則等の改正並びにこれらに対する意見募集の結果等について ・安全研究の評価結果（案）について（中間評価及び事後評価） ・緊急時対策支援システム（ERSS）の運用マニュアルの制定について ・平成 30 年度第 4 四半期における専決処理について
13	6.19	<ul style="list-style-type: none"> ・大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直しに係る原子炉等規制法第 43 条の 3 の 23 第 1 項の規定に基づく命令について ・大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直しに伴うその他の審査・検査の取扱いについて ・柏崎刈羽原子力発電所 1 号機非常用ディーゼル発電機（B）の異常に係る東京電力ホールディングス株式会社からの報告に対する評価及び今後の対応について ・東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案） —規則等の改正を踏まえた変更、浸水防止設備の変更等—
14	6.26	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社高浜発電所 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書並びに日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案のとりまとめについて（案）—地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能の維持に係る措置— ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染に係る報告に対する評価及び今後の対応について（案） ・特定重大事故等対処施設の設置に伴う保安規定変更認可における審査の進め方について（案） ・東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価に係る検討体制の見直し（案）について ・製造業者による不適切行為への原子力事業者の対応状況について
15 ※2	7.2	<ul style="list-style-type: none"> ・京都大学複合原子力科学研究所の原子炉設置変更承認申請書（研究用原子炉の変更）に関する審査書案について（案）
16	7.3	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子力災害対策指針」及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改正について ・「津波警報が発表されない可能性のある津波への対応」にかかる関西電力株式会社からの報告について ・日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設の新規制基準適合性審査における今後の審査の方針について ・京都大学複合原子力科学研究所の原子炉設置変更承認申請書（研究用原子炉の変更）に関する審査結果等について（案） ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針」について（案） ・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための一括整備法の施行に伴う関係する原子力規制委員会規則の整理に関する規則（案）について ・国際原子力機関（IAEA）による「2018 年版保障措置声明」の公表について ・原子力事業者防災訓練報告会の結果報告について

17	7.10	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社高浜発電所 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案） <ul style="list-style-type: none"> －敷地の面積及び形状の変更、廃樹脂処理装置他の共用－ ・原子力の安全に関する条約の日本国第 8 回国別報告について（案） ・日本電気協会「原子炉圧力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法」及び「フェライト鋼の破壊靱性参照温度 T₀ 決定のための試験方法」に係る技術評価の実施について（案） ・「津波警報が発表されない可能性のある津波への対応」にかかる関西電力株式会社の対応について
18	7.17	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の改正について ・ピット処分及びトレンチ処分に係る規則等の改正案及び改正案に対する意見募集の実施について ・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための一括整備法の施行に伴う関係する原子力規制委員会規則の整理に関する規則（案）の追加の意見募集の実施について
19	7.24	<ul style="list-style-type: none"> ・日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可について（案）－地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能の維持に係る措置－ ・特定放射性同位元素に対する防護措置の義務化等に伴う内規の制定及びこれに対する意見募集の結果について ・獣医療における PET 診療に係る告示の改正及びこれに対する意見募集の結果等について ・放射線安全規制研究戦略的推進事業の進捗状況について ・平成 29 年度第 2 種放射線取扱主任者試験問題の誤りについて
20	7.31	<ul style="list-style-type: none"> ・行政事業レビューの取組に関する外部有識者による講評 ・「津波警報が発表されない可能性のある津波への対応」にかかる関西電力株式会社の対応及びそれを踏まえた今後の方針について（案） ・関西電力株式会社高浜発電所 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案）－敷地の面積及び形状の変更、廃樹脂処理装置他の共用－ ・関西電力株式会社高浜発電所 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案）－地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能の維持に係る措置－ ・実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正及びその意見募集について（案）－重大事故等時における特定重大事故等対処施設の活用等－ ・新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階）及び意見募集の実施等について ・カナダ及び米国政府機関等との意見交換等の結果概要について
21	8.2	<ul style="list-style-type: none"> ・国際原子力機関(IAEA)の総合規制評価サービス(IRRS)フォローアップミッションに提出する事前参考資料(ARM)について
22	8.6	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会とリサイクル燃料貯蔵株式会社経営層による意見交換
23	8.21	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に係る原子力規制委員会の意見について ・関西電力株式会社高浜発電所 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案のとりまとめについて（案）－所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置、重大事故対処設備及び体制の一部変更－ ・九州電力株式会社玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案のとりまとめについて（案）－原子炉安全保護計装盤等の更

		<p>新—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整理に関する規則の制定及びこれに対する意見募集の結果について ・平成 30 年度実施施策に係る政策評価書及び令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表等について（案） ・日本原燃株式会社再処理施設の新規制基準適合性審査における航空機落下確率評価等に関する今後の審査方針について ・令和元年度第 1 四半期の保安検査の実施状況等について ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（NSRR）の消火設備の設計及び工事の方法に対する認可に係る審査について
24	8.28	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構平成 30 年度の業務の実績に関する評価について（案） ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構平成 30 年度及び第 3 期中長期目標中間期間の業務（原子力規制委員会共管部分）の実績に関する評価について（案） ・「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果について
25	8.28	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会と関西電力株式会社経営層による意見交換
26	9.3	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会と中部電力株式会社経営層による意見交換
27	9.4	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設の状況に応じた運転上の制限（LCO）等の継続的改善に係る検討について ・東京電力福島第一原子力発電所事故に係る継続的な調査・分析について ・試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準の一部改正（案）及び試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド（案）並びにこれらへの意見募集について—外部ハザードを含む敷地特性に係る評価等の反映— ・原子力規制委員会の令和 2 年度概算要求及び機構・定員要求について
28	9.11	<ul style="list-style-type: none"> ・クリアランスの測定及び評価の方法に係る審査基準の制定及び制定案に対する意見募集の結果について ・「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果を受けた規制上の対応について ・東京電力福島第一原子力発電所事故に係る継続的な調査・分析の進め方について ・第 7 回日仏規制当局間会合の結果概要について
29 ※3	9.13	<ul style="list-style-type: none"> ・発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護回路のソフトウェアに起因する共通要因故障対策について
30	9.18	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和元年度原子力総合防災訓練計画」に対する原子力規制委員会の意見について ・放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る審査ガイド等の整備について
31	9.25	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社高浜発電所 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案） —所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置、重大事故対処設備及び体制の一部変更— ・九州電力株式会社玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案） —原子炉安全保護計装盤等の更新— ・新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第二段階）及び意見募集の実施について ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（NSRR）その他試験研究用等原子炉施設における設計及び工事の方法等に関する申請漏れに係る調査結果等について ・国際原子力機関（IAEA）総会、国際原子力規制者会議（INRA）等の結果概要及びフラ

		ンス出張報告について
32	9.26	・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会会長との意見交換（原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の最近の審議状況について）
33	10.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ピット処分及びトレンチ処分に係る規則等の改正及び改正案に対する意見募集の結果について ・実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正及びこれに対する意見募集の結果について <ul style="list-style-type: none"> －重大事故等発生時における特定重大事故等対処施設の活用等－ ・新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階のうち政令関係）に対する意見募集の結果について ・新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた関係政令の制定について（案） ・新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階のうち規則及び実施要領関係）に対する追加の意見募集の実施について ・新たな検査制度の運用に向けた試運用の状況について ・発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チームの設置について
34	10.9	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の中長期目標及び評価軸の変更案の修正について ・国際原子力機関(IAEA)の総合規制評価サービス(IRRS)フォローアップミッションに提出する事前参考資料(ARM)について ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所材料試験炉（JMTR）冷却塔倒壊の状況と対応方針について ・日本原燃株式会社再処理施設の新規制基準適合性審査の状況について
35	10.15	・原子力規制委員会と九州電力株式会社経営層による意見交換
36	10.16	<ul style="list-style-type: none"> ・日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（STACY）の棒状燃料貯蔵設備Ⅱの先行使用に係る手続きについて ・日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物処理場におけるドラム缶健全性確認に係る上屋の使用方法の変更について ・原子力発電所の火山影響評価ガイドの一部改正及びその意見募集の実施について（案） <ul style="list-style-type: none"> －分かりやすさの観点からの記載の見直し－ ・眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の整備及びこれらに対する意見募集手続の実施について ・原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等に関する規程の一部改正と委嘱について ・国際原子力機関（IAEA）核セキュリティ諮問委員会（AdSec）の結果概要について ・特定重大事故等対処施設が法定の期限内に完成しない場合の具体的な手続について（その2）
37 ※4	10.17	・九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定の変更認可に係る執行停止の申し立て及び異議申立てに対する決定について
38	10.23	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案） <ul style="list-style-type: none"> －使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更、蒸気発生器保管庫の共用等－ ・ピット処分及びトレンチ処分に係る改正規則等における誤りとその是正のための規則等の再決定について ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所材料試験炉(JMTR)冷却塔倒壊に関する法令報告事案を踏まえた当面の対応について ・審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善について

		<ul style="list-style-type: none"> ・次期中期目標案について（第1回） ・令和元年度第1四半期における専決処理について
39	10.30	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人原子力安全技術センターの「登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関」への登録について ・次期中期目標案について（第2回） ・特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する九州電力株式会社からの文書の提出及び今後の対応について ・東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し等に伴う関係規則及び告示の一部改正並びにこれらに係る意見募集の実施について ・令和元年度第2四半期の保安検査の実施状況等について
40	11.6	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社大飯発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案） —緊急時対策所設置等— ・中深度処分及びウラン廃棄物の処分等に係る今後の規制基準の整備について ・東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る規制事務所の気づき等について ・経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）原子力規制活動委員会（CNRA）安全文化ワーキンググループ（WGSC）第5回会合の結果概要について ・原子力規制国際アドバイザーと原子力規制委員会との意見交換会合の実施について
41 ※5	11.6	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定の変更認可に係る執行停止の申し立て及び異議申立てに対する決定について
42	11.13	<ul style="list-style-type: none"> ・試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準の一部改正及び試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイドの制定とこれらの案に対する意見募集の結果について —外部ハザードを含む敷地特性に係る評価等の反映— ・次期中期目標案について（第3回） ・原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について ・核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況について
43	11.20	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案） —常設直流電源設備（3系統目）の設置— ・九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案） —使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更、蒸気発生器保管庫の共用等— ・引用規格の正誤表の技術評価に係る関係規則解釈等の整備及びこれらに対する意見募集の実施について
44	11.27	<ul style="list-style-type: none"> ・東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案） ・クリアランス規則等の見直しについて ・原子力規制検査の施行に向けた今後の取組等について ・新たな検査制度における核燃料施設等に係る検査指摘事項の取扱いについて ・行政文書の管理の状況について ・国際放射線防護委員会（ICRP）会合の結果概要について
45	11.28	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会と中国電力株式会社経営層による意見交換
46	12.4	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の改正案等及びこれらに対する意見募集手続の実施について

		<ul style="list-style-type: none"> ・眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正に伴う意見募集の結果及び放射線審議会への諮問について（案） ・「建物・構築物の免震構造に関する検討チーム」について ・第12回日中韓原子力安全上級規制者会合（TRM）の結果概要について ・第10回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会を受けて
47	12.11	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉、美浜発電所3号炉、大飯発電所3号炉及び4号炉、四国電力株式会社伊方発電所3号炉、九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉及び2号炉並びに玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案） —有毒ガス防護に係る規制の新設を踏まえた変更— ・関西電力株式会社大飯発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案） —緊急時対策所設置等— ・関西電力株式会社大飯発電所1号炉及び2号炉の廃止措置計画の認可について（案） ・関西電力株式会社美浜発電所1号炉及び2号炉の廃止措置計画の変更認可について（案） ・眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正に伴う意見募集に寄せられた意見に対する考え方の修正について ・放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る審査ガイド等案の整備に関する被規制者からの公開の意見聴取（第1回）の実施について ・新たな検査制度（原子力規制検査）の経過措置による使用前検査の運用について ・令和元年度第2四半期における専決処理について
48 ※6	12.16	<ul style="list-style-type: none"> ・国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッション報告書及び同フォローアップミッション報告書の公開について ・IPPAS フォローアップミッション報告書における勧告事項等への対応状況について
49	12.18	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の火山影響評価ガイドの一部改正及び改正案に対する意見募集の結果について—分かりやすさの観点からの記載の見直し— ・原子力規制委員会マネジメント規程の改正について（案） ・原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集の実施について（核燃料物質等の輸送時の災害対策に係る初動対応の明確化） ・原子力災害対策指針及び関係規則類の改正案に対する意見募集の実施について（緊急時活動レベル（EAL）の見直し） ・新検査制度に係る内規類の決裁区分等について ・安全重要度評価などに係る原子力規制委員会への報告及び了承について
50	12.25	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案） —常設直流電源設備（3系統目）の設置— ・関西電力株式会社からの高浜発電所4号機蒸気発生器伝熱管の損傷に係る報告に対する評価及び今後の対応について ・新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の制定及び改正とこれらに対する意見募集の結果について（実用発電用原子炉施設関係）（案） ・新たな検査制度（原子力規制検査）の実施のため必要な内規の整備及びそのための意見募集の実施について ・放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の改正の方針 —放射線測定の信頼性確保について— ・令和2年度放射線安全規制研究推進事業の重点テーマの設定及び公募について ・試験研究用等原子炉施設の審査の改善策等について

		<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の令和元年度補正予算案及び令和 2 年度当初予算案・機構定員案について ・次期中期目標案について（第 4 回）
51	1.8	<ul style="list-style-type: none"> ・次期中期目標案について（第 5 回）
52	1.15	<ul style="list-style-type: none"> ・審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善に関する検討の進め方について—実用発電用原子炉の規制基準の見直しに係る取組計画の策定— ・東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し等に伴う関係規則及び告示の一部改正並びにこれらに対する意見募集の結果について ・引用規格の正誤表の技術評価に係る関係規則の解釈等の整備及びこれらに対する意見募集の結果について ・中深度処分に係る規制基準等の策定について—電気事業連合会からの意見聴取の結果を踏まえた方針案— ・行政文書の管理の状況について（経過報告）
53	1.16	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会と東京電力ホールディングス株式会社経営層による意見交換
54	1.22	<ul style="list-style-type: none"> ・国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正及びこれに対する意見募集の実施について（案） ・国際原子力機関(IAEA)による総合規制評価サービス(IRRS)フォローアップミッションの状況について
55	1.23	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会と北陸電力株式会社経営層による意見交換
56 ※7	1.24	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書のうち特定重大事故等対処施設の設置に係る事項に関する審査書案について（案） ・原子力の安全に関する条約第 8 回検討会合に向けた事前質問への回答について（案）
57	1.29	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社高浜発電所 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉、美浜発電所 3 号炉、大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉、四国電力株式会社伊方発電所 3 号炉、九州電力株式会社川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉並びに玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案）—有毒ガス防護に係る規制の新設を踏まえた変更— ・関西電力株式会社大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案のとりまとめについて（案）—特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3 系統目）— ・安全研究の評価結果（案）について（中間評価及び事前評価） ・原子力施設に係る審査全般の改善策について（案） ・経年劣化管理に係る ATENA との実務レベルの技術的意見交換の進め方について（案） ・東京電力福島第一原子力発電所の事故調査に係る職員の被ばく管理等について
58	1.29	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会と日本原子力発電株式会社経営層による意見交換
59 ※8	2.4	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力の安全に関する条約第 8 回検討会合に向けた事前質問への回答について（案）（第 2 回）
60	2.4	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会と東北電力株式会社経営層による意見交換
61	2.5	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集の結果について（核燃料物質等の輸送時の災害対策に係る初動対応の明確化） ・原子力災害対策指針及び関係規則類の改正案に対する意見募集の結果について（緊急時活動レベル（EAL）の見直し） ・新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の制定及び改正とこれらに対する意見募集の結果について（実用発電用原子炉施設関係以外）（案）等について ・次期中期目標案について（第 6 回）

		<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップの改定について 高浜発電所 3, 4 号機の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに関して関西電力株式会社から提出された文書について 令和元年度第 3 四半期の保安検査の実施状況等について
62 ※9	2.10	<ul style="list-style-type: none"> 原子力の安全に関する条約第 8 回検討会合に向けた事前質問への回答について (案) (第 3 回)
63	2.12	<ul style="list-style-type: none"> 眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規制に係る放射線審議会からの答申を踏まえた規則等の制定について (案) 放射線審議会の答申等について 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の中長期計画 (案) について 株式会社放射線管理研究所の「登録運搬物確認機関」としての登録について (案) 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップの改定について (第 2 回) 東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査実施要領の制定について (第 2 回)
64	2.19	<ul style="list-style-type: none"> 中深度処分に係る規制基準等の策定に関する原子力規制委員会と電気事業連合会の意見交換 保障措置検査の実施要領の策定について (案) 安全研究の評価結果 (案) について (中間評価及び事前評価) (第 2 回) 原子力施設に係る審査全般の改善策について (案) (2 回目) 東京電力ホールディングス (株) 福島第一廃炉推進カンパニーの体制強化について 国際原子力機関 (IAEA) 核セキュリティ国際会議の結果概要について
65	2.19	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会と日本原子力研究開発機構経営層による意見交換
66 ※10	2.25	<ul style="list-style-type: none"> BWR プラントにおける原子炉格納容器の過圧破損防止対策に係る審査の進め方について (案) 放射線審議会委員の選考について 原子炉安全専門審査会委員の選考について
67	2.26	<ul style="list-style-type: none"> 東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可について (案) 関西電力株式会社大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可について (案) —特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備 (3 系統目) の設置— 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の改正等及びこれらに対する意見募集の結果について 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップの改定について (3 回目)
68	3.4	<ul style="list-style-type: none"> 「緊急事態応急対策等拠点施設の指定」に係る意見聴取への回答について 政策評価基本計画等について (案) 原子力規制委員会の取組 (3.11 報告) の公表について (案) 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ (2020 年 3 月版) (案) について (第 4 回) 新たな検査制度 (原子力規制検査) で用いる安全重要度評価等に関するガイドについて (案) 原子力規制検査で用いる事業者の確率論的リスク評価 (PRA) モデルの適切性確認について (案) 「中央構造線断層帯 (金剛山地東縁—由布院) の長期評価 (第二版)」の知見に関する技術情報検討会の検討結果等について 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果を受けた事業者からの

		意見聴取結果及びこれを踏まえた基準の改訂方針について
69	3.11	<ul style="list-style-type: none"> 国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正及びこれに対する意見募集の結果について（案） 原子力規制委員会組織規則の改正について クリアランス規則等の見直し案及びこれに対する意見募集の実施について 発電用原子炉施設のデジタル安全保護回路に係る共通要因故障対策の強化について（検討チームにおける検討結果の報告） 国際原子力機関(IAEA)の総合規制評価サービス(IRRS)フォローアップミッション後の対応について 令和元年度マネジメントレビューについて
70 ※11	3.12	<ul style="list-style-type: none"> BWR プラントにおける原子炉格納容器の過圧破損防止対策に係る審査の進め方について（案）（2回目）
71 ※12	3.17	<ul style="list-style-type: none"> 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可等に係る審査請求及び執行停止の申立てに対する決定について
72	3.18	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度原子力総合防災訓練の実施成果について 東北電力株式会社女川原子力発電所1号炉、九州電力株式会社玄海原子力発電所2号炉の廃止措置計画の認可について（案） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター加工の事業に係る廃止措置計画認可について（案） 放射線審議会委員の任命について（案） 原子炉安全専門審査会の審査委員の任命について（案） 令和元年度マネジメントレビューについて（第2回） 九州電力株式会社川内原子力発電所保安規定変更認可申請の審査結果の取りまとめについて 原子炉安全専門審査会原子炉火山部会における調査審議結果について ー火山モニタリングにおける「観測データに有意な変化があったと判断する目安」について 報告書ー
73	3.23	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所の事故調査に係る当面の計画等について 発電用原子炉施設のデジタル安全保護回路に係る共通要因故障対策の強化について（第2回）～検討チームにおける検討結果の追加報告～ 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果を受けた事業者からの意見聴取結果及びこれを踏まえた基準の改訂方針について
74	3.25	<ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）原子炉設置変更許可申請書〔HTTR（高温工学試験研究炉）原子炉施設の変更〕に関する審査の結果の案の取りまとめについて（案） 新たな検査制度（原子力規制検査）で用いる検査実務に係る運用ガイド案について 原子力規制検査で用いる事業者の確率論的リスク評価（PRA）モデルの適切性確認について（第2回） 放射線安全規制研究戦略的推進事業の進捗状況について
75	3.30	<ul style="list-style-type: none"> 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施のため必要な内規の改正とこれらに対する意見募集の結果について（案） 原子力規制委員会行政文書管理要領の改正について 令和2年度重点計画（案）について 緊急時活動レベル（EAL）の見直しの今後の進め方について 令和元年度第3四半期における専決処理について

- ※1 平成 31 年度第 2 回は、核物質防護に関する情報を取り扱うため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※2 令和元年度第 15 回は、核物質防護に関する情報を取り扱うため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※3 令和元年度第 29 回は、核物質防護に関する情報を取り扱うため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※4 令和元年度第 37 回は、原子力規制委員会が自ら行った処分の適否及び当不当について審理するものであり、審理が公になることにより、処分に関与した者からの率直な意見の聴取が妨げられ、その結果、簡易な手続により公正中立な裁断を行うという異議申立て本来の機能が阻害されるおそれ等があることから、会議を公開せずに実施。
- ※5 令和元年度第 41 回は、原子力規制委員会が自ら行った処分の適否及び当不当について審理するものであり、審理が公になることにより、処分に関与した者からの率直な意見の聴取が妨げられ、その結果、簡易な手続により公正中立な裁断を行うという異議申立て本来の機能が阻害されるおそれ等があることから、会議を公開せずに実施。
- ※6 令和元年度第 48 回は、核物質防護に関する情報を取り扱うため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※7 令和元年度第 56 回は、審議等事項のうち 1 つ目については、特定重大事故等対処施設に係る審査内容に関する情報を取り扱うため、セキュリティの観点に配慮し、また、2 つ目については、原子力の安全に関する条約第 8 回検討会合に向けた他国からの事前質問に関する情報を扱うため、他国との信頼関係の維持の観点から、会議を公開せずに実施。
- ※8 令和元年度第 59 回は、原子力の安全に関する条約第 8 回検討会合に向けた他国からの事前質問に関する情報を扱うため、他国との信頼関係の維持の観点から、会議を公開せずに実施。
- ※9 令和元年度第 62 回は、原子力の安全に関する条約第 8 回検討会合に向けた他国からの事前質問に関する情報を扱うため、他国との信頼関係の維持の観点から、会議を公開せずに実施。
- ※10 令和元年度第 66 回は、審議等事項のうち 1 つ目については、特定重大事故等対処施設に係る審査内容に関する情報を取り扱うため、セキュリティの観点に配慮し、また、2 つ目及び 3 つ目については、当該審議会等の委員の選考を行うものであり、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び当該審議会等の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※11 令和元年度第 70 回は、特定重大事故等対処施設に係る審査内容に関する情報を取り扱うため、セキュリティの観点に配慮し、会議を公開せずに実施。
- ※12 令和元年度第 71 回は、原子力規制委員会が自ら行った処分の適否及び当不当について審理するものであり、審理が公になることにより、処分に関与した者からの率直な意見の聴取が妨げられ、その結果、簡易な手続により公正中立な裁断を行うという異議申立て本来の機能が阻害されるおそれ等があることから、会議を公開せずに実施。

10. 原子力規制委員会における決定事項

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

決定日	委員会決定
4.3	<ul style="list-style-type: none"> ・玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（許可） ・放射線審議会委員の任命（2019年6月15日付け） ・緊急事態応急対策委員の任命（2019年6月1日付け）
4.8	<ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護措置に係る審査基準の改正
4.17	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医療法におけるPET診療に関する農林水産大臣との協議
5.8	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命
5.22	<ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（意見の聴取） ・改正法（原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律）の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則等 ・改正法（原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律）の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整備等に関する告示 ・登録認証機関等における設計認証業務規程等の審査基準及び定期講習業務規程の確認の視点についての一部改正
5.29	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社に対する弁明の機会の付与 ・原子力規制委員会における安全研究の基本方針の一部改正 ・平成30年度原子力規制委員会年次報告の決定及び公表
6.5	<ul style="list-style-type: none"> ・維持規格の技術評価に係る関係規則解釈等の一部改正
6.12	<ul style="list-style-type: none"> ・高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（意見の聴取）（廃樹脂処理装置の共用化等） ・工業標準化法（JIS法）の改正に伴う規則等の改正 ・原子力規制委員会が受け取る報告書等における印影及び個人情報の省略に係る規則等の一部改正
6.19	<ul style="list-style-type: none"> ・大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直しに係る原子炉等規制法第43条の3の23第1項の規定に基づく命令 ・柏崎刈羽原子力発電所1号機 非常用ディーゼル発電機（B）過給機の軸固着による異常に係る東京電力からの報告に対する評価及び今後の対応 ・柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）（許可）
6.26	<ul style="list-style-type: none"> ・高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（意見の聴取） ・東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（発電用原子炉施設の変更）（意見の聴取） ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染に係る報告に対する評価及び今後の対応
7.3	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策指針の改正 ・京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請（研究用原子炉の変更）（意見の聴取）
7.10	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力の安全に関する条約日本国第8回国別報告
7.24	<ul style="list-style-type: none"> ・東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（発電用原子炉施設の変更）（許可）

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定放射性同位元素に対する防護措置の義務化等に伴う内規の改正 ・特定放射性同位元素に対する防護措置の義務化等に伴う「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」の一部改正 ・原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第四号の菓物を指定する告示の一部を改正する告示
7.31	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可（廃樹脂処理装置の共用化等） ・高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（許可）（地震時の燃料被覆材の閉じ込め機能の維持）
8.21	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令の改正に係る意見の聴取（回答） ・関西電力株式会社高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可（所内常設直流電源設備の設置等） ・玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（意見の聴取）（原子炉安全保護計装盤等の更新） ・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整理に関する規則 ・平成30年度実施施策に係る政策評価書及び令和元年度実施施策に係る事前分析表
8.28	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の平成30年度の業務（原子力規制委員会共管部分）の実績に関する評価 ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の平成30年度及び第3期中長期目標中間期間の業務（原子力規制委員会共管部分）の実績に関する評価
9.11	<ul style="list-style-type: none"> ・クリアランスの測定及び評価の方法に係る審査基準
9.18	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度原子力総合防災訓練計画に関する意見聴取（回答）
9.25	<ul style="list-style-type: none"> ・高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（許可）（所内常設直流電源設備の設置等） ・玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（許可）（原子炉安全保護計装盤等の更新）
10.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ピット処分及びトレンチ処分に係る規則等の改正 ・実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正－重大事故等発生時における特定重大事故等対処施設の活用等－ ・原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令整備等政令及び施行日政令（閣議請議）
10.9	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が達成すべき業務運営の目標（中長期目標）及び評価軸の変更案の修正
10.23	<ul style="list-style-type: none"> ・玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（意見の聴取）（使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更等） ・ピット処分及びトレンチ処分に係る改正規則の訂正
10.30	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人原子力安全技術センターの「登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関」への登録
11.6	<ul style="list-style-type: none"> ・大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（意見の聴取）（緊急時対策所設置等） ・九州電力株式会社川内原子力発電所の原子炉施設保安規定の変更の認可に対する異議申立て及び執行停止申立てについて

11.13	<ul style="list-style-type: none"> ・試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準の一部改正 —外部ハザードを含む敷地特性に係る評価等の反映— ・試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド—外部ハザードを含む敷地特性に係る評価等の反映—
11.20	<ul style="list-style-type: none"> ・玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（意見の聴取）（常設直流電源設備（3系統目）の設置） ・玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（許可）（使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更等）
11.27	<ul style="list-style-type: none"> ・女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（2号発電用原子炉施設の変更）（意見の聴取）
12.4	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の規定に基づく眼の水晶体の等価線量限度に関する基準の策定について（諮問）
12.11	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可（有毒ガス防護バックフィット） ・美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号発電用原子炉施設の変更）（意見の聴取）（有毒ガス防護バックフィット） ・大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（意見の聴取）（有毒ガス防護バックフィット） ・四国電力株式会社伊方発電所3号炉の発電用原子炉設置変更許可（有毒ガス防護バックフィット） ・九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉及び2号炉の発電用原子炉設置変更許可（有毒ガス防護バックフィット） ・九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可（有毒ガス防護バックフィット） ・大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（許可）（緊急時対策所設置等） ・大飯発電所1号発電用原子炉施設廃止措置計画の認可 ・大飯発電所2号発電用原子炉施設廃止措置計画の認可 ・美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更の認可
12.18	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の火山影響評価ガイドの一部改正 ・原子力規制委員会マネジメント規程の全部改正
12.25	<ul style="list-style-type: none"> ・玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（許可）（常設直流電源設備（3系統目）の設置） ・関西電力株式会社高浜発電所4号機蒸気発生器伝熱管の損傷に係る報告に対する評価及び今後の対応 ・新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階のうち規則及び実施要領並びに第二段階）
1.15	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し等に伴う関係規則及び告示の一部改正 ・引用規格の正誤表の技術評価に係る関係規則解釈等の整備
1.29	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可（有毒ガス防護バックフィット） ・美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号発電用原子炉施設の変更）（許可）（有毒ガス防護バックフィット） ・大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（許可）（有毒ガス防護バックフィット） ・四国電力株式会社伊方発電所3号炉の発電用原子炉設置変更許可（有毒ガス防護バックフィッ

	<p>ト)</p> <ul style="list-style-type: none"> 九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉及び2号炉の発電用原子炉設置変更許可（有毒ガス防護バックフィット） 九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可（有毒ガス防護バックフィット） 大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（意見の聴取）
2.5	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の改正 原子力災害対策指針（改正）及び原子力災害対策特別措置法に基づき防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則等 新たな検査制度(原子力規制検査)の実施に向けた法令類の整備(第二段階のうち実用発電用原子炉施設関係以外) 原子力規制委員会第2期中期目標の決定及び公表
2.12	<ul style="list-style-type: none"> 眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規制に係る放射線審議会からの答申を踏まえた放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の改正 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の中長期目標を達成するための計画（中長期計画）の変更 株式会社放射線管理研究所の「登録運搬物確認機関」への登録と通知、登録に係る告示の制定、官報公示
2.19	<ul style="list-style-type: none"> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置検査の実施要領
2.26	<ul style="list-style-type: none"> 女川原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可申請（2号発電用原子炉施設の変更）（許可） 大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（許可） 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の改正等
3.4	<ul style="list-style-type: none"> 「緊急事態応急対策等拠点施設の指定」に係る意見聴取への回答 原子力規制委員会政策評価基本計画、令和2年度原子力規制委員会政策評価実施計画及び政策評価結果及びこれらの政策への反映状況（令和元年度公表分） 「原子力規制委員会の取組」（3.11報告）
3.11	<ul style="list-style-type: none"> 国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則 原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則
3.17	<ul style="list-style-type: none"> 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更許可の審査書に関する意見募集結果案の決定等に係る審査請求について 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更許可に係る審査請求及び執行停止申立てについて 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長認可に係る審査請求及び執行停止申立てについて
3.18	<ul style="list-style-type: none"> 女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画の認可 玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画の認可 放射線審議会委員の任命（2020年4月4日付け） 原子炉安全専門審査会の審査委員の任命
3.25	<ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）原子炉設置変更許可〔HTTR（高温工学試験研究炉）原子炉施設の変更〕に関する意見の聴取
3.30	<ul style="list-style-type: none"> 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施のため必要な内規の整備 原子力規制委員会令和2年度重点計画

1.1. 事業者との意見交換の開催状況

(1) 安全性向上に関する取組に係る経営責任者（CEO）との意見交換の開催状況

開催状況	相手方事業者
令和元年5月23日	北海道電力株式会社
令和元年8月6日	リサイクル燃料貯蔵株式会社
令和元年8月28日	関西電力株式会社
令和元年9月3日	中部電力株式会社
令和元年10月15日	九州電力株式会社
令和元年11月28日	中国電力株式会社
令和2年1月16日	東京電力ホールディングス株式会社
令和2年1月23日	北陸電力株式会社
令和2年1月29日	日本原子力発電株式会社
令和2年2月4日	東北電力株式会社
令和2年2月19日	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

(2) 主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者（CNO）との意見交換の開催状況

開催状況	相手方事業者	内容
平成31年4月17日	関西電力株式会社、中部電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、九州電力株式会社、四国電力株式会社、電気事業連合会	<ul style="list-style-type: none"> 原子力エネルギー協議会（ATENA）について 特定重大事故等対処施設の設置に向けた取組状況について
令和元年7月23日	関西電力株式会社、中部電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、原子力エネルギー協議会（ATENA）	<ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティ対策導入自主ガイド（案）について 非常用ディーゼル発電機（EDG）の不具合に係る傾向と改善策について
令和元年12月2日	中部電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、九州電力株式会社、原子力エネルギー協議会（ATENA）	<ul style="list-style-type: none"> 安全な長期運転に向けた経年劣化管理の取組について

(3) 委員による原子力発電所等への訪問実績

	日程	目的	訪問先（発電所等）	訪問委員
1	平成31年4月13日	現地視察	四国電力伊方発電所	更田委員長 伴委員
2	平成31年4月18日～19日	現地視察	東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所	山中委員 伴委員
3	令和元年5月11日	現地視察	東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所	更田委員長
4	令和元年5月31日	現地調査	関西電力美浜発電所	石渡委員

5	令和元年6月7日	現地調査	関西電力大飯原子力発電所	山中委員
6	令和元年6月14日	現地調査	日本原子力研究開発機構大洗研究所	山中委員
7	令和元年7月18日	現地調査	リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター	山中委員
8	令和元年7月19日	現地調査	日本原子力研究開発機構東濃地科学センター	田中委員
9	令和元年7月26日	現地視察	日本原子力研究開発機構大洗研究所	田中委員
10	令和元年8月1日	現地視察	東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所	伴委員
11	令和元年8月1日	現地調査	関西電力大飯発電所	石渡委員
12	令和元年8月7日	現地調査	日本原子力研究開発機構原子力科学研究所	山中委員
13	令和元年8月8日	現地視察	日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センター	更田委員長
14	令和元年8月29日 ～30日	現地視察	島根県・鳥取県内住民防護関連施設	伴委員
15	令和元年8月30日	現地調査	日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん・高速増殖原型炉もんじゅ	山中委員
16	令和元年9月20日	現地調査	島根原子力発電所	石渡委員
17	令和元年10月3日 ～4日	現地視察	川内原子力発電所	山中委員
18	令和元年10月3日 ～4日	現地調査	日本原燃再処理事業所	石渡委員
19	令和元年11月15日	現地調査	泊原子力発電所	石渡委員
20	令和元年11月22日	現地視察	東芝エネルギーシステムズ原子力技術研究所	田中委員
21	令和元年11月30日	現地視察	島根原子力発電所	更田委員長
22	令和2年1月23日	現地視察	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構高度被ばく医療センター	更田委員長
23	令和2年1月31日	現地視察	福島第一原子力発電所	伴委員
24	令和2年2月15日	現地視察	川内原子力発電所	更田委員長 石渡委員

12. 地方公共団体等との面会、意見交換等の実績

(1) 令和元年度における地方公共団体等との面会実績

日程	面会者	規制庁対応者
令和元年5月21日	滋賀県副知事	次長
令和元年5月27日	島根県知事	長官
令和元年6月3日	愛媛県知事	長官
令和元年6月28日	泊村長ほか3町村長	次長
令和元年6月28日	美浜町長	次長
令和元年7月29日	柏崎市長	次長
令和元年7月31日	春日市長	次長
令和元年8月6日	敦賀市長ほか4市町村長・2副町長ほか	次長
令和元年8月7日	鹿児島県知事	長官
令和元年8月9日	鳥取県知事	長官
令和元年11月11日	敦賀市議会議員ほか3町議会議員	次長
令和元年11月12日	島根県知事	長官
令和元年11月27日	泊村長ほか3町村長	次長

(2) 委員による現地における地元関係者との意見交換等の実施実績

日程	概要	参加者	対応委員
平成31年4月13日	原子力施設に関する規制上の諸問題についての地元関係者を交えた意見交換	愛媛県知事、伊方町長、八幡浜市長、大洲市長、西予市長、宇和島市長、内子町長等	更田委員長 伴委員
令和2年2月15日	原子力施設に関する規制上の諸問題についての地元関係者を交えた意見交換	鹿児島県知事、薩摩川内市長、いちき串木野市長、阿久根市長、始良市長、さつま町長、長島町長等	更田委員長 石渡委員

(3) 原子力規制庁職員による現地における地元関係者との意見交換等の実績

日程	開催地	会合等の名称	主な参加者
令和元年9月3日 ～9月25日 (計6回)	青森県	原子力に関する意見交換会 (黒石市、横浜町、五戸町、藤崎町、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町)	住民等
令和元年10月28日	青森県	青森県原子力政策懇話会	団体代表、有識者、住民等
令和元年11月5日	青森県	令和元年度第3回青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議評価委員会	有識者等
令和元年5月15日～ 令和2年2月5日 (計4回)	青森県	青森県政記者会・保安検査結果説明	青森県政記者会

令和元年5月15日～ 令和2年3月30日 (計4回)	青森県	保安検査結果報告	各立地自治体
令和元年9月10日	青森県	青森県議会総務企画危機管理委員会 県内調査(東通オフサイトセンター)	県議会議員
令和元年9月26日	青森県	東通村中学校社会科研修	住民等
令和元年6月7日～令 和2年3月23日 (計6回)	宮城県	女川原子力発電所2号機の安全性 に関する検討会	有識者
令和元年5月14日～ 令和2年2月5日 (計4回)	福島県	福島県廃炉安全確保県民会議	住民、団体代表等
令和元年6月14日～ 令和2年2月12日 (計3回)	福島県	福島県労働者安全衛生対策部会	自治体、有識者
令和元年6月14日～ 令和元年12月5日 (計3回)	福島県	福島県廃炉安全監視協議会	自治体、有識者
令和元年7月1日～令 和2年2月19日 (計3回)	福島県	廃炉・汚染水対策福島評議会	首長、団体代表等
令和元年7月16日～ 令和元年10月9日 (計2回)	福島県	檜葉町原子力施設監視委員会	有識者
令和元年9月3日～令 和2年2月27日 (計3回)	福島県	福島県環境モニタリング評価部会	自治体、有識者
平成31年4月10日 ～令和2年2月5日 (計11回)	新潟県	柏崎刈羽原子力発電所の透明性を 確保する地域の会	有識者、自治体、事業者
令和元年4月10日 ～令和2年1月30日 (計7回)	新潟県	市町村による原子力安全対策に関 する研究会	有識者、自治体、事業者
令和元年5月17日 ～令和2年2月7日 (計5回)	新潟県	新潟県原子力発電所周辺環境放射 線測定技術連絡会議	自治体、事業者
令和元年5月21日 ～9月11日 (計3回)	新潟県	柏崎刈羽地域原子力防災協議会作 業部会	自治体、事業者
令和元年8月23日	新潟県	原子力防災に関するサマースク ール	首長、自治体、事業者
令和元年8月27日	新潟県	新潟県原子力発電所周辺環境監視 評価会議定例会	首長、自治体、学識経験 者、関係団体、事業者

令和元年11月8日～ 11月9日	新潟県	新潟県原子力防災訓練（実動訓練）	首長、自治体、事業者
令和元年12月16日	新潟県	新潟県原子力防災訓練じ後検討会	自治体、関係地方公共機関、事業者
令和2年1月27日	新潟県	柏崎市防災会議	首長、有識者
平成31年4月26日	茨城県	東海村防災会議	国交省、県警等
令和元年5月27日	茨城県	環境放射線監視計画に関する打合せ	県
令和元年7月19日～ 12月9日 (計3回)	茨城県	茨城県環境放射線監視委員会評価部会	県、関係市町村及び住民
令和元年8月23日～ 令和2年2月10日 (計3回)	茨城県	保安検査結果報告・意見交換	県及び関係市町村
令和元年8月26日、 令和2年2月20日 (計2回)	茨城県	茨城県環境放射線監視委員会	県、関係市町村及び専門家
令和2年1月30日、 令和2年2月13日 (計2回)	東京都	茨城県環境放射線監視委員会調査部会	県、専門家
令和2年2月18日	茨城県	原子力所在地域首長懇談会（東海村）	首長、内閣府、エネ庁
令和2年1月20日	川崎市	令和元年度川崎市原子力施設安全対策会議（幹事会）	3事業者（東芝 ESS、東京都市大学、日立製作所王禅寺センター）、自治体（危機管理室、区、健康福祉局、水道局、病院局、消防局、危機管理監）、規制事務所
令和2年2月12日	川崎市	令和元年度川崎市原子力施設安全対策会議（本会議）	3事業者、自治体（副市長、区、病院局、消防局、危機管理監）、規制事務所
令和元年7月16日	神奈川県	令和元年度神奈川県環境放射線監視委員会	2事業者（GNFJ、東芝 ESS）、委員、自治体（総務危機管理室、川崎市、横須賀市）、規制事務所
令和元年7月16日	神奈川県	神奈川県環境放射線監視委員会	自治体、事業者、有識者
平成31年4月15日、 令和元年10月10日 (計2回)	石川県	志賀町「志賀原子力発電所」安全推進協議会	首長、住民代表等
平成31年4月15日～ 令和2年1月29日 (計4回)	石川県	赤住区委員会・安全推進連絡会合同会議	首長、住民代表等
令和元年5月15日～ 令和2年2月5日 (計4回)	石川県	保安検査結果説明	石川県職員
令和元年5月15日～ 令和2年2月5日	石川県	保安検査結果説明	志賀町職員

(計4回)			
令和元年7月1日～令和2年1月28日 (計3回)	石川県	石川県原子力環境安全協議会	有識者、自治体等
令和元年8月8日～令和2年1月15日 (計3回)	福井県	福井県原子力環境安全管理協議会	県議会議員、首長、団体代表等
令和元年11月27日	福井県	福井県専門委員会	有識者
令和元年10月11日	福井県	美浜町全員協議会	町議会議員
令和元年7月22日～12月4日 (計2回)	福井県	おおい町原子力発電対策特別委員会	町議会議員
令和元年12月13日	福井県	高浜町原子力発電対策特別委員会	町議会議員
令和2年2月20日	福井県	原子力発電若狭町環境安全対策協議会	町議会議員、住民代表等
令和元年11月28日	福井県	原子力発電小浜市環境安全対策協議会	市議会議員、団体代表等
令和元年10月11日	福井県	オール福井反原発連絡会等との懇談会	市民団体
令和元年5月15日～令和2年2月5日 (計4回)	福井県	福井県原子力発電所連絡会議	自治体
令和元年7月29日	滋賀県	滋賀県原子力安全対策連絡協議会	自治体、有識者等
令和元年4月6日	大阪府	熊取オフサイトセンター一般公開	地域住民
令和元年5月31日	大阪府	令和元年度第1回熊取町放射線防災対策連絡協議会	自治体、事業者
令和元年7月26日	大阪府	第67回熊取町原子力問題対策協議会	町議会副議長、自治会代表、事業者
令和元年8月7日	大阪府	令和元年度泉佐野市原子力問題対策協議会	市議会議員、住民代表
令和元年8月8日	大阪府	令和元年度第1回大阪府環境放射線評価会議	自治体、有識者
令和元年11月6日	大阪府	泉佐野市国民保護協議会	首長、自治体、有識者
令和元年11月17日	大阪府	環境フェスティバル2019	地域住民
令和元年5月21日～令和2年2月7日 (計4回)	岡山県	保安検査結果説明会	鳥取県職員、鏡野町職員、三朝町職員
令和元年5月23日～令和2年2月12日 (計4回)	岡山県	保安検査結果説明会	岡山県職員
令和元年7月1日、令和元年11月11日 (計2回)	岡山県	火災対策に係る情報交換会	津山県域消防組合

令和元年 6 月 18 日	島根県	令和元年度松江市防災会議	自治体、指定地方行政機関、指定地方公共機関等
令和 2 年 2 月 3 日	島根県	松江市原子力発電所環境安全対策協議会	首長、市議会議員、住民代表等
令和元年 8 月 23 日、 令和 2 年 3 月 24 日 (計 2 回)	愛媛県	伊方原子力発電所環境安全管理委員会環境専門部会	有識者
令和 2 年 2 月 18 日	愛媛県	伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力専門部会	有識者
令和元年 8 月 23 日、 令和 2 年 3 月 24 日 (計 2 回)	愛媛県	伊方原子力発電所環境安全管理委員会	首長、自治体、有識者等
令和元年 6 月 13 日、 令和元年 9 月 18 日 (計 2 回)	愛媛県	伊方町環境監視委員会	首長、町議会議員、住民代表等
令和元年 7 月 25 日、 令和 2 年 1 月 29 日 (計 2 回)	佐賀県	佐賀県原子力環境安全連絡協議会	首長、住民代表等
令和元年 5 月 28 日～ 令和 2 年 2 月 4 日 (計 4 回)	佐賀県	佐賀県環境放射能技術会議	有識者等
令和元年 6 月 4 日、 令和 2 年 3 月 27 日 (計 2 回)	佐賀県	佐賀県原子力安全専門部会	有識者
令和元年 7 月 16 日～ 令和 2 年 3 月 13 日 (計 4 回)	鹿児島県	鹿児島県環境放射線モニタリング技術委員会	自治体、事業者、有識者等
令和元年 5 月 17 日～ 令和 2 年 2 月 18 日 (計 4 回)	鹿児島県	薩摩川内市原子力安全対策連絡協議会	首長、市議会議員、住民代表等
令和元年 8 月 16 日、 令和 2 年 1 月 27 日 (計 2 回)	鹿児島県	原子力安全対策連絡協議会	首長、事業者等
令和元年 11 月 26 日	鹿児島県	原子力安全・避難計画等防災専門委員会	有識者、各自治体等
<p>※表に記載のもの以外にも、関係道府県においては、地域原子力防災協議会作業部会や放射線監視・モニタリングに関する委員会等が適宜開催されており、原子力規制庁職員が参加している。</p>			

1.3. 国外有識者等との意見交換の実績

(1) 国外有識者との意見交換

日程	参加者	対応委員
平成 31 年 4 月 1 日	リチャード・メザーブ氏 原子力規制国際アドバイザー ダナ・ドラボヴァ氏 原子力規制国際アドバイザー アンディ・ホール氏 原子力規制国際アドバイザー フィリップ・ジャメ氏 原子力規制国際アドバイザー	更田委員長 田中委員 山中委員 伴委員 石渡委員
令和元年 5 月 16 日	マグウッド OECD/NEA 事務局長	更田委員長
令和元年 5 月 21 日	イラカン OECD/NEA 事務次長	更田委員長
令和元年 7 月 9 日	ピナック IAEA 放射線防護・モニタリング課長	伴委員
令和元年 8 月 6 日	マグウッド OECD/NEA 事務局長 ハ OECD/NEA 放射線防護・原子力安全人的側面課長 タデッセ OECD/NEA 放射性廃棄物管理・廃止措置課長 イバノバ OECD/NEA 原子力科学課長	更田委員長 伴委員
令和元年 10 月 24 日	アルメニア大統領	更田委員長
令和元年 11 月 5 日	リチャード・メザーブ氏 原子力規制国際アドバイザー ダナ・ドラボヴァ氏 原子力規制国際アドバイザー アンディ・ホール氏 原子力規制国際アドバイザー フィリップ・ジャメ氏 原子力規制国際アドバイザー	更田委員長 田中委員 山中委員 伴委員 石渡委員
令和元年 12 月 19 日	メットカーフ UNSCEAR 事務局長	更田委員長 伴委員
令和 2 年 2 月 4 日	ピナック IAEA 放射線安全・モニタリング課長	伴委員
令和 2 年 2 月 17 日	IAEA 理事等	田中委員
令和 2 年 2 月 17 日	室谷 OECD/NEA 事務次長	更田委員長
令和 2 年 2 月 27 日	グロッシーIAEA 事務局長	更田委員長

(2) 国外の規制当局との意見交換

日程	参加者、出席会合	対応委員
令和元年 7 月 21 日～ 令和元年 7 月 27 日	米国 スヴィニキ原子力規制委員会 (NRC) 委員長、 カナダ ヴェルシ原子力安全委員会 (CNSC) 委員長	更田委員長
令和元年 9 月 3 日～ 令和元年 9 月 4 日	第 7 回日仏規制当局間会合 フランス ドロズェック原子力安全規制機関 (ASN) 委員長、カデ＝メルシエ委員、エヴラール委員、ラショー ム委員	田中委員

<p>令和元年 9 月 16 日～ 令和元年 9 月 20 日</p>	<p>IAEA 全体会合及び二国間会合（インドネシア原子力規制庁（BAPETEN）、フィンランド原子力規制機関（STUK）、スウェーデン原子力規制機関（SSM）、フランス原子力・代替エネルギー庁（CEA）、フランス原子力安全機関（ASN）、スペイン原子力規制機関（CSN）、カナダ原子力安全委員会（CNSC）、ベトナム放射線・原子力安全庁（VARANS）、韓国原子力安全委員会（NSSC）、スイス原子力規制機関（ENSI）並びに国際原子力規制者会議（INRA）（米国、英国、仏国、ドイツ、カナダ、スペイン、スウェーデン、韓国の原子力規制当局）</p>	<p>更田委員長</p>
<p>令和元年 11 月 28 日</p>	<p>第 12 回日中韓原子力安全上級規制者会合（TRM）（中国・北京市） 中国 リウ環境保護部・国家核安全局（MEP/NNSA）局長 韓国 チャン原子力安全セキュリティ委員会（NSSC）上級委員兼長官</p>	<p>伴委員</p>

14. 原子力規制委員会マネジメント規程に基づく令和元年度内部監査の結果及び改善状況について

1. 令和元年度マネジメントシステム内部監査の目的等

(1) 目的

原子力規制委員会マネジメント規程第 39 条に基づき、マネジメントシステムの適切性及び有効性を検証するため、部署別監査及びテーマ別監査を実施した。

(2) マネジメントシステム内部監査の視点

部署別監査：放射線防護グループ 監視情報課（環境放射線対策室を含む）

監視情報課は、放射線監視に係る事業（委託調査事業、交付金事業等）を多く所管しており、当該業務が適切に管理されているかという視点でマネジメントシステム内部監査（以下「内部監査」という。）を実施した。

テーマ別監査：原子力規制事務所の業務管理等の改善

本年度は、平成 29 年度に実施したテーマ別監査（原子力規制事務所の業務管理等の改善）を通じて抽出した課題のフォローアップ、及び各事務所のマネジメントの監査を行うことを目的に、東海・大洗原子力規制事務所及び上齋原原子力規制事務所を対象に内部監査を実施した。

[平成 29 年度テーマ別監査において抽出した課題]

- ①新検査制度の運用開始に向け、原子力規制事務所職員が本庁で行う研修を受講しやすくするため、研修の実施方法の検討や、原子力規制事務所の業務ローテーションの効率化を支援すること。
- ②原子力規制事務所職員の情報収集や自己研鑽を支援するため、原子力規制事務所のニーズや関心を踏まえて、意見交換・情報提供の工夫や、原子力規制事務所に必要な参考図書等の充実を図ること。
- ③原子力規制事務所が複数の他律的業務を少人数体制の中で効果的・効率的に実施するため、関係部署間の統括調整機能の強化等について早急に検討を開始すること。

2. 内部監査の結果

内部監査で要改善事項⁴⁸1件、改善が望ましい事項⁴⁹5件、良好事例3件⁵⁰を抽出した。

(1) 部署別監査（監視情報課）の監査結果

①要改善事項（1件）

R 1：被規制者等との面談の記録や被規制者から提出された規制関連の文書のホームページ掲載遅れ

被規制者等との面談の記録や被規制者から提出された規制関連の文書のホームページ掲載が1年程度遅れていたため、本件を要改善事項とし、改善を勧告した。

②改善が望ましい事項（3件）

S 1：交付金事業及び委託調査における契約業務の体制整備

予算関連業務の地域実情に応じた個別の調整やモニタリングの保守・管理に係る業務が、特定の班や担当者に偏っていることから、業務負担を軽減するために、契約に係る庶務的な作業を支援する体制の拡充を提言した。

S 2：契約業務の効率化

各原子力オフサイトセンターに配備しているモニタリングカー及び走行サーベイシステム等の資機材の点検や保守等の維持管理に関して、業務負担を軽減するために、個別の契約ではなく一括して契約するなど、契約業務の効率化を提言した。

S 3：放射線モニタリングを担う計画的な人材育成

放射線モニタリングに係る業務の安定的な人材を確保するために、原子力規制庁全体として、適切な人員配置の実施や放射線モニタリング関連の研修の充実化を図るなど、人材育成の強化を提言した。

⁴⁸要改善事項 R (Recommendation)：原子力規制委員会マネジメント規程第41条に該当するもの

・法令に違反しているもの又は違反に至るおそれのあるもの
・個別の業務に要求される事項を満たしていないもの
・前各号に掲げるもののほか、総括マネジメント管理者が必要と判断するもの

⁴⁹改善が望ましい事項 S (Suggestion)：業務の有効性及び適切性等のために、今後の改善が望ましい事項

⁵⁰良好事例 GP (Good Practice)：被監査部署・被点検部署以外においても参考とすることが望ましい事例

③良好事例（2件）

GP1：原子力艦寄港に伴う初動対応のシステム化による業務の効率化

米国原子力艦の本邦寄港について、平成29年度までは、外務省からの通報連絡をもとに、原子力規制庁職員がフォーマットに記入し、環境放射能調査の関係者へ連絡していたが、通報連絡の迅速化、確実性向上を目的に、外務省からの連絡内容を踏まえて環境放射能調査の関係者へ連絡が完了するシステムを構築し、平成30年度からシステムを導入している。

システム導入前の平成29年度までは平均1時間程度かかっていた業務が、平成30年度には平均15分程度となり、業務の効率化が図られていることを確認した。

GP2：課室内の研修強化による業務の品質の向上

監視情報課において、緊急事態等に備えた訓練の一環として、緊急時放射線モニタリング情報共有システムの操作方法に関する研修を実施していることや、新しく着任した課室員を対象として、基礎的なモニタリングに関する知識・技術を習得するための研修を複数回実施し、課室員の能力向上を継続的に図っている。

また、上席放射線防災専門官の能力向上のために、知見を伝達する上席放射線防災専門官が原子力規制事務所等に赴き、OJTにて地方自治体や原子力事業者との調整、指導・助言の方法を学び、継続的な品質の向上に努めていることを確認した。

(2) テーマ別監査の結果（監査実施時期：令和元年7月～令和2年1月）

1) 平成29年度の内部監査のフォローアップ結果

原子力規制庁本庁の関係部署により、原子力規制事務所への支援の強化が進められていることを確認した。

①本庁で行う研修の実施方法の検討や、原子力規制事務所の業務ローテーションの効率化について

原子力安全人材育成センターから、研修計画の定期的な更新とその周知がなされ、改善が図られている。

②現場のニーズを踏まえた意見交換や情報提供の工夫、原子力規制事務所に必要な参考図書等の充実について

TV会議システムが活用され、検査、新検査制度に関する意見交換・情報共有等、原子力規制事務所の要望に対応した改善が図られている。

③関係部署間の統括調整機能の強化について

総務課が、各原子力規制事務所等と関係部署のスケジュールを共有する仕組みを構築し、業務調整の効率化が図られている。

2) 東海・大洗原子力規制事務所のマネジメントの監査結果

①要改善事項 (なし)

②改善が望ましい事項 (1件)

S 4 : 東海にある原子力規制事務所と大洗にある事業所間の移動時間の削減や交通事故のリスクを減らすために、情報システム等の活用により、効率的に業務を行うことを提言した。

③良好事例 (1件)

G P 3 : 研修受講を促進する、業務分担を柔軟に見直すなど、所長のリーダーシップが発揮されていることを確認した。

その他 (特記事項)

- ・ 実用発電用原子炉施設を複数の職員が担当する他の原子力規制事務所と異なり、1人で複数の施設を担当していることに加え、原子力運転検査官に欠員が発生している。

3) 上齋原原子力規制事務所のマネジメントの監査結果

①要改善事項 (なし)

②改善が望ましい事項 (1件)

S 5 : 人形峠環境技術センターの原子力運転検査官室に、許認可文書を整備することを提言した。

③良好事例 (なし)

その他 (特記事項)

- ・ 核燃料施設ごとに、新検査制度のガイドを適用するか否かを検討するための方法や判断の基準を明確にする必要がある。

3. 改善状況

内部監査の結果を踏まえ、被監査部署及び抽出事項に関連する部署において、業務の改善を進めている。主な改善状況は以下のとおり。

(1) 部署別監査 (監視情報課) の改善状況

- ・要改善事項として抽出した「被規制者等との面談の記録や被規制者から提出された規制関連の文書のホームページ掲載遅れ」について、公表すべき被規制者との面談の議事概要等及び被規制者から提出された規制関連文書の公表を完了した。
- ・改善が望ましい事項として抽出した交付金事業及び委託調査における契約業務の体制整備について、人事課等の関係部署により管理業務の体制整備に着手しはじめている。

(2) テーマ別監査の改善状況

- ・東海・大洗原子力規制事務所所員の欠員について、原子力運転検査官を令和2年1月に2名配置した。
- ・核燃料施設に関する新検査制度のガイドを適用する基準の明確化については、核燃料施設等監視部門が、保安検査官会議、所長会議等で各原子力規制事務所からの意見を取り入れ、核燃料施設の機能毎の類型化を行い、ガイドの適用基準の明確化を図っている。

4. マネジメントシステムの有効性評価

内部監査の結果について、内部監査の評価の視点⁵¹も踏まえると、監査対象とした組織においてマネジメントシステムはおおむね有効に機能していると評価できる。

(1) 年度重点計画及び年度業務計画の進捗状況

- ・要改善事項を1件抽出したが対応が完了していること、良好事例として抽出したように業務効率の向上に取り組んでいることから、業務がおおむね適切に実施されていると認められる。

(2) 安全文化の育成・維持

- ・監視情報課では放射線監視に関する課内独自の研修が行われていること、原子力規制事務所では研修の受講が奨励されていることから、組織的に学習を促進し続ける姿勢が浸透していると考えられ、安全文化の育成・維持が図られていると認められる。

(3) リーダーシップの発揮

- ・管理職員が主体となり、業務の効率化、業務分担の柔軟な見直しが行われていること、(2)に示すとおり組織的に学習が推進されていることから、管理職員に必要なリーダーシップが発揮されていると認められる。

⁵¹内部監査の評価の視点は原子力規制委員会マネジメント規程第39条第4項各号に規定

(4) 年度業務計画を達成するために必要な資源配置の適切性

- ・契約等会計業務の体制整備、事務所における欠員の補充等、必要な措置が講じられていることから、資源配分について、必要な改善が図られていると認められる。

15. 令和元年度における異議申立て等の対応実績

	不服申立て	決定日	決定内容
1	九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定の変更の認可に係る異議申立て	令和元年 11 月 6 日	棄却
2	九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定の変更の認可に係る異議申立て	令和元年 11 月 6 日	棄却
3	日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更許可に係る審査請求	令和 2 年 3 月 17 日	棄却
4	日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更許可の審査書に関する意見募集結果案の決定等に係る審査請求	令和 2 年 3 月 17 日	却下
5	日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長認可に係る審査請求	令和 2 年 3 月 17 日	棄却

第2 原子力安全に関する各種国際条約の実施等（第1章第3節関係）

原子力規制委員会は、関連条約への対応、IAEA安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際機関との連携や諸外国規制機関との協力を進め、我が国の原子力規制の継続的改善及び国際社会における原子力安全向上への貢献につなげることをしている。

1. 原子力安全に関する各種国際条約の実施等

(1) 原子力の安全に関する条約（原子力安全条約）

本条約は、原子力発電所を対象とした条約であり、原子力の高い水準の安全を世界的に達成し維持することを目指し、原子力施設における放射線防護の確立・維持、放射線による影響を伴う事故の防止、事故が発生した場合におけるその影響の緩和等を目的としている。原子力規制委員会は、本条約に基づき、3年ごとに、①国別報告の作成、②締約国間のピア・レビューの実施及び③締約国会合（検討会合）への参加などの活動（いわゆるレビュープロセス）を行っている。

（原子力安全条約の下での主な活動実績）

時期	概要
平成25年8月	日本国第6回国別報告書の提出
平成26年3月～4月	原子力安全条約第6回締約国会合（参加者：大島委員他）
平成28年8月	日本国第7回国別報告書の提出
平成29年3月～4月	原子力安全条約第7回締約国会合（参加者：伴委員他）
令和元年8月	日本国第8回国別報告書の提出

(2) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（廃棄物等合同条約）

本条約は、原子力発電所、研究用原子炉等の使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の安全に関する条約である。使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の高い水準の安全を世界的に達成し維持することを目指し、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の全ての段階における放射線防護の確保、放射線による影響を伴う事故の防止、事故が発生した場合におけるその影響の緩和を目的としている。原子力規制委員会は、本条約に基づき、3年ごとに、①国別報告の作成、②締約国間のピア・レビューの実施及び③締約国会合（検討会合）への参加などの活動（いわゆるレビュープロセス）を行っている。

(合同条約の下での主な活動実績)

時期	概要
平成 26 年 10 月	日本国第 5 回国別報告書の提出
平成 27 年 5 月	合同条約第 5 回締約国会合（参加者：田中知委員他）
平成 29 年 10 月	日本国第 6 回国別報告書の提出
平成 30 年 5～6 月	合同条約第 6 回締約国会合（参加者：田中知委員他）

(3) 原子力事故の早期通報に関する条約（早期通報条約）及び原子力の事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（援助条約）

早期通報条約は、国境を越えて放射線影響を及ぼす原子力事故の情報、影響を受ける国及び IAEA に通報する枠組みであり、援助条約は、原子力事故及び放射線緊急事態への援助に関する国際協力についての枠組みである。

早期通報条約及び援助条約の締約国の会合（権限当局会合）は 2 年ごとに開催され、直近では、平成 30 年 6 月に締約国の会合が開催され、外務省とともに原子力規制庁職員も参加した。

(4) 核物質の防護に関する条約（核物質防護条約）及び同条約の改正、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロリズム防止条約）

核物質防護条約では、締約国に対し、国際輸送中の核物質についての防護措置を義務付けており、国際輸送中の核物質を不法な取得及び使用から守ることを求めている。平成 28 年 5 月に本条約の改正が日本に対して発効し、条約に基づく防護の義務の対象が、平和的目的に使用される核物質の国内における使用、貯蔵及び輸送並びに原子力施設に拡大された。

また、核テロリズム防止条約は、核によるテロリズム行為が重大な結果をもたらすこと及び国際の平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロリズム行為の防止並びに同行為の容疑者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置を採るための国際協力を強化することを目的としたものである。原子力規制委員会は、我が国が締約している本条約の実施に関わっている。

2. 国際機関等の下での連携

(1) 国際原子力機関（IAEA）

原子力の平和利用を進めることを目的に、国連主導の下に 1957 年に設立された国際機関（加盟国 171 か国（令和 2 年 3 月現在））。ウィー

ンに事務局を定め、現在、ラファエル・マリアーノ・グロッシー氏が事務局長を務めている。また、総会（年1回開催）等が開催され、令和元年の総会では我が国は内閣府特命担当大臣を政府代表として、原子力規制委員長を含む政府代表団が参加した。

IAEAの原子力安全分野の活動は多岐にわたっており、IAEA安全基準の策定・見直し、緊急時対策・放射線防護・核物質防護に関する活動、原子力規制の向上を図るための国際協力活動等の取組が行われている。

常設委員会である安全基準委員会（CSS:Commission on Safety Standards）では、安全基準文書の検討が行われており、原子力規制委員会もCSS及び下部委員会の活動等に積極的に参画している。

また、IAEAの常設の諮問会議である国際原子力安全諮問グループ（INSAG:International Nuclear Safety Group。山中原子力規制委員が同グループの委員。）、核セキュリティ諮問グループ（AdSec:Advisory Group on Nuclear Security。田中原子力規制委員が同グループの委員）などに参画し、国際的な専門家としてIAEAを通じた国際貢献を行っている。

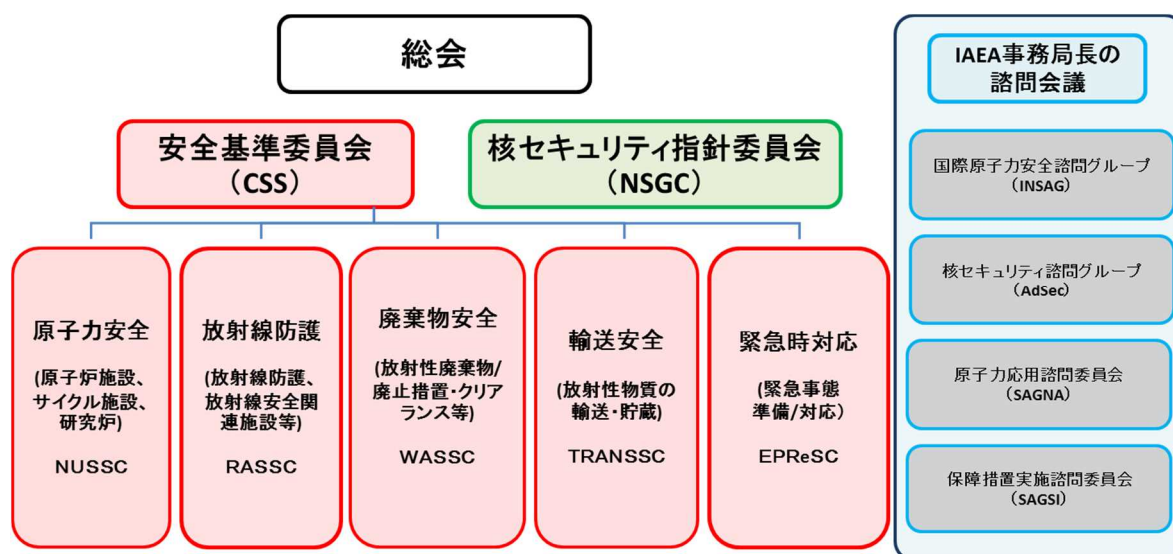


図 iii 原子力規制委員会が関係する主な IAEA の委員会等

また、IAEAの下での規制機関間の協力枠組みである規制協力フォーラム（RCF:Regulatory Cooperation Forum。総会、運営委員会及びサポートミーティング（それぞれ年1回）等が開催。）やアジア地域の原子力施設の安全向上のための協力枠組みであるアジア原子力安全ネットワーク（ANSN:Asia Nuclear Safety Network。運営会議（年2回）

及び自己評価調整グループ（SACG：Self-Assessment Coordination Group）（年2回程度）等が開催。我が国は運営会議の副議長及びSACGの議長・副議長を務めている。）を通じた世界全体の原子力安全の向上の取組に積極的に参画・貢献しているほか、IAEAの共同プロジェクトを通じた技術情報の収集や知見の共有に取り組んでいる。

（原子力規制委員会が参画する主なIAEA共同プロジェクト）

プロジェクト名等	概要
EESS-EBP	外的事象に係るIAEA安全基準の詳細ガイドの整備を行う。
IGALL	軽水炉・重水炉の安全上重要なシステム・構造物・機器について、長期運転のための経年劣化管理に関する技術基盤及び実用的なガイドダンスを策定する。
IAEAとの海洋モニタリングに関する協力プロジェクト	福島県沿岸海域で実施している海洋モニタリングについて、IAEAと共同試料採取等を行い、その手法の評価及び分析結果の相互比較を行う。

さらに、IAEAは、加盟国の求めに応じ、原子力規制に関する法制度や組織を含む幅広い課題について総合的に評価するレビューであるIRRSをはじめとするピア・レビューを実施している。原子力規制委員会は平成28年1月にIRRSミッション及び令和2年1月に同フォローアップミッションを、また平成27年2月に核セキュリティ対策の実施状況のレビューを行うIPPASミッション及び平成30年11月から12月に同フォローアップミッションを受け入れた。

（2）経済協力開発機構／原子力機関（OECD/NEA）

1958年に発足。パリに本拠を置き、その活動は運営委員会（年2回開催）において審議される（加盟国33か国（令和2年3月現在）、マグウッド事務局長）。原子力利用先進国同士の最新の知見の共有を図ることができるOECD/NEAの特長を活かし、原子力事故の防止・緩和等に関する議論・活動（福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえたOECD/NEA加盟国の規制取組状況共有、共同安全研究等）などが行われている。

常設委員会のうち原子力規制活動委員会（CNRA）、原子力施設安全委員会（CSNI）、放射線防護・公衆衛生委員会（CRPPH）、放射性廃棄物管理委員会（RWMC）及びその下のワーキンググループ等において、原子力安全に関する様々な検討がなされており、原子力規制委員会も積極的に参画している。



図iv 原子力規制委員会が関係する主な OECD/NEA の委員会等

また、OECD/NEA の下での様々な共同プロジェクトに参加し、先進国の最新の技術情報の収集や技術の高度化への貢献を行っている。

(原子力規制委員会が参加する主な OECD/NEA 共同プロジェクト)

プロジェクト名等	概要
MDEP/PG	新型炉の設計評価、規格基準、検査等について多国間で議論を行い、新型炉の安全規制に関する規制経験の共有等を目的としたプログラムである。
BSAF	東京電力福島第一原子力発電所事故の原因、環境への放射性物質放出に至った要因・経路等の分析及び事故進展解析コードを用いた SA 現象のベンチマーク解析を行う。
HYMERES	重大事故時に格納容器内で発生する水素の挙動に関する試験、解析等を行う。

(3) 原子力規制委員会委員長及び委員による国際機関主催の各種会合等への参加実績

日程	国際機関主催の各種会合等の名称 (場所)	対応委員
平成 31 年 4 月 4 日～5 日	IAEA 核セキュリティ諮問委員会 (AdSec ⁵²) (ウィーン)	田中委員

⁵² Advisory Group on Nuclear Security

日程	国際機関主催の各種会合等の名称（場所）	対応委員
令和元年5月7日～9日	OECD/NEA/CNRA ⁵³ 安全文化ワーキンググループ(WGSC ⁵⁴)（マドリード）	伴委員
令和元年5月15日～16日	IAEA 国際原子力安全グループ (INSAG ⁵⁵)（ウィーン）	山中委員
令和元年9月16日	IAEA 第63回総会（ウィーン）	更田委員長
令和元年10月10日～11日	核セキュリティ諮問委員会 (AdSec)（ウィーン）	田中委員
令和元年10月29日～31日	OECD/NEA/CNRA 安全文化ワーキンググループ (WGSC)（パリ）	伴委員
令和元年11月22日～24日	国際放射線防護委員会(ICRP ⁵⁶)第4委員会（アデレード）	伴委員
令和2年2月10日～14日	IAEA 核セキュリティ国際会議（ウィーン）	田中委員

（4）国際原子力規制者会議（INRA）への参加実績

時期	原子力規制委員会からの主な参加者
平成25年5月	田中委員長、更田委員
平成25年9月	田中委員長
平成26年4月	田中委員長
平成26年9月	田中委員長
平成27年5月	田中委員長
平成27年9月	安井技術総括審議官
平成28年5月	田中（知）委員
平成28年9月	田中委員長
平成29年5月	安井長官
平成29年9月	安井長官
平成30年5月	安井長官
平成30年9月	更田委員長
令和元年5月	安井長官
令和元年9月	更田委員長

⁵³ Committee on Nuclear Regulatory Activities

⁵⁴ Working Group on Safety Culture

⁵⁵ International Nuclear Safety Group

⁵⁶ International Commission on Radiological Protection

(5) 西欧原子力規制者会議（WENRA）への参加実績

時期	原子力規制委員会からの主な参加者
平成 28 年 4 月	清水長官
平成 28 年 10 月	伴委員
平成 29 年 4 月	伴委員
平成 29 年 10 月	平野地域連携推進官
平成 30 年 4 月	市村規制企画課長
平成 30 年 11 月	市村規制企画課長
平成 31 年 4 月	市村規制企画課長
令和元年 10 月	金子審議官

(6) 日中韓原子力安全上級規制者会合（TRM）の開催・参加実績

時期	原子力規制委員会からの主な参加者
平成 24 年 11 月	大島委員
平成 25 年 11 月	大島委員
平成 26 年 09 月	田中委員長、大島委員
平成 27 年 10 月	伴委員
平成 28 年 11 月	清水長官
平成 29 年 12 月	山中委員
平成 30 年 11 月	山中委員
令和元年 11 月	伴委員

3. 二国間協力について

(原子力規制委員会と二国間の協力実施等に関する取決め・覚書を取り交わしている機関 (令和2年3月末時点))

国	機関
米国	原子力規制委員会 (NRC) エネルギー省 (DOE)
フランス	原子力安全規制機関 (ASN)
英国	原子力規制機関 (ONR)
ロシア	ロシア連邦環境・技術・原子力監督庁 (Rostechnazor)
スウェーデン	放射線安全機関 (SSM)
ドイツ	環境・自然保護・建設・原子炉安全省 (BMUB)
スペイン	原子力安全委員会 (CSN)
フィンランド	放射線・原子力安全庁 (STUK)
カナダ	カナダ原子力安全委員会 (CNSC)

4. 原子力規制国際アドバイザーについて

原子力規制国際アドバイザーとその経歴

リチャード・メザーブ氏	米国原子力規制委員会 (NRC) 元委員長 IAEA 国際原子力安全諮問グループ (INSAG) 議長
ダナ・ドラボヴァ氏	チェコ共和国原子力安全庁 (SUJB ⁵⁷) 長官 IAEA 安全基準委員会 (CSS ⁵⁸) 前議長
アンディ・ホール氏	英国原子力規制機関 (ONR) 元首席検査官 欧州原子力安全規制者グループ (ENSREG ⁵⁹) 元議長
フィリップ・ジャメ氏	仏国原子力安全機関 (ASN) 前委員 元 IAEA 原子力施設安全部長
ランダル・ガント氏	元 米国サンディア国立研究所 シベリアアクシデント分析部門 責任者

原子力規制国際アドバイザー会合の日程と主な議題

日程	主な議題
平成31年4月1日	バックフィット制度について ウランのクリアランスについて
令和元年11月5日	国際基準と国内規制について 関係者とのコミュニケーションについて

⁵⁷ State Office for Nuclear Safety

⁵⁸ Commission on Safety Standards

⁵⁹ European Nuclear Safety Regulators Group

第3 原子炉施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施関係資料（第2章関係）

1. 実用発電用原子炉の申請・許認可等の状況

申請者	対象 発電炉	申請種別	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
北海道 電力 (株)	泊発電所 (1・2号炉)	設置変更	平成25年7月8日	1	-	-
		工事計画				
		保安規定変更				
◆泊発電所 (3号炉)	泊発電所 (3号炉)	設置変更	平成25年7月8日	5	1	-
		工事計画				
		保安規定変更				
◆泊発電所 (3号炉)	◆泊発電所 (3号炉)	設置変更	平成27年12月18日	-	-	-
		工事計画				
		保安規定変更				
東北 電力 (株)	女川原子力 発電所 (2号炉)	設置変更	平成25年12月27日	24	-	令和2年2月26日
		工事計画				-
		保安規定変更				-
◆東通原子力 発電所 (1号炉)	東通原子力 発電所 (1号炉)	設置変更	平成26年6月10日	4	-	-
		工事計画				
		保安規定変更				
東京電 力ホー ルディ ングス (株)	柏崎刈羽 原子力発電所 (6・7号炉)	設置変更	平成25年9月27日	3	-	平成29年12月27日
		工事計画				-
		保安規定変更				-
◆柏崎刈羽 原子力発電所 (6・7号炉)	◆柏崎刈羽 原子力発電所 (6・7号炉)	設置変更	平成26年12月15日	3	-	-
		工事計画				
		保安規定変更				
中部 電力 (株)	浜岡原子力発 電所 (3号炉)	設置変更	平成27年6月16日	7	-	-
		工事計画				
		保安規定変更				
◆浜岡原子力発 電所 (4号炉)	◆浜岡原子力発 電所 (4号炉)	設置変更	平成26年2月14日 平成27年1月26日 ^{※1}	7	-	-
		工事計画				
		保安規定変更				
北陸 電力 (株)	志賀原子力発 電所 (2号炉)	設置変更	平成26年8月12日	3	-	-
		工事計画				
		保安規定変更				

申請者	対象 発電炉	申請種別	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
関西 電力 (株)	大飯発電所 (3・4号炉)	設置変更	平成25年7月8日	—	—	平成29年5月24日
		工事計画				平成29年8月25日
		保安規定変更				平成29年9月1日
	◆大飯発電所 (3・4号炉)	設置変更	平成31年3月8日	13	2	令和2年2月26日
		工事計画	令和2年3月6日			—
	高浜発電所 (3・4号炉)	設置変更	平成25年7月8日	—	—	平成27年2月12日
		工事計画				平成27年8月4日
						保安規定変更
	◆高浜発電所 (3・4号炉)	設置変更	平成26年12月25日	3	—	平成28年9月21日
		工事計画	平成29年4月26日			令和元年8月7日
高浜発電所 (1・2(3・4)号炉)	設置変更	平成27年3月17日	1	—	平成28年4月20日	
	工事計画	平成27年7月3日			平成28年6月10日	
	保安規定	令和元年7月31日			—	
◆高浜発電所 (1・2(3・4)号炉)	設置変更	平成28年12月22日	7	—	平成30年3月7日	
	工事計画 ^{※3}	平成30年3月8日 平成30年11月16日 平成31年3月15日 令和元年5月31日			平成31年4月25日 令和元年9月13日 令和元年10月24日 令和2年2月20日	
美浜発電所 (3号炉)	設置変更	平成27年3月17日	2	—	平成28年10月5日	
	工事計画	平成27年11月26日			平成28年10月26日	
	保安規定変更	平成27年3月17日			令和2年2月27日	
◆美浜発電所 (3号炉)	設置変更	平成30年4月20日	15	1	—	
中国 電力 (株)	島根 原子力発電所 (2号炉)	設置変更	平成25年12月25日	49	1	—
		工事計画				
		保安規定変更				

申請者	対象 発電炉	申請種別	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
	◆島根 原子力発電所 (2号炉)	設置変更	平成28年7月4日	—	—	—
	島根 原子力発電所 (3号炉)	設置変更	平成30年8月10日	—	—	—
四国 電力 (株)	伊方発電所 (3号炉)	設置変更	平成25年7月8日	—	—	平成27年7月15日
		工事計画				平成28年3月23日
保安規定変更	平成28年4月19日					
	◆伊方発電所 (3号炉)	設置変更	平成28年1月14日	10	—	平成29年10月4日
		工事計画 ^{※3}	平成29年12月7日 平成30年3月16日 平成30年5月11日 平成30年8月13日 令和元年7月11日			平成31年3月25日 令和元年12月24日 令和2年3月27日 令和元年10月10日 令和2年3月27日
九州 電力 (株)	玄海 原子力発電所 (3・4号炉)	設置変更	平成25年7月8日	—	—	平成29年1月18日
		工事計画				平成29年8月25日 (3号炉) 平成29年9月14日 (4号炉)
保安規定変更	平成29年9月14日					
	川内 原子力発電所 (1・2号炉)	設置変更	平成25年7月8日	—	—	平成26年9月10日
		工事計画				平成27年3月18日 (1号炉) 平成27年5月22日 (2号炉)
保安規定変更	平成27年5月27日					

申請者	対象 発電炉	申請種別	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
	◆玄海 原子力発電所 (3・4号炉)	設置変更	平成29年12月20日	4	—	平成31年4月3日
		工事計画	令和元年5月16日 (3号炉)			令和元年11月28日 (3,4号炉)
			令和元年6月18日 (4号炉)			
			令和元年9月19日 令和2年1月17日			令和2年3月4日
◆川内 原子力発電所 (1・2号炉)	設置変更	平成27年12月17日	6	—	平成29年4月5日	
	工事計画 ^{※3} (1号炉)	平成29年5月24日 平成29年8月8日 平成30年3月9日			平成30年5月15日 平成30年7月26日 平成31年2月18日	
		工事計画 ^{※3} (2号炉)			平成29年7月10日 平成29年8月8日 平成30年3月9日	平成30年8月10日 平成30年8月31日 平成31年4月12日
	保安規定				令和元年8月2日	令和2年3月25日
日本 原子力 発電 (株)	東海第二 発電所	設置変更	平成26年5月20日	—	—	平成30年9月26日
		工事計画				平成30年10月18日
		保安規定変更				
	◆東海第二 発電所	設置変更	令和元年9月24日	3	—	—
敦賀発電所 (2号炉)	設置変更	平成27年11月5日	3	—	—	
	保安規定変更					
電源 開発 (株)	大間原子力 発電所 ^{※2}	設置変更	平成26年12月16日	5	—	—
		工事計画				

- ・1度の審査会合で、複数の案件の審査を行うことがある。
- ・審査会合の回数は、原子力規制委員会委員が原則として出席するものを記載。
- ・現地調査の回数は、原子力規制委員会委員が実施したものを記載し、原子力規制庁職員だけで実施したものは含まない。
- ・審査会合及び現地調査の回数は、令和元年度に実施した回数を記載している。

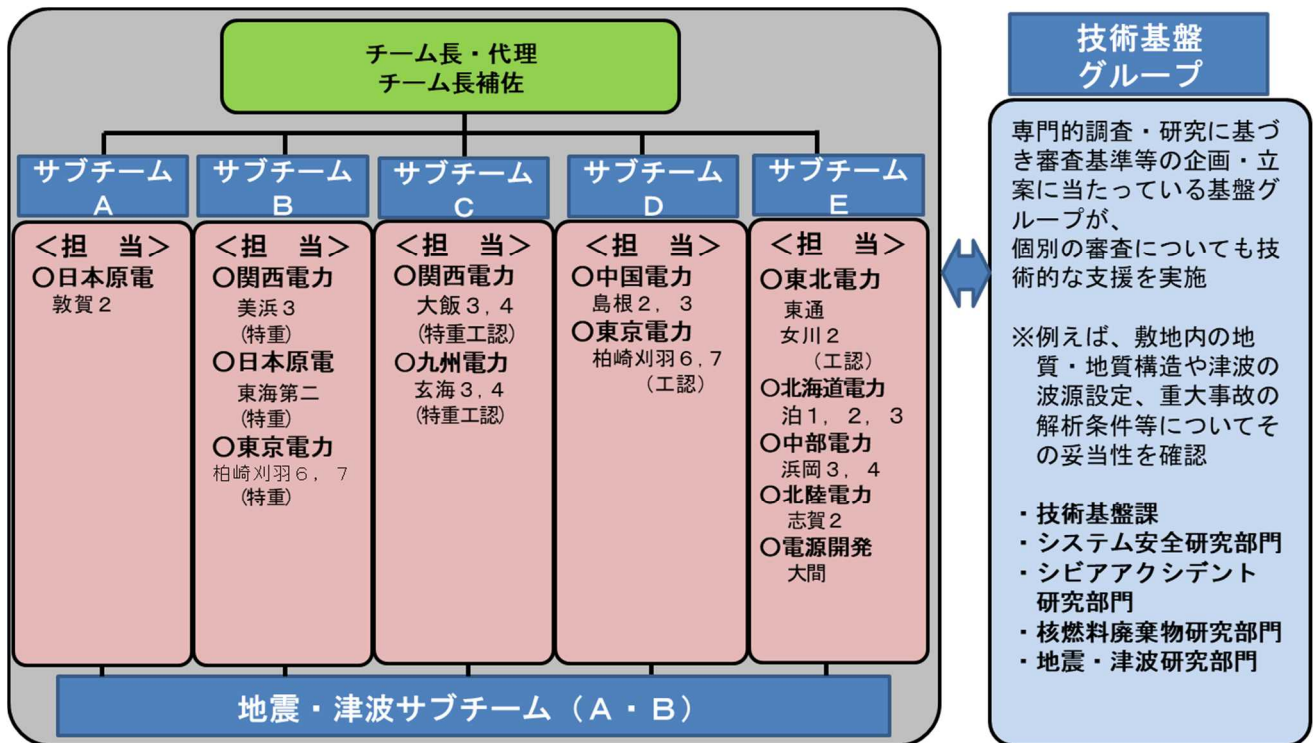
◆：特定重大事故等対処施設に係る申請

※1：平成26年2月14日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書について、使用済燃料乾式貯蔵施設を追加するため、平成27年1月26日付けで取下げ及び再申請がなされた。

※2：本申請には、特定重大事故等対処施設に関する内容が含まれている。

※3：工事計画の申請が分割申請となっているもの。

2. 原子力発電所の新規制基準適合性審査に係る審査について (図v)



3. 主な原子力施設の検査状況

(平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

北海道電力株式会社 泊発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中。			
		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第 1 号機	平成 23 年 4 月 22 日～(実施中)	
	第 2 号機	平成 23 年 8 月 26 日～(実施中)	
	第 3 号機	平成 24 年 5 月 5 日～(実施中)	
保安検査	第 1 回	平成 31 年 4 月 15 日～令和元年 6 月 21 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	令和元年 7 月 4 日～9 月 19 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	令和元年 10 月 1 日～12 月 20 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	令和 2 年 1 月 8 日～3 月 30 日	検査結果取りまとめ中。

東北電力株式会社 東通原子力発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中。			
		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第 1 号機	平成 23 年 2 月 6 日～(実施中)	
保安検査	第 1 回	平成 31 年 4 月 15 日～令和元年 6 月 21 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	令和元年 7 月 16 日～9 月 20 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	令和元年 10 月 7 日～12 月 13 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	令和 2 年 1 月 14 日～3 月 30 日	検査結果取りまとめ中。

東北電力株式会社 女川原子力発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中。			
		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第 1 号機	平成 23 年 9 月 10 日～令和 2 年 3 月 18 日	廃止措置計画認可に伴い終了したものとみなす。
	第 2 号機	平成 22 年 11 月 6 日～(実施中)	
	第 3 号機	平成 23 年 9 月 10 日～(実施中)	
保安検査	第 1 回	平成 31 年 4 月 15 日～令和元年 6 月 21 日	保安規定違反(監視)を 1 件確認。
	第 2 回	令和元年 7 月 16 日～9 月 20 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	令和元年 10 月 15 日～12 月 20 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	令和 2 年 1 月 14 日～3 月 30 日	検査結果取りまとめ中。

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中。電気事業法に基づき、第1号機～第4号機は平成24年4月19日付け、第5号機及び第6号機は平成26年1月31日付けで廃止。平成24年11月7日に「特定原子力施設」に指定。同12月7日に「実施計画」を受領。平成25年8月14日に「特定原子力施設に係る実施計画」を認可。

施設		実施期間	結果 / 特記事項
定期検査	第5号機	平成23年 1月 3日 ～ (実施中)	
	第6号機	平成22年 8月 14日 ～ (実施中)	

		実施期間	結果 / 特記事項
実施計画に定める発電用原子炉施設の使用を開始した後、一年以内ごとに一回、定期的に、当該発電用原子炉施設の性能について行う検査	施設定期検査		
	第5回	平成30年 8月 10日～令和元年6月28日	検査結果：良
	第6回	令和元年8月7日～令和2年3月10日	検査結果：良
実施計画に定める保安のための措置の実施状況の検査	第1回	平成31年4月8日～令和元年6月20日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	令和元年7月8日～9月24日	実施計画違反（監視）2件を確認。
	第3回	令和元年10月7日～12月19日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	令和2年1月14日～3月19日	検査結果取りまとめ中。
	保安のための措置上必要と認める保安検査	平成31年2月8日～令和2年3月31日	検査結果取りまとめ中。

東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	(停止中)	第1~4号機については、東日本大震災の影響により検査実施が困難な状況にあるため、検査開始時期が「未定」となっている(法に基づく定期検査実施時期変更承認済)。
	第2号機	(停止中)	
	第3号機	(停止中)	
	第4号機	(停止中)	
保安検査	第1回	平成31年4月11日～令和元年6月21日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	令和元年7月5日～9月24日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	令和元年10月4日～12月24日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	令和2年1月7日～3月19日	検査結果取りまとめ中。

東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第1号機	平成23年8月6日～(実施中)	
	第2号機	平成19年2月19日～(実施中)	
	第3号機	平成19年9月19日～(実施中)	
	第4号機	平成20年2月11日～(実施中)	
	第5号機	平成24年1月25日～(実施中)	
	第6号機	平成24年3月26日～(実施中)	
	第7号機	平成23年8月23日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成31年4月11日～令和元年6月26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	令和元年7月5日～9月26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	令和元年10月3日～12月25日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	令和2年1月16日～3月23日	検査結果取りまとめ中。

日本原子力発電株式会社 東海発電所

廃止措置中(原子炉領域以外の撤去中)。

		実施期間	結果 / 特記事項
保安検査	第1回	平成31年4月8日～令和元年9月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	令和元年10月3日～令和2年3月11日	検査結果取りまとめ中。

日本原子力発電株式会社 東海第二発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中。			
		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査		平成 23 年 5 月 21 日 ~ (実施中)	
保安検査	第 1 回	平成 31 年 4 月 5 日 ~ 令和元年 6 月 27 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	令和元年 7 月 3 日 ~ 9 月 13 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	令和元年 10 月 3 日 ~ 12 月 19 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	令和 2 年 1 月 9 日 ~ 3 月 27 日	検査結果取りまとめ中。

中部電力株式会社 浜岡原子力発電所			
対象期間において、第 1、2 号機は、廃止措置中（原子炉領域周辺設備解体撤去期間中）、第 3~5 号機は停止中。			
		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第 3 号機	平成 22 年 11 月 29 日 ~ (実施中)	
	第 4 号機	平成 24 年 1 月 25 日 ~ (実施中)	
	第 5 号機	平成 24 年 3 月 22 日 ~ (実施中)	
保安検査	第 1 回	平成 31 年 4 月 5 日 ~ 令和元年 6 月 21 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	令和元年 7 月 3 日 ~ 9 月 19 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	令和元年 10 月 2 日 ~ 12 月 23 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	令和 2 年 1 月 7 日 ~ 3 月 25 日	検査結果取りまとめ中。

北陸電力株式会社 志賀原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第1号機	平成23年10月8日～(実施中)	
	第2号機	平成23年3月11日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成31年4月9日～令和元年6月21日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	令和元年7月2日～9月30日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	令和元年10月1日～12月24日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	令和2年1月8日～3月27日	検査結果取りまとめ中。

日本原子力発電株式会社 敦賀発電所

対象期間において、第1号機は廃止措置中(原子炉本体等解体準備期間中)、第2号機は停止中。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第1号機	令和元年12月2日～令和2年3月3日	検査結果：良
	第2号機	平成23年8月29日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成31年4月4日～令和元年6月25日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	令和元年7月4日～9月30日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	令和元年10月8日～12月26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	令和2年1月9日～3月27日	検査結果取りまとめ中。

関西電力株式会社 美浜発電所

対象期間において、第1号機及び第2号機は廃止措置中(解体準備期間中)。第3号機は停止中。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第1号機	平成31年1月21日～令和元年5月9日 令和元年12月17日～令和2年3月3日	検査結果：良
	第2号機	平成31年1月22日～令和元年5月9日 令和元年12月18日～令和2年3月3日	検査結果：良
	第3号機	平成23年5月14日～(実施中)	
使用前 検査	第3号機	平成30年1月15日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成31年4月4日～令和元年6月26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	令和元年7月8日～9月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	令和元年10月4日～12月20日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	令和2年1月8日～3月23日	検査結果取りまとめ中。

関西電力株式会社 大飯発電所

対象期間において、第1,2号機が停止中、第3号機は令和元年6月26日に原子炉起動、第4号機は令和元年9月13日に原子炉起動。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第1号機	平成22年12月10日～令和2年1月18日	廃止措置計画認可に伴い終了したものとみなす
	第2号機	平成23年12月16日～令和2年1月18日	廃止措置計画認可に伴い終了したものとみなす
	第3号機	平成31年4月11日～令和元年7月23日	検査結果：良
	第4号機	令和元年7月4日～令和元年10月4日	検査結果：良
保安検査	第1回	平成31年4月4日～令和元年7月5日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）		
		平成31年4月10日～4月15日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成31年4月12日～4月16日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成31年4月19日～4月29日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年6月6日～6月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年6月11日～6月18日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3・4号機）		
		平成31年4月24日、令和元年5月27日、6月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	令和元年7月1日～10月4日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）		
		令和元年6月21日～7月4日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第4号機）		
		令和元年7月4日～7月19日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年7月8日～7月16日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年7月12日～7月18日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年8月23日～8月29日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年8月29日～9月5日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年9月9日～9月19日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3・4号機）		
	令和元年7月25日、8月23日、9月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
第3回	令和元年10月1日～12月24日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
安全確保上重要な行為等の保安検査（第3・4号機）			
	令和元年10月31日、12月3日、12月25日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
第4回	令和2年1月6日～3月30日	検査結果取りまとめ中。	
安全確保上重要な行為等の保安検査（第3・4号機）			
	令和元年11月26日～令和2年3月10日	検査結果取りまとめ中。	
	令和2年1月21日、2月21日、3月25日	検査結果取りまとめ中。	
	令和2年3月2日～3月19日	検査結果取りまとめ中。	

関西電力株式会社 高浜発電所

対象期間において、第1,2号機が停止中、第3号機は令和2年1月6日に原子炉停止、第4号機は令和2年1月30日に原子炉起動。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第1号機	平成23年1月10日～(実施中)	
	第2号機	平成23年11月25日～(実施中)	
	第3号機	令和2年1月6日～(実施中)	
	第4号機	令和元年9月18日～令和2年2月26日	検査結果：良
使用前 検査	第1号機	平成28年11月14日～(実施中)	
	第2号機	平成28年11月14日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成31年4月8日～令和元年6月21日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第3・4号機)		
		令和元年6月12日～6月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成31年4月8日～6月21日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	令和元年7月8日～9月30日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第4号機)		
		令和元年9月17日～9月20日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年9月20日～9月26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年9月25日～9月30日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第3・4号機)		
		令和元年7月8日～9月30日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	令和元年10月7日～12月20日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第4号機)		
		令和元年12月23日～12月24日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第3・4号機)		
		令和元年10月7日～12月20日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	令和2年1月14日～3月19日	検査結果取りまとめ中。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第3号機)		
		令和2年1月6日～1月8日	検査結果取りまとめ中。
		令和2年1月21日～1月22日	検査結果取りまとめ中。
		令和2年1月24日～1月30日	検査結果取りまとめ中。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第4号機)		
		令和2年1月6日～1月10日	検査結果取りまとめ中。
	令和2年1月10日～1月16日	検査結果取りまとめ中。	
	令和2年1月24日～2月5日	検査結果取りまとめ中。	
安全確保上重要な行為等の保安検査(第3・4号機)			
	令和2年1月6日～3月30日	検査結果取りまとめ中。	

その他 ・令和元年9月8日に第4号機において運転上の制限の逸脱が発生し、同日に復帰。

中国電力株式会社 島根原子力発電所

対象期間において、第1号機は廃止措置中（解体工事準備期間中）、第2号機及び第3号機は停止中。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第1号機	平成31年2月22日～令和元年7月17日	検査結果：良
	第2号機	平成24年1月27日～（実施中）	
使用前 検査	第3号機	建設段階における使用前検査実施中	
保安検査	第1回	平成31年4月15日～令和元年6月26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	令和元年7月1日～10月1日	保安規定違反（監視）を1件確認。
	第3回	令和元年10月2日～12月23日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	令和2年1月9日～3月26日	検査結果取りまとめ中。

四国電力株式会社 伊方発電所

対象期間において、第1号機は廃止措置中（解体工事準備期間中）、2号機は停止中、第3号機は令和元年12月26日に原子炉停止。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第1号機	令和元年4月9日～令和元年7月31日	検査結果：良
	第2号機	平成24年1月13日～（実施中）	
	第3号機	令和元年12月26日～（実施中）	
保安検査	第1回	平成31年4月8日～令和元年6月21日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）		
		令和元年5月27日～6月3日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年5月14日～6月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	令和元年7月8日～9月25日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）		
		令和元年7月10日～7月29日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	令和元年10月7日～12月18日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）		
		令和元年10月7日～10月16日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年12月11日～12月16日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年10月1日～12月4日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	令和2年1月7日～3月23日	検査結果取りまとめ中。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）		
	令和元年12月24日～令和2年1月7日	検査結果取りまとめ中。	
	令和元年12月27日～令和2年1月10日	検査結果取りまとめ中。	
	令和2年1月10日～1月20日	検査結果取りまとめ中。	
	令和2年1月23日～2月7日	検査結果取りまとめ中。	

その他 ・令和元年9月5日に第3号機において運転上の制限の逸脱が発生し、同日に復帰。

九州電力株式会社 玄海原子力発電所

対象期間において、第1号機は廃止措置中（解体工事準備期間中）、第2号機は停止中、第3号機は令和元年7月20日に原子炉起動、第4号機は令和元年10月22日に原子炉起動。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期 検査	第1号機	平成31年2月4日～令和元年5月30日 令和2年1月14日～令和2年3月10日	検査結果：良
	第2号機	平成23年1月29日～令和2年3月18日	廃止措置計画認可に伴い終了したものとみなす
	第3号機	令和元年5月13日～令和元年8月20日	検査結果：良
	第4号機	令和元年8月16日～令和元年11月20日	検査結果：良
保安検査	第1回	平成31年4月5日～令和元年6月17日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）		
		令和元年5月10日～5月17日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年5月15日～5月23日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3・4号機）		
		平成31年3月21日～令和元年6月20日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	令和元年7月4日～9月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）		
		令和元年6月26日～7月5日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年7月2日～7月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年7月12日～7月19日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第4号機）		
		令和元年8月14日～8月21日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年8月15日～8月28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年8月23日～9月2日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3・4号機）		
		令和元年6月21日～9月20日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	令和元年10月4日～12月16日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第4号機）		
		令和元年9月27日～10月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年10月4日～10月15日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年10月15日～11月5日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3・4号機）		
		令和元年9月21日～12月20日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第4回	令和2年1月8日～3月18日	検査結果取りまとめ中。	
安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）			
	令和2年3月2日～3月11日	検査結果取りまとめ中。	
安全確保上重要な行為等の保安検査（第4号機）			
	令和2年2月3日～2月13日	検査結果取りまとめ中。	
安全確保上重要な行為等の保安検査（第3・4号機）			
	令和2年1月27日～3月26日	検査結果取りまとめ中。	
	令和2年3月17日～3月26日	検査結果取りまとめ中。	

九州電力株式会社 川内原子力発電所

対象期間において、第1号機は令和元年10月3日に原子炉起動、第2号機は令和元年12月24日に原子炉起動。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期検査	第1号機	令和元年7月27日～令和元年11月1日	検査結果：良
	第2号機	令和元年10月18日～令和2年1月23日	検査結果：良
保安検査	第1回	平成31年4月9日～令和元年6月25日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第2号機）		
		令和元年5月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第1・2号機）		
		平成31年4月15日～4月24日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年5月13日～5月22日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成31年4月9日～令和元年6月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	令和元年7月8日～9月25日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第1号機）		
		令和元年7月25日～7月30日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年7月29日～8月6日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年8月2日～8月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年9月6日～9月20日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年9月6日～9月25日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年9月27日～10月16日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第1・2号機）		
		令和元年7月1日～8月28日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	令和元年10月8日～12月23日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第2号機）		
		令和元年10月16日～10月23日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年10月21日～10月29日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年10月25日～11月5日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年11月29日～12月10日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年12月2日～12月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
		令和元年12月20日～令和2年1月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第1・2号機）		
		令和元年10月24日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第4回	令和2年1月6日～3月18日	検査結果取りまとめ中。	
安全確保上重要な行為等の保安検査（第1・2号機）			
	令和2年1月6日～3月31日	検査結果取りまとめ中。	
	令和2年2月26日～3月4日	検査結果取りまとめ中。	
安全確保上重要な行為等の保安検査（第1号機）			
	令和2年3月16日～3月31日	検査結果取りまとめ中。	
安全確保上重要な行為等の保安検査（第2号機）			
	令和元年12月20日～令和2年1月9日	検査結果取りまとめ中。	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ

廃止措置中（燃料体取出し期間中）

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期検査		平成 31 年 1 月 31 日～令和 2 年 2 月 14 日	検査結果：良
保安検査	第 1 回	平成 31 年 4 月 8 日～ 令和元年 6 月 26 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	令和元年 7 月 3 日～ 9 月 25 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	令和元年 10 月 7 日～12 月 25 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	令和 2 年 1 月 7 日～ 3 月 26 日	検査結果取りまとめ中。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん

廃止措置中（原子炉周辺施設解体撤去出期間中）

		実施期間	結果 / 特記事項
施設定期検査		令和元年 11 月 27 日～令和 2 年 3 月 27 日	検査結果：良
保安検査	第 1 回	平成 31 年 4 月 4 日～ 令和元年 6 月 25 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	令和元年 7 月 4 日～ 9 月 30 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	令和元年 10 月 8 日～12 月 26 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	令和 2 年 1 月 7 日～ 3 月 25 日	検査結果取りまとめ中。

※原子炉等規制法に基づき、保安検査は年 4 回（廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉施設については年 4 回以内）行うこととされている。

例えば、表中の「第 3 回」は、令和元年度第 3 回目の保安検査であることを示す。

4. 燃料施設等の申請・許認可等の状況

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

申請者	施設	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
日本原 燃 (株)	再処理施設	事業変更 保安規定変更 平成26年1月7日 設計及び工事の方法 (本体(その1)) 平成30年5月31日 (本体(その2)) 平成30年7月13日 (本体(その3)) (使用済燃料の受入施設及び貯蔵 施設(その1)) 平成30年10月5日 (本体(その4)) (固体廃棄物の廃棄施設(その 1)) 平成30年10月29日	26	1	—
	MOX燃料加工施設	事業変更 平成26年1月7日 設計及び工事の方法 (その1)(その2) 平成30年11月9日 (その3)(その4) 平成30年12月27日 (その5)(その6) 平成31年3月29日	14	1	—
	ウラン濃縮施設	事業変更 平成25年5月14日 保安規定変更 平成26年1月7日 設計及び工事の方法(その1) 平成30年9月7日 設計及び工事の方法(その2) 平成31年4月24日 設計及び工事の方法(その3) 令和元年9月10日	3	—	事業変更許可 平成29年5月17日 保安規定変更認可 令和2年3月13日 設計及び工事の方法の認可 (その1) 令和元年6月19日 (その2) 令和元年12月26日 (その3) 令和2年3月26日
	廃棄物管理施設	事業変更 保安規定変更 平成26年1月7日 設計及び工事の方法(その1) 平成29年5月31日 (その2) 平成30年10月5日	12	1	—

	廃棄物埋設施設	事業変更 平成 30 年 8 月 1 日	10	—	—
リサイクル燃料貯蔵(株)	使用済燃料貯蔵施設	保安規定変更 平成 25 年 3 月 29 日 事業変更 平成 26 年 1 月 15 日 設計及び工事の方法 (その 1) 平成 28 年 3 月 22 日	11	—	—
三菱原子燃料(株)	ウラン燃料加工施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 1 月 31 日 設計及び工事の方法 (その 1) 平成 29 年 11 月 30 日 (その 2) 平成 30 年 6 月 25 日 (その 3) 平成 31 年 2 月 20 日 (その 4) 平成 31 年 3 月 19 日 (その 5) 令和 2 年 1 月 21 日	2	—	事業変更許可 平成 29 年 11 月 1 日 保安規定変更認可 平成 31 年 3 月 28 日 設計及び工事の方法の認可 (その 1) 平成 30 年 6 月 19 日 (その 2) 令和元年 8 月 9 日 (その 3) 平成 31 年 4 月 11 日 (その 4) 令和 2 年 3 月 27 日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	廃棄物管理施設	事業変更 平成 26 年 2 月 7 日 保安規定変更 平成 26 年 3 月 14 日 設計及び工事の方法 (その 1) 平成 29 年 9 月 25 日 (その 2) 平成 30 年 2 月 28 日 (その 3)(その 4) (計測制御系統施設の一部更新) 平成 30 年 12 月 26 日	5	1	事業変更許可 平成 30 年 8 月 22 日 (その 4) (計測制御系統施設の一部更新) 令和 2 年 3 月 27 日
	JRR-3	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 9 月 26 日 設計及び工事の方法 (その 1)(その 2) 平成 30 年 9 月 3 日 (その 3) 平成 30 年 10 月 12 日 (その 4)(その 5) 平成 30 年 11 月 1 日 (その 6)(その 7) 平成 30 年 11 月 30 日平成 30 年 11 月 30 日 (その 8) 平成 31 年 2 月 5 日 (その 9)(その 10) 平成 31 年 4 月 2 日	13	1	設置変更許可 平成 30 年 11 月 7 日 設計及び工事の方法の認可 (その 2) 平成 31 年 4 月 24 日 (その 3) 平成 31 年 3 月 14 日 (その 4) 平成 31 年 4 月 5 日 (その 5) 平成 31 年 3 月 14 日 (その 6) 平成 31 年 4 月 25 日 (その 7) 令和 2 年 1 月 22 日 (その 8)

	(その11) 令和元年8月8日 (その12) 令和元年11月20日 (反応度制御盤の一部更新) 平成31年2月5日			令和元年6月3日 (その9) 令和元年10月23日 (反応度制御盤の一部更新) 令和元年6月3日
HTTR(高温工学試験研究炉)	設置変更 保安規定変更 平成26年11月26日 平成30年10月17日※1 設計及び工事の方法 (その1) 平成30年2月9日 (その2) 平成30年7月11日 (その3) 平成30年11月16日 (その4) 令和2年3月30日※2	4	1	—
原子力科学研究所放射性廃棄物処理場	設置変更 平成27年2月6日 設計及び工事の方法 (その1) 平成29年11月14日 (その2) 平成30年3月12日 (その3) 平成30年6月1日 (その4) 平成30年8月29日 (その5)(その5) 平成30年10月4日 (その6) 平成30年11月29日 (その7)(その8)(その9) 令和元年6月5日 (その10)(その11) 令和元年7月4日 (プロセスモニタの一部更新) 平成30年9月18日	4	1	設置変更許可 平成30年10月17日 設計及び工事の方法の認可 (その1) 平成30年12月17日 (その2) 平成31年4月8日 (その5) 平成31年4月25日 (プロセスモニタの一部更新) 令和元年12月12日
JMTR(材料試験炉)	廃止措置計画 令和元年9月18日 保安規定変更 令和元年10月1日	3	—	—
TCA(軽水臨界実験装置)	廃止措置計画 平成31年4月26日 保安規定変更 令和元年11月15日	2	—	—
NSRR(原子炉安全性研究炉)	設置変更 平成27年3月31日 設計及び工事の方法 (その1) 平成29年7月4日 (その2) 平成29年8月4日	3	—	設置変更許可 平成30年1月31日 設計及び工事の方法の認可 (その1) 平成30年2月20日 (その2) 平成30年2月26日

		(その3) 平成 29 年 8 月 24 日 (その4) 平成 29 年 10 月 13 日 (その5) 平成 29 年 12 月 13 日 (その5)変更認可申請 平成 30 年 11 月 29 日 (その6) 令和元年 9 月 17 日 (その7) 令和元年 11 月 27 日 保安規定変更 平成 30 年 3 月 6 日			(その3) 平成 30 年 2 月 15 日 (その4) 平成 30 年 4 月 20 日 (その5) 平成 30 年 7 月 10 日 (その5)変更認可申請 平成 31 年 4 月 26 日 (その6) 令和 2 年 2 月 4 日 (その7) 令和 2 年 2 月 4 日 保安規定変更認可 平成 30 年 3 月 22 日
	STACY (定常臨 界実験装 置)	設置変更 平成 27 年 3 月 31 日 設計及び工事の方法 (その1) 平成 28 年 8 月 9 日 (ウラン棒状燃料の製作) 平成 29 年 8 月 1 日 (その2) 平成 29 年 8 月 10 日 (実験棟 A の耐震改修) 平成 29 年 11 月 29 日 (その3) 平成 31 年 3 月 29 日 (棒状燃料貯蔵設備 II の新設) 平成 31 年 4 月 16 日 (TRACY との系統分離) 令和元年 6 月 21 日 (その4) 令和元年 11 月 20 日 保安規定変更保安規定変更 平成 28 年 8 月 9 日	8	—	設置変更許可 平成 30 年 1 月 31 日 設計及び工事の方法の認 可 (その1) 平成 30 年 3 月 29 日 (ウラン棒状燃料の製作) 平成 30 年 5 月 30 日 (その2) 令和 2 年 3 月 27 日 (実験棟 A の耐震改修) 平成 30 年 7 月 5 日 (棒状燃料貯蔵設備 II の新 設) 令和元年 12 月 23 日 保安規定変更認可 平成 30 年 3 月 1 日
	高速実験 炉原子炉 施設	設置変更 保安規定変更 平成 29 年 3 月 30 日	7	—	—
原子燃料 工業 (株)	ウラン燃 料加工施 設 (東海事 業所)	事業変更 保安規定変更(その1) 平成 26 年 2 月 14 日 保安規定変更(その2) 令和元年 7 月 24 日 設計及び工事の方法 (その1)(その2)(その3) 平成 30 年 2 月 9 日 (その4) 平成 31 年 3 月 26 日	2	—	事業変更許可 平成 29 年 12 月 20 日 保安規定変更認可 (その1) 平成 30 年 12 月 3 日 (その2) 令和 2 年 3 月 17 日 設計及び工事の方法 の認可 (その1)(その2) 平成 30 年 5 月 22 日 (その3) 平成 30 年 5 月 28 日 (その4) 令和 2 年 3 月 13 日
	ウラン燃 料加工施 設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 4 月 18 日 設計及び工事の方法	2	—	事業変更許可 平成 30 年 3 月 28 日 保安規定変更認可 令和元年 6 月 11 日

	(熊取事業所)	(その1) 平成30年10月22日 (その2) 令和元年7月25日 (その3) 令和元年12月2日			設計及び工事の方法の認可(その1) 令和元年10月8日 (その2) 令和元年12月2日
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	ウラン燃料加工施設	事業変更 平成25年7月24日 保安規定変更 平成26年4月18日 設計及び工事の方法 (その1) 平成29年5月19日 (その2) 平成31年4月19日 (その3) 令和元年10月18日	3	—	事業変更許可 平成29年4月5日 保安規定変更認可 令和元年7月2日 設計及び工事の方法の認可 (その1) 平成31年1月30日 (その2) 令和元年11月5日 (その3) 令和2年3月13日
京都大学	KUR (京都大学研究用原子炉)	設置変更 保安規定変更 平成26年9月30日 平成28年10月5日 ^{※3} 設計及び工事の方法(その1) 平成28年9月14日 (その2) 平成28年12月27日 (その3) 平成29年1月25日 (避雷設備) 平成29年2月17日 (その4) 平成29年3月31日 (その5) 平成29年6月2日 (廃棄物処理場の漏えい警報装置) 平成29年7月7日 (高架水槽の凍結対策等) 令和元年11月22日 保安規定変更 令和元年11月22日	1	—	設置変更承認 平成28年9月21日 保安規定変更承認 平成29年2月28日 設計及び工事の方法の承認(その1) 平成29年2月15日 (その2) 平成29年2月24日 (その3) 平成29年6月12日 (避雷設備) 平成29年3月30日 (その4) 平成29年6月12日 (その5) 平成29年7月14日 (廃棄物処理場の漏えい警報装置) 平成29年7月27日 (高架水槽の凍結対策等) 令和2年3月12日 保安規定変更認可 令和2年3月17日
	KUCA (京都大学臨界実験装置)	設置変更 平成26年9月30日 保安規定変更 平成26年9月30日 平成28年5月27日 ^{※3} 設計及び工事の方法 (その1) 平成28年7月26日 (その2) 平成28年12月27日 (核計装ケーブルの更新) 平成28年12月27日 (第1固形廃棄物倉庫の耐震補強) 平成28年12月27日	1	—	設置変更承認 平成28年5月11日 保安規定変更承認 平成29年6月15日 平成28年8月29日 設計及び工事の方法の承認(その1) 平成29年2月15日 (その2) 平成29年4月25日 (核計装ケーブルの更新) 平成29年2月24日 (第1固形廃棄物倉庫の耐震補強) 平成29年2月1日

		(避雷設備) 平成 29 年 2 月 17 日 (廃液タンクの漏えい警報装置) 平成 29 年 6 月 2 日 (外部事象評価等) 令和元年 11 月 22 日 保安規定変更 令和元年 11 月 22 日 設置変更(KUR 貯蔵量の制限) 平成 31 年 4 月 25 日 設置変更(KUCA 燃料低濃縮化) 令和元年 5 月 31 日			(避雷設備) 平成 29 年 4 月 20 日 (廃液タンクの漏えい警報装置) 平成 29 年 6 月 13 日 (外部事象評価等) 令和 2 年 3 月 12 日 保安規定変更認可 令和 2 年 3 月 17 日 設置変更承認(KUR 貯蔵量の制限) 令和元年 9 月 19 日
近畿大学	近畿大学 原子炉	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 10 月 20 日 設計及び工事の方法 (その 1) 平成 28 年 6 月 30 日 (その 2) 平成 28 年 8 月 4 日 (その 3) 平成 28 年 10 月 13 日 (制御棒駆動機構の一部更新) 平成 30 年 10 月 25 日 (原子炉本体等一部変更) 令和元年 11 月 22 日	2	—	設置変更許可 平成 28 年 5 月 11 日 保安規定変更認可 平成 29 年 2 月 28 日 設計及び工事の方法の認可 (その 1) (その 2) 平成 28 年 10 月 13 日 (その 3) 平成 29 年 2 月 7 日 (制御棒駆動機構の一部更新) 平成 31 年 1 月 15 日 (原子炉本体等一部変更) 令和元年 12 月 23 日
(株) 東芝 原子力技術研究所	東芝臨界 実験装置 (NCA)	令和元年 12 月 23 日	—	—	—
日本原子力発電 (株)	東海低レベル廃棄物埋設事業所	事業許可 平成 27 年 7 月 16 日	4	—	—

・令和 2 年 3 月 31 日時点で、製錬施設、第一種廃棄物埋設施設の事業の指定又は許可を受けた施設はない。

・審査会合及び現地調査の回数は令和元年度に実施した回数を記載している。

・1 度の審査会合開催で、複数の案件の審査を行うことがある。

・現地調査の回数は、原子力規制委員会委員が実施したものを記載し、原子力規制庁職員だけで実施したものは含まない。

*1 平成 26 年 11 月 26 日付けで申請された保安規定変更認可申請書について、平成 30 年 10 月 17 日付けで取下げがなされ、同日付けで再申請がなされた。

*2 平成 31 年 3 月 26 日付けで申請された設計及び工事の方法の認可申請書について、令和 2 年 3 月 30 日付けで取下げがなされ、同日付けで再申請がなされた。

*3 平成 26 年 9 月 30 日付けで申請された保安規定変更承認申請書について、平成 28 年 5 月 27 日付けで取下げがなされ、同日付け及び平成 28 年 10 月 5 日付けで再申請がなされた。

5. 原子力施設に係る審査・検査等の件数

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

① 実用発電用原子炉等に係る審査・検査等の状況

施設の種類		件数
実用発電用原子炉 (45施設) (廃止措置中：9施設)	設置の変更の許可	18
	設置の変更の届出	34
	工事の計画の認可	69
	工事の計画の変更の認可	29
	工事の計画の届出	2
	工事の計画の届出に係る審査期間の延長	1
	使用前検査の合格	46
	燃料体の設計の認可	0
	燃料体検査の合格	22
	溶接事業者検査に係る評定	26
	定期事業者検査に係る評定	3
	施設定期検査の終了	15
	保安規定の認可又は変更の認可	28
	保安検査	146
	安全性の向上のための評価の結果等の届出	4
	運転の期間の延長の認可	0
	廃止措置計画の変更の認可	4
	運転責任者選任の判定を行うための方法、 実施体制等の確認	11
	原子炉本体の試験使用承認	6
	一部使用承認	10
	使用前検査の省略の指示	17
	燃料体検査の省略の指示	5
	実施計画の変更の認可	21
	特定原子力施設に係る一部使用承認	4
	特定原子力施設に係る使用前検査の終了	25
	特定原子力施設に係る溶接検査の終了	17
	特定原子力施設に係る輸入溶接検査の終了	0
	特定原子力施設に係る施設定期検査の終了	2
実施計画に定める保安のための措置の実施状況の検査	5	
研究開発段階発電用原子炉施設 (廃止措置中：2施設)	設置の変更の許可	0
	設置の変更の届出	0
	施設定期検査の終了	1
	保安規定の認可又は変更の認可	3
	保安検査	8
	廃止措置計画の変更の認可	2
	廃止措置計画の軽微な変更の届出	2

②核燃料施設等に係る審査・検査等の状況

施設の種類		件数
加工施設 (6施設) (建設中：1施設)	設置の変更の許可	0
	設計及び工事の方法の変更の認可	0
	設計及び工事の方法の認可	11
	使用前検査の合格	0
	溶接方法の認可	0
	保安規定の変更の認可	4
	保安検査	24
試験研究用等原子炉施設 (22施設) (廃止措置中：10施設)	設置の変更の許可（承認）	1
	設計及び工事の方法の認可（承認）又は変更の認可（承認）	20
	施設定期検査の合格	3
	使用前検査の合格	10
	溶接方法の認可	1
	保安規定の認可（承認）又は変更の認可（承認）	6
	保安検査	38
	廃止措置計画の認可	1
廃止措置計画の変更の認可	0	
使用済燃料貯蔵施設 (建設中：1施設)	溶接検査の合格	0
	溶接方法の認可	0
	型式証明又は変更の承認	2
	型式指定又は変更の承認	0
再処理施設 (2施設) (廃止措置中：1施設)	設計及び工事の方法の認可	0
	設計及び工事の方法の変更の認可	0
	使用前検査の合格	1
	溶接方法の認可	0
	廃止措置計画の変更の認可	4
	保安規定の変更の認可	1
保安検査	8	
第二種廃棄物埋設施設 (2施設)	廃棄体に係る確認	10
	保安規定の変更の認可	0
	保安検査	8
廃棄物管理施設 (2施設)	設計及び工事の方法の認可	1
	溶接検査の合格	3
	溶接方法の認可	0
	保安規定の認可又は変更の認可	0
	保安検査	8
核燃料物質使用施設 (11施設)	使用の変更の許可	6
	施設検査の合格	12
	保安規定の認可又は変更の認可	9
	保安検査	44
	廃止措置計画の認可	0
	廃止措置の終了の確認	0
核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄・運搬等	施設外等における廃棄に関する確認	0
	核燃料輸送物の設計の承認	2
	輸送容器の承認	3
	工場外等における運搬に関する確認	8
	放射能濃度の確認	4

・令和2年3月31日時点で、製錬施設、第一種廃棄物埋設施設の事業の指定又は許可を受けた施設はない。

※加工施設及び再処理施設の溶接方法の認可については、1つの申請で加工施設と再処理施設の2つの認可を行った。

6. 運転期間延長認可の申請・認可等の状況

申請者	対象発電炉	申請日	審査会合(回)	認可日	運転開始以後40年を経過する日
関西電力(株)	高浜発電所1号炉	平成27年4月30日	—	平成28年6月20日	平成28年7月7日※1
	高浜発電所2号炉	平成27年4月30日	—	平成28年6月20日	平成28年7月7日※1
	美浜発電所3号炉	平成27年11月26日	—	平成28年11月16日	平成28年11月30日
日本原子力発電(株)	東海第二発電所	平成29年11月24日	—	平成30年11月7日	平成30年11月27日

・現在申請を受けているプラントがないため、令和元年度は審査会合を実施していない。

※1: 原子力規制委員会設置法附則第25条第2項の規定が適用される実用発電用原子炉については、平成27年4月8日から同年7月8日までの間が申請期間。

7. 高経年化対策制度に関する保安規定変更認可の申請・認可等の状況

申請者	対象発電炉	申請日	審査会合(回)	認可日	運転開始以後30年又は40年を経過する日
北海道電力(株)	泊発電所1号炉(30年) (冷温停止維持のみ)	平成30年6月18日	—※4	令和元年5月27日	平成31年6月22日
	泊発電所2号炉(30年) (冷温停止維持のみ)	令和2年3月19日	—※4	—	令和3年4月12日
東北電力(株)	女川原子力発電所1号炉(30年) (冷温停止維持のみ)	平成25年11月6日	—※4	平成26年5月21日	平成26年6月1日
東京電力ホールディングス(株)	福島第二原子力発電所2号炉(30年) (冷温停止維持のみ)	平成25年7月31日	—※4	平成26年1月22日	平成26年2月3日
	福島第二原子力発電所2号炉(30年) (冷温停止維持のみ)	平成30年10月31日	—※4	平成31年1月30日	—※2
	福島第二原子力発電所3号炉(30年) (冷温停止維持のみ)	平成26年6月20日	—※4	平成27年6月10日	平成27年6月21日
	福島第二原子力発電所4号炉(30年) (冷温停止維持のみ)	平成28年8月23日	—※4	平成29年8月16日	平成29年8月25日
	柏崎刈羽原子力発電所1号炉(30年) (冷温停止維持のみ)	平成26年9月16日	—※4	平成27年9月14日	平成27年9月18日
	柏崎刈羽原子力発電所2号炉(30年) (冷温停止維持のみ)	令和元年9月26日	1	—	令和2年9月28日
	柏崎刈羽原子力発電所5号炉(30年) (冷温停止維持のみ)	平成31年4月5日	2	令和2年2月27日	令和2年4月10日
中部電力(株)	浜岡原子力発電所3号炉(30年) (冷温停止維持のみ)	平成28年8月25日	—※4	平成29年8月16日	平成29年8月28日
関西電	高浜発電所1号炉(40年)	平成25年	—※4	平成26年	平成26年11月14日

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合 (回)	認可日	運転開始以後 30 年又は 40 年を経過する日
力 (株)	(冷温停止維持のみ)	11 月 12 日		11 月 12 日	
	高浜発電所 3 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 26 年 1 月 15 日	—	平成 27 年 11 月 18 日 ^{※3}	平成 27 年 1 月 17 日
	高浜発電所 4 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 26 年 6 月 3 日	—	平成 27 年 11 月 18 日 ^{※3}	平成 27 年 6 月 5 日
	高浜発電所 2 号炉 (40 年) (冷温停止維持のみ)	平成 26 年 11 月 11 日	— ^{※4}	平成 27 年 4 月 8 日	平成 27 年 11 月 14 日
関西電 力 (株)	高浜発電所 1 号炉 (40 年) (運転前提)	平成 27 年 4 月 30 日	—	平成 28 年 6 月 20 日	平成 28 年 7 月 7 日 ^{※1}
	高浜発電所 2 号炉 (40 年) (運転前提)	平成 27 年 4 月 30 日	—	平成 28 年 6 月 20 日	平成 28 年 7 月 7 日 ^{※1}
	美浜発電所 1 号炉 (冷温停止維持のみ)	平成 27 年 9 月 29 日	— ^{※4}	平成 27 年 11 月 17 日	— ^{※2}
	美浜発電所 3 号炉 (40 年) (運転前提)	平成 27 年 11 月 26 日	—	平成 28 年 11 月 16 日	平成 28 年 11 月 30 日
中国電 力 (株)	島根原子力発電所 1 号炉 (40 年) (冷温停止維持のみ)	平成 25 年 9 月 27 日	— ^{※4}	平成 26 年 2 月 26 日	平成 26 年 3 月 29 日
	島根原子力発電所 2 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 30 年 2 月 7 日	—	— ^{※3}	平成 31 年 2 月 10 日
九州電 力 (株)	川内原子力発電所 1 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 25 年 12 月 18 日	—	平成 27 年 8 月 5 日 ^{※3}	平成 26 年 7 月 4 日
	玄海原子力発電所 1 号炉 (40 年) (冷温停止維持のみ)	平成 26 年 10 月 10 日	— ^{※4}	平成 27 年 6 月 10 日	平成 27 年 10 月 15 日
	川内原子力発電所 2 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 26 年 11 月 21 日	—	平成 27 年 11 月 18 日	平成 27 年 11 月 28 日
日本原 子力発 電 (株)	敦賀発電所 2 号炉 (30 年) (冷温停止維持の み)	平成 28 年 2 月 15 日	— ^{※4}	平成 29 年 2 月 2 日	平成 29 年 2 月 17 日
	東海第二発電所 (40 年) (運転前提)	平成 29 年 11 月 24 日	—	平成 30 年 11 月 7 日	平成 30 年 11 月 27 日

・審査会合の回数は、令和元年度に実施した回数を記載している。

※1: 原子力規制委員会設置法附則第 25 条第 2 項の規定が適用される実用発電用原子炉については、平成 27 年 4 月 8 日から同年 7 月 8 日までの間が申請期間。

※2: 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の見直しに伴う長期保守管理方針の変更。

※3: 原子力規制委員会において了承した方針に基づき、新規制基準適合性審査を踏まえつつ、高経年化対策の審査を実施。

※4: 原子力規制委員会において了承した方針に基づき、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っているプラントについては原子力規制庁が審査を実施し、その結果を原子力規制委員会に報告し、決裁を得る。なお、平成 27 年 6 月 10 日の原子力規制委員会を踏まえ、平成 27 年 6 月 11 日以降は原子力規制委員会文書管理要領（平成 24 年 9 月 19 日）に則り運用する。

8. 廃止措置計画認可等の状況

施設の種類	申請者	対象施設	申請日	認可日
加工施設 (1施設)	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	平成30年9月28日	—
試験研究用等原子炉施設 (廃止措置中：10施設)	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	原子力科学研究所 JRR-2	平成18年5月12日	平成18年11月6日
		原子力科学研究所 JRR-4	平成27年12月25日	平成29年6月7日
		原子力科学研究所 過渡臨界実験装置 (TRACY)	平成27年3月31日	平成29年6月7日
		原子力科学研究所 軽水臨界実験装置 (TCA)	平成31年4月26日	—
		大洗研究開発センター 重水臨界実験装置 (DCA)	平成18年5月12日	平成18年10月20日
		大洗研究開発センター 材料試験炉 (JMTR)	令和元年9月18日	—
		青森研究開発センター 原子力第1船むつ	平成18年3月31日	平成18年10月20日
	国立大学法人東京大学	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻 東京大学原子炉 (弥生)	平成24年6月29日	平成24年8月24日
	学校法人立教学院立教大学	立教大学原子力研究所 立教大学炉	平成18年5月30日	平成19年6月1日
	学校法人五島育英会	東京都市大学原子力研究所 東京都市大学炉	平成18年5月30日	平成19年6月5日
	(株) 日立製作所 王禅寺センタ	日立教育訓練用原子炉 (HTR)	平成18年5月31日	平成19年4月20日
	(株) 東芝 原子力技術研究所	東芝臨界実験装置 (NCA)	令和元年12月23日	—
		東芝教育訓練用原子炉 (TTR-1)	平成18年3月31日	平成19年5月22日
実用発電用原子炉 (廃止措置中：13施設)	日本原子力発電 (株)	東海発電所	平成18年3月10日	平成18年6月30日
		敦賀発電所1号機	平成28年2月12日	平成29年4月19日
	東北電力 (株)	女川原子力発電所1号機	令和元年7月29日	令和2年3月18日
	中部電力 (株)	浜岡原子力発電所1,2号機	平成21年6月1日	平成21年11月18日
	九州電力 (株)	玄海原子力発電所1号機	平成27年12月22日	平成29年4月19日
		玄海原子力発電所2号機	令和元年9月3日	令和2年3月18日
	関西電力 (株)	美浜発電所1,2号機	平成28年2月12日	平成29年4月19日
		大飯発電所1,2号機	令和元年12月11日	令和2年2月26日
	中国電力 (株)	島根原子力発電所1号機	平成28年7月4日	平成29年4月19日
	四国電力 (株)	伊方原子力発電所1号機	平成28年12月26日	平成29年6月28日
		伊方原子力発電所2号機	平成30年10月10日	—

施設の種類	申請者	対象施設	申請日	認可日
研究開発段階発電用原子炉 (廃止措置中：2施設)	国立研究開発法人日本原子力 研究開発機構	新型転換炉原型炉ふげん	平成 18 年 11 月 7 日	平成 20 年 2 月 12 日
		高速増殖炉原型炉もんじゅ	平成 29 年 12 月 6 日	平成 30 年 3 月 28 日
再処理施設		核燃料サイクル工学研究所再処理施設	平成 29 年 6 月 30 日	平成 30 年 6 月 13 日

9. 放射性同位元素等規制法に基づく審査・検査等の状況

(平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

事業者	許可・届出等の種類	件数
許可使用者 (事業所数：2168)	使用の許可（承認）	17
	許可使用に係る変更の許可（承認）	223
	法人の合併又は分割の認可	8
	廃止等の届出	62
	立入検査	162
届出使用者 (事業所数：439)	使用の届出	13
	使用の届出に係る変更の届出	41
	廃止等の届出	42
	立入検査	10
表示付認証機器届出使用者 (事業所数：5012)	表示付認証機器の届出	794
	表示付認証機器の使用に係る変更の届出	696
	廃止等の届出	723
	立入検査	0
届出販売業者 (事業所数：313)	販売業の届出	8
	販売業の届出に係る変更の届出	49
	廃止等の届出	13
	立入検査	2
届出賃貸業者 (事業所数：158)	賃貸業の届出	1
	賃貸業の届出に係る変更の届出	23
	廃止等の届出	4
	立入検査	1
許可廃棄業者 (事業所数：7)	廃棄業に係る変更の許可	2
	廃止等の届出	0
	立入検査	0
放射性同位元素等の工場又は事業所外における運搬	運搬容器の承認	12
登録認証機関等 (登録機関数：17)	登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関、登録定期確認機関への立入検査	9

第4 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等関係資料（第3章関係）

1. 特定原子力施設（東京電力福島第一原子力発電所）に係る実施計画の認可・検査の状況

（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

認可・検査の種類	件数
実施計画の変更認可	21
使用前検査の終了	25
試験使用の承認	0
一部使用の承認	4
使用前検査の省略の指示	0
溶接検査の終了	17
輸入溶接検査の終了	0
施設定期検査の終了	2
保安検査	5

第5 安全研究関係資料（第4章、第6章関係）

1. 令和元年度実施安全研究

番号	研究分野	プロジェクト名	実施期間
1	外部事象	地震ハザード評価の信頼性向上に関する研究	平成29年度－令和元年度
2		津波ハザード評価の信頼性向上に関する研究	平成29年度－令和2年度
3		地震の活動履歴評価手法に関する研究	平成29年度－令和元年度
4		断層破碎物質を用いた断層の活動性評価手法に関する研究	平成25年度－令和元年度
5		大規模噴火プロセス等の知見の蓄積に係る研究	令和元年度－令和5年度
6		地震・津波及びその他の外部事象等に係る施設・設備の脆弱性評価に関する研究	平成29年度－令和2年度
7	火災防護	火災防護に係る影響評価に関する研究	平成29年度－令和2年度
8	人的組織的要因	人間工学に基づく人的組織的要因の体系的な分析に係る規制研究	令和元年度－令和4年度
9	リスク評価	規制へのPRAの活用のための手法開発及び適用に関する研究	平成29年度－令和3年度
10	シビアアクシデント（軽水炉）	軽水炉の重大事故の重要物理化学現象に係る実験	平成27年度－令和元年度

11		軽水炉の重大事故時における不確かさの大きな物理化学現象に係る解析コードの開発	平成 29 年度－令和 4 年度
12		軽水炉の重大事故における格納容器機能喪失及び確率論的リスク評価に係る解析手法の整備	平成 29 年度－令和 4 年度
13		重大事故の事故シーケンスグループに係る事故進展解析	平成 29 年度－令和元年度
14	熱流動・核特性	原子力プラントの熱流動最適評価に関する安全研究	令和元年度－令和 4 年度
15	核燃料	燃料健全性に関する規制高度化研究	平成 19 年度－令和 2 年度
16		事故時炉心冷却性に対する燃料破損影響評価研究	令和元年度－令和 5 年度
17	材料・構造（経年劣化含む）	軽水炉照射材料健全性評価研究	平成 18 年度－令和元年度
18		重大事故時の原子炉格納容器の終局的耐力評価に関する研究	平成 29 年度－令和 3 年度
19		電気・計装設備用高分子材料の長期健全性評価に係る研究	平成 29 年度－令和元年度
20	特定原子力施設	福島第一原子力発電所燃料デブリの臨界評価手法の整備	平成 26 年度－令和 3 年度
21	核燃料サイクル施設	加工施設及び再処理施設のリスク評価手法の高度化に関する研究	平成 29 年度－令和 2 年度
22	放射性廃棄物埋設施設	廃棄物埋設に影響する長期自然事象の調査方法及びバリア特性長期変遷の評価方法に関する研究	平成 29 年度－令和 2 年度
23	廃止措置・クリアランス	放射性廃棄物等の放射能濃度評価技術に関する研究	平成 29 年度－令和 2 年度
24	原子力災害対策	緊急時活動レベル（EAL）に係るリスク情報活用等の研究	平成 29 年度－令和元年度
25	原子力災害対策、放射線規制・管理	放射線安全規制研究戦略的推進事業	平成 29 年度－

第6 核セキュリティ対策の強化関係資料（第5章関係）

1. 核物質防護規定の認可等の件数

（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

核物質防護規定の変更の認可	149件（内訳） 加工施設 12件 試験研究用等原子炉 17件 実用発電用原子炉 66件 研究開発段階炉 3件 貯蔵施設 2件 再処理施設 3件 廃棄物管理施設 3件 核燃料物質使用施設 38件 特定原子力施設 5件
核物質防護規定の遵守状況の検査 （核物質防護検査）	56件（内訳） 加工施設 7件 試験研究用等原子炉 7件 実用発電用原子炉 17件 研究開発段階炉 2件 貯蔵施設 1件 再処理施設 2件 廃棄物管理施設 2件 核燃料物質使用施設 17件 特定原子力施設 1件

第7 各種検討会合等の実績

※各審議会等の実績はいずれも令和元年度末現在

1. 審議会等

- (1) 原子炉安全専門審査会
- (2) 核燃料安全専門審査会
- (3) 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会合同審査会
- (4) 放射線審議会
- (5) 国立研究開発法人審議会

2. 審査会合

- (1) 新規規制基準適合性に係る審査会合
- (2) 原子力施設の廃止措置に係る審査会合
- (3) クリアランスに関する審査会合
- (4) 輸送容器及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器に関する審査会合

3. 各種検討チーム

- (1) 環境放射線モニタリング技術検討チーム
- (2) 東海再処理施設等安全監視チーム
- (3) もんじゅ廃止措置安全監視チーム
- (4) 原子力機構バックエンド対策監視チーム
- (5) 検査制度の見直しに関する検討チーム
- (6) 震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム
- (7) 建物・構築物の免震構造に関する検討チーム
- (8) 原子炉压力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法等の技術評価に関する検討チーム
- (9) 発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チーム

4. 特定の調査・検討会

- (1) 特定原子力施設監視・評価検討会
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会
- (3) 福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議
- (4) 技術情報検討会
- (5) 技術評価検討会

5. その他

- (1) 原子力規制委員会政策評価懇談会
- (2) 原子力規制委員会令和元年度行政事業レビューに係る外部有識者会合
- (3) 新規要件に関する事業者意見の聴取に係る会合
- (4) 研究推進委員会・研究評価委員会・研究成果報告会
- (5) 実務者レベルでの技術的意見交換
- (6) 原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合

- (7) 原子力事業者防災訓練報告会
- (8) 緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合

1. 審議会等

(1) 原子炉安全専門審査会

概要

原子炉安全専門審査会(炉安審)は、原子力規制委員会設置法に基づき、原子力規制委員会の指示があった原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する審議会として置かれている。炉安審での調査審議は、原子力規制委員会設置法の参議院附帯決議も踏まえ、原子力規制委員会の判断を代替することなく、その判断に対する客観的な助言を行うに留めるものとされている。また、原子力規制委員会の第三者的立場から、科学的・技術的見地に立って、原子力規制委員会の行う規制業務の有効性の確認や助言を行うことも期待されている。

現在、原子力規制委員会から指示された調査審議事項が4つある。炉安審は、原子力規制委員会からの調査審議事項のうち火山に関することを付託する原子炉火山部会、原子炉火山部会への付託事項以外のことを付託する原子炉安全基本部会を置いている。

原子力規制委員会は、平成25年度第41回原子力規制委員会(平成26年2月5日)において原子力規制委員会設置法を踏まえた炉安審の設置方針を決定し、これに基づき同年5月12日に第1回審査会を開催している。それ以降、定期的に炉安審を開催している。

令和元年度は、原子炉安全基本部会を2回、原子炉火山部会を3回開催している。また、第32回原子力規制委員会(令和元年9月26日)臨時会議において、審査会長から最近の審議状況が報告された。

委員構成

審査委員	内山 眞幸	東京慈恵会医科大学放射線医学講座教授
	大井川 宏之	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究部 門 副部門長 兼 原子力科学研究所長
	勝田 忠広	明治大学法学部教授
	神田 玲子	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合 研究所 放射線防護情報統合センターセンター長
	関村 直人 ◎	国立大学法人東京大学副学長 大学院工学系研究科原子力国際専攻教授
	高田 毅士	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授
	高橋 信	国立大学法人東北大学大学院工学研究科 技術社会システム専攻教授
	永井 康介	国立大学法人東北大学金属材料研究所教授 附属量子エネルギー材料科学国際研究センターセンター長
	中川 聡子	東京都市大学工学部電気電子通信工学科教授
	中島 健	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所教授
	芳原 新也	学校法人近畿大学原子力研究所 准教授
	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部教授

	丸山 結	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全研究・防災支援部門安全研究センター 副センター長
	村松 健	東京都市大学工学部客員教授
	吉田 浩子	国立大学法人東北大学大学院薬学研究科准教授
	吉橋 幸子	国立大学法人名古屋大学核燃料管理施設准教授
	米岡 優子	公益財団法人日本適合性認定協会専務理事・事務局長

※◎は会長

原子炉安全基本部会委員構成

審査委員	内山 眞幸	東京慈恵会医科大学放射線医学講座教授
	大井川 宏之	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究部門 副部門長 兼 原子力科学研究所長
	勝田 忠広	明治大学法学部教授
	神田 玲子	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所 放射線防護情報統合センターセンター長
	関村 直人 ◎	国立大学法人東京大学副学長 大学院工学系研究科原子力国際専攻教授
	高田 毅士	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授
	高橋 信	国立大学法人東北大学大学院工学研究科技術社会システム専攻教授
	永井 康介	国立大学法人東北大学金属材料研究所教授 附属量子エネルギー材料科学国際研究センターセンター長
	中川 聡子	東京都市大学工学部電気電子通信工学科教授
	中島 健	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所教授
	芳原 新也	学校法人近畿大学原子力研究所准教授
	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部教授
	丸山 結	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門安全研究センター副センター長
	村松 健	東京都市大学工学部客員教授
	吉田 浩子	国立大学法人東北大学大学院薬学研究科准教授
	吉橋 幸子	国立大学法人名古屋大学核燃料管理施設准教授
米岡 優子	公益財団法人日本適合性認定協会専務理事・事務局長	

※◎は部会長

原子炉火山部会委員構成（令和2年3月29日にて任期満了）

審査委員	小林 哲夫	国立大学法人鹿児島大学名誉教授（第8回まで）
	村上 亮	国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター特任教授（第8回まで）
臨時委員	大倉 敬宏	国立大学法人京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設火山研究センター教授（第8回まで）
	宮町 宏樹	国立大学法人鹿児島大学大学院理工学研究科地球環境科学専攻教授（第8回まで）
専門委員	篠原 宏志	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター活断層・火山研究部門首席研究員（第8回まで）
	棚田 俊收	国立研究開発法人防災科学技術研究所火山防災研究部門特別研究員（第8回まで）

(2) 核燃料安全専門審査会

概要

核燃料安全専門審査会(燃安審)は、原子力規制委員会設置法に基づき、原子力規制委員会の指示があった核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議する審議会として置かれている。燃安審での調査審議は、原子力規制委員会設置法の参議院附帯決議も踏まえ、原子力規制委員会の判断を代替することなく、その判断に対する客観的な助言を行うに留めるものとされている。また、原子力規制委員会の第三者的立場から、科学的・技術的見地に立って、原子力規制委員会の行う規制業務の有効性の確認や助言を行うことも期待されている。

現在、原子力規制委員会から指示された調査審議事項が3つある。

原子力規制委員会は、平成25年度第41回原子力規制委員会(平成26年2月5日)において原子力規制委員会設置法を踏まえた燃安審の設置方針を決定し、これに基づき同年5月12日に第1回審査会を開催している。それ以降、定期的に燃安審を開催している。

令和元年度は、燃安審を3回開催している。また、第32回原子力規制委員会(令和元年9月26日)臨時会議において、審査会長から最近の審議状況が報告された。

委員構成

審査委員	宇根崎 博信	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所教授
	榎田 洋一	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科教授
	勝田 忠広	明治大学法学部教授
	桐島 陽	国立大学法人東北大学多元物質科学研究所教授
	黒崎 健	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所教授
	澤田 佳代	国立大学法人名古屋大学未来材料・システム研究所准教授
	角 美奈子	公益財団法人がん研究会有明病院 放射線治療科副部長
	高木 郁二	国立大学法人京都大学大学院工学研究科原子核工学専攻教授
	高田 毅士	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授
	中村 武彦	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門安全研究センター長
	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部教授
	山本 章夫 ◎	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科教授
	吉田 浩子	国立大学法人東北大学大学院薬学研究科准教授
吉橋 幸子	国立大学法人名古屋大学核燃料管理施設准教授	

※◎は会長

(3) 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会合同審査会

炉安審回	燃安審回	月/日	議題
第5回 原子炉安全基本部 会	23 合同	7/5	<ul style="list-style-type: none"> ・検査制度の見直しに関する検討状況について ・検査制度の見直しに関する原子力規制庁の検討状況について ・検査制度の見直しに関する事業者の検討状況について ・スクリーニングと要対応技術情報の状況について
—	24	9/9	<ul style="list-style-type: none"> ・国際原子力機関(IAEA)の総合規制評価サービス(IRRS)フォローアップミッションに提出する事前参考資料(ARM)について
第6回原 子炉安全 基本部会 合同	25 合同	12/23	<ul style="list-style-type: none"> ・検査制度の見直しに関する検討状況について ・検査制度の見直しに関する原子力規制庁の検討状況について ・検査制度の見直しに関する事業者の検討状況について ・スクリーニングと要対応技術情報の状況について

原子炉火山部会の開催実績

回	月日	議題
6	11.27	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会が行う発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に係る評価について ・観測データに有意な変化があったと判断する目安について ・その他
7	02.06	<ul style="list-style-type: none"> ・火山モニタリングにおける「観測データに有意な変化があったと判断する目安」について 報告書(案)・その他
8	03.06	<ul style="list-style-type: none"> ・火山モニタリングにおける「観測データに有意な変化があったと判断する目安」について 報告書(案) ・大規模噴火プロセス等の知見の蓄積に係る研究について ・その他

原子力規制委員会から原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会への調査審議事項

<p>・国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について調査審議を行い、助言を含めその結果の報告を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">【平成26年2月、炉安審及び燃安審への指示】</p>
<p>・原子力規制委員会が行う発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に係る評価及び原子力規制委員会が策定する原子炉の停止等に係る判断の目安について調査審議を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">【平成27年12月、炉安審への指示】</p>
<p>・平成28年1月にレビューを受けたIRRS(IAEAの総合規制評価サービス)において指摘された事項に対する原子力規制委員会の取組状況の評価や助言を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">【平成28年3月、炉安審及び燃安審への指示】</p>

・検査制度の見直しによる新たな監視・評価の仕組みの運用に向けて、リスク情報の活用と安全確保の実績の反映を含めた監視・評価及び行政上の措置の具体的な在り方や、監視・評価に係る規制機関の体制整備の在り方（検査官等の人材育成体系、資格認定の仕組み等）について調査審議を行い、助言を含めその結果の報告を行うこと。

【平成 29 年 2 月、炉安審及び燃安審への指示】

(4) 放射線審議会

概要

令和元年度は放射線審議会総会を4回開催し、ICRP2007年勧告の国内制度への取り入れ等に関する審議を行い、「女性の放射線業務従事者に対する線量限度・測定頻度（「妊婦である放射線業務従事者に対する線量限度」を含む）に関する今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめ」及び「実効線量係数・排気中または空気中の濃度限度・廃液中または排水中の濃度限度等、実効線量の使い方に関する今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめ」を取りまとめたほか、「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」（平成30年3月意見具申）を踏まえて関係行政機関の長から諮問された事項に関して審議を行い、いずれも妥当である旨を答申した。

委員構成

委員	上叢 義朋	国立研究開発法人 理化学研究所 仁科加速器科学研究センター 研究嘱託
	大野 和子	学校法人島津学園 京都医療科学大学 医療科学部 教授
	小田 啓二	国立大学法人 神戸大学 理事・副学長
	甲斐 倫明	公立大学法人 大分県立看護科学大学 看護学部 人間科学講座 教授
	神谷 研二 ◎	国立大学法人 広島大学 副学長 公立大学法人 福島県立医科大学 副学長
	唐澤 久美子	学校法人東京女子医科大学 理事 医学部長 医学部放射線腫瘍学講座教授
	神田 玲子	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所 放射線防護情報統合センター 長
	岸本 充生	国立大学法人 大阪大学 データビリティフロンティア機構 ビッグデータ社会技術部門 教授
	高田 千恵	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 核燃料・バックエンド研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所 放射線管理部 技術主席 兼 線量計測課課長
	二ツ川 章二 ○	公益社団法人 日本アイソトープ協会 常務理事
	松田 尚樹	国立大学法人 長崎大学 原爆後障害医療研究所 教授
	横山 須美	学校法人藤田学園 藤田医科大学 医療科学部 准教授
	吉田 浩子	国立大学法人 東北大学大学院 薬学研究科 ラジオアイソトープ研究教育センター 准教授

※◎は会長、○は会長代理

放射線審議会の開催実績

回	月日	議題
145	06.17	<ul style="list-style-type: none"> ・ICRP2007年勧告の取り入れ（女性の放射線業務従事者等に対する線量限度）について ・ICRP2007年勧告の取り入れ（健康診断）について ・福島県内除去土壌の再生利用に関する検討状況について（報告） ・その他
146	09.27	<ul style="list-style-type: none"> ・ICRP2007年勧告の取り入れ（女性の放射線業務従事者等に対する線量限度）について ・ICRP2007年勧告の取り入れ（実効線量係数・排気中または空気中の濃度限度・廃液中または排水中の濃度限度等、実効線量の使い方）について ・その他
147	12.23	<ul style="list-style-type: none"> ・眼の水晶体等価線量限度の取り入れ等に係る技術的基準の改正について（諮問） ・女性の放射線業務従事者等に対する線量限度・測定頻度に関する今後の審議の進め方に係る中間的な取りまとめについて（報告） ・その他
148	01.24	<ul style="list-style-type: none"> ・眼の水晶体等価線量限度の取り入れ等に係る技術的基準の改正について ・ICRP2007年勧告の取り入れ（実効線量係数・排気中または空気中の濃度限度・廃液中または排水中の濃度限度等、実効線量の使い方）について ・その他

(5) 国立研究開発法人審議会

概要

原子力規制委員会は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づき、主務大臣として、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う業務のうち一部について、研究開発に関する審議会の意見を聴取した上で、中長期目標の指示や業績評価等を実施する必要がある。そのため、原子力規制委員会は、平成 27 年 4 月 10 日、研究開発に関する審議会として国立研究開発法人審議会を設置した。

令和元年度においては、量子科学技術研究開発機構部会を計 2 回開催し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務実績評価について意見聴取を行った。

さらに、日本原子力研究開発機構部会を計 2 回開催し、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務実績評価などについて意見聴取を行った。

委員構成

委員	甲斐 倫明	公立大学法人大分県立看護科学大学 人間科学講座環境保健学研究室 教授
	神谷 研二○	国立大学法人広島大学 副学長 緊急被ばく医療推進センター長 公立大学法人福島県立医科大学 副学長 放射線医学県民健康管理センター長
	越塚 誠一◎	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授
	山西 弘城	学校法人近畿大学原子力研究所所長
	山本 章夫	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科 教授
	廣瀬 祐子	株式会社B S 日本 編成局 エクゼクティブ・プロデューサー

※◎は会長、○は副会長

各部会の委員構成

・量子科学技術研究開発機構部会

委員	甲斐 倫明	公立大学法人大分県立看護科学大学 人間科学講座環境保健学研究室 教授
	神谷 研二	国立大学法人広島大学 副学長 緊急被ばく医療推進センター長 公立大学法人福島県立医科大学 副学長 放射線医学県民健康管理センター長
	山西 弘城	学校法人近畿大学原子力研究所所長

・日本原子力研究開発機構部会

委員	越塚 誠一	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授
	山本 章夫	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科 教授
	廣瀬 祐子	株式会社BS日本 編成局 エクゼクティブ・プロデューサー

各部会の開催実績

・量子科学技術研究開発機構部会

回	月日	議題
8	7.19	<ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の平成 30 年度業務実績評価について（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 からのヒアリング） その他
9	8.9	<ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の平成 30 年度業務実績評価について（とりまとめ） その他

・日本原子力研究開発機構部会

回	月日	議題
10	07.24	<ul style="list-style-type: none"> 日本原子力研究開発機構部会長の選出及び部会長代理の指名について 第 8 回及び第 9 回会合の書面による議決について 平成 30 年度の業務実績について 原子力安全規制行政への技術支援及びそのための安全研究に係る予算及び人員等について 第 3 期中長期目標中間期間の業務実績について その他
11	08.06	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度の業務実績に関する意見の取りまとめについて 第 3 期中長期目標中間期間の業務実績に関する意見の取りまとめについて

2. 審査会合

(1) 新規制基準適合性に係る審査会合

概要

平成 25 年 7 月 8 日に施行された原子力発電所に係る新規制基準及び 12 月 18 日に施行された核燃料施設等に係る新規制基準について、事業者から提出された原子炉設置許可変更申請等に対する審査に当たった。審査は、原子力規制委員会委員に加え、原子力規制庁において検討チームを編成し、令和元年度において原子力発電所については計 156 回、核燃料施設等については計 79 回の審査会合を開催した。また、事業者から提出される高経年化対策に係る保安規定変更認可申請に対する審査会合について、令和元年度は計 3 回開催した。

各審査会合の構成

・原子力発電所の新規制基準に係る適合性審査会合

原子力規制委員会委員	石渡 明	原子力規制委員会委員
	山中 伸介	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	山田 知穂	核物質・放射線総括審議官（原子力規制部長として第 741 回まで参加）
	山形 浩史	緊急事態対策監
	田口 達也	安全規制管理官（実用炉審査担当）
	大浅田 薫	安全規制管理官（地震・津波審査担当）
	内藤 浩行	安全規制調整官
	小山田 巧	安全規制調整官
	藤森 昭裕	安全規制調査官
	寒川 琢実	安全規制調整官（第 734 回まで参加）
	渡邊 桂一	安全規制調整官
	岩田 順一	安全管理調査官
	川崎 憲二	安全管理調査官
	山口 道夫	安全管理調査官
	天野 直樹	安全管理調査官
	池田 雅昭	統括技術研究調査官

・核燃料施設等の新規制基準に係る適合性審査会合

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
	山中 伸介	原子力規制委員会委員
	石渡 明	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	山田 知穂	原子力規制部長（第 277 回まで参加）
	市村 和也	原子力規制部長（第 294 回から参加）
	山形 浩史	緊急事態対策監（第 289 回から参加）
	青木 昌浩	審議官（第 288 回まで参加）
	片岡 洋	審議官（第 284 回まで参加）
	小野 祐二	安全規制管理官（研究炉等審査担当）
	金城 慎司	安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）（第 284 回まで参加）
	長谷川 清光	安全規制管理官（核燃料施設審査担当）
	大浅田 薫	安全規制管理官（地震・津波審査担当）
	大島 俊之	安全規制調整官（第 274 回から参加）
	青山 勝信	安全管理調査官（第 293 回まで参加）
	石井 敏満	企画調査官（第 297 回から参加）
	澁谷 朝紀	安全規制調整官（第 298 回まで参加）
	志間 正和	企画調査官（第 345 回から参加）
	戸ヶ崎 康	安全規制調整官
	宮脇 豊	安全管理調査官（第 284 回まで参加）
	小山田 巧	安全規制調整官
	内藤 浩行	安全規制調整官
	細野 行夫	企画調査官
古作 泰雄	企画調査官（第 294 回から参加）	

・原子力発電所の高経年化技術評価等に係る審査会合

原子力規制庁	山田 知穂	核物質・放射線総括審議官（原子力規制部長として第 17 回まで参加）
	山形 浩史	緊急事態対策監
	田口 達也	安全規制管理官（実用炉審査担当）
	池田 雅昭	統括技術研究調査官
	藤森 昭裕	安全管理調査官

(2) 原子力施設の廃止措置に係る審査会合

概要

原子力施設の廃止措置計画について、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁職員から成る審査会合を開催している。令和元年度において原子力発電所については計 12 回、核燃料施設等については計 14 回の審査会合を開催した。

各審査会合の構成

・ 実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合

原子力規制委員会委員	山中 伸介	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	山田 知穂	核物質・放射線総括審議官（原子力規制部長として第 6 回まで参加）
	山形 浩史	緊急事態対策監
	田口 達也	安全規制管理官（実用炉審査担当）
	藤森 昭裕	安全管理調査官

・ 核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
	山中 伸介	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	山形 浩史	緊急事態対策監（第 6 回から参加）
	青木 昌浩	審議官（第 5 回まで参加）
	小野 祐二	安全規制管理官（研究炉等審査担当）（第 3 回から参加）
	戸ヶ崎 康	安全規制調整官（第 3 回から参加）
	細野 行夫	企画調査官（第 3 回から参加）

(3) クリアランスに関する審査会合

概要

原子力施設において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法について、原子力規制庁職員から成る検討チームを編成し、令和元年度においては 2 回の審査会合を開催した。

各審査会合の構成

・ クリアランスに関する審査会合

原子力規制庁	山形 浩史	緊急事態対策監（第 2 回から参加）
	青木 昌浩	審議官（第 1 回まで参加）
	小野 祐二	安全規制管理官（研究炉等審査担当）（第 2 回から参加）
	長谷川 清光	安全規制管理官（核燃料施設審査担当）（第 1 回まで参加）
	澁谷 朝紀	安全規制調整官
	山田 憲和	首席技術研究調査官

(4) 輸送容器及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器に関する審査会合

概要

輸送容器及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器に関する審査会合について、原子力規制庁職員から成る検討チームを編成し、令和元年度において1回の審査会合を開催した。

各審査会合の構成

・輸送容器及び使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器に関する審査会合

原子力規制庁	青木 昌浩	審議官
	長谷川 清光	安全規制管理官（核燃料施設審査担当）
	青山 勝信	安全管理調査官

3. 各種検討チーム

(1) 環境放射線モニタリング技術検討チーム

概要

緊急時及び平常時のモニタリングを適切に実施するためには、常にモニタリングの技術基盤の整備、実施方法の見直し、技能の維持を図っていくことが重要である。これに関して、モニタリングの技術的事項に関する検討を継続的に行うため、伴信彦委員及び外部専門家等から成る検討チームを令和元年度において1回開催した（詳細は、第6章第2節6.参照）。

チームの構成

原子力規制委員会委員	伴 信彦	原子力規制委員会委員
外部専門家	青野 辰雄	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構量子医学・医療部門高度被ばく医療センター福島再生支援研究部環境動態研究グループグループリーダー
	飯本 武志	東京大学教授
	高橋 知之	京都大学准教授
	田上 恵子	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構量子医学・医療部門高度被ばく医療センター福島再生支援研究部環境移行パラメータ研究グループグループリーダー
	武石 稔	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構福島研究開発部門福島環境安全センター分析技術開発アドバイザー
	百瀬 琢磨	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所副所長
	山澤 弘実	名古屋大学教授
	竹ヶ原 仁	青森県原子力センター 所長

原子力規制庁	山田 知穂	核物質・放射線総括審議官
	長坂 雄一	監視情報課課長
	小此木 裕二	監視情報課企画官
	富坂 隆史	放射線環境対策室室長
	大熊 一寛	放射線防護企画課課長

(2) 東海再処理施設安全監視チーム

概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構燃料サイクル工学研究所再処理施設（東海再処理施設）における、リスク低減のためのガラス固化処理等の実施状況、同施設の安全性や廃止措置に向けた安全確保のあり方等について継続的に確認するため、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員等から成る監視チーム会合を令和元年度において計 10 回開催した。

チームの構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	青木 昌浩	審議官（第 32 回まで参加）
	山形 浩史	緊急事態対策監（第 33 回から参加）
	金城 慎司	安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）（第 28 回まで参加）
	小野 祐二	安全規制管理官（研究炉等審査担当）（第 29 回から参加）
	宮脇 豊	安全管理調査官（再処理・原燃加工担当）（第 28 回まで参加）
	細野 行夫	企画調査官（第 29 回から参加）

(3) もんじゅ廃止措置安全監視チーム

概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの現況や日本原子力研究開発機構の取組状況を継続的に確認するため、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員等から成る監視チーム会合を平成 29 年 1 月に設置し、令和元年度は計 8 回会合を開催した。

チームの構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員（第 19 回まで参加）
	山中 伸介	原子力規制委員会委員（第 20 回から参加）
原子力規制庁	青木 昌浩	審議官（第 22 回まで参加）
	山形 浩史	緊急事態対策監（第 23 回から参加）
	宮本 久	安全規制管理官（研究炉等審査担当）（第 16 回まで参加）
	小野 祐二	安全規制管理官（研究炉等審査担当）（第 17 回から参加）
	長谷川 清光	安全規制調整官（再処理・使用・研究開発段階炉担当）（第 19 回まで参加）
	細野 行夫	企画調査官（第 17 回から参加）
	西村 正美	地域原子力規制総括調整官

(4) 原子力機構バックエンド対策監視チーム

概要

原子力機構の老朽化施設の廃止措置や放射性廃棄物管理等、原子力機構全体のバックエンド対策に係る包括的な課題を取り扱うため、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員等から成る監視チーム会合を平成 31 年 4 月に設置し、令和元年度は計 4 回会合を開催した。

チームの構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	山形 浩史	緊急事態対策監
	小野 祐二	安全規制管理官（研究炉等審査担当）
	戸ヶ崎 康	安全規制調整官
	前田 敏克	安全規制調整官
	細野 行夫	企画調査官
	菅原 洋行	企画調査官（第 3 回から参加）

(5) 検査制度の見直しに関する検討チーム

概要

IRRS 報告書における原子力施設の検査制度に関する指摘への対応も含め、検査制度の改善の方向性について検討するため、原子力規制委員及び外部専門家等から成る検討チームを令和元年度に第 14 回から第 19 回まで、計 6 回開催した。また、検査制度の見直しに関する詳細な検討を行うため、検討チームの下に規制機関及び被規制者の実務担当から成るワーキンググループを令和元年度に第 26 回から第 33 回まで、

計 8 回開催した。

直近（令和 2 年 3 月 10 日開催）のチームの構成

原子力規制委員会委員	山中 伸介	原子力規制委員会委員
外部専門家	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	関村 直人	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	高橋 滋	法政大学法学部 教授
	米岡 優子	公益財団法人日本適合性認定協会常務理事認定センター長
原子力規制庁	金子 修一	長官官房審議官
	古金谷 敏之	検査監督総括課長
	平野 雅司	国際室 地域連携推進官
	武山 松次	原子力規制部 安全規制管理官（実用炉監視担当）
	門野 利之	原子力規制部 安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）
	杉本 孝信	原子力規制部 安全規制管理官（専門検査担当）
	志間 正和	検査監督総括課 統括監視指導官
	渡邊 健一	検査監督総括課 課長補佐
	伊藤 信哉	検査監督総括課 課長補佐
	吉野 昌治	実用炉監視部門 企画調査官
	熊谷 直樹	核燃料施設等監視部門 統括監視指導官
	高須 洋司	専門検査部門 統括監視指導官
	小坂 淳彦	専門検査部門 企画調査官
	布田 洋史	検査監督総括課 検査評価室長

(6) 震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム

概要

原子力発電所等における基準地震動のうち、地震学的検討から全国共通に考慮すべき地震と位置づけられている「震源を特定せず策定する地震動」（Mw6.5 未満の地震動）について、共通に適用できる地震動の策定方法を明確にする目的で、原子力規制委員会委員、外部専門家及び原子力規制庁職員から構成される検討チーム会合を、令和元年度に計 3 回開催した。

チームの構成

原子力規制委員会委員	石渡 明	原子力規制委員会委員
外部専門家	遠田 晋次	東北大学災害科学国際研究所災害理学研究部門 教授
	久田 嘉章	工学院大学総合研究所・都市減災研究センター長 教授
	藤原 広行	防災科学技術研究所マルチハザードリスク評価研究部門長

	三宅 弘恵	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター准教授
	室野 剛隆	鉄道総合技術研究所研究開発推進部 J R 部長
	山岡 耕春	名古屋大学環境学研究科地震火山研究センター 教授
原子力規制庁	櫻田 道夫	原子力規制技監（技術基盤グループ長）
	山田 知穂	原子力規制部長〔令和元年 7 月 8 日まで〕
	大浅田 薫	安全規制管理官（地震・津波審査担当）
	小林 恒一	安全技術管理官（地震・津波担当） 〔平成 31 年 3 月 31 日まで〕 技術基盤グループ地震・津波研究部門 主任技術研究調査官 〔平成 31 年 4 月 1 日から〕
	御田 俊一郎	原子力規制部地震・津波審査部門安全管理調査官
	川内 英史	技術基盤グループ地震・津波研究部門 首席技術研究調査官 〔令和元年 7 月 11 日まで〕、 技術基盤グループ安全技術管理官（地震・津波担当） 〔令和元年 7 月 12 日から〕
	飯島 亨	技術基盤グループ地震・津波研究部門首席技術研究調査官
	小林 源裕	技術基盤グループ地震・津波研究部門主任技術研究調査官
	儘田 豊	技術基盤グループ地震・津波研究部門主任技術研究調査官
	谷 尚幸	原子力規制部地震・津波審査部門主任安全審査官
	佐口 浩一郎	原子力規制部地震・津波審査部門主任安全審査官
	藤田 雅俊	技術基盤グループ地震・津波研究部門技術研究調査官
田島 礼子	技術基盤グループ地震・津波研究部門技術研究調査官	

（7）建物・構築物の免震構造に関する検討チーム

概要

免震構造を採用する発電用原子炉施設の建物・構築物について合理的かつ効率的に設置許可並びに工事計画認可に係る審査を実施するため、原子力規制委員会として現行の実用発電用原子炉施設に関する基準規則の解釈のうち免震構造に係る規定の改正及び原子力規制庁においてドラフトとして作成した建物・構築物の免震構造に関する審査ガイドの完成に向け、免震構造に関する技術的事項について議論する目的で、原子力規制委員会委員、外部専門家及び原子力規制庁職員から構成される検討チーム会合を、令和元年度に 1 回開催した。

チームの構成

原子力規制委員会委員	山中 伸介	原子力規制委員会委員
	石渡 明	原子力規制委員会委員
外部専門家	菊地 優	北海道大学大学院 工学研究院 建築都市空間デザイン部門 教授
	久田 嘉章	工学院大学総合研究所・都市減災研究センター長 教授
	古屋 治	東京電機大学 理工学部機械工学系 教授
原子力規制庁	大村 哲臣	審議官（技術基盤グループ長）
	川内 英史	技術基盤グループ安全技術管理官（地震・津波担当）
	大浅田 薫	原子力規制部安全規制管理官（地震・津波審査担当）
	名倉 繁樹	原子力規制部地震・津波審査部門 安全管理調査官
	江寄 順一	原子力規制部地震・津波審査部門 企画調査官
	三浦 宣明	原子力規制部地震・津波審査部門 主任安全審査官
	井上 超	原子力規制部地震・津波審査部門 主任安全審査官
	大橋 守人	技術基盤グループ地震・津波研究部門 首席技術研究調査官
	山崎 宏晃	技術基盤グループ地震・津波研究部門 統括技術研究調査官
	猿田 正明	技術基盤グループ地震・津波研究部門 主任技術研究調査官
	小林 恒一	技術基盤グループ地震・津波研究部門 主任技術研究調査官
	日高 慎士郎	技術基盤グループ地震・津波研究部門 主任技術研究調査官

(8)原子炉压力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法等の技術評価に関する検討チーム

概要

原子炉压力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法等の技術評価を行うことを目的として、原子力規制委員、原子力規制庁職員及び外部有識者等から成る検討チームを、令和元年度において計 5 回開催した。

チームの構成

原子力規制委員会委員	山中 伸介	原子力規制委員会委員
外部有識者	大畑 充	大阪大学大学院工学研究科マテリアル生産科学専攻教授
	沖田 泰良	東京大学大学院工学系研究科人工物工学研究センター准教授
	笠田 竜太	東北大学金属材料研究所教授
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全研究センター	鬼沢 邦雄	安全研究センター付
	高見澤 悠	材料・構造安全研究ディビジョン材料・水化学研究グループ研究員
原子力規制庁	大村 哲臣	技術基盤グループ長
	遠山 眞	技術基盤グループ技術基盤課長
	佐々木 晴子	技術基盤グループ技術基盤課企画調整官
	北條 智博	技術基盤グループシステム安全研究部門技術研究調査官
	塚部 暢之	原子力規制部実用炉審査部門管理官補佐
	藤澤 博美	技術参与
	船田 立夫	技術参与

(9) 発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チーム

概要

発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策の規制への取り込みについて具体的な検討を進めるため、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁職員から構成される検討チーム会合を、令和元年度に計4回開催した。

チームの構成

原子力規制委員会委員	山中 伸介	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	大村 哲臣	審議官
	山田 知穂	核物質・放射線総括審議官
	遠山 眞	技術基盤課長
	西崎 崇徳	技術基盤課企画官
	成田 達治	技術基盤課課長補佐
	山田 創平	技術基盤課係長
	小木曾 善一	技術参与
	平野 雅司	総務課国際室地域連携推進官
	今瀬 正博	システム安全研究部門原子力規制専門職
	関根 将史	システム安全研究部門技術研究調査官
	川崎 憲二	実用炉審査部門安全管理調査官
	照井 裕之	実用炉審査部門安全審査官

	村上 玄	実用炉監視部門管理官補佐
	丸山 直紀	安全規制管理官（核セキュリティ担当）
	奥 博貴	核セキュリティ部門管理官補佐
	佐藤 滋朗	核セキュリティ部門管理官補佐

4. 特定の調査・検討会

(1) 特定原子力施設監視・評価検討会

概要

東京電力福島第一原子力発電所における、廃炉作業に係る工程管理や安全対策等について評価及び必要な技術的助言を実施することを目的とし、原子力規制委員会、原子力規制庁及び外部有識者等から成る特定原子力施設監視・評価検討会を開催している。令和元年度においては、当該検討会を計 10 回開催した。

検討会の構成

原子力規制委員会	伴 信彦	原子力規制委員会委員
	田中 知	原子力規制委員会委員
外部有識者	井口 哲夫	名古屋大学大学院工学研究科エネルギー理工学専攻 教授（第 73 回から参加）
	橋高 義典	首都大学東京大学院都市環境科学研究科 教授
	田中 清一郎	株式会社田中 会長（第 73 回から参加）
	徳永 朋祥	東京大学大学院新領域創成科学研究科環境システム学専攻 教授
	蜂須賀 禮子	大熊町商工会 会長
	山本 章夫	名古屋大学大学院工学研究科総合エネルギー工学専攻 教授
	原子力規制庁	櫻田 道夫
山形 浩史		緊急事態対策監（第 72 回まで参加）
金子 修一		審議官（第 73 回から参加）
南山 力生		地域原子力規制総括調整官（福島担当）
竹内 淳		東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
岩永 宏平		東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 企画調査官
澁谷 朝紀		東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 企画調査官（第 76 回から参加）
木下 智之		東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 管理官補佐（第 74 回まで参加）
林田 英明		東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 管理官補佐（第 74 回から参加）
加藤 淳也		東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 特殊施設審査官（第 74 回まで参加）
小林 隆輔		福島第一原子力規制事務所長

	青木 広臣	核燃料廃棄物研究部門 技術研究調査官(第73回から参加)
	安井 正也	原子力規制特別国際交渉官 (第73回から参加)

(2) 東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会

概要

東京電力福島第一原子力発電所事故についての技術的な調査・分析に係る検討を行うことを目的とし、原子力規制委員会、原子力規制庁、外部有識者及び日本原子力研究開発機構から成る東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を開催している。令和元年度は、当該検討会を計5回開催した。

検討会の構成

原子力規制委員会	更田 豊志	原子力規制委員会委員長
外部有識者	前川 治	原子力損害賠償・廃炉等支援機構 技監
	牟田 仁	東京都市大学工学部原子力安全工学科 准教授
	二ノ方 壽	東京工業大学 名誉教授 (第11回に参加)
原子力規制庁	櫻田 道夫	原子力規制技監
	金子 修一	審議官
	安井 正也	原子力規制国際特別交渉官
	平野 雅司	地域連携推進官
	永瀬 文久	安全技術管理官 (システム安全担当)
	梶本 光廣	シビアアクシデント研究部門 技術参与
	竹内 淳	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
	岩永 宏平	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 企画調査官
	星 陽崇	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 主任技術研究調査官
日本原子力研究開発機構	川崎 憲二	実用炉審査部門 安全管理調査官
	丸山 結	安全研究センター 副センター長
	与能本 泰介	企画調整室 規制・国際情報分析室長
	杉山 智之	安全研究センター リスク評価研究ディビジョン長

(3) 福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議

概要

東京電力福島第一原子力発電所事故についての技術的な調査・分析に係る作業と廃炉作業の整合を図ることを目的とし、調査・分析の実施主体である原子力規制庁並びに廃炉作業の実施主体である資源エネルギー庁、原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び東京電力から成る福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議を開催している。令和元年度は、当該会議を計3回開催した。

検討会の構成

資源エネルギー庁	新川 達也	原子力事故災害対処審議官
	土屋 博史	原子力発電所事故収束対応室長
	岡本 正樹	原子力発電所事故収束対応室 企画官
	羽田 由美子	原子力発電所事故収束対応室 調整官
	田中 佑典	原子力発電所事故収束対応室 室長補佐
	皆川 重治	原子力政策課原子力基盤室長
原子力規制庁	金子 修一	審議官
	竹内 淳	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
	岩永 宏平	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 企画調査官
	林田 英明	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 管理官補佐
	木原 昌二	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 室長補佐
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	池上 三六	執行役員
	前川 治	技監
	若林 宏治	技監
東京電力ホールディングス株式会社	福田 俊彦	福島第一廃炉推進カンパニー バイスプレジデント
	石川 真澄	福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部長
	溝上 伸也	福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 安全・解析グループ 課長

(4) 技術情報検討会

概要

国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報に加え、最新の科学的・技術的知見を規制に反映させる必要性の有無について、整理し認識を共有することを目的として、2か月に1回程度の頻度で原子力規制委員及び原子力規制庁の関係課長等で構成される技術情報検討会を開催している。令和元年度においては、計5回の検討会を開催した。

検討会の構成

(平成31年4月1日時点)

原子力規制委員会	原子力規制委員会委員 (1名)
原子力規制庁 長官官房	原子力規制技監
	緊急事態対策監
	審議官 (2名)
	総務課国際室長

技術基盤グループ	地域連携推進官
	技術基盤課長
	安全技術管理官（システム安全担当）
	安全技術管理官（シビアアクシデント担当）
	安全技術管理官（核燃料廃棄物担当）
	安全技術管理官（地震・津波担当）
原子力規制部	原子力規制部長
	原子力規制企画課長
審査グループ	安全規制管理官（実用炉審査担当）
	安全規制管理官（研究炉等審査担当）
	安全規制管理官（核燃料施設審査担当）
	安全規制管理官（地震・津波審査担当）
検査グループ	検査監督総括課長
	安全規制管理官（実用炉監視担当）
	安全規制管理官（専門検査担当）
	安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）
日本原子力研究開発機構	規制・国際情報分析室長
事務局	原子力規制部原子力規制企画課 （議題に応じて検査監督総括課及び技術基盤課が協力する。）

※：放射線防護から得られた知見について議題とする場合は、放射線防護グループ内の関係課が出席するものとする。

（令和元年 9 月 4 日時点）

原子力規制委員会	原子力規制委員会委員（1名）
原子力規制庁 長官官房	原子力規制技監
	緊急事態対策監
	審議官（技術基盤グループ担当）
	審議官（検査・国際・1F担当）
	総務課国際室長
	地域連携推進官
	総務課緊急事案対策室長
技術基盤グループ	技術基盤課長
	規制基盤技術統括調整官
	安全技術管理官（システム安全担当）
	安全技術管理官（シビアアクシデント担当）
	安全技術管理官（核燃料廃棄物担当）
	安全技術管理官（地震・津波担当）
原子力規制部	原子力規制部長
	原子力規制企画課長

審査グループ	安全規制管理官（実用炉審査担当）
	安全規制管理官（研究炉等審査担当）
	安全規制管理官（核燃料施設審査担当）
	安全規制管理官（地震・津波審査担当）
検査グループ	検査監督総括課長
	安全規制管理官（実用炉監視担当）
	安全規制管理官（専門検査担当）
	安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）
日本原子力研究開発機構	規制・国際情報分析室 技術主幹
事務局	技術基盤グループ技術基盤課長 （議題に応じて検査監督総括課が協力する。）

※：放射線防護から得られた知見について議題とする場合は、放射線防護グループ内の関係課が出席するものとする。

(5) 技術評価検討会

概要

原子力規制委員会における安全研究に係る事前評価、中間評価及び事後評価を実施するに当たって、各技術分野に知見を持つ外部専門家から技術的評価を得るため、令和元年度においては、以下の 6 つの技術評価検討会を計 9 回開催した。

各技術検討会の構成

プラント安全技術評価検討会

外部専門家	北田 孝典	大阪大学大学院工学研究科環境・エネルギー工学専攻教授
	山路 哲史	早稲田大学理工学術院先進理工学研究科共同原子力専攻准教授
	五福 明夫	岡山大学工学部ヘルスシステム統合科学研究科教授

燃料技術評価検討会

外部専門家	有馬 立身	九州大学大学院工学研究院エネルギー量子工学部門助教
	黒崎 健	京都大学複合原子力科学研究所安全原子力システム研究センター教授

材料技術評価検討会

外部専門家	笠原 直人	東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻教授
	兼松 学	東京理科大学理工学部建築学科教授
	松本 聡	芝浦工業大学大学院理工学研究科電気電子情報工学専攻教授

	望月 正人	大阪大学大学院工学研究科マテリアル生産科学専攻教授
--	-------	---------------------------

シビアアクシデント技術評価検討会

外部専門家	糸井 達哉	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻准教授
	牟田 仁	東京都市大学大学院総合理工学研究科共同原子力専攻准教授
	守田 幸路	九州大学大学院工学研究院エネルギー量子工学部門教授

核燃料サイクル技術評価検討会

外部専門家	榎田 洋一	名古屋大学大学院工学研究科マテリアル理工学専攻教授
	木倉 宏成	東京工業大学先導原子力研究所准教授
	村松 健	東京都市大学工学部原子力安全工学科客員教授

地震・津波技術評価検討会

外部専門家	岩田 知孝	京都大学防災研究所教授
	酒井 直樹	国立研究開発法人防災科学技術研究所先端的研究施設利活用センター戦略推進部室長
	古屋 治	東京電機大学理工学部教授

5. その他

(1) 原子力規制委員会政策評価懇談会

概要

原子力規制委員会が行う政策評価（事後評価）の実施に当たっては、外部有識者より意見を聴取することとされている。令和元年度は計2回開催し、政策評価及び原子力規制委員会第2期中期目標に関する意見を聴取した。

懇談会の構成

外部有識者	飯塚 悦功	公益財団法人日本適合性認定協会理事長 東京大学名誉教授
	大屋 雄裕	慶応義塾大学法学部教授
	亀井 善太郎	PHP 総研主席研究員 立教大学大学院 21 世紀デザイン研究科特任教授
	城山 英明	東京大学公共政策大学院教授 東京大学大学院法学政治学研究科教授
	藤田 由紀子	学習院大学法学部教授
	町 亞聖	フリージャーナリスト

(2) 原子力規制委員会令和元年度行政事業レビューに係る外部有識者会合

概要

各府省が全ての事業を対象として執行の実態を明らかにし、外部の視点を活用しながら点検を行う行政事業レビューの一環として、一部の事業については外部有識者より事業の改善点の指摘や課題等について提案等を聴取することとされている。令和元年度において計3回の外部有識者会合を開催した。

会合の構成

外部有識者	飯島 大邦	中央大学経済学部教授
	西垣 芽衣	監査法人アヴァンティア パートナー
	伊藤 伸	一般社団法人構想日本 総括ディレクター

(3) 新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合

概要

本会合は、新規制要件に関して、事業者に公開で意見を聴取する必要性が生じた際に不定期で開催するものである。令和元年度は、原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度について 1 回、技術評価の優先順位について 2 回開催した。

会合の構成

- ・原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等（令和元年 8 月 5 日）

原子力規制庁	遠山 眞	技術基盤課長
	佐々木 晴子	技術基盤課企画調整官
	河野 克己	システム安全研究部門主任技術研究調査官
	小嶋 正義	システム安全研究部門主任技術研究調査官
	荒井 健作	システム安全研究部門技術研究調査官
	森田 憲二	専門検査部門主任原子力専門検査官
	藤澤 博美	技術参与
	船田 立夫	技術参与

- ・令和元年度技術評価の優先順位（平成 31 年 4 月 18 日）

原子力規制庁	辻原 浩	技術基盤課長
	萩沼 真之	技術基盤課企画調整官
	佐々木 晴子	技術基盤課原子力規制専門職
	北條 智博	システム安全研究部門技術研究調査官
	蔦澤 雄二	原子力規制部原子力規制企画課課長補佐
	古作 泰雄	原子力規制部検査グループ検査監督総括課課長補佐
	熊谷 直樹	原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門統括監視指導官
	藤澤 博美	技術参与

- ・令和 2 年度技術評価の優先順位（令和 2 年 2 月 7 日）

原子力規制庁	遠山 眞	技術基盤課長
	佐々木 晴子	技術基盤課企画調整官
	河野 克己	システム安全研究部門主任技術研究調査官
	北條 智博	システム安全研究部門技術研究調査官
	嶋崎 昭夫	専門検査部門管理官補佐
	川下 泰弘	専門検査部門企画調査官
	木下 智之	核燃料施設等監視部門管理官補佐
	藤澤 博美	技術参与

（4）研究推進委員会・研究評価委員会・研究成果報告会

概要

平成29年度から開始した放射線安全規制研究戦略的推進事業は、原子力規制委員会が毎年度設定する重点テーマに基づいて調査研究を公募することとしている。同事業における採択課題の選定、採択課題の進捗管理、次年度の公募に係る重点テーマの設定等を行うため、令和元年度は研究推進委員会を3回開催した。

また、採択課題の研究計画及び研究成果の評価を行うために研究評価委員会を3回開催したほか、採択者による研究成果報告会を1回開催した。

研究推進委員会及び研究評価委員会の構成

研究推進委員会

原子力規制委員会委員	伴 信彦	原子力規制委員会委員
外部有識者	石川 徹夫	公立大学法人福島県立医科大学医学部教授
	高橋 知之	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所准教授
	中村 吉秀	公益社団法人日本アイソトープ協会シニアアドバイザー
	古田 定昭	株式会社ペスコ中部事業所長
原子力規制庁	大熊 一寛	放射線防護企画課長
	長坂 雄一	監視情報課長
	宮本 久	安全規制管理官（放射線規制担当）
	田中 桜	放射線防護企画課企画官
	高山 研	放射線防護企画課企画官
	小此木 裕二	監視情報課企画官
	大町 康	放射線防護企画課課長補佐
	小林 駿司	放射線防護企画課係長
	本間 俊充	放射線防護企画課放射線防護技術調整官
	中村 尚司	放射線規制部門技術参与

研究評価委員会

外部有識者	占部 逸正	学校法人福山大学工学部情報工学科教授
	小田 啓二	国立大学法人神戸大学副学長
	鈴木 元	学校法人国際医療福祉大学クリニック教授兼院長
	二ツ川 章二	公益社団法人日本アイソトープ協会常務理事
	吉田 浩子	国立大学法人東北大学大学院薬学研究科ラジオアイソトープ研究教育センター准教授

(5) 実務者レベルでの技術的意見交換

① 経年劣化管理に係る ATENA との実務レベルの技術的意見交換会

ATENA の要望を踏まえ、ATENA と原子力規制庁との経年劣化管理に係る実務レベルの技術的な意見交換を行う場を設置。令和 2 年 3 月 6 日に第 1 回会合を開催した。

開催状況	主な意見交換の内容
第 1 回（令和 2 年 3 月 6 日）	<ul style="list-style-type: none"> 意見交換の進め方 原子力発電所の安全な長期運転に向けた経年劣化管理の取組について

原子力安全、技術、規制等に関し、事業者の考え等を聴取するため、事業者と原子力規制庁との実務者レベルの意見交換会の場を、案件に応じ開催している。

○ 大山火山の火山灰分布に関する情報収集に係る意見交換会

(6) 原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合

概要

原子力施設等における事故トラブル事象への対応について、事業者の原因究明、再発防止策等を適切に確認するため、必要に応じて山中委員又は田中委員が参加する公開会合を7回開催した。

公開会合の構成

原子力規制委員会	山中 伸介	原子力規制委員会委員
	田中 知	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	片岡 洋	審議官（第8回に参加）
	古金谷 敏之	安全規制管理官（実用炉監視担当）（第7回まで参加）
	武山 松次	安全規制管理官（実用炉監視担当）（第9回から参加）
	金城 慎司	安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）（第8回に参加）

(7) 原子力事業者防災訓練報告会

概要

原子力事業者が実施している原子力事業者防災訓練について、原子力規制庁と原子力事業者間の情報共有の強化及び防災対応能力の向上等を目指し、山中委員、田中委員を中心として、令和元年度において報告会を1回開催した。

報告会の構成

原子力規制委員会	山中 伸介	原子力規制委員会委員
	田中 知	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	山形 浩史	緊急事態対策監
	青木 昌浩	審議官
	片岡 洋	審議官
	市村 知也	原子力規制企画課長
	田口 達也	安全規制管理官（実用炉審査担当）
	古金谷 敏之	安全規制管理官（実用炉監視担当）
	小野 祐二	安全規制管理官（研究炉等審査担当）
	長谷川 清光	安全規制管理官（核燃料施設審査担当）
	金城 慎司	安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）
	舟山 京子	安全技術管理官（シビアアクシデント担当）
	金子 修一	緊急事案対策室長
	村田 真一	事故対処室長
	菅原 洋行	緊急事案対策室企画調整官

内閣府	荒木 真一	大臣官房審議官（原子力防災担当）
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	吉田 一雄	安全研究・防災支援部門 安全研究センター シビアアクシデント評価研究グループ

（8）緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合

概要

実用発電用原子炉施設及び核燃料施設等における緊急時活動レベル（EAL）の見直しについて、実際に運用する原子力事業者と意見交換を行うため、令和元年度において会合を1回開催した。

会合の構成

原子力規制庁	山形 浩史	緊急事態対策監
	古金谷 敏之	緊急事案対策室長
	村田 真一	事故対処室長
	菅原 洋行	緊急事案対策室企画調整官
	児玉 智	緊急事案対策室企画調整官